

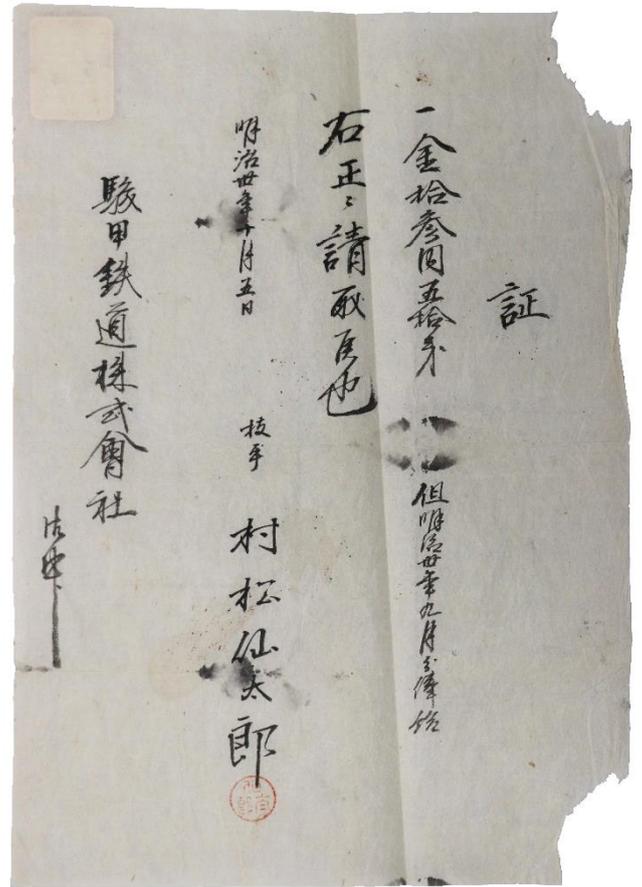
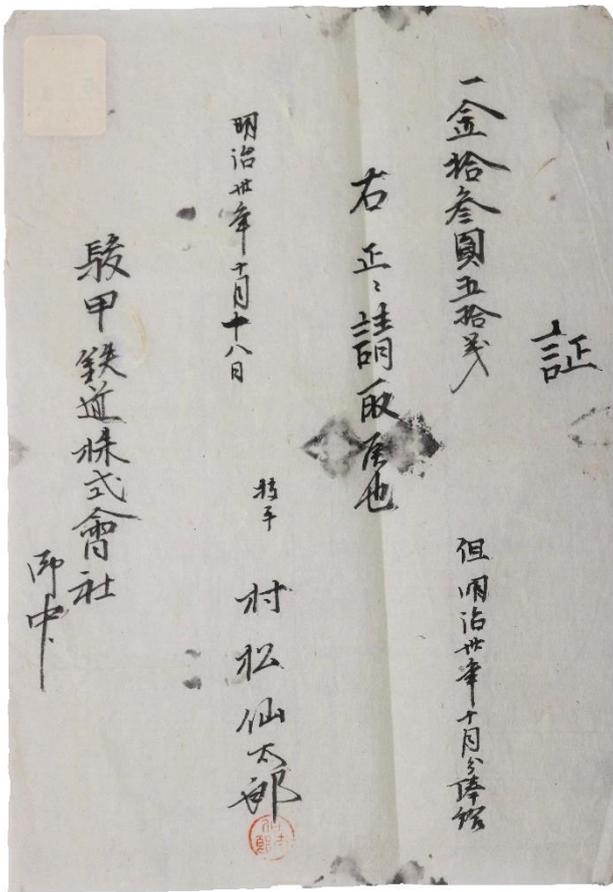
軌道中心

762 mm

1.524 m



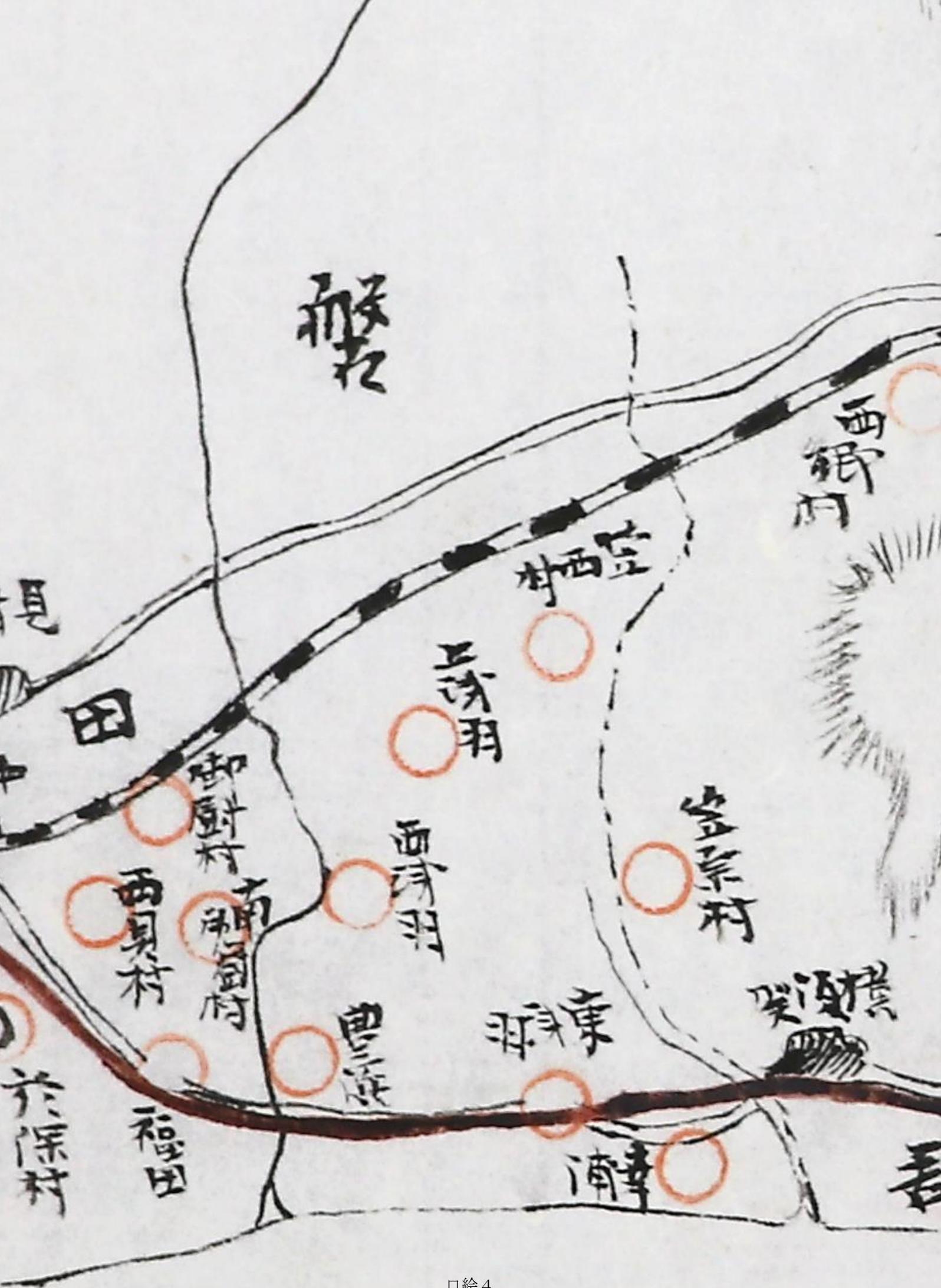
相習生之者雖後其必芽門至
 以此早生事行矣之午午年俗務一為
 少以世之方務之何社其何之在略可
 中述我乃在是者中宜出規中今其備
 以令息牙是是述本縣廳之於之剛
 量技子以勤務之遊居長安之百祥
 任之成之面後由陸道測量方以於
 任之成之面後由陸道測量方以於
 就之遊之遊申秩道測量模樣是

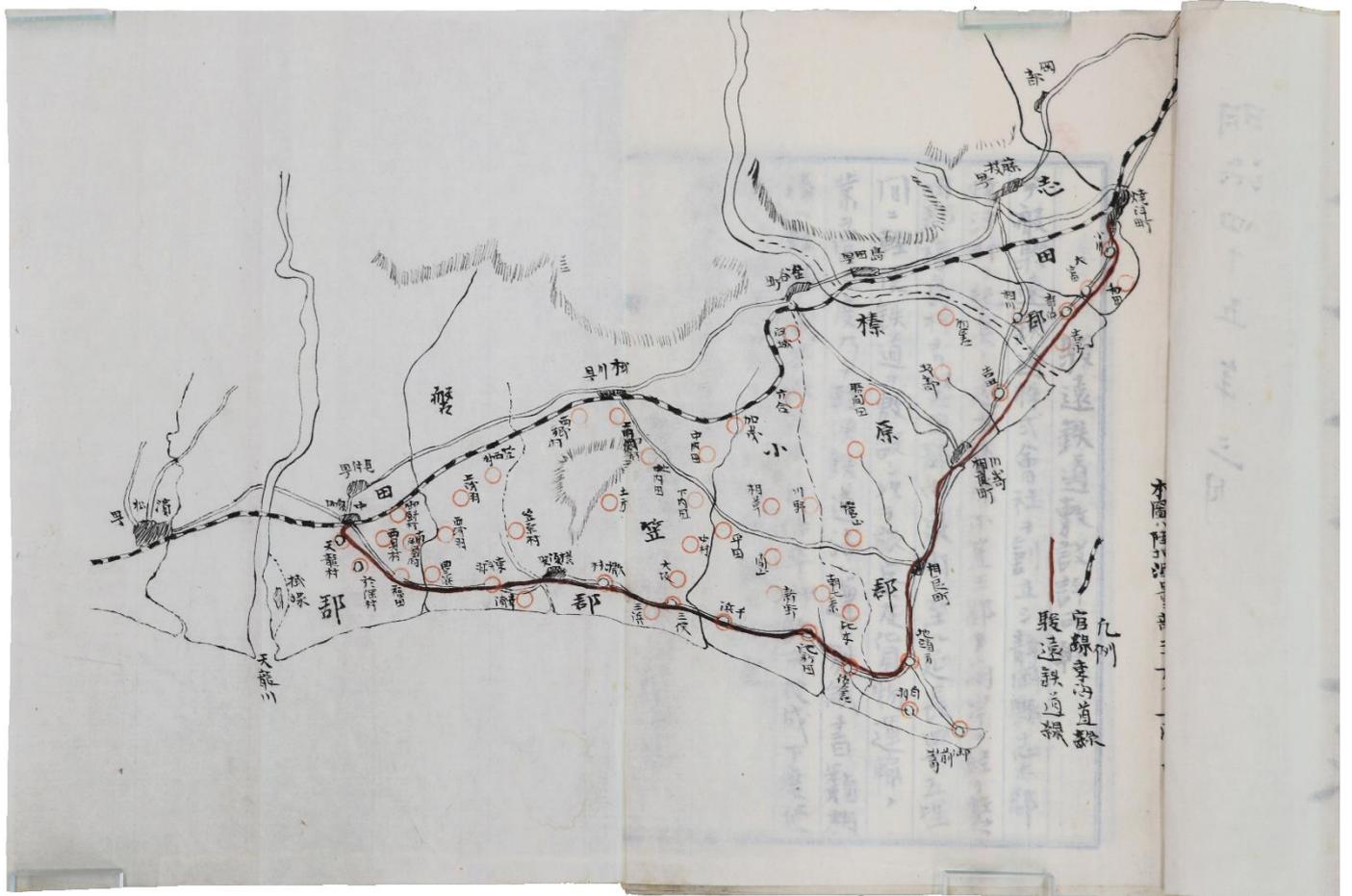


上右：明治 30 年（1897）10 月 5 日付け「証」（諸井平記家文書〈浅羽要衛武家文書〉近代 158-2）本書 3 号

上左：明治 30 年（1897）10 月 18 日付け「証」（諸井平記家文書〈浅羽要衛武家文書〉近代 158-1）本書 4 号

右頁：（年不明）7 月 28 日付け〔浅羽要衛武宛竹内健三郎書状〕〔書状綴〕諸井平記家文書（浅羽要衛武家文書）（近・現代）84 所収）本書 5 号





上・右：明治45年（1912）3月『駿遠鉄道予定線』
 （近藤照男氏寄贈史料）本書18号

猪排是此中珍品

乃清美之由 所成 其解 乃后 乃后 乃后

德中乃通 乃通 乃通 乃通 乃通 乃通

乃乃乃乃 乃乃乃乃 乃乃乃乃 乃乃乃乃 乃乃乃乃

大正元年

昭陽會
 大隈防務修繕工事ノ費用報告ノ件
 聖上陛下ニ不測ノ御令快信祈禱シナス事
 右同平五ノ、右加蓋ヲ祈リテ
 午祈聖上ニ不測ノ御令快信祈禱シナス事
 駿達鐵道線路修繕ノ件
 社友所 郡吏出張ス
 七月三十一日
 昭陽會
 鐵道線路修繕ノ件
 右同平五ノノ序
 八月一日

時期ノ亦ス時期ノ依リテハ期カシクシナス事
 大隈ハ組合ノ規約ニ依リテハ期カシクシナス事
 ハ別冊ニ通リ變更ス
 右同平五ノノ序
 在りテハ期カシクシナス事
 七月十四日
 昭陽會
 江ノ場組立ノ後補者同本學去氏再三再四
 治心ニシテハ期カシクシナス事
 同本學去氏ノ序
 右同本學去氏ノ序
 七月二十一日

上：『協議会議事録』明治 45 年（1912）7 月 28 日条（梅山自治会文書近代 37）本書 26 号

右：明治 44 年（1911）『鐵道關係日記』（梅山自治会文書近代 2855）本書 14 号

以前はこれらの史料の文字が読めなかった！

輕便鐵道敷設許可證

靜岡縣小笠郡掛川市南西御字古持八十五番地、一、起、皇、令、郡
西南御村古池村、新井村、原左村、和日村、園、和、野、字、村、山、吉、寺
園田村、新、江、印、三、河、村、方、北、村、野、初、村、等、令、市、之、保、令、之、保
字、河、口、九、一、中、八、八、地、一、三、五、番、地、長、十、五、哩、穿、七、鐵、道、而、輕、便
鐵、道、之、後、之、遠、大、大、揮、國、身、之、保、一、政、運、輸、之、業、之、多、之
度、能、所、所、得、可、得、成、下、及、別、法、部、目、的、及、書、續、踏、察、測、同
敷、設、者、概、不、得、其、業、之、支、障、等、事、相、違、此、事、以、行、在、中
明治廿九年十月三十日

靜岡縣小笠郡掛川市南西御字古持八十五番地
杉山 三

北遠鉄道期成同盟會規約書

大正元年拾月許可セラレタル北遠輕便
鐵道ノ竣成ヲ期スル為メ本村長及村會
議員及有志地主ハ一致共同シテ期成
同盟會ヲ組織シ左ノ規約ヲ嚴守シ起業
者ノ便ニ供スル事

一本村区域内ノ用地買収ハ其何處タル

ヲ向ハス田地

野跡

山林

畑

宅地

ヲ以テ志坪代金トシテ買収ニ應スル

事

但事實高價ヲ要スル場合ハ本會ニ於ケ其

余分ヲ負擔シテ平均セシムル事

一家屋移轉料等ハ本會ト會社社員トノ間ニ

協定シテ進接ヲ圖ル事

一株式ハ實力ノ許ニ限り精々應募スル事

以上本會ノ赤誠ヲ表スル為メ會員及此地

主ハ記名簿ヲ仰スルモノトス

大正四年 月 日

北遠鐵道

上：大正2年（1913）「北遠鉄道期成同盟会規約書」（12字列
近代役場文書 499-3）本書 46号

右：明治44年（1911）11月28日付け『遠江輕便鐵道出願
書』（12字列近代役場文書 499-2）本書 13号

柴停車場記

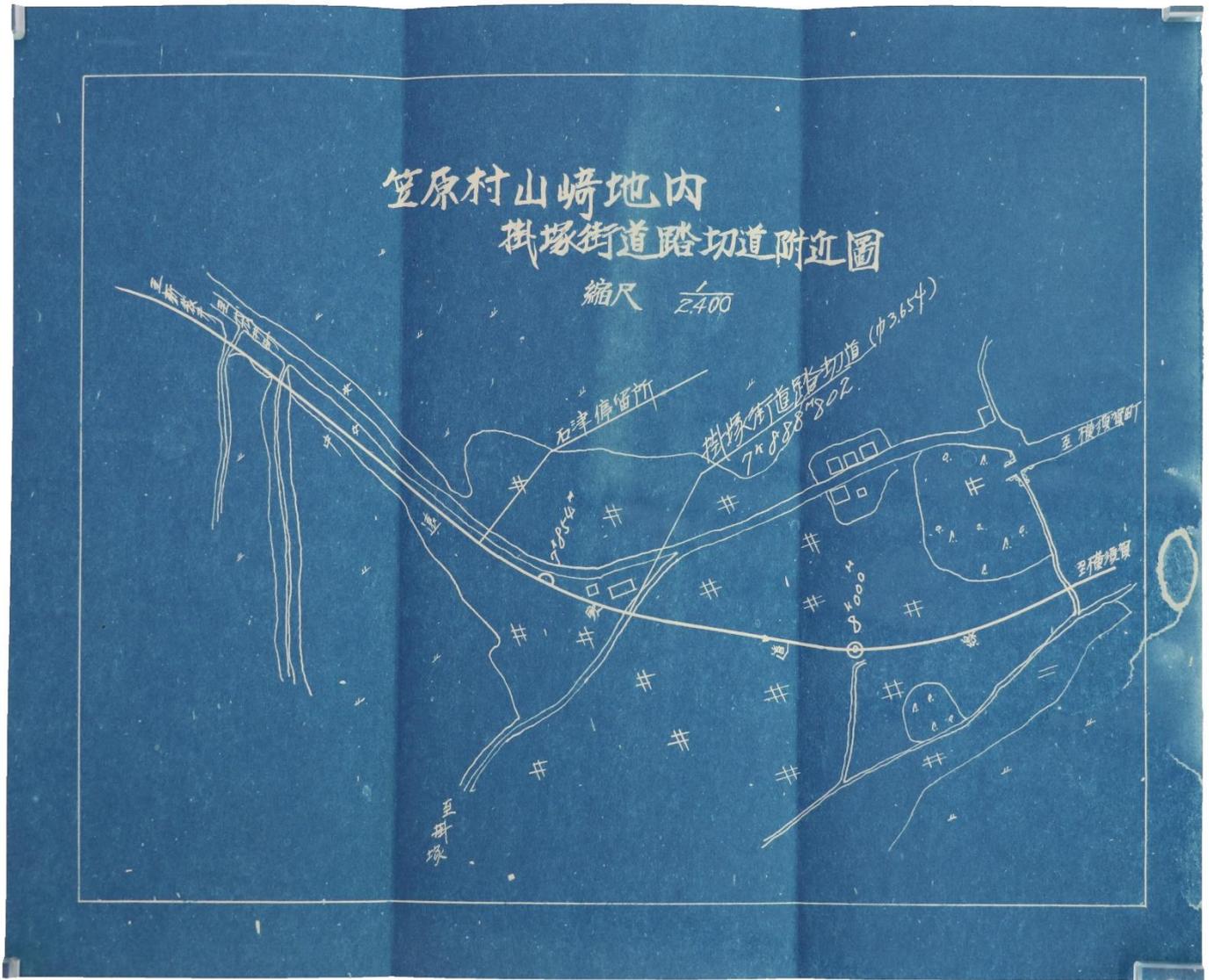
晨觀墨江之花暮賞嵐山之芳昨探東奧出勝今醉南陸之卷遠則數時而到近則瞬間而達載人畜輸貨物運販四方者則為鐵路汽車之便今也設於都鄙行於各國地上殆如棋局之面如我中遠之地固不屬野大局時勢遲運促出大正三年初春自袋井至楢須賀設置鐵路汽車以便民庶而其間淺野之地沃壤豐富桑茶菓蔬之產特為夥夥既有郵便局及銀行等備而無停車場設甚懷不便之感於是有志諸民相謀釀金得設置停車場於柴爾來淺野繁榮儲蓄為百貨輻湊之區而四鄰近鄉潤澤年加增焉顧區區一條車路不特謀全郡福利逾萬人便益可謂其功德偉且大矣茲勅貞取聊記其由乃作頌曰

維時大正三年春 通鐵路兮拓歲奉 安與楢兮徑一線 南北繫兮如通

鄰 中程設此停車場 往復運載便人民 夏喜文化迨邊陲 智識日進

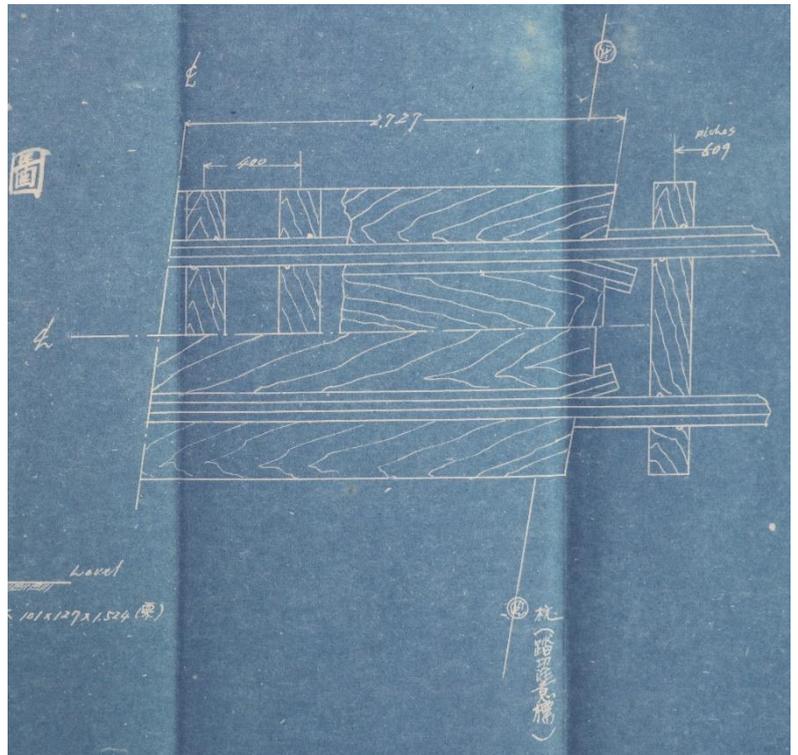
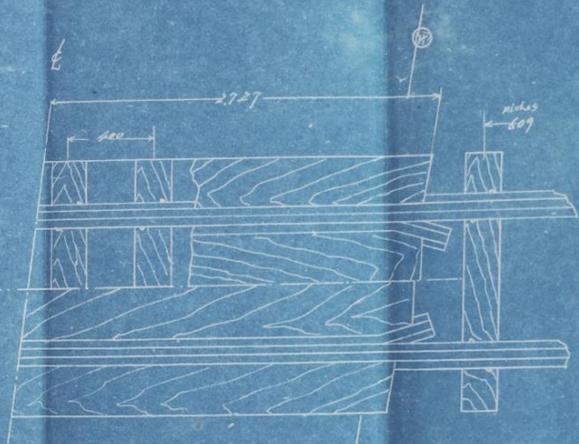
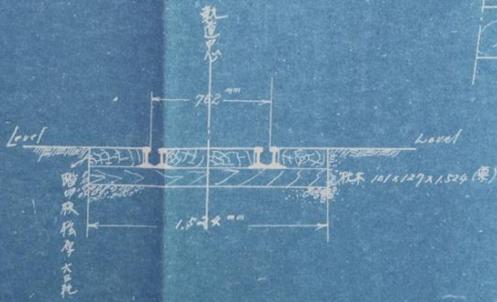
事皆新 大正四年四月 八十三翁齊石川英撰 作書

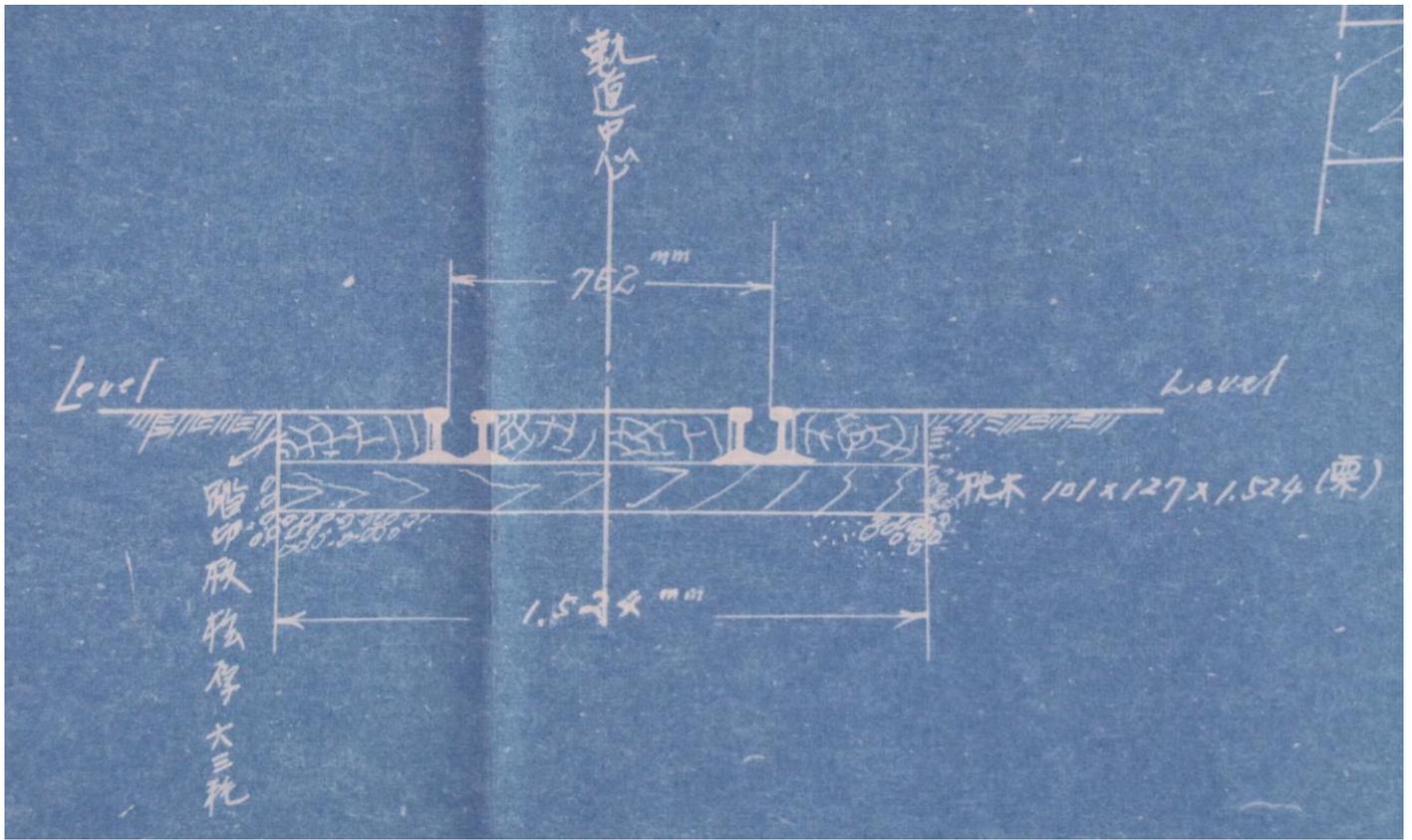




「笠原村山崎地内掛塚街道踏切道附近圖」(『議事重要書類』笠原公民館文書 13 所収)

小笠郡笠原村山崎地内
 掛塚街道踏道明細圖
 縮尺式后五於分壹
 (文角 70°30')





右頁及び上：

「小笠郡笠原村山崎地内掛塚街道踏道明細図」（『議事重要書類』笠原公民館文書 13 所収）

下：〔腕章〕（駿遠線）





辭

令

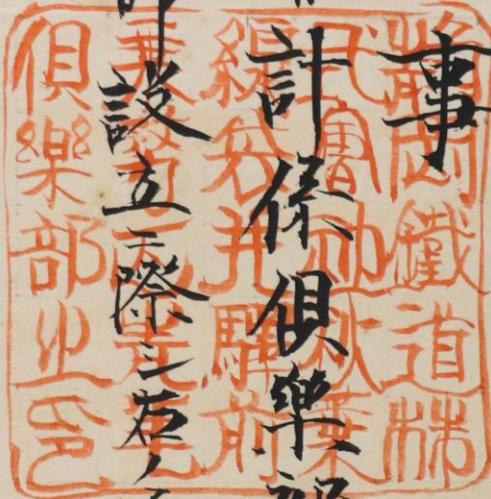
天野甲子男

任幹事

會

計係俱樂部取締役

俱樂部
議定
立際
是左
通
任命
久



静岡鐵道秋葉線袋井驛前

乗務員青年俱樂部



年月日不明「辭令」(天野甲子男氏寄贈史料 29) 本書 122 号

目次

口絵

目次

序 1

本書からの引用について 2

袋井市交通史関係史料集 軽便鉄道編 史料編 3

凡例 4

- 一 明治二十六年（一八九三）十二月付け「上申書（宇刈村の郵便事情）」（一二宇刈近代役場文書四九九―一） 7
- 二 明治二十九年（一八九六）一月十一日付け「決議書（水力電気鉄道架設）」（山梨役場文書二九〇六） 10
- 三 明治三十年（一八九七）十月五日付け「証（駿甲鉄道株式会社給料受取証）」（諸井平記家文書〈浅羽要衛武家文書〉近代一五八―二） 11
- 四 明治三十年（一八九七）十月十八日付け「証（駿甲鉄道株式会社給料受取証）」（諸井平記家文書〈浅羽要衛武家文書〉近代一五八―二） 12
- 五 （年不明）七月二十八日付け
〔浅羽要衛武宛竹内健三郎書状（駿甲鉄道株式会社）〕（書状綴） 諸井平記家文書（浅羽要衛武家文書）（近・現代）八四所収） 13
- 六 明治三十二年（一八九九）三月三十一日付け
「決議書（森横須賀往還新設に関連し廃道となった土地二十九筆売却）」（山梨役場文書二九〇八） 14
- 七 明治三十二年（一八九九）五月二十九日付け「決議書（山梨町に係る森横須賀往還道路使用権に係る許可）」（山梨役場文書二九〇九） 15
- 八 明治三十二年（一八九九）五月三十日付け『約諾書（秋葉馬車鉄道が使用道路の修繕を負担）』（山梨役場文書二九一一） 16
- 九 明治三十三年（一九〇〇）五月十五日付け「第八式式号 秋葉鐵道馬車株式会社株券」（足立順司氏寄贈史料四二） 18
- 一〇 明治三十四年（一九〇一）五月九日付け「決議書（秋葉馬車鐵道森横須賀往還使用一部取消）」（山梨役場文書二九一四） 20
- 一一 明治四十三年（一九一〇）七月三十一日付け
『協議會議事録（駿遠鐵道經過報告）』明治四十三年（一九一〇）七月三十一日条（梅山自治会文書近代三七） 21

- 一二 明治四十四年（一九一〇）十月十八日
『協議会議事録（駿遠鉄道が便宜の地を通るよう関係各村と共同して手配）』明治四十四年（一九一〇）十月十八日条
（梅山自治会文書近代三七） 22
- 一三 明治四十四年（一九一〇）十一月二十八日付け『遠江輕便鉄道出願書』（一二字刈近代役場文書四九九―一二） 23
- 一四 明治四十四年（一九一〇）『鉄道関係日記』（梅山自治会文書近代二八五五） 33
- 一五 明治四十五年（一九一一）一月九日
『協議会議事録（駿遠鉄道委員選任）』明治四十五年（一九一一）一月九日条（梅山自治会文書近代三七） 44
- 一六 明治四十五年（一九一一）二月二十二日
『協議会議事録（鉄道運動の経過報告）』明治四十五年（一九一一）二月二十二日条（梅山自治会文書近代三七） 45
- 一七 明治四十五年（一九一一）三月二十三日
『協議会議事録（駿遠鉄道株式会社引受方申込に付）』明治四十五年（一九一一）三月二十三日条（梅山自治会文書近代三七） 46
- 一八 明治四十五年（一九一一）三月『駿遠鉄道予定線』（近藤照男氏寄贈史料） 47
- 一九 明治四十五年（一九一一）四月五日
『協議会議事録（鉄道株引受）』明治四十五年（一九一一）四月五日条（梅山自治会文書（近・現代）三七） 57
- 二〇 明治四十五年（一九一一）四月付け〔堀之内利平宛て江間俊一選挙推選文〕（堀之内家文書一四五） 58
- 二一 明治四十五年（一九一一）五月九日
『協議会議事録（松丸技手・神谷社長来る）』明治四十五年（一九一一）五月九日条（梅山自治会文書（近・現代）三七） 68
- 二二 明治四十五年（一九一一）五月十六日
『協議会議事録（鉄道線路決定に付報告）』明治四十五年（一九一一）五月十六日条（梅山自治会文書（近・現代）三七） 69
- 二三 明治四十五年（一九一一）五月〔新堀輕便問題関係書類〕（新堀自治会文書近代一四一） 70
- 二四 明治四十五年（一九一一）六月一日
『協議会議事録（鉄道線路へ排水個所設置を決定）』明治四十五年（一九一一）六月一日条（梅山自治会文書近代三七） 75
- 二五 明治四十五年（一九一一）六月二十七日付け〔磐田郡笠西村会議事録（鐵道株式式拾株応募）〕（笠西村役場文書一五一） 76
- 二六 明治四十五年（一九一一）七月二十八日
『協議会議事録（駿遠鐵道線路模様説明）』明治四十五年（一九一一）七月二十八日条（梅山自治会文書近代三七） 78
- 二七 明治四十五年（一九一一）七月三十一日
『協議會議事録（鐵道線路説明ノ様子ヲ報告）』明治四十五年（一九一一）七月三十一日条（梅山自治会文書（近・現代）三七） 79

- 二八 大正元年（一九一二年）八月二日付け「願（駿遠鉄道悪水排水）」（豊住自治会文書近代七三） 80
- 二九 大正二年（一九一三年）三月三十日付け
『大正元年拾月一日より全参年三月三十日ニ至ル土木費決算明細簿』（抄出）（浅羽自治会文書三六四） 82
- 三〇 大正二年（一九一三年）八月四日付け
「庶乙第五八号（駿遠鉄道に關して報告）」（大正二年四月一日ヨリ全参年三月三十一日ニ至ル備忘録）初越自治会文書近代五所収） 84
- 三一 大正二年（一九一三年）八月十六日『議事録（中遠鉄道起工）』大正二年（一九一三年）八月十六日条（浅羽自治会文書五） 85
- 三二 大正二年（一九一三年）九月二日付け「中鐵第壹〇四号 官有堤塘使用願」『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収） 86
- 三三 大正二年（一九一三年）九月二日付け
「庶乙第六四号（駿遠鉄道問題）」（大正二年四月一日ヨリ全参年三月三十一日ニ至ル備忘録）初越自治会文書近代五所収） 87
- 三四 （大正二年（一九一三年）九月二日頃か）「小笠郡笠原村山寄小笠川東側堤塘仕用地坪口表」『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収） 88
- 三五 大正二年（一九一三年）九月五日『議事録（輕便線）』大正二年（一九一三年）九月五日条（浅羽自治会文書五） 90
- 三六 大正二年（一九一三年）九月十七日『議事録（輕便委員連合会）』大正二年（一九一三年）九月十七日条（浅羽自治会文書五） 91
- 三七 大正二年（一九一三年）九月二十六日『議事録（輕便委員連合会）』大正二年（一九一三年）九月二十六日条（浅羽自治会文書五） 92
- 三八 大正二年（一九一三年）九月二十七日『議事録（輕便委員連合会）』大正二年（一九一三年）九月二十七日条（浅羽自治会文書五） 93
- 三九 大正二年（一九一三年）十月一日『議事録（輕便委員連合会）』大正二年（一九一三年）十月一日条（浅羽自治会文書五） 94
- 四〇 大正二年（一九一三年）十月八日付け「官有堤塘敷使用支障ナキノ件」『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収） 95
- 四一 大正二年（一九一三年）十月十一日付け「庶第四四一号ノ一 官有堤塘敷使用認可願稟議」『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収） 96
- 四二 大正二年（一九一三年）十一月二十九日『議事録』大正二年（一九一三年）十一月二十九日条（浅羽自治会文書五） 98
- 四三 大正二年（一九一三年）十二月十日付け
「土第一一五三〇号ノ一（輕便鉄道敷設の爲め弁財天川堤塘使用）」『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収） 99
- 四四 大正二年（一九一三年）十二月十六日付け
「会第四四一号ノ三（輕便鉄道敷設の爲め弁財天川堤塘使用）」『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収） 100
- 四五 大正二年（一九一三年）十二月二十日付け
「会第四四一号ノ四（弁財天川堤塘使用願に關する添付地図の件）」『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収） 101
- 四六 大正二年（一九一三年）付け「北遠鐵道期成同盟会規約書」（二字刈近代役場文書四九九―三） 102
- 四七 大正三年（一九一四年）一月十七日付け「会第二七号（弁財天川堤塘使用願附箋却下ノ件回答）」『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収） 103
- 四八 大正三年（一九一四年）一月二十六日付け

「静岡県指令」一一五三〇ノ三号（中遠鐵道敷設の爲め其村山崎地内弁財天川堤防使用の件認可）」

〔議事重要書類〕笠原公民館文書二三所収）

104

四九 大正三年（一九一四）一月三十一日付け

〔通知（鐵道問題、損害金配当）〕（大正二年四月一日ヨリ今參年三月三十一日ニ至ル備忘録）初越自治会文書近代五所収）

105

五〇 大正三年（一九一四）二月十日『議事録（停車場設置を請求）』大正三年（一九一四）二月十日条（浅羽自治会文書五）

106

五一 大正三年（一九一四）二月十八日

『議事録（芝停車場設置につき大字浅羽から一五〇円寄附）』大正三年（一九一四）二月十八日条（浅羽自治会文書五）

107

五二 大正三年（一九一四）三月二十三日付け「会第二七号ノ一」〔議事重要書類〕笠原公民館文書二三所収）

108

五三 大正三年（一九一四）五月二十二日付け「庶乙第三九号（駿遠鐵道問題）」〔備忘録（其ノ一）〕初越自治会文書近代二所収）

109

五四 大正三年（一九一四）五月二十七日付け

「庶乙第四二号（中遠鐵道布設と笠原村地内小笠川西側堤塘）」〔備忘録（其ノ一）〕初越自治会文書近代二所収）

110

五五 大正三年（一九一四）五月三十日付け

「会第六参号ノ壹（輕便鐵道敷設ノ為メ弁財天川堤塘使用ノ件）」〔議事重要書類〕笠原公民館文書二三所収）

111

五六 大正三年（一九一四）八月五日『議事録』大正三年（一九一四）八月五日条（浅羽自治会文書五）

112

五七 大正三年（一九一四）『大正三年上半期 土木費出納報告書』（抄出）（浅羽自治会文書三六六）

113

五八 （大正三年（一九一四）頃）『備忘録（其ノ一）（駿遠鐵道訴訟費用）』（初越自治会文書近代二）

114

五九 大正四年（一九一五）〔慈眼寺所有地内秋葉馬車鐵道軌道敷免租地関係綴〕（足立盛一郎家文書四六六）

115

六〇 大正九年（一九二〇）一月一日「袋井発時間表」（山崎篤太郎家文書三二）

118

六一 大正十一年（一九二二）十月二十六日付け『仮契約書』（足立順司氏寄贈史料四九）

120

六二 （大正十二年（一九二三）三月上旬頃か）『秋葉軌道調書』（足立順司氏寄贈史料四三）

122

六三 大正十四年（一九二五）三月九日付け

「議案 二（可睡袋井停車場線使用許可ノ件、可睡袋井停車場間ニ定期自働車運轉開始）」（久努西村役場文書三二四）

126

六四 大正十四年（一九二五）三月二十八日付け「諮第二号（電氣軌道工事施行）」（久努西村役場文書三二五）

127

六五 昭和十二年（一九三七）九月十日改正「昭和十二年九月十日改正 電車・バス時刻表」（足立順司氏寄贈史料四五）

128

六六 （昭和十二年（一九三七）頃か）「自力案」（足立順司氏寄贈史料五一）

132

六七 昭和三年（一九二八）五月十日提出「議案第十五号 応召兵餞別ニ関スル件」（山梨役場文書三八三三）

142

六八 昭和三年（一九二八）五月十一日

- 『大正十五年以後 議事録（出発之際見送りハ中遠線芝駅迄）』昭和三年（一九二八）五月十一日条（浅羽自治会文書一一） 143
- 六九 昭和六年（一九三一）七月十五日「領收証」〔上浅羽村法多線領收証綴込〕浅羽自治会文書三九二所収 145
- 七〇 昭和六年（一九三一）十月十五日「領收証」〔上浅羽村法多線領收証綴込〕浅羽自治会文書三九二所収 146
- 七一 昭和六年（一九三一）十二月二十三日「領收証」〔上浅羽村法多線領收証綴込〕浅羽自治会文書三九二所収 147
- 七二 昭和七年（一九三二）九月二十二日「領收証」〔上浅羽村法多線領收証綴込〕浅羽自治会文書三九二所収 148
- 七三 昭和八年（一九三三）六月十三日「記」〔上浅羽村法多線領收証綴込〕浅羽自治会文書三九二所収 149
- 七四 昭和九年（一九三四）『小笠郡笠原村岡崎倉篁鐵道輪居士追福獻燈句集』（丸野勝太郎家文書近代一一二） 150
- 七五 昭和十一年（一九三六）十月二十日付け「第老〇五参号 官有地堤塘使用変更ノ件認可申請」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収 155
- 七六 昭和十一年（一九三六）十月二十一日付け「中鐵第一一三号」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収 156
- 七七 昭和十一年（一九三六）十月二十一日「中鐵第一一三号ノ一」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収 157
- 七八 昭和十二年（一九三七）「日蓮上人御降誕地房州小湊参詣及成田佐倉参拝東京遊覽會員大募集」（浅羽町史編纂時収集史料） 159
- 七九 昭和十五年（一九四〇）九月二十一日付け「静岡電氣鐵道株式会社給与通知」（天野甲子男氏寄贈史料三） 161
- 八〇 昭和十六年（一九四一）一月六日付け
「兵第七号 入営志召者ノ為メ入隊ノ際ニ於ケル父兄付添人廃止ノ件通知」（袋井町近代役場文書②九五四） 162
- 八一 昭和十六年（一九四一）一月六日付け「兵第八号 帰還軍人出迎ヘノ際ノ駅ホーム入場ニ関スル件通知」（袋井町近代役場文書②九五三） 165
- 八二 昭和十六年（一九四一）三月二十一日付け「静岡電氣鐵道株式会社給与通知」（天野甲子男氏寄贈史料四） 167
- 八三 昭和十六年（一九四一）三月二十一日付け「中鐵一一一号 国有財産使用更新願」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収 168
- 八四 昭和十六年（一九四一）三月二十七日付け「笠第八七六号 河川敷繼續占用願進達ノ件」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収 169
- 八五 昭和十六年（一九四一）六月二十七日付け「中鐵第一九五号 道路占有許可申請書」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収 170
- 八六 （年月日不明）「軌条敷設工事設計書」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収 172
- 八七 昭和十六年（一九四一）七月十二日付け「袋井駅構内入場制限伝達依頼」（袋井町近代役場文書②一〇八一） 174
- 八八 昭和十六年（一九四一）七月十二日付け「静岡第三九七号 時局ニ伴フ防諜ニ関スル件通牒」（袋井町近代役場文書②一〇八〇） 175
- 八九 昭和十六年（一九四一）七月十五日付け
「静岡第四〇三号 応召入退営並ニ部隊ノ派遣帰還等ニ際シ迎送ニ関スル件通牒」（袋井町近代役場文書②一〇八五） 183
- 九〇 昭和十六年（一九四一）七月二十日『大正十五年以後 議事録』昭和十六年（一九四一）七月二十日条（浅羽自治会文書一一） 185
- 九一 昭和十六年（一九四一）七月二十一日付け「兵秘第十号 時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②一〇九〇） 186
- 九二 昭和十六年（一九四一）七月「防諜措置關係書類綴」（袋井町近代役場文書②一〇八二） 190

- 九三 昭和十六年（一九四二）八月五日付け「静岡県指令河第一、〇七七号」（『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収） 199
- 九四 昭和十六年（一九四二）九月十日付け
「静聯第五一九号 在郷軍人応召ノ際ニ於ケル服装ニ関スル件通牒」（袋井町近代役場文書②一一四三） 200
- 九五 昭和十六年（一九四二）九月十六日付け「静岡県指令道第一、三三三号」（『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収） 202
- 九六 昭和十六年（一九四二）九月二十一日付け「静岡電気鉄道株式会社給与通知」（天野甲子男氏寄贈史料五） 204
- 九七 昭和十七年（一九四二）一月十六日 『大正十五年以後 議事録』昭和十七年（一九四二）一月十六日条（浅羽自治会文書一一） 205
- 九八 昭和十七年（一九四二）三月二十一日付け「静岡電気鉄道株式会社給与通知」（天野甲子男氏寄贈史料六） 207
- 九九 昭和十八年（一九四三）三月二十一日付け「静岡電気鉄道株式会社給与通知」（天野甲子男氏寄贈史料七） 208
- 一〇〇 昭和十八年（一九四三）九月二十一日付け「静岡鉄道株式会社給与通知」（天野甲子男氏寄贈史料九） 209
- 一〇一 昭和十九年（一九四四）三月二十一日付け「静岡鉄道株式会社給与通知」（天野甲子男氏寄贈史料八） 210
- 一〇二 昭和十九年（一九四四）九月二十一日付け「静岡鉄道株式会社給与通知」（天野甲子男氏寄贈史料一〇） 211
- 一〇三 昭和十九年（一九四四）十二月四日付け「入営につき休職命令」（天野甲子男氏寄贈史料一一） 212
- 一〇四 昭和二十一年（一九四六）五月二十八日付け「召集解除につき復職命令」（天野甲子男氏寄贈史料一二） 213
- 一〇五 昭和二十二年（一九四七）六月一日付け「静岡鉄道株式会社辞令」（天野甲子男氏寄贈史料一三） 214
- 一〇六 昭和二十二年（一九四七）六月二十一日付け「静岡鉄道株式会社給与通知」（天野甲子男氏寄贈史料一四） 215
- 一〇七 昭和二十三年（一九四八）六月二十一日付け「静岡鉄道株式会社辞令」（天野甲子男氏寄贈史料一五） 216
- 一〇八 昭和二十四年（一九四九）一月二十一日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料一六） 217
- 一〇九 昭和二十四年（一九四九）三月二十一日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料一七） 218
- 一一〇 昭和二十六年（一九五二）十月二十一日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料一八） 219
- 一一一 昭和二十八年（一九五三）七月十日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料一九） 220
- 一一二 昭和三十一年（一九五六）五月十五日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二〇） 221
- 一一三 昭和三十一年（一九五六）十一月十五日付け「第二七三号 修了証書」（天野甲子男氏寄贈史料三〇） 222
- 一一四 昭和三十二年（一九五七）十二月一日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二一） 223
- 一一五 昭和三十五年（一九六〇）三月十六日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二二） 224
- 一一六 昭和三十六年（一九六一）一月十六日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二三） 225
- 一一七 昭和三十六年（一九六一）三月十六日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二四） 226
- 一一八 昭和三十七年（一九六二）三月十六日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二五） 227

- 一一九 昭和三十八年（一九六三）十一月十六日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二六） 228
- 一二〇 昭和三十八年（一九六三）三月十六日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二七） 229
- 一二一 昭和三十九年（一九六四）三月十六日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二八） 230
- 一二二 年月日不明「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二九） 231

参考史料 233

- 一二三 明治二十七年（一八九四）九月「葉原太平宛て葉原好治書状（停車場で天皇の広島行幸を奉迎）」（桑原晴雄家文書一二二―一二六） 234
- 一二四 明治二十七年（一八九四）十二月一日付け
 「桑原太平宛て桑原好治書状（豊橋から広島停車場まで汽車で行く）」（桑原晴雄家文書一二二―一三五） 239
- 一二五 明治二十八年（一八九五）六月二十七日「葉原太平宛て葉原好治書状（戦地から船で帰る）」（桑原晴雄家文書一二三―一四〇） 242
- 一二六 明治三十七年（一九〇二）『日誌』（桑原晴雄家文書二四） 245
- 一二七 （明治）四月一日「書簡綴（電車旅）」（桑原晴雄家文書二七） 254
- 一二八 （年月日不明／明治か）「修学旅行ノ記」（徳村家文書八二） 258
- 一二九 昭和六年（一九三一）「中遠十二勝並名物料理」（丸野勝太郎家文書近代三四） 260
- 一三〇 昭和十九年（一九四四）十月付け
 「隣組回覧板 米鬼撃滅のため一億防諜總武装」〔昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治会文書近代一七の内） 263
- 一三一 （年不明）四月二十三日付け「袋井町長戸倉完爾宛て遠州鐵道株式会社自動車部長小塚秀雄回答書」（袋井町近代役場文書②八二六） 266
- 一三二 （年月日不明）「袋井二俣道バス路線の確定について」（袋井町近代役場文書②八二八） 268

解題 271

はじめに 271

- 一 軽便鐵道について 271
- 二 駿甲鐵道 271
- 三 遠江輕便鐵道・北遠輕便鐵道 274
- 四 「秋葉線」 276
- 五 駿遠鐵道株式会社 278
- 六 中遠鐵道 281

| | | |
|---------|-------|-----|
| 付録 | 石碑の読み | 293 |
| 「柴停車場記」 | | 295 |
| 「中遠碑」 | | 311 |

序

本書は、袋井市歴史文化館所蔵史料から、軽便鉄道関係のものを中心に翻刻し、収録したものです。一部私鉄も含まれています。

令和八年（二〇二六）一月現在、袋井市郷土資料館で開催されている「袋井市郷土資料館 昭和100年企画展 昭和ふくろい途中下車」（令和七年（二〇二五）十月二十八日〜令和八年（二〇二六）三月一日／展示担当：高塚真之）の史料集として、展示のために翻刻した史料をまとめました。

また、本書は「袋井市文化財保存活用地域計画」に基づき、袋井市の交通史関係史料をまとめた史料集の一冊としても位置づけられます。

令和四年（二〇二二）十二月に文化庁長官の認定を受けた「袋井市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」）は、地域のみんなで、袋井市の文化財（地域計画で言う「文化財」は、指定文化財に限らず、地域の文化や歴史を伝えるもの全体を指す）を知り、その価値を広報し、守っていくという計画です。

地域計画では、現在知られている袋井市の歴史や文化の特徴を簡単にまとめ、その方向性に沿って資料を掘り起こし、アクセスしやすい形にまとめ、公開していく、という目標が書かれています。もちろん、全く想定していなかった、新たな価値の発見も歓迎されています。

地域計画第三章「袋井市の歴史文化の特徴」では、「1 川がもたらす豊かな恵みと歴史文化」、「2 「境の地」における往来が生み出す歴史文化」、「3 秋葉信仰と街道の歴史文化」、「4 自然災害への備えと復興の歴史」の四点が挙げられています。

この四点の内容を整理すると、大きく、交通史と災害史に分けることができます。この内交通史といっても、様々な内容が関係してきますから、いづれから内容ごとに分け、少しずつ史料を紹介していくという考えのもと、このような史料集を編集した次第です。

袋井の軽便鉄道については、私（杉山）もかつて「袋井と軽便鉄道」という展示を行ないました（二〇一七年）。私の初仕事でもありましたが、当時は未熟で、特に駿遠鉄道関係の史料で、多く読み間違いをしておりました。実際には、読み間違いというより、字がかなり汚かったので、うまく読めず、なんとか展示までに無理矢理読んだのですが、段々慣れてくると、多くの間違いが分かった、という次第です。

その後、展示室に設置した簡単なつくりの展示解説「歴史通信」などで誤りを正していただきましたが、本書は、その後の読み直しも行なったものです。注意事項としましては、本書は、鉄道愛好家のための史料集ではなく、袋井の歴史を知るための史料集で、その中で、人々の生活や産業などにとって、重要な意味を持っていた軽便鉄道に焦点を当てた史料集だということです。

もちろん、鉄道愛好家の皆様が読んでいただいても全く問題ないのですが、鉄道愛好家の方の目で見たとときに、必ずしも満足できる史料集かどうかは保証できない、ということは御了承ください。編者の私は鉄道愛好家ではなく、また、「鉄道への愛にあふれた人が、『この鉄道のことを詳細に記録しておかないといけない！』と言って記した記録」といったようなものは残されておりませんので、あくまでも地域の歴史についての史料集です。

とはいえ、右に書いた編集の事情から、鉄道関係の史料集としては物珍しい内容の史料が多く収録されているかと思えますので、もし、鉄道愛好家の方が御覧になって、少しでも「面白い」と言っていたら幸いです。

本書からの引用について

読者の皆様が、御自身の研究において、本書から史料を引用するときのことについて記しておきます。

- 1、本書から史料を引用する際は、史料群名と史料番号が正式な史料の識別情報ですから、そちらを記載ください。
- 2、本書から引用した場合は、史料群名と史料番号に加え、『袋井市交通史関係史料集 軽便鉄道編』〇〇号などと記載ください。具体的な書き方は、左例を御参照ください。

例①

一二字刈近代役場文書（1） 四九九―1（『袋井市交通史関係史料集 軽便鉄道編』1号）

例②

明治二十六年（一八九三）十二月付け「上申書」（一二字刈近代役場文書（1） 四九九―1）（西楽寺文書近世一三八二）。『袋井市交通史関係史料集 軽便鉄道編』1号。

- 3、本書では、書名部分を「本書」とした書き方で史料の出典を表示しています。
- 4、本書から史料を引用した場合は、袋井市歴史文化館への御連絡は不要です。とはいえ、こちらでも、袋井市の史料を取り上げてくださった研究の内容は是非知りたいので、御研究が掲載されている書誌情報などを御教示いただければ幸いです。
- 5、本書収録史料の写真については、袋井市歴史文化館に御相談ください。
- 6、連絡先につきましては、組織の改編などで、施設名、連絡先が変更になる場合がありますので、本書を掲載しているホームページのお問合せページなどを御参照ください。

袋井市交通史関係史料集

軽便鉄道編

史料編

凡例

(本書の構成)

- 1 本書は、袋井市歴史文化館所蔵史料を翻刻したものである。
- 2 本書には、袋井市域に関係する軽便鉄道等鉄道関係史料を収録した。軽便鉄道関係史料が中心であり、国鉄関係史料はほとんど収録していない。
- 3 翻刻は杉山侑暉（袋井市歴史文化館・袋井市教育委員会生涯学習課文化財係兼任）が行った。
- 4 本書収録史料は、史料の成立時期を基準に、基本的に編年順に並べている。史料の理解のためにセット関係にある史料を隣に並べたものもあるため、配列は厳密ではない。そうした配列の史料については「翻刻注」欄にその旨記載した。年のみ分り月日が不明の史料はその年の最後に配置し、年月までは分かるが日が分からない史料は、その月の最後に配置した。年不明の記事は全体の最後に配置し、月日が分かるものはその月日の順に並べた。年月日不明の史料は末尾に収録した。史料の成立時期は杉山が考証したものもある。
- 5 本書収録史料を読む際の参考として、いくつか軽便鉄道等に関係しない史料を「参考資料」として末尾に収録した。

(翻刻の方針)

- 6 文字起しは、基本的には史料原本の文字組の通りに行った。
- 7 断らない限り、句読点及び返り点は杉山による。
- 8 異体字や変体仮名は、基本的に現在通用している文字に改めた。
- 9 和暦の簡易的な西暦換算や、平仮名の原文を読みやすくするための漢字表記などの注は、() に括って該当箇所の上側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の上側に付したことがある。
- 10 印が捺されている箇所は印の形にかかわらず(印)とした。場合によって(受付印)など、印の性格も含めた表記にしている。印面が読めるものは、印面を(「」)で括って(印)などの右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の上側に付したことがある。印面の文中の改行箇所は「／」で表した。
- 11 受付印は(受付印)と表し、ページやセクションなどの切れ目で文字起しをした。印面の文中の改行箇所は「／」で表した。
- 12 割印は、上が欠けているものは「割印」、下が欠けているものは「割印」とし、印面が読めるものは、印面を(「」)で括って(印)などの右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の上側に付したことがある。印面の文中の改行箇所は「／」で表した。
- 13 文字の抹消については、見せ消しの場合は、該当する文字の左側に「と」を付した。見せ消しではなく抹消された文字は、文字数が分かる場合は「■」で表した。文字数が分からない場合は「■」で表した。抹消箇所の形状によっては、抹消部分を『』で括り、右側に(抹消)と付した

場合がある。

14 抹消前の文字が分かる場合は、抹消前の文字を「×助」のような形で、該当箇所¹⁴の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所¹⁴の左側に付した場合がある。抹消前の文字が分からない場合は、文字数が分かるときは「×■」で、文字数が分からないときは「×■」で表した。

15 判読困難箇所は、文字数が分かる場合は「□」で表した。判読困難箇所¹⁵で文字数が分からない場合は「□」で表した。有疑箇所は「カ」という注記を該当箇所¹⁵の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所¹⁵の左側に付した場合がある。

16 文字は読めるが、文意が通らない場合や、不自然な表現の場合は「ママ」という注記を該当箇所¹⁶の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所¹⁶の左側に付した場合がある。

17 衍字は「衍」という注記を該当箇所¹⁷の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所¹⁷の左側に付した場合がある。

18 明らかでない誤字は、正しい文字を「」に括って該当箇所¹⁸の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所¹⁸の左側に付した場合がある。

19 付箋や罫付（一部が糊付けされた貼紙／罫付は紙面の内部に収まるように貼られたもの）、押紙（全面に糊付けされた貼紙）、また書込などで、文字起しのための余白が足りない場合は（☆）などでその場所を表し、ページやセクションなどの切れ目で文字起しをした。

20 罫紙を使用した史料について、罫線の外に書かれている文字には、罫外にある旨を（）に括って該当箇所²⁰の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所²⁰の左側に付した場合がある。

21 冊子状の史料の場合は、以下のように翻刻した。

イ 表紙がある場合は、表紙を極力そのままに写したものを、（表紙）という注とともに掲げた。この場合、表紙の裏側を「表紙見返」とし、その次のページを一葉目表と数えた。

ロ 表紙がない場合は、史料冒頭から一葉目表と数えた。

ハ 例えば一葉目表は「1」、六葉目裏は「6」のように表記し、文字起しの上部に注記した。

22 それぞれの史料の末尾に、その史料が関係する鉄道会社名、史料が残されていた地域の地名、史料の形態と状態、大きさを（）に括って記した。

イ 史料が残されていた会社名や地名は、基本的に史料の年代当時のものを記したが、史料に登場する会社名や地名を書いたものもある。袋井地域の地名を書くべきではないと判断したものは地名を書いていない。

ロ 末尾の注記に、「ガリ版印刷」、「印刷」など、史料の文字の書き方を記した場合がある。その場合、その史料は、そこに記した記載方法で作られた文書であり、手書部分は後の加筆箇所となる。加筆箇所や異筆箇所は『』に括り、（手書）、（鉛筆）など記載方法の注記を該当箇所²²の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所²²の左側に付した場合がある。手書が基本となっている史料の場合は、末尾に「手書」などの注記はせず、印刷が基本の史料とは逆に、印刷された文字を『』に括って記した。

ハ 印刷された本文に手書きで加筆した箇所は、基本的に（手書）と注記した。鉛筆や赤鉛筆、その他特筆すべき方法で記載されている場合は、

その記載方法で注記した。

- 二 大きさについては、内容の中心となる文章あるいは文字が読める方向を縦とし、その向きに直行する方向を横とした。必要と考えた史料については紙の折り目を表記した。史料の折り目については、山折り線は二つの長さの線が交互に連なる破線（……）で表し、谷折り線は同じ長さの線による破線（……）で表した。それぞれの破線の下に（山折り線）、（谷折り線）と注記した。

（史料の形態）

- 24 作成者以外の者に内容が伝わることで効力を発揮する史料を「文書」と呼ぶ。それ以外の史料（つまり他人に見せずとも効力を発揮する史料）を「記録」と呼ぶが、一般に文献史学で「記録」というと「目次記」を指す。
- 25 紙を一枚そのまま折らずに使用した文書を「縦紙」と呼ぶ。かなり古風な言い方だが、昭和の公文書で、ペラ一枚のものをうまく言う表現が見つからなかったので、基本的に、本書に収録した一枚ものの文書は「縦紙」としている。
- 26 紙を横長に折って使用した文書を「折紙」と呼ぶ。
- 27 複数枚の紙を継ぎ、巻いた状態でやりとりした文書を「巻紙」と呼ぶ。この名称は、昭和の頃の文書に対してはそぐわないように思われたため、本書では「一紙」とした。
- 28 横書きの書類など、「縦紙」とするには違和感があるものも「一紙」とした。これは感覚的なもので、今後より良い表現が見つければ改める。
- 29 その他、葉書や千人針などの形態の史料は、そのままの形態を末尾の注記に記した。
- 30 冊子状の史料の内、長辺を綴じ、紙を縦長に使用したものを「縦帳」、短辺を綴じ、紙を横長に使用したものを「横帳」と呼ぶ。
- 31 罫紙を使用している場合は、末尾にその情報を記した。罫紙に、罫紙設置組織の名称が印刷されている場合は、その情報も記した。組織名以外にも紙面に印刷されている史料は、文字起しの中に印刷内容を組み込んだ場合がある。

(1オ) 上申書

周智郡宇刈村ハ、森町ヲ去ル僅カニ巷里拾八町、袋井
ヲ去ル式里少許ノ地ニ有レ之候得共、現今郵便之配達
最モ不便ヲ極メ、何地之信書ト雖トモ、常ニ三日ヲ経過セサレハ
到着ニ及ハズ。以レ之往々不都合ノ事相生シ、迷惑不レ少
候。仮令ハ森町周智郡役所ヨリ翌日ノ所用ヲ本日

郵便ニ付スルモ当役場ニ達スルハ第三日目ニ相成候ヲ以
テ、為レ之事務ニ意外ノ手違ヲ生シ彷徨事ヲ誤ル

往々ニ有レ之候。其他人民ノ信書ニ於ルモ亦然リ。或ハ又タ

山間僻陬ノ地ニシテ地理全ク不便ニ、且ツ從テ信書ノ往復

僅々ナル地ニ於テハ、可レ忍レ之モ候得共、本村ニ於ル、強チ

地理上ノ不便左マテニモ無レ之。且ツ信書ノ往復ノ如キ

(1カ) 二至テハ、毎月ノ統計、平時ニ於ルモ殆ント二千〔味〕以上ノ多キアリ〔又キニ上リ〕。

〔符〕。且ツ申、本村第一ノ産物製茶ノ時期ニ及ヒテハ、横浜・

大阪ヨリ往来ノ信書殆ント一万〔朱〕有余ノ大数〔又以上ノ多キ〕ニ上リ、前陳事

実ノ如キ不便アルニ於テハ、為レ之各人民ノ不便ハ兎ニ角〔内抹消〕「遅

速ノ一便ニ依テ莫大ノ損毛ヲ蒙ル」アリ。特ニ〔朱總〕「迅速ヲ要

スル商取引ノ事ノ如キニ至テハ、忍ハント欲スルモノ不レ能ル也。是

『特ニ遅速ノ一便ニ依テ莫大ノ損毛ヲ蒙ルコト有ルニ於テヤ。』(朱)
レ全ク郵便配達ノ方宜シキヲ得サルニ在ルモノニシテ、山梨郵

便局ニ在テハ前十二時二十五分ノ到着、森町郵便及ヒ后

四時二十分到着、袋井郵便ヲバ(朱)『空シク一日ノ間之レヲ留直シ。』
其翌日ニ於テ初テ配達

シ得ル『内抹消』ヲ以テ山梨郵便局ハ凡テノ信書ヲ一日間留

メ置『カ』(朱)如キ緩慢ナルニ至テハ、往時ハ不レ知、郵便発達

セシ今日ニ於テハ黙スルニ忍ヒサル処ニ御座候。依テ現

時ノ配達誌ヲ変シ、配達ノ回数ヲ増加シ、即チ

前十二時三十分森町到着ノ郵便ヲ即時ニ配達シ、

即チ二回ノ配達ヲ為スニ於テハ、現今ノ如キ郵便渋

滞ノ弊ヲ減シ、本村人民ノ利益ヲ増進スル儀ニ御座

候間、時日御詮議ノ上、山梨郵便局ヲシテ一日

二回ノ配達可ニ相成ニ様、被ニ成下ニ度、此段上申候也。

(2才)

(2才)

(一八九三)
明治二十六年十二月

周知郡宇刈村長 内藤農夫

静岡県知事小松原英太郎殿

〔末尾、修正用に一部切り取られている〕

(宇刈、綴、「高盛堂」罫紙使用。縦 282mm×横 200mm×厚 1mm)

〔翻刻注〕

周知郡宇刈村の郵便事情に関する上申書。郵便が未発達で不便だと言う。

原秩序は不明だが、袋井市史編纂者が遠江軽便鉄道・北遠鉄道関係史料とセット史料として四九九という番号を振っている。こうした郵便未発達の不便が、軽便鉄道計画につながったのだろうか。

二 明治二十九年（一八九六）一月十一日付け「決議書」（山梨役場文書二九〇六）

決議書

山名郡袋井停車場ヨリ本郡森町迄ノ間、水力電気
鉄道架設ノ為メ、軌道条例ニ拠、里道使用ノ件
本村ニ係ル分差仕無レ之候事。
右本村会ニ於テ決議候也。

山梨村々会議員

明治廿九年一月拾一日
（一八九六）
（×四日）
（村長印）

山名直吉（印）

佐藤喜十（印）
（佐藤／喜十）

上村松宇吉（印）

足立半十郎

沖村松宇吉（印）

鳥居才治郎（印）

佐野重太郎

杉山万平

村松文三郎

市川健次郎

議長

村松藤十郎（印）
（周智郡山梨村村長／村松藤十郎）

（水力電気鉄道、山梨、堅紙、罫紙使用、縦240mm×横330mm）

三 明治三十年（一八九七）十月五日付け「証」（諸井平記家文書〈浅羽要衛武家文書〉近代一五八一—二）

証

一、金拾参円五拾銭 但明治卅年九月分俸給

右、正_二請取候也。

^{（一八九七）}明治卅年十月五日 村松仙太郎（印）

披_手

駿甲鉄道株式会社

御中

（駿甲鉄道、芝、堅紙、縦243.5mm×横172mm）

四 明治三十年（一八九七）十月十八日付け「証」（諸井平記家文書〈浅羽要衛武家文書〉近代一五八一）

証

一、金拾参円五拾銭 但明治卅年十月分俸給

右、正請取候也。

（二八九七）
明治卅年十月十八日 莪手 村松仙太郎（印）

駿甲鉄道株式会社

御中

（駿甲鉄道、芝、豎紙、縦243mm×横169mm）

五 (年不明) 七月二十八日付け〔浅羽要衛武苑竹内健三郎書状〕(書状綴) 諸井平記家文書(浅羽要衛武家文書)(近・現代) 八四所収)

拜啓、盛暑難レ凌候処、芳門益

御壮栄奉抔賀候。爾来俗務ノ為

メ御無音勝ニ御座候。何レ拜晤可ニ

申述ニ候得共、暑中御窺申上候。偕

御令息義、是迄本県庁ニ於テ測

量技手御勤務被レ遊居候処、御辞

任被レ成、今回駿甲鉄道測量方御担

任相成候趣、新聞紙上ニテ一見仕候。

就テハ該駿甲鉄道測量模様是

非承知仕度存居候得共、其道無レ之。

誠ニ困却仕居候間、何卒右之旨貴

君ヨリ御令息へ御紙面相願度、尤昨

今ハ測量ニ着手後間モ無キ様ニ存

候得共、乍ニ御面倒ニ、測量中時と小生へ

直接御通報相願度、乍レ恐此段御

依頼申上候。勿レ頓首。

尚と、右ニ付、御令息様へ小生ノ居所御通報願度候。

七月廿八日 竹内健三郎

浅羽要衛茂君

(駿甲鉄道、芝、綴、縦 253mm×横 173mm×厚 2mm)

〔翻刻注〕

年不明の史料だが、駿甲鉄道関係史料ということでこの位置に収録した。

六 明治三十二年（一八九九）三月三十一日付け「決議書」（山梨役場文書二九〇八）

決議書

山梨町山科・上山梨二字ニ係ル森横須賀往還新
設ニ関連シ廢道トナリタル土地廿九筆、右ハ売
却スル事ニ本町会ニ於テ決議候也。

但売却ニ付テハ町長ヨリ夫と關係者ニ押

合代金ヲ取定メ、之レヲ町会ニ報告スルモノ

トス。

山梨町会議員

（一八九九）
明治三十二年三月三十一日 児玉利八（印）

山名政三郎（印）

幡鎌 駿三郎（印）
（馬式／郎章）

佐藤 崑十（印）
（佐藤／喜十）

豊田 忠作（印）

村松 宇吉（印）
（村松）

佐野 重太郎（印）

村松 文三郎（印）

杉山 万平（印）
（萬平）

市川 健治郎（印）

足立 孫一郎（印）

議長 村松 宇吉（町長印）
（静岡県／周智郡／山梨町長／村松宇吉）

（山梨、 豎紙、 罫紙使用、 縦 238mm×横 327mm）

七 明治三十二年（一八九九）五月二十九日付け〔決議書〕（山梨役場文書二九〇九）

山梨町ニ係ル森横須賀往還道路使用権ニ係ル許可、足立孫六外式名ヨリ出願ニ付テ、本町会ノ決議左ノ如シ。

一、足立孫六外式名ヨリ出願ニ係ル里道使用権ハ相当之料金ヲ徴スル事。

一、使用権徴収ニ係ル調査ハ、委員式名ヲ議員中

ヨリ互撰、調査ノ上本町会ノ議決ヲ経ルモノトス。

本町会ニ於テ議決候也。

山梨町会議員

（一八九九）
明治三十二年五月廿九日 鳥居才治郎

佐野重太郎（印）

市川健治郎（印）

杉山万平（印）
（萬平）

山名政三郎（印）
（政三）

幡鎌三郎（印）
（三郎）

村松宇吉（印）
（村松）

佐藤崑十（印）
（崑十）

議長

町長 村松宇吉（町長印）
（静岡県／周智郡／山梨町長／村松宇吉）

書記 小川禮三（印）
（禮三）

（山梨、堅紙、罫紙使用、縦240mm×横325mm）

八 明治三十二年（一八九九）五月三十日付け『約諾書』（山梨役場文書二九二一）

(1 ㊦) 約 諾 書

今回拙者共發起ニ係ル馬車鉄道布設ニ付キ、貴町内森横須賀往還使用ニ就テハ、其使用スル道路ニ係ル修繕ハ当会社ニ於テ負担スル事ヲ承諾仕候也。

秋葉馬車鉄道株式会社發起人惣代

(一八九九)
明治三十二年五月三十日 足立 孫六

福川五郎八

周智郡山梨町長村松幸吉殿

(1ウ白紙)

(喉に割印六点)

(2㊦) 決 議 書

横須賀森町間往還之内、本町内ニ係ル往還使用ニ付テハ、別紙之通り發起人ヨリ之レヲ徴シ認諾スル事。

右之通り本町会ニ於テ決議候也。

山梨町会議員

(一八九九)
明治三十二年五月三十日 鳥居才治郎 (印)

足立孫一郎

議長

町長

書記

市川健治郎 (印)

佐野重太郎

杉山万平 (印) (萬平)

村松文三郎 (印)

村松宇吉 (印) (村松)

幡鎌駈三郎

児玉利八 (印)

山名政三郎 (印)

佐藤崑十 (印) (佐藤/喜十)

豊田忠作 (印)

(静岡県/周智郡/山梨町長/村松宇吉)

村松宇吉 (町長印)

小川禮三

(秋葉馬車鉄道、山梨、豎帳、罫紙使用、縦 236mm×横 165mm×厚 1mm)

〔表面〕

（文書上部）

「秋葉鐵道馬車」

割印

第『八式式』号

秋葉鐵道馬車株式會社株券

（二錢印紙）

（印）

静岡縣周智郡山梨町山科百七番地

『足立孫六』殿

一金五拾円也

明治參拾參年五月拾五日静岡縣周智郡森町ニ於テ商法ノ規定ニ從ヒ登記ヲ為シタル秋葉鐵道馬車株式會社ノ資本總額ハ金拾參萬円ニシテ壹株ノ金額ハ五拾円トス

右記名者ハ秋葉鐵道馬車株式會社ノ定款ヲ遵守シ本會社株式ノ内壹株即チ金五拾円ヲ引受タル事相違ナキ証拠トシテ此券狀ヲ付与スルモノ也

| 金 | | 込 | | 払 | | |
|---------------------|---------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 回七第 | 回六第 | 回五第 | 回四第 | 回參第 | 回式第 | 回老第 |
| 金 | 金 | 金五 『五』 『円』 | 金拾 『四』 也 | 金拾 『四』 也 | 金五 『五』 『円』 | 金拾 『五』 『円』 五拾錢 |
| 明治 月 年 日領収 | 明治 月 年 日領収 | 『明治』 『七』 月『廿六』 年 日領収 | 『明治』 『拾一』 月『式拾』 年 日領収 | 『明治』 『式』 月『拾五』 年 日領収 | 『明治』 『拾』 月『七』 年 日領収 | 『明治』 『三』 月『三十』 年 日領収 |
| | | （印） | （印） | （印） | （印） | （印） |

秋葉鐵道馬車株式會社

(一九〇〇)
明治参拾参年五月拾五日

取締役
社長

福川五郎八 (印)

(四隅に「秋葉鐵道」とあり)

(文書下部)

「静岡市江川町錦光堂石印」

(裏面略)

(秋葉鐵道、平字、株券、縦 212mm×横 272mm)

一〇 明治三十四年（一九〇一）五月九日付け「決議書」（山梨役場文書二九一四）

決議書

（二八九九）
明治三十二年五月三十日日本町会ニ於テ秋葉馬車

鉄道株式会社發起人惣代足立孫六

外一名ニ与タル森横須賀往還使用認

諾決議ノ内、上山梨地内ニ係ル一部使用の

取消シ、更ニ馬車鉄道線路ハ市街へ布設

ノ事ニ本会之レヲ決定ス。

山梨町会議員

（二九〇二）
明治三十四年五月九日 岩本万吉（印）

足立孫一郎（印）
（孫式郎）

久野丑松（印）
（久野／丑松）

佐藤小治郎（印）
（小治／郎印）

佐藤崑十（印）
（佐藤／喜十）

村松宇吉（印）
（村松）

西尾藤左エ門（印）

幡鎌馬三郎（印）
（駁式／郎章）

議長

町長 幡鎌馬三郎（印）
（周智郡／山梨町／長幡鎌／駁式郎）

書記

小川禮三（印）
（禮式）

（秋葉馬車鉄道、山梨、堅紙、罫紙使用、縦240mm×332mm）

一一 明治四十三年（一九一〇）七月三十一日『協議會議事録』明治四十三年（一九一〇）七月三十一日条（梅山自治会文書近代三七）

〔明治四十三年七月三十一日条〕

^{（一九一〇年）}
七月三十一日

協議会。左ノ件ニ付開会セリ。

- 一 駿遠鉄道經過報告及将来ノ手配決定ノ件。
 - 一 臨時清潔方ノ件。
 - 一 トラホーム予防ノ件
 - 一 広瀬川井堰經過報告ノ件
- 右出席者、岡本三治郎、袴田勇作、岡本栄吉、
浅羽多一郎、岡本磯吉、岡本徳次郎、永田二次郎、
岡本吉次郎

（駿遠鉄道、梅山、豎帳、罫紙使用、縦 242mm × 横 165mm × 厚 7mm）

一二 明治四十四年（一九一一年）十月十八日『協議會議事録』明治四十四年（一九一一年）十月十八日条（梅山自治会文書近代三七）

〔明治四十四年十月十八日条〕

（一九一一年）
十月十八日

駿遠鉄道本村通過ニ付、可レ成便宜ノ地ヲ
通ル様、松原・初越・西ヶ崎・中野ト共同シテ手配シ、
以テ目的ヲ達スルノ件。

右決議ス。岡本鉄吉・岡本三治郎欠席ス。

（駿遠鉄道、梅山、豎帳、罫紙使用、縦 242mm × 横 165mm × 厚 7mm）

（表紙）

遠江輕便鐵道出願書

（1才）

輕便鐵道敷設許可書

静岡縣小笠郡掛川町南西郷字六ノ坪八十五番地ノ一ヲ起点ニシ、全郡西南郷村古池村・垂木村・原谷村・和田岡村、周智郡宇刈村・山梨町・園田村、磐田郡三川村・敷地村・野部村ヲ經テ、全郡二俣町二俣字河口千九百十八番へ至ル総延長十五哩四十七鎖間ニ□輕便鐵道ヲ敷設シ、蒸氣機關車ニ依リ、一般運輸ノ業ヲ営シ
度候間、御許可被ニ成下ニ度、別紙起業目論見書・線路予測図・敷設費概算書・營業収支予算書相添、此如奉レ願候也。
（一九一）
明治四十四年十一月二十八日

静岡縣小笠郡掛川町一百廿九番地

杉山銑三郎

（1才）

内閣総理大臣侯爵西園寺公望殿

(2才)

上申書

明治四十四年十一月二十八日附杉山銑三郎外二十四名ヨリ出願ニ係ル
遠江輕便鉄道敷設特許願^{ニ關スル}届伺訂正等ノ場合ハ別紙
委任状ニ依リ、山崎増蔵・岡崎伊勢蔵・石岡孝平ニ於テ、発
起人^惣發代トシテ処理可^レ致候間、此段上申申候也。
明治四十四年十一月二十八日

發起人惣代

山崎増蔵

岡崎伊勢蔵

石岡孝平

(2ウ白紙)

(3才)

委任状

一、明治四十四年十一月二十八日附出願ニ係ル遠江輕便鉄道敷
設特許願ニ關シ、願届伺訂正等ハ、山崎増蔵・岡崎伊勢蔵・
石岡孝平ヲ以テ出願人総代ト定メ、三名ノ□ヲ以テ發起人代理
トシテ処理セシムル件。

右、委任之証、依テ如^レ件。

明治四十四年十一月二十八日

小笠郡掛川町掛川百弍十九番地
杉山銑三郎

(3ウ白紙)

(4ウ)

起業目論見書

- 一、目的 旅客及貨物ノ一般運輸
- 二、鐵道名称及主タル事務所設置地 遠江輕便鐵道株式会社
静岡縣小笠郡掛川町

三、事業出資金總額及其出資法

資本金四拾万円 株式組織

四、起点 静岡縣小笠郡掛川町南西郷字六ノ坪八十五番地ノ一

終点 全縣 磐田郡二俣町字河口九百十八番地

往過地名 全縣小笠郡掛川町西 南郷村 古池村 垂木村 原谷村

和田岡村 周智郡宇刈村 山梨町 園田村 磐田郡三川村

敷地村 野口村 二俣町

(4ウ)

五、鐵道ノ種類及軌間

蒸氣動力ニ依ル輕便鐵道。軌間二呎六吋

六、營業年限 百ヶ年

七、工事着手方法 起終両点ヨリ起工

(5ウ)

軌条軌間二呎六吋ニ対スル理由書

軌条軌間ハ御觀定ニ基キ、三呎六吋ヲ以テ設計可レ致義ニ有レ之候モ、元來本輕便鐵道ハ一地方ノ開發ヲ以テ目的トスル小規模ノ交通機關ニシテ、随テ企画者モ一地方ノ有志団体ニシテ、当初ヨリ多大ノ經費ヲ投ジ、三呎六吋式鐵道ヲ敷設スルハ地方經濟ニ甚タ困難ノ次第ニ付キ、軌条軌間ヲ二

呎六吋ニ設計致シタル義ニ有レ之候。

(5ウ白紙)

(6ウ) 遠江輕便鐵道株式會社仮定款

第一章 總則

第一條 當會社ハ、遠江輕便鐵道株式會社ト稱シ、本社ヲ靜岡縣小笠郡掛川町ニ置ク。

第二條 本會社ハ、輕便鐵道法ニ拠リ靜岡縣小笠郡掛川町地間ヨリ周智郡ヲ經過シ、磐田郡二俣町地間ニ達スル輕便鐵道ヲ敷設シ、一般運輸ノ業ヲ営ムヲ以テ目的トス。

第三條 當會社ノ資本金額ハ金四拾萬円トス。

第四條 當會社ノ成立時期ハ、設立登記ノ日ヨリ起算シ、滿百ヶ年トス。
(留書ならん)
但、滿期ニ際シ、株式惣會ノ決議ヲ以テ其軌間ヲ延長スルコトヲ得。

第五條 當會社ノ廣告ハ、所轄區裁判所ノ廣告スル新聞紙ニ掲載ス。

第二章 株式

第六條 當會社ノ株式ハ八千株トシ、壹株ノ金額ヲ金五拾円トス。

第七條 當會社ノ株式ハ記名式トシ、壹株券・十株券ノ二種トス。

第八條 第一回以後ノ株式払込ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム。

但、払込金額及其期日ハ二週間前各株主ニ通知義也。

第九條 株金払込ヲ怠シタル株主ハ其期日ノ翌日ヨリ払込タル日迄、百円ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ支払ヒ、且

ツ其遅延ノ為メニ生シタル費用ヲ支払フベシ。

第十條 當會社ノ株式ヲ賣買讓渡シタルトキハ、所定ノ請求書ニ

双方連署シテ、當會社ニ申出、株主名簿ニ登録ヲ乞ヒ、其株券ニ証印ヲ受クベシ。

(7ウ) 第十一條 當會社株券ノ分合又ハ紛失、若クハ滅失セシトキハ、其理由ヲ明記シ、

当会社ノ認ムル証人連署ノ詔書ヲ差出シ、新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得。

第十二条 但紛失又ハ滅失ノ場合ニ於テハ、其旨ヲ廣告シ、九十日ヲ経、尚発見セサルトキハ新株券ヲ交付スベシ。

新聞紙廣告料其他ノ費用ハ請求者ニ於テ之ヲ負担スベシ。

第十二条 当会社株券記名書□ハ、壹枚ニ付キ金拾銭又ハ第拾一条ニ拠ル新株券交付又ハ株券ノ分合ヲ請求スルモノハ、新株券壹枚ニ付、金參拾銭ノ手数料ヲ徴集ス。

第十三条 株式名義書□ハ計算期末ノ翌日ヨリ定期總會当日迄之シテ停止ス。

但、取締役ノ必要ヲ認ムル場合ハ、期間ヲ定メ、廣告シテ停止スルコトアルベシ。

第參章 役員

第十四条 当会社ニ取締役七名以内、監査役五名以内ヲ置キ、總

会ニ於テ取締役ハ五十株以上、監査約ハ三十株以上ヲ有スル株主中ヨリ選定ス。

第十五条 取締役ノ任期ハ三ヶ年、監査役ノ任期ハ壹ヶ年トス。

但、満期再選スルコトヲ得。

第十六条 取締役、若シクハ監査役在任中、欠員ヲ生シタルトキハ、

臨時總會ヲ招集シ、補欠員ヲ選定ス。若シ其欠員ニシ

テ法定ノ員数ヲ欠カス、且ツ現在ノ役員ニ執テ事務ニ差

支ナシト認定シタル場合ニハ、次期ノ總會点送券ヲ猶預スルコトヲ得。

第十七条 取締役ハ互送ヲ以テ社長壹名、事務取締役壹名ヲ置クコトトス。

第十八条 社長ハ取締役會議決議ヲ遵守シ、会社全般ノ業務ヲ徹轄シ、

事務取締役ハ社長ヲ補佐シ、一般ノ業ヲ処理ス。

第十九条 取締役ハ其在中自己所有ノ当会社株式五十株ヲ監査役ニ□

記スルコトヲ要ス。

(7ウ)

(8オ)

第四章 總會

第貳拾條 株主總會ハ定時・臨時ノ二種トス。定時總會ハ毎年四月・

十月ノ兩度ニ之ヲ開ク。

臨時總會ハ必要アル毎ニ之ヲ開ク。

(8ウ) 第廿一條 株主總會ニ於テハ、予メ株主ニ通知シアル事項ノ外、他ノ議事

ニ涉ルコトヲ得ス。

第廿二條 株主ハ代理人ニ委任シテ議決權ヲ行フコトヲ得。

但、代理人ハ當会社ノ株主ニ限ル。

第廿三條 總會ノ議長ハ社長又ハ事務取締役之ニ當リ、社長又ハ事務取締

役事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル。

第廿四條 株主總會ニ於ケル議決權ハ一株ニ付キ壹□トス。

第廿五條 定時總會ハ總株金ノ三分ノ一以上ニ當ル株主出席スルニヨラ

サレハ、決議ヲ行フコトヲ得ス。

(9ウ) 第廿六條 總會ノ決議ニ付、可否同數ナルトキハ、義朝

裁決ヲ有ス。

第貳拾七條 總會ニ於テ議決シタル事件ハ、決議録ニ之ヲ

記載シ、取締役、監査役記名調印ノ上之ヲ保持ス。

第五章 計算

第貳拾八條 當会社ハ毎年三月九日ノ終ニ於テ諸勘定ヲ

決算ス。

第貳拾九條 當会社ノ損益計算ハ、毎期間總益金ヨリ

諸經費、諸損失、諸償却金ヲ控除シ、其

殘額ヲ純益金トシテ左ノ各項ニ分配ス。

一、積立金 純益金百分五以上

一、役員賞与金 純益金百分拾以下

一、株主配当金

但シ、計算ノ都合ニ依リ利益金ヲ後期へ繰越ス

(9ウ)

(9ウ)

(8ウ)

コトヲ得ヘシ。

附則

第參拾條 当会社ノ負担スヘキ設立費用ハ金 円
以內トス。

静岡県小笠郡掛川町掛川百弍拾九番地

杉山銑三郎

全県全郡全町弍百三十五番地

山崎増造

全県全郡全町四百六拾番地

山崎秀三郎

全県全郡原谷村細谷八十八番地

大庭五郎吉

全県全郡西郷村五明七十七番地

杉浦伝吉

全県全郡西方村堀之内三十二番地

山内儀三郎

全県全郡加茂村五十七番地

白松六治郎

全県全郡掛川町掛川二百五十番地

岡崎伊勢蔵

全県全郡西山口村満水六百十八番地

森下九郎平

全県全郡掛川町掛川四百九十三番地

田辺伊太郎

全県全郡東山口村千羽三十九番地

榛葉藤兵衛

全県全郡西方村西方百六十弍番地

(10ウ)

(10カ)

(11才)

榛葉忠蔵

全県全郡全村堀之内十七番地

松下幸作

全県全郡全村全千百拾番地

杉山甚九郎

全県全郡加茂村四千五十九番地

栗田竹太郎

全県全郡栗本村初馬百三拾五番地

岩井儀三郎

全県小笠郡朝比奈村下朝比奈
千三百七十八番地

宮本雄一郎

全県全郡東山口村八坪二十五番地

榛葉幸造

全県磐田郡二俣町二俣壺三百式番地

小澤儀助

全県全郡全町全式百式番地

川島福次郎

全県全郡全町全千百十一番地

小倉亀十

全県全郡全町式百式拾七番地

富田銀蔵

全県全郡全町全三百三十八番地

柏田次郎九

全県全郡全町五百八番地

坪井徳十郎

全県小笠郡掛川町掛川四百八十番地

(12才)

(11才)

石岡孝平

磐田郡井道村森下

新村安五郎

(12ウ白紙)

(13ウ)

遠江輕便鐵道發起人規約書

今般自分等發起人ト為リ、遠江輕便鐵道敷設特許ヲ其節ニ出願シ
是カ特許ヲ得テ、遠江輕便鐵道株式會社ヲ組織セン為メ、發起人間ニ
規約ヲ締結スル。左ノ如シ。

第一、遠江輕便鐵道敷設出願線路ハ静岡縣小笠郡掛川町南

西郷字六坪八拾五番地上ヲ起点トシ、全郡南郷村古池村・垂木村

原谷村・和田岡村、周智郡宇刈村・山梨町・園田村、磐田郡三川

村・敷地村・野口村ヲ經テ全郡二俣町二俣字河口九百十八番地

至ル。此延長十五哩四十七鎖間トス。

第二、遠江輕便鐵道株式會社ノ資本ハ、金四十万円トシ、之レヲ八千株

ニ分チ、壹株金五拾円トス。

第三、發起人中岡崎伊勢藏・山崎増造・石岡孝平ヲ發起人惣代

トシ、願届伺訂正等ヲ代理處理セシムル為メ、当該官庁

ニ其旨届置クコト。

第四、發起人中

名ヲ協議員トシ、惣代及協議員ニ會社創立ニ至ル

間一切ノ事件ヲ處理セシムルコトヲ委任ス。

第五、發起人ハ、出願ニ關スル經費ニ充ツル為、各自金弍十円宛ヲ出金ス

ヘシ。尤モ、此ノ出金ハ創業益トシテ償却スルモノトス。

前記各項發起人一同協同ノ上、契約シタル証トシテ、各自記名調印

第貳シ、發起人總代之レヲ保管ス。

(14ナ)

委任条

拙社協議都合ニ依リ〔空白ママ〕

ヲ以テ都理代人ト相定メ、左ノ権

限ノ事ヲ代理致サセ給事。

一、杉山銃三郎外式十五人ヨリ、明治四十四年十一月二十八附ヲ以テ出願ニ係

ル遠江輕便鐵道敷設特許出願書類ニ追加發起人トシテ記名

調印ニ關スル一切ノ件。

右、委任状仍而如レ件。

静岡県周智郡山梨町〔宇刈〕

幡鎌駿三郎

山名□作

石□鉦〔塚カ〕三郎

鈴木 幸太郎

鈴木 □太郎

□山 □巳

内藤 農夫

(14ハ)

(遠江輕便鐵道、宇刈、豎帳、縦 248mm×横 168mm×厚 2mm)

一四 明治四十四年（一九一）『鉄道関係日記』（梅山自治会文書近代二八五五）

（封筒表）

鉄道関係書

（赤ペン／後補）
『明治44』

中遠鉄道関係』

（正しくは駿遠鉄道関係／この赤ペンの書き込み浅羽町史編纂者によるものならん）

（封筒裏）

浅羽多一郎

（駿遠鉄道、梅山、封筒、縦222mm×横79mm）

(1カ) 鉄道関係日記

○十月八日。丈八へ会ス。出席者八人

加藤末吉、加藤善平、安間仙吉、近藤梅吉

原田甚寿計、丸尾近一郎、岡本磯吉、浅羽多一郎

夕食四円参銭。支払内式円参銭浅羽、式円原田払。

○十月十七日。丈八へ会ス。八人。

加藤善平、加藤広次外前回同シ。

夕食代式円六拾七銭浅羽支払。

○十月二十二日。中野・加藤広次・松原・原田・浅羽、三人ニテ

豊浜伏見館ニテ相談ヲナス。加藤払。

○十二月二十四日。丸尾、善平、五平、浅羽、四人ニテ中泉神谷氏ヲ

訪問ス。各自払。

(1ウ) ○十二月三十日。初越、松原、西ヶ崎、梅山、泉屋ニテ相談ヲナス。

金壹円拾式銭 中食

一金式拾銭 かし代 浅羽取替

一月二日。村会議員常設委員役場へ集会ス。株式ノ件。

一月六日。松原・原田・浅羽、神谷ヲ訪問ス。中食四十二銭

浅羽取替
(梅山岡三岡節関係)

一月十四日。予定線決定ノ為メ各字委員、

浅羽ト松原へ集会ス。

一月十八日。予定杭ヲ打タルニ付、今后方針ニ付、初越・西ヶ崎・梅山ト

丈八ニ集会ス。夕食代壹円拾銭。浅羽取替ス。

一月十九日。梅山・松原・初越・西ヶ崎・中野、一人宛神谷氏訪問后、

神谷氏ト共ニ福田行、松丸技師ニ面会ヲナス。

夕食代四円拾五銭。浅羽取替払。中食・馬車代各自払。

一月二十日。石津、西大淵ト協議ノ為メ、浅羽出張ス。

(2カ) 一月三十一日。松原集会所ニ各字委員協議ス。

○二月三日。神谷氏ヲ各字委員ヲ訪問ス(村長三治郎)。各自払。浅羽

二月十七日。神谷氏来リ希望線ヲ検分ス。岡磯

二月十八日。岡磯・岡三治郎・浅羽三人ニテ横須賀出張中ノ

神谷氏ヲ訪問。中食代三治郎氏取換へ払。

三月二十二日。役場集会。株式募集。

四月四日。役場集会。〃

五月九日。技師及神谷氏検分ノ為来ル。予定ニ付朝ヨリ役場

ニテ待受后、五時頃来ル。浅羽・岡三・岡磯・村長

(2ウ) ○五月十日。丸尾・近藤・浅羽三人ニテ横須賀へ技師二面会
ノ為行。夕食代丸尾取換。

○五月十五日。技師二面会ノ為、福田及豊浜行。浅羽・初越二人。

夕食代弍円弍拾五銭。浅羽取換

旅費日当拾壹円六拾五銭。

組合費 拾壹円〇弍銭。

円 五円弍拾五銭 (同日 振留費 九) □□ □留 □ 割戻金
同 壹円 諸井防水費 今□□円残

差引 拾六円四拾弍銭也。

(以下、綴じ込みの領収証等／領収証の終わりに「」を付して境を示した)

梅山

拾七円七拾四銭 取替

内 拾壹円〇弍銭

引テ六円七拾弍銭」

○

記

一金九十六銭 酒八本

一金四十五銭 す物

一金四十五銭 吸物

一金五十四銭 すし

一金四十五銭 にざかな

一金五十四銭 さしみ

一金五十四銭 御せん代

計金『三』内手書/以下同
『参』参円九十三銭

右之通り『請取』候也
(印)受取)

明治四十『四』年『拾』月『八』日 泉屋(印)

『上』様

『外拾銭 茶かし代』

金弍十銭 (印)受取) かわし

正ニ請取請候也

(二九二) 四十四年十二月末

高橋利吉

浅羽多一郎様」

○ 記

十月十七日

一金二円四十五錢 酒肴御せん

七人様分

一金 二 錢 すし代

一金 二十 錢 御せん七人様

ノ金二円六十七錢

計金

右之通り請取候也

明治四十四年十月十七日 泉屋

御上様

受取証

一金五拾錢

夜間横須賀及ビ中野迄
便賃

右正ニ受取候也

東浅羽村梅山

明治四拾四年拾弍月参拾老日 岡本陸平 (印)

浅羽多一郎殿

記

一金壹円十銭 先御せん七人様分

計金

右之通り『受取』候也

(朱印)

明治四十四年十二月卅日 泉屋

浅羽多一郎様」

○一金壹円貳拾五銭也

吉野屋夜食代

○一金壹円也

伏見館酒肴代

梅山一人・初越二人・西ヶ崎二人

外

○壹月三日 電話料拾銭二り

(一九二二)
明治45年5月15日」

記

一金二十銭 菓子 取かへ

一金四十八銭 酒四本

一金二十一銭 につけ六名様

一金二十一錢　とうふ・玉子・吸物六名様

計金老円十銭

右之通り請取候也

明治四十五年一月十八日　泉屋

御上様

梅山・初越・西ヶ崎

領収書

一金老円四銭　御酒八本

一金

一金

一金二円三十一銭　さしみ
わんもの

七人前　ぬた

一金

一金

一金五十銭　にさかな

五人前

一金

一金三十銭　御ぜん五人

一金

計金四円十五銭

右之通り『請取』

福田港吉野家

一月十九日

寺田秀次郎(印)

電話六番

上様

(一九二七)
四拾四年
十月八日
丈八集会
岡磯・浅羽
二五
、
五〇

同
十七日
同
全・全
二五
五〇

十月
二十二日
中野
浅羽
二五
二五

十二月
三十日
丈八集会
浅羽・岡磯
二五
五〇

(一九二七)
四十五年
一月六日
中泉行
浅羽
六〇
六〇

一月
十四日
松原集会
岡三・岡磯・浅羽
二五
七五

一月
二十日
横須賀
浅羽・岡磯
六〇
六〇

一月
二十一日
松原集会
浅羽
二五
二五

一月
十八日
丈八集会
浅羽
二五
二五

二月
十七日
案内
岡磯
二五
二五

二月
十八日
横須賀
浅羽・岡三・岡磯
二五
七五
取換壹円五銭

| | | | | |
|-------------------------------------|--------|------------------------|-------------|---|
| 三月 廿六日 | 中泉 | 岡三 | 六〇 | 六〇 |
| 五月 九日 | 案内 | 岡三・岡磯・浅羽 _{二五} | 七五 | |
| 五月 十日 | 横須賀 | 浅羽 | 三五 | |
| 五月 十五日 | 案内及中野行 | 浅羽 岡春 | 六〇 二〇 | 八〇 |
| 六月 五日 | 中泉 | 岡三 | 六〇 | 六〇 |
| 三月 二十四日 | 中泉 | 浅羽 | 六〇 | 六〇 |
| 二月 三日 | 中泉 | 浅羽・岡三 | 六〇 | 計八、八五 一、〇五 外便賃、二〇 菓子代、二〇 一、二〇 |
| 五月 二十四日 | | 浅羽・岡磯 岡三・岡春 | 金九、九〇 二五 | 一、〇〇 |
| 合 <small>(この行野外にあり)</small> 一、一、三五〇 | | 外雑費四〇惣計一、一、六五 | | |

〔文書〕

寸楮拝呈仕候。冷氣相募り候処、〔貴家様へ〕玉堂〔習書〕

弥御清栄之由、欣賀至極ニ御座候。陳ば、例之件、

先頃申上候通り、近々監理課長会議有レ之、其節決定致ス

様ノ下ニ候へ共、其様横■ノ様子■

■全会議ノ期日御口朋ニ相成候へハ、御通報ニ願度候。

且彼ノ方面へハ猶口而ニテ、依頼仕候処、古郷ノ

関係上方へ□□精く係官ニ於も置き候二付、

愚有様ニ被レ申候二付、全方面へ□□に奉候。

■徴方ノ□動ヨリ数依リノ効力有□候二付、

■□□動ハ見合セ二付、萬氏某氏ノ□□□□

■候。

■楮拝呈仕候。冷氣相募り候処、玉堂弥御

■清榮之由奉ニ欣賀ニ候。陳ば例之置局ノ建、再

御頼申上今般ノ□□之御訴察被レ下度候仕てハ係

官ニ□郷里ヘノ関係シ上ヲ以テ御□も被レ下候由承り

安心仕候。決シテ貴堂ニ□動個問数ヲ

御□□シタル次第ニハ無レ之候間□不□御□引

精く御配慮ニ預度候。猶前頃御通報ニ□申候。監理課長

会議ハ何日頃開会■願候や■決定願候ハ■内程御向バ安□候仕

通報ニ預度、此□□依頼申上候。」

〔文書〕

〔(署外印刷) 明治 年 月 日〕 (署外習書ノ一文字目は「名」の「口」が「田」になった字) 〔(署) 名略〕

依頼も各承知居る事故其向ニ貴君ナリ浅羽

氏に申送りくれの事ニ有レ之候処、昨日通信局規画

課長及規画課局所係長に面会致候処、(中畧) 充

分便宜ニ取計不考なれとも、只今ノ所□□に而の□歌

も揃仕て確なる御話し仕出来□候へ共、十一月頃迄にハ

全国一纏にして討議審査の上決定致すナレバ、

其節ハ出来得ル丈け御希望ヲ□□候取計ふと

□□候。尚近日内ニ又と通信省ヲ訪ふて□シスル考ニ有之候。(中畧) 今

后ノ運動方法としては、上官ヨリも寧ロ其事務ニ(異筆)
直接□□別□□者よりするの必要有レ之候。『□□ハス必要有事□□
被レ存候』
『(異筆)右之通りニ相成居候間、右御会之上何分之御配慮ノ程御□申度と、(本省へ手配
方三付)御心付ノ
件有レ之候へバ、御教示ニ預候度左候へバ、直チニ手配可仕候。

』

(駿遠鉄道、梅山、堅帳、縦 251mm × 横 175mm × 厚 2mm)

一五 明治四十五年（一九一二年）一月九日『協議會議事録』明治四十五年（一九一二年）一月九日条（梅山自治会文書近代三七）

〔明治四十五年一月九日条〕

（一九一二年）
一月九日

協議会

駿遠鉄道本村通過ニ付、希望貫徹ノ為メ、此迄

常設委員ニテ手配シ来レトモ、追々進捗ニ付、

右ニテハ手配付兼ニ付、更ニ委員撰任ヲ要スル

ニ至リタルニ付、全撰定ノ件左ノ通り決ス。

岡本三治郎・岡本春吉・岡本節太郎・岡本磯吉・

浅羽多一郎

右決定ス。岡本三治郎・全春吉・全太平・

全徳次郎欠席。

（駿遠鉄道、梅山、縦帳、罫紙使用、縦 242mm × 横 165mm × 厚 7mm）

一六 明治四十五年（一九一二年）二月二十二日 『協議會議事録』 明治四十五年（一九一二年）二月二十二日条（梅山自治会文書近代三七）

〔明治四十五年二月二十二日条〕

（一九一二年）
二月二十二日

協議会

常設委員岡本磯吉・諸井幹事岡本磯吉

〔×浅羽多一郎〕

任期満了ニ付、后任候補者撰定ノ件、両方共

前任卜決定ス。

鉄道運動ノ経過報告。

右、岡本三治郎欠席。

（駿遠鉄道、梅山、豎帳、罫紙使用、縦 242mm × 横 165mm × 厚 7mm）

一七 明治四十五年（一九一二年）三月二十三日 『協議會議事録』 明治四十五年（一九一二年）三月二十三日条（梅山自治会文書近代三七）

〔明治四十五年三月二十三日条〕

（一九一二年）

三月二十三日

駿遠鉄道株式会社引受方申込ニ付、承否

如何ニ付、右一時断リ申下ニ決ス。

右、全部出席ス。

（駿遠鉄道、梅山、縦帳、野紙使用、縦 242mm × 横 165mm × 厚 7mm）

一八 明治四十五年（一九一二年）三月『駿遠鉄道予定線』（近藤照男氏寄贈史料）

（表紙）

（一九一二年）
明治四十五年三月

駿遠鉄道予定線

近藤氏写レ之（印）

（1才図省略）

（1ウ白紙）

（2才）
（近藤）
（印）
駿遠鉄道敷設許可願

（この印外にあり）

今般駿遠鉄道株式会社ヲ創立シ、静岡県志太郡

焼津町ヲ起点トシ、志太・榛原・小笠三郡ノ海岸ヲ経テ磐

田郡福島村ヨリ磐田郡中泉町ニ至ル延長四十五哩

間ニ輕便鉄道ヲ敷設シ、以テ旅客及貨物運輸ノ

業ヲ営ミ度、乃チ輕便鐵道法ニ遵ヒ、別紙書類相

添ヘ、敷設ノ儀出願致候ニ付、何卒御許可被ニ成下ニ度、発

起人一同連署ヲ以テ此段奉ニ願上ニ候也。

（一九一〇年）
明治四十三年十二月十五日

駿遠鉄道株式会社創立發起人

(2カ)

起業目論見書

- 第一 本公司ハ株式組織トス。
- 第二 本公司ハ旅客及貨物運輸ノ業を営ムヲ以テ目的トス。

第三 本公司ハ駿遠鉄道株式会社ト称シ、其ノ事務所ヲ静岡縣榛原郡川崎町ニ設置ス。

第四 資本金ヲ壹百貳拾万円トシ、之を二萬四千株二分チ、一株金五拾円トス。

第五 鐵道敷設ノ線路ハ、静岡縣志田郡焼津町ヲ起

点トシ、同郡小川村・大富村・静浜村・吉永村・相川村ヲ經テ、大井川ヲ横断シ、榛原郡吉田町ニ至リ、川寄町、相良町ヲ過ギ、地頭方村ニ至リ、小笠郡佐倉へ。

池新田、千浜、三浜、大坂、大渕、大須賀、笠原ノ各村ヲ經過シ、磐田郡東淺羽、幸浦、西淺羽ニ至リ、豊浜、橋寫、於保、天龍ノ四ヶ村ヲ過ギ中泉町ニ至ル線路延長四十五哩トス。

第六 本公司ハ石炭燃料^機汽関車ヲ使用シ軌道ヲ敷設ス。軌間ハ二呎六吋トス。

第七 本公司存立時期ハ会社ノ登記ヲ受ケタル日ヨリ五十ヶ年トス。

駿遠鉄道株式会社仮定款

第一章 總則

第一條 本公司ハ静岡縣志田郡焼津町ヲ起点トシ、小川村・

大富村・静浜村・吉永村・相川村、榛原郡吉田村・川崎町・

相良町・地頭方村、小笠郡佐倉村・池新田村・千浜村・三俣村・

三浜村・大坂村・大淵村・大須賀村・笠原村、磐田郡東淺

羽村・幸浦村・西淺羽村・豊浜村・福島村・於保村・天龍村

(3カ)

(3カ)

(4ウ)

第二条

ヲ經テ同県磐田郡中泉町ニ至ル鉄道ヲ敷設シ、旅客及貨物運輸ノ業ヲ営ムヲ以テ目的トス。

本公司ハ駿遠鉄道株式会社ト稱シ、本店ヲ静岡縣榛原郡川崎町ニ置ク。

第三条

本公司ノ資本金ハ金百貳拾萬円トス。

第四条

本公司ノ存立期間ハ会社成立ノ日より滿五十ヶ年トス。

前項ノ期間ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得。

第五条

本公司ノ廣告ハ本店ノ所轄登記所ニ於テ登記事項ヲ公告スル。新聞紙ニ掲載ス。

第二章 株式

第六条

本公司ノ株式ハ二萬四千株トシ、一株ノ金額ヲ五十円トス。

第七条

本公司ノ株式ハ記名式トシ、一株十株券ノ二種トス。

第八条

株金ハ第一回ノ払込ヲ一株金五十円トシ、其後ノ払込ハ取締役ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム。

第九条

株金ノ払込ヲ怠リタル者ハ、期日ノ翌日より百円ニ付一日四錢ノ遅延利息ヲ支払、且遅延ニ因リテ生シタル費用ヲ支払スベシ。

第十条

株式ヲ譲受ケタル者ハ本公司所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ株式ヲ添ヘテ提出ス可シ。

相続遺贈又ハ法律上ノ手續ニ因リ株式ヲ取得シタル者ハ本公司所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ其取得ヲ証ス可書面

及株式ヲ添ヘテ提出スヘシ。

本条ノ場合ニ於ケル名義書換ノ手数料ハ株式一枚ニ付金

五錢トス。

(5ウ)

第十一条

株式ノ毀損又ハ分合ノ為メ新株式ノ交付ヲ受ケントスル者ハ、本公司所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ株式ヲ添テ提出スヘシ。

株式ノ紛失又ハ滅失ニ依リ新株式ノ交付ヲ受ケントスル者

ハ、本会社所定^(書式ニ依リタル)ノ請求書ヲ提出スヘシ。

本会社ハ請求者ノ費用ヲ以テ三日以上其旨ヲ広告シ、其最終公告ノ日ヨリ三十日内ニ故障ヲ申出タル者ナキトハ^(キ脱カ)新株券ヲ交付ス可シ。

本株ノ場合ニ於ケル新株券発行ノ手数料ハ株券一枚ニ付金貳拾錢トス。

第十二条 本会社ハ毎年一月一日及七月一日ヨリ各定時株主總會ノ終了

マテ、株式ノ名義書換ヲ停止ス。

第十三条 株主ハ其氏名住所及印鑑ヲ本会社ニ届出ツ可シ。其変

更ノ場合亦同シ。

外国^(X)ニ居住ノ株主ハ日本国内ニ代理人ヲ置き、代理人ノ印

鑑ヲ添ヘ其旨本会社ニ届出ツヘシ。

第三章 株主總會

^(ママ)第十四条 定時總會ハ毎年一月及七月之ヲ開クモノトス。

第十五条 株主總會ニ於テハ、予メ株主ニ通知シタル事項ノ外、他議ニ涉ルコトヲ得ス。

第十六条 株主總會ノ議長ハ取締役之ニ当ル。取締役總テ事故ア

ルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉スルモノトス。

第十七条 株主ノ議決権ハ一株ニ付一箇トス。

第十八条 株主總會ノ議事ハ出席シタル株主ノ議決権ノ過半数ヲ

以テ之ヲ決ス。可否同数ナルトキハ、議長ノ決スル所ニ依ル。但シ議長自己ノ議決権ヲ行使スルコトヲ妨ケス。

第十九条 株主ハ他ノ出席株主ニ委任シテ其議決権ヲ行フヲ得。

第廿条 株主總會ノ議事録ハ議長及出席株主二人以上之ニ署名シ、本会社ニ保存スルモノトス。

第四章 役員

(6カ) 第廿一条 取締役、監査役ハ株主總會ニ於テ一百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス。

廿二条 取締役ハ五人、監査役ハ二人トス。
〔マ〕
二十三条 相談役又ハ顧問ヲ置クコトアル可シ。

廿四条 取締役ノ任期ハ三年トシ、監査役ノ任期ハ一ヶ年トス。

廿五条 取締役又ハ監査役ニ欠員ヲ生シタルトキハ、臨時株主總

会ヲ開キ、補欠選舉ヲ行フモノトス。但シ法定ノ員數ヲ欠

カサルトキハ次ノ定時株主總會ノ日マテ補欠選舉ヲ延

期スルコトヲ得。

前項補欠選舉ニ於テ選任セラレタル者ノ任期ハ前

任者ノ残期間トス。

廿六条 取締役ハ在任其^{〔中脱カ〕}所有ノ株式一百株ヲ監査役ニ供託

ス可シ。

廿七条 取締役ハ取締役會長及專務^取締役員各一人ヲ互選ス可シ。

第五章 計算

廿八条 本會社ハ一年ヲ二期ニ分チ、毎年六月三十日、全十二月三十一日

ヲ以テ決算期トス。

廿九条 本會社ハ每期總收入金ヨリ營業上一切ノ費用及損

失ヲ控除シタルモノヲ純益金トシ、左ノ□分ニ從ヒ分配スルモノトス。

一、法定準備金 百分ノ五以上

一、特別準備金 同

一、役員賞与金及交際費

一、株主配当金

一、後期繰越金

卅条 法定基準金ハ資本金ノ半額ニ達スルマテ此ヲ積立ツルモノトス。

卅一条 特別準備金ハ本會社鐵道ノ改良、拡張、補充其他

必要ノ場合ニ於テ取締役ノ決議ニ因リ之ヲ支出スルコトヲ

得。

卅二条 法定準備金及特別準備金ハ取締役ノ決議ヲ以テ確

(8ウ)

実ナル銀行ニ預入レ、又ハ確實ナル有価証券ヲ買入レ、之ヲ保存スルモノトス。

卅三条

利益配当ヲ受クヘキ者ハ、各決算期末日最終ノ株主トス。

第六章 附則

卅四条

創立總會ニ於テ選任セラレタル取締役ノ任期ハ明治四十年^(マ)月マテ。監査役ノ任期ハ何年^(マ)月マテトス。

卅五条

本会社ノ負担ニ帰スヘキ設立費用ハ金五千元以内トス。 駿遠鉄道株式会社創立發起人

監第一〇三号

免許状

駿遠鉄道株式会社發起人

戸塚国次郎 外百一人

右申請ニ係ル静岡県志太郡焼津町ヨリ同県磐田郡中泉町

ニ至ル輕便鉄道ヲ敷設シ、旅客及貨物ノ運輸營業ヲ為スコト

ヲ免許ス。

輕便鐵道法第三条ニ係ル認可申請ハ、明治四十五年八月二十一日

迄ニ之ヲ提出ス可シ。

明治四十四年八月二十二日

内閣總理大臣公爵 桂太郎 印

命令書

戸塚国次郎 外百一人

明治四十四年八月二十二日監第一二〇三号免許状ヲ下附シタル輕便鐵道ニ付テハ、左ノ条件ヲ遵守ス可シ。

年 月 日

内閣總理大臣公爵桂太郎印

第一条 工事ハ輕便鐵道法第三条ニ依ル工事施行ノ認可

ニ指定シタル期限内ニ著手シ竣功ス可シ。

天災事變其ノ他正當ノ理由アルトキハ、前項期間ノ伸

長ヲ申請スルコトヲ得。

第二条 技術ニ關スル事項ヲ担任セシムル為、主任技術者ヲ置キ、届

(9ウ)

(8ウ)

(9カ)

第三条

出ツ可シ。之ヲ変更シタルトキ亦同シ。
主任技術者ヲ不適任ト認ムルトキハ、其解任ヲ命スルコトアルヘシ。
工事ノ一部又ハ全部竣功シ、運輸ヲ開始セムトスルトキハ、許可ヲ受^ケ可シ。

第四条

旅客及荷物ノ運賃(割引運輸ヲ含ム以下同シ)其他運輸ニ関スル料金ハ認可ヲ受クヘシ。之レヲ変更スルトキモ亦同シ。
政府ハ公益上必要ト認ムルトキハ、運賃及料金ノ変更ヲ命スルコトアルベシ。

第五条

旅客及混合列車ノ發着時間度数ヲ定メ、認可ヲ受ク可シ。之ヲ変更セントスルトキモ亦同シ。
天災事変其他已ムヲ得サル事由ニ因リ一時変更ヲ為シタルトキハ、直ニ之ヲ届出ツ可シ。

第六条

政府ハ他ノ鉄道又ハ軌道トノ連絡運輸又ハ直通卵運輸ヲ命スルコトアルヘシ。

第七条

營業ノ全部又ハ一分ヲ休止シ、又ハ廃止セムトスルトキハ、許可ヲ受ク可シ。

第八条

他ノ業務ヲ営ミ、又ハ社債ヲ募集シ、若シクハ鉄道及之ニ属スル物件ヲ担保トシテ負債ヲ為ストキハ、認可ヲ受クヘシ。

第九条

鉄道ノ貸借又ハ營業ノ管理委託ヲ為サムトスルトキハ、貸借又營利委託ニ関スル契約書ノ謄本ヲ添へ、双方連署ノ上認可ヲ受クベシ。

第十条

他ノ会社ト合併セントスルトキハ、合併ノ事由及方法ヲ記載シ、双方連署ノ上認可ヲ受ク可シ。

第十一条

鉄道ヲ讓渡サントスルトキハ、讓受人ト連署ノ上許可ヲ受クベシ。

第十二

政府ハ監査員ヲ派遣シ、工事ヲ監視セシメ、又ハ鉄道ノ設備並運輸保線ノ方法ヲ監査セシムルコトアルヘシ。
監査員ニ於テ説明ヲ求メ又ハ関係書類図面ノ檢

(10カ)

(10カ)

閱ヲ求メタルトキハ、之ヲ拒ムコトヲ得ス。

工事カ工事方法書又ハ法令若クハ法令ニ基キテ發スル

命令ニ違ヒタルトキハ、其ノ改築又ハ工事ノ停止ヲ命スル
ヲアルベシ。

鐵道ノ設備又ハ運輸保線ノ方法カ不適當ナリト

認ムルトキハ、何時ニテモ必要ナル施設ヲ命シ、若危険ナ

リト認ムルトキハ、運輸又ハ使用ヲ停止スルヲアルベシ。

第十三

政府ノ派遣シタル官吏ニ於テ鐵道ニ關スル會計及

第十四

陸海軍官憲ニ於テ鐵道ヲ軍用ニ供スルコトヲ命シ

タルトキハ、之ヲ拒ムコトヲ得ス。

前項ノ場合ニ於テハ明治三十七年勅令第十二号鐵道

軍事供用令及同年陸軍省令第三号鐵道軍

事輸送規定ニ準スルモノトス。但シ其ノ料金ハ客車

一輛ニ付其定員數ニ當該客車等級ノ運賃ヲ

乘シタルモノ、二分ノ一、貨車ハ貸切料金ノ二分ノ一トシ、

第十五

二十哩以下ノ輸送ニ在リテハ二十哩分ノ料金ヲ給ス。

第十六

鐵道線路一部ノ免許^{〔又ヲ取消〕}失効シ、又ハ取消サレタル場合

ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ、他ノ全部又ハ一部ノ免許ヲ取消スヲアルベシ。

左ノ場合ニ於テハ免許ハ其効力ヲ失フ。

一 免許狀ニ指定シタル期限内ニ工事施行ノ認可ヲ

申請セサルトキ、又ハ其ノ申請ヲナスモ認可ヲ得サルトキ。

二 工事施工認可申請前ニ会社成立セサルトキ。

三 工事施工ノ認可ニ指定シタル期限内ニ工事ニ著手

セス、又ハ之ヲ竣功セサルトキ。

四 營業ノ全部ヲ廢止シタルトキ。

五 營業満期ノトキ。

(12才)

第十七

政府ハ公益上必要ト認ムルトキハ何時ニテモ鉄道附属物件ヲ買収スルコアルベシ。

前項ノ場合ニ於テ、本鉄道ノ連絡上必要アルトキハ、延長線ノ一部又ハ全部ヲ併テ買収スルコアルベシ。

買収価格ハ最近六営業年度間ニ於ケル建設

費ニ対スル益金ノ平均割合ヲ買収ノ日ニ於ケル建

設費ニ乗シタル額ヲ二十五倍ニシタル金額トス。

前項ノ益金トハ營業收入ヨリ營業費(借入金ノ利子ヲ除ク)賞

与金ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ、益金ノ平均割合トハ六營業

年度間ニ於ケル毎年度末ノ開業詮建[○]■_■設費

合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノ、

二倍ヲ云フ。

買収ノ日ニ於テ運輸開始後未タ六營業年度ヲ經

過セサル場合又ハ三項ノ金額カ建設費ニ達セサル場合

ニ於テハ、政府ハ其ノ建設費以内ニ於テ協定シタル金額

ヲ以テ第三項ノ金額ニ代フ。

鉄道及附属物件ノ状態不完全ナルトキハ、其補修ニ

要スル費額ハ買収価格ヨリ之ヲ控除ス。

前項補修ニ要スル費額ニ付、協議調ハサルトキハ、政府

ノ選定シタル鑑定人ノ意見ヲ徴シ、政府之ヲ定ム買収

代価ハ公債証書ヲ以テ交付スルコアルベシ。此ノ場合ニ

於テハ券面金額ニ依リ四分利付公債証書ヲ以テ之ヲ

交付シ、五十円未満ノ端数ハ之ヲ五十円トス。

第十八

将来政府ニ於テ本線路ニ並行シ、接近シ、又ハ之ヲ横断

シテ鉄道ヲ敷設スル場合ニハ、企業者ノ費用ヲ以テ

該線路ノ全部又ハ一部ノ移転改築若クハ一部ノ廢

止ヲ命スルコアルベシ。

(13才)

(12才)

(13カ)

第十九

前項ノ場合ニ於テ本線路ノ買収ヲ要スルトキハ、買収
価額ハ建設費以内ニ於テ政府之ヲ指定ス。
前条末項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。
将来政府ノ免許ヲ受ケタル者ニ於テ本線路ニ
並行シ、又ハ接近シテ鉄道ヲ敷設スルコトアルモ、起業
者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス。

前項ノ場合ニ於テ、大井川架設ノ橋梁ヲ共同使用

ニ供スルノ必要アリト認ムルトキハ、之カ共同使用ヲ命スルコ

トアルベシ。此場合ニ於テ其ノ共同使用料及列車運轉

回数其ノ他共同使用ニ関スル事項ニ付協議調ハサル

トキハ政府之ヲ指定スベシ。

第二十一^(一)

政府ハ公益上必要ト認ムルトキハ工事方法ノ変更ヲ
命シ、又ハ本命令書ヲ変更スルコトアルベシ。

(14カ) 第二十一

将来定メラル、法令ノ結果トシテ本命令書ノ条項
ニ変更ヲ来タスコトアルモ之ヲ拒ムコトヲ得ス。

(駿遠鉄道、縦帳、罫紙使用、縦 245mm×横 168mm×厚 2mm)

一九 明治四十五年（一九一二）四月五日『協議會議事録』明治四十五年（一九一二）四月五日条（梅山自治会文書（近・現代）三七）

〔明治四十五年四月五日条〕

（一九二二年）
四十五年度 四月五日

鉄道株引受之件

右ニ付召集シタルニ欠席者多数ニ付、午后ニ再会ス。

午前欠席者岡本春吉・全鉄吉・浅羽竹次郎・

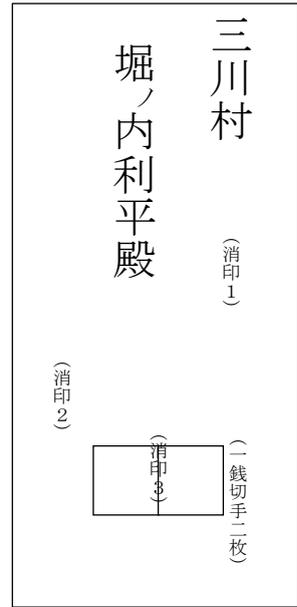
岡本太平・同栄吉・磯吉・徳次郎

午后欠席者岡本春吉・全太平

（駿遠鉄道、梅山、豎帳、罫紙使用、縦 242mm × 横 165mm × 厚 7mm）

二〇 明治四十五年（一九一二）四月付け〔堀之内利平宛て江間俊一選挙推選文〕（堀之内家文書一一五）

（封筒表）



（消印1）

〔静岡・山梨^(一九一二)／45.4.22／前5—8〕

（消印2）

〔静岡・山梨／45.4.21／后5—8〕

（消印3／消印2と同じ）

(封筒裏)

江間俊一選挙事務所

(駿遠鉄道、見取、封筒、縦(203)mm×横74mm)

に祈るの癖ありしが、稍々長するに及んで大に漢英二学を修め、諸子百家の書に通ず、年廿

三にして中泉町に成修学舎と称する中学程度の義塾を開き、大に後進の士を薰陶す、君性癖詩

文書画を愛し、行余盛んに風流の遊を為す、特に篆刻の如きは君の長伎なり、明治十六年笈

を負ふて東部に出づるや、君の篆刻は当時渡邊小華、田村雨谷、長三州、日下部鳴鶴、田能

村直入等諸名流の清賞を受け、巖谷一六先生の如きは君の伎に感激し、漢字長文の讚を贈れ

りと云ふ、君の青年時代は一家の風流人として善く先輩の愛顧を受く、伊藤博文卿の如きは

非常に君の英才を愛し、君を薦めて官に就かしめんと欲したるも、君性磊落官途に就いて職

禄に汲々たるを好まず、故に之を固辞して専ら風流韻事に耽り、然るに偶々大詔一下立憲

の事定まり大日本帝国の局面一転化を来すや、君慨然猛省する処あり断然風流思想を抛ち専

ら政治法律経済の学を修む、是れ実に君が廿七歳の時、即ち仏国法学博士ボアソナーード、

伊国法律博士バテルノストロー及び井上、熊野博士等に親炙して、拮据励精明治廿三年に至

りて各々其全科を卒業す、其年十一月代言人となり、廿六年弁護士となる、廿七年五月東京

弁護士会常議員に選ばれ、更らに同会の議長に推さる、同卅一年二月東京府会議員となり、

卅三年十月東京府会副議長となり、三十五年八月静岡県郡部より選ばれて衆議院議員となり

三十六年六月下谷区より推されて東京市会議員となり、同年十一月下谷区区会議員となり、翌

年一月同区会の議長となり、三十八年三月東京市参事会員となり、三十九年三月東京市より

選出されて再び衆議院議員となり、四十一年五月更らに東京市より選ばれて三たび衆議院議

員となり、同年十二月衆議院より選ばれて同院の懲罰委員長となり、四十三年一月東京市会

議長に選ばれ今ま猶ほ其職に在り。

君往年弁論言議の衰退を慨し、東京に東洋雄弁会なるものを組織し、自ら会長と為りて大

に弁論の鼓吹に尽瘁せられたる事ありしが、現時明治大学雄弁会の会長に選ばれ学生を率ひて盛んに志気の涵養と弁論の鍛錬とに尽されつゝあるなり。

△君の政治的生活

(二八八六)

君は明治十九年自由党に入り自由民権の大義を提唱し四方に遊説して人に尽す処あり、明治廿二三年頃は政友会東京支部の幹事として、政友会静岡支部の中央交渉委員を勤め、当時

(二八九九、一九〇〇)

故星亨と謀り反対党の策源地たる、東京及び静岡に於ける地盤を一举に転覆せん事を企て、

所謂江戸城の征伐は星亨其衝に当り、駿河城の攻撃は君自ら其の任に当る、君は毎月二回静岡

(星亨一九〇一年役)

岡に出張せられ、両者共に如何なく其目的を達し、星亨歿後は君専ら東京に在つて江戸城を占領し、東京市政の如きは一に君の意見に依つて左右せらるゝものなりと云ふ、実に大なる勢力にあらずや。

君若し依然として党籍を政友会に留めんか、静岡に於て将た東京に於て、尚ほ一段の勢力を有すべきに、君は大に悟る処ありて四五年前即ち政友会が最も旺盛にして議会に絶対多数を占め、西園寺公が内閣を組織したる時に当り、翻然同会を脱し、爾□政党の爲めに尽す事を断念し、専ら国家の福利を本位として政界に活動せられつゝあるなり。

△政友会脱会理由

君が政友会を脱会したる理由は、実に堂々たるものにして、当時明かに世間に発表せられ

(一九〇九)

四十二年十一月廿四日、静岡公報紙上にも之れを見たり、今其一端を左に紹介せんに曰く、

(一九〇八)

予は昨年春に至り。自ら顧みる所あり翻然として二十有余年の非を悟り、断乎として政友会と絶縁せり。

予か嘗て政界の陣頭に立ちて党争の衝に当るや、静岡に於ては所謂『秕政党弊』の誹を受け

又東京に於ては所謂『元兇』なる汚名を蒙られるが如き、非難の一身を蝟集せること敢て珍らしからざりき、而して予は党争場裏に活動するに当り、予が清濁併せ呑みたるの結果、遂に鶏鳴狗盗の徒簾下に馳せ参し、偶ま私利を営み私腹を肥さんとする者ありしは亦止むを得ざることなりと信じ。自己の属する党勢拡張の為には一身の汚名の如きは、甘んじて之れを受けんことを覚悟せり、然り一身の汚名は尚ほ忍ぶべし、然かも予の忍ぶ能はざりし者は、斯くの如き事すら忍びて党争に熱中するも、其事柄が国家の為に將た又吾か静岡県民の為に毫末も益なかりし事を悟りし、党派間に於て百年蝸牛角上の争を為すも国家に益なく寧ろ国家の進運を阻害する事多きを恐れたるにあり、此に於て予は政党の為に動くよりも先づ国家の為に動かざる可からざることを痛切に感じ、遂に政友会を脱会したり、予が二十年來の政友と袖を別ちたる理由は実に絮上の如し。已に之を知らば予の現在の立場は自ら明かなるべきを信ず、即ち予は国家本位を主義として、政党本位を排斥す、党派の利害党派の感情を以て、国家の重事及県政の大事を論議せんとするが如きは予の絶対的に反対する所なり。

△君の性行

青年時代の君は頗る多病なりしが、三十年来白隠式心身鍛錬法を實行し、禪に親しむ事深く、特に頭脳明晰頗る快活なる判断力と猛然なる断行力との二大能力を併せ有するに至る。君の信仰する所によれば、心身の鍛錬は静座と深呼吸に及ぶものなく、即ち静座は判断力を涵ひ、深呼吸は断行力を養ふものなりと、而して君は其の信仰を以て常に後進青年を指導教訓しつゝある也、殊に更新青年の士を愛する事極めて深く、薩長の先輩が其同郷人を引立つるに勉め、政界に一種の勢力を致せるを觀て大に感ずる所あり、爾來本県出身の後進子弟を助くる事多く、現に磐田郡の藤原和吉氏を東京市京橋區長に、富士郡の山田敬正氏を下谷

区長に、浜名郡の古橋幸松氏を東京市会書記長に、伊豆の稲葉龜藏氏を日本橋の区長代理に、安倍郡の山本九十郎氏を下谷区長代理に採用せしめたるが如きは、皆な之れ君の推薦に由ると聞く其他東京の市役所及十五区役所に、吏員として本県出身者を周旋任用せしめたる者殆ど其和を知らずと云ふ、以て君が如何に本県青年者に対する同情の厚きかを知るに足らん。

(裏面)

江間俊一氏の政見

今日吾帝国の位置たる彼の日清及日露の戦役後一躍世界列強の班に伍するを得るに至りたりと雖も、之れが為めに国費は愈々激増し国債は二十数億の多額を負担し国民は殆ど租税の重苛に堪へざらんとしつゝあるに非らずや、宜しく吾々大和民族は挙国一致總ての産業を發達せしめ経済的戦争に向つて列強に打勝つべき覚悟を以て其方法を講せざるべからず、是れ実に吾人の一大急務なりと信ず、焉んぞ区々たる党争に吾人の精力を消磨し去るの秋ならんや。

故に予は内治、外交、教育、衛生等一般の問題に対しても如上の見地に起ちて幾多の政見を有すれども、今は専ら国家の福利を本位として、商工業の作振と殊に我が立国の大本たる農業の保護奨励との問題を提げて予の主力を致さんことを期す、若し夫れ予に向つて治水問題を

如何と問ふ者あらば。予は之に答へて曰はんとす、国家の経営を要する四大河川を有する、我が静岡県より推薦せらるゝ候補者に在つては、治水問題の爲めに尽力すべきは固より当然の事にして敢て多言を要せざるべしと。

推 薦 書

肅啓、時下春光融融々、天地希望に満つるの折柄、尊台愈よ御清勝の段大慶至極に存候。

偕て吾々同志は来るべき衆議院議員の總選挙に於て、是非、前東京弁護士會議長、前東京府会副議長、前衆議院懲罰委員長

静岡公報社長

弁護士

代議士

東京市會議長

明治大学雄弁會長

江間俊一君

を本県より選出致し度く、左に一言同君推薦の次第を述べ、有権者諸君の御賛同を懇請するものに御座候。

夫れ同君が本県より身を起し、政治家として又弁護士として、中央政界に其名を恣にすること茲に廿又余年、其間人權の尊重、国力の充実は、君が終始一貫して絶叫せる所の主張なりき、而して君の政界に起つや、或一派の政客の如く、単に其の主張を筆舌にするを以て満足せず、信ずる所は必ず之を口にし口にす所は必ず之を断行す、実に君は奮闘努力、渾身勢力の人なり、二六新報會で尾崎東京市長が江間氏

を評せるの言を載せて曰く、江間氏を両側面より観察すれば、即ち政敵として誠に恐るべき勢力を有し、味方として大に頼むべき人物たるを認む云々と、蓋し適評なる哉、而して氏が目下標榜しつゝある政見を見るに、殖産興業を以て我が経国の急要題目となす、従て農事の改良進歩と商工業の振興とは、共に氏が熱心唱道する所の政見なり、其れ氏の提唱する政見は我国刻下の急要問題たるのみならず、吾々農工商民の代表者として最も適良なる主張を有するものにあらずや、又氏は此の如く国土として中央政界に貢献する所少なからざるのみならず、地方に在つては能く県下の青年子弟を誘掖指導し、中央に於ては本県出身者の仕途を開けること実に挙げて数ふべからず。

如上の閱歴性行に徴し、最も適任者と確信するが故に、吾等同志は同氏を衆議院議員候補者に推薦し、有権者諸君の御援助に依り、名譽ある大多数の投票を以て、見ん事同氏を当選致させ度く、此の段謹で得貴意候草々敬具

(一九一七)
明治四十五年四月

推 薦 者

中 遠 同 志 会

小 笠 郡 有 志 一 同

榛 原 郡 有 志 一 同

志 田 郡 有 志 一 同

安倍郡有志一同
庵原郡有志一同
賀茂郡有志一同
駿遠鉄道有志一同
発起人

エ
マ
シ
ユ
ン
イ
チ

江
間
俊
一

え
ま
し
ゆ
ん
い
ち

(駿遠鉄道、見取、堅紙、印刷、句読点・傍点原文ママ、縦200mm×横552mm)

二一 明治四十五年（一九一二年）五月九日『協議會議事録』明治四十五年（一九一二年）五月九日条（梅山自治会文書（近・現代）三七）

〔明治四十五年五月九日条〕

（一九一二年）
五月九日

鐵道予定線決定ノ為メ、松丸技手・神谷社長来ル。

（駿遠鐵道、梅山、豎帳、罫紙使用、縦 242mm×横 165mm×厚 7mm）

二二 明治四十五年（一九一二）五月十六日『協議會議事録』明治四十五年（一九一二）五月十六日条（梅山自治会文書（近・現代）三七）

〔明治四十五年五月十六日条〕

（一九二二年）
五月十六日

鐵道線路決定ニ付報告。

右、岡本三治郎、全春吉・浅羽竹次郎・岡本太平欠席

（駿遠鐵道、梅山、豎帳、罫紙使用、縦 242mm×横 165mm×厚 7mm）

二三 明治四十五年（一九二二）五月〔新堀輕便問題關係書類〕（新堀自治会文書近代一四一）

(1 ㊦) 『庶乙第四一号』^{〔朱書〕}

輕便問題ニ付、御協議ヲ要シ候義有レ之候間、

来ル二十日午後三時、当役場へ御来集相成度、

此段及ニ御通知ニ候也。

（一九二二）
明治四十五年五月十八日

〔印〕 磐田郡東淺羽村長岡本節太郎

常設委員

戸塚彌三治殿

（1ウ白紙）

(2 ㊦)

拝啓、先日輕便鉄道之件申上置候処、其後如何御運

相成候哉、今日当役場ニ輕便鉄道之件ニ付相談有レ之

旨通知有レ之。其内容は不明ニ候得共、右者上淺羽村長方

抗議ありし之事歟。他ニ理由あり歟。貴方之様子承知

致度候間、先日来之御模様御知らせ被レ下度、此段照会

申上候也。

五月二十日

新堀常設委員

〔印刷〕
『明治

年

月

日

（見付）宮城活版所製』

（2ウ白紙）

(3 ㊦)

輕便鉄道ニ対スル排水要求書

当大字新堀者、輕便鐵道ノ高サヲ横須

賀掛塚街道ノ水平線ヨリ高クセサルヲ要

求ス。中畦堤ヲ横断スル個所ニ於テモ勿論

ナリ。且字蟹喰ニ於テ巾拾間ノ排水溝ヲ

開ケ事ヲ要求致候也。〔淺羽町史 資料編三 近現代〕は「ク」に作る(三五五頁下段)が、字形は明らかに「ケ」

東淺羽村新堀常設委員

明治四拾五年五月廿六日 戸塚弥三治

東淺羽村長岡本節太郎殿

(3ウ白紙)

(4ウ) 陳情書

磐田郡東淺羽村大字新堀

今回駿遠鐵道新設ニ付、当大字新堀悪水排除

ニ支障ヲ生スヘキ考ニヨリ、左ニ条陳仕候。

一、当大字新堀耕地悪水ハ、字ノ中央ヲ東流シ、字江ノ端ヲ經テ

弁才天ニ至リ海ニ決シ、且本流トシテ迂回、幸浦村前川ヲ西流シ、大田川〔太〕

ニ決スルヲ以テ本旨トナスト雖モ、由来淺羽地方ハ低地ナルヲ以テ、一旦出

水ニ際シテハ耕地一般湖水ノ状ヲナシ、右ノ規定ノ区域ニ止ルヲ能ハス〔淺羽町史 資料編三 近現代〕「ハ」脱(三五五頁下段)

為ニ別紙絵図面記載ノ如ク受水ノ上ニ固定ノ旧慣ヲ存スルモノナリ。

一、別紙絵図面横須賀道(庚辛間)以南ノ水ハ梅山ノ内字松山北方ヲ流ル、

水路ヨリ、字広瀬ニ決スルモノトシ、此区域ノ反別ハ字江端被組合ニ入ラス。然ルニ

今回鐵道力右水路ノ以北ヲ通り、且ツ僅カ〔淺羽町史 資料編三 近現代〕は「僅カ二十尺」と読む(三五六頁上段)が、原史料は右付きであることから、片仮名の「二」と読んだ十二尺ノ橋ヲ架スルノミナル

ヲ以テ右区域ノ水排ヲ十分ニスル能ハス。随テ図面己庚ノ間ヲ越エ流

ル、水及一層大水ニ際シテハ、横須賀道上テ超流スル水ニ支障ヲ生シ、

江端水門ヲ通過スヘキ水量ヲ増シ、随テ本字ノ排水ヲ遅緩ナシタルコト必セリ。『符ノ抹消忘れシテ必セリ。』

一、出水ニ際シ丁戌ノ間ヲ南流スル水ハ梅山〔X部〕北方ノ水ト合シ、一部ハ松山

裏水路ニ排シ、大部分ハ丙壬ノ間ヲ流シテ南流スルモノナルニ、今回鉄

道ニ横断セラレ、僅カニ六尺ノ開橋ヲ存スルノミトノテ、右排水〔淺羽町史資料編三「近現代」は「間」と読む〔三五頁上段〕〕

大支障ヲ生スルハ勿論ナリ。

一、乙丙ノ間ニ於ケル中畦堤ハ、現状維持ノ旧慣ニヨリ堤上一塊ノ

土塊ヲ出スモ、取払ヲ請求スル個所有レ之。然ルニ鉄道ハ今

回其耆部ヲ横断シ、且右堤上一尺以上（レール面マデ）ノ高サト

ナルヲナレハ、上輪凹地ニ障害ヲ及出スヲ必然ナリ。

一、右ノ理由ニヨリ、東方松山ノ北方ニ於テハ、鉄道予定線ヲ現水

路ノ南方ニ變更スルヲ要シ、西方中畦堤ニ於テ予定線ヲ今

一層南ニ送り、丙壬間、流水ノ支障ナキノ程度ニ改ムルヲ要シ、

且一般ニ鉄道予定線ヲ今ヨリ大イニ低クスルカ、然ラサレハ大ニ

排水口ヲ広メ、若クハ増所スルヲ要ス。

右陳情書差出候間、鉄道工事施行上ニ対シ〔当大字〕端意貫

徹候様御取計有レ之度、此段奉レ願候也。

(☆ 5才天に、右に九〇度転倒した書き込み)

〔〔異筆・後補〕図面〕 甲乙間ノ定杭堤（中畦堤ノ一部）ハ当大字新堀

宅附近之道路ト高度稍同シテ、以テ大水ノ

際右ノ高度ニ至レハ右堤上ヲ超流スルヲ以テ、夫

(5ウ白紙。天に、右に九〇度顛倒した書き込み)

〔以上ノ増水ヲ遅緩ナラシムルモノナレトモ、今回ノ鉄道線

ハ右以上ノ高度ニアルヲ以テ、仮令所々ニ小許ノ排水口ヲ設クル
 モ、^{〔浅羽〕}上輪御地ノ湛水ハ一層度ヲ増スノ結果ニ陥ルハ、真ニ
 杞憂ニアラサルナリ。

(6カ)

(地図略)

甲ヨリ辛ニ至ル横須賀道中畦堤御裁許

ト称シ、貞享三年上輪四箇村ト下輪十四ヶ村ト

争論ニ及ヒ、^{〔六八六〕}置土取払ヲ命セラレタル所ナリ。

甲ヨリ乙ニ至ル(中畦堤ノ内ニテ)年曆不詳

定杭建設六ヶ年一度定杭相改メ、凹ヶ所

ハ修繕ヲナシ、高キ所ハ削ル去ルナリ。

乙・丙・丁ハ現狀維持ノ習慣ニアルナリ。

丁ヨリ戊ニ至ルハ道路ノ形ナシ、出水ノ際ハ田面上ヲ流

水スルナリ。

戊ヨリ庚ニ至ルハ、^{〔今ハ〕}県道浅羽往還ノ内ニ属ス。

己ヨリ庚ニ至ル道路ハ、^{〔二八八九〕}明治二十二年梅山ニテ□置

變更ノ為高度維持ニ故障ヲ生シ、郡吏出張ノ上

換地田面作土上八寸ヲ以テ高サトスルヲニ協定ス。

庚ヨリ辛ニ至ルハ^{〔二八七九〕}明治十二年梅山ニ於テ置土ヲナシ

タルニ付異論ヲ生シ、^{〔二八八九〕}双方梅山村・豊住・新堀

トノ間ニハ置土取払ノ上、旧形ニ準シ定杭建

設シ、^{〔浅羽町史 資料編三 近現代〕}五ヶ年一回(後二十年一回ト改ム)定杭建添

〔浅羽町史 資料編三 近現代〕は「少」と読む(三五六頁下段)が、原史料に左払いが無い
 〔浅羽町史 資料編三 近現代〕は「リ」と読む(三五七頁上段)。ただ、原史料の文字は「ル」に見える
 〔浅羽町史 資料編三 近現代〕は「ハ」無し(三五八頁上段。原史料を見ると、墨の横線があり、「ハ」ではないかと思う)

現状維持ノ高サヲ取り居ルナリ。

(駿遠鉄道、新堀、豎帳、罫紙使用、縦 248mm×横 170mm×厚 1mm)

二四 明治四十五年（一九一二年）六月一日『協議會議事録』明治四十五年（一九一二年）六月一日条（梅山自治会文書近代三七）

〔明治四十五年六月一日条〕

（一九一二年）
六月壹日

協議会

鐵道線路へ排水個所設置ヲ決定ノ件、別紙ノ通り。
免租願入費報告。

其他時事。

右、岡本三治郎・全鉄吉・全太平・全幸四郎欠席

（駿遠鐵道、梅山、豎帳、罫紙使用、縦 242mm×横 165mm×厚 7mm）

二五 明治四十五年（一九一二年）六月二十七日付け「磐田郡笠西村会議事録」（笠西村役場文書一五一）

(1 ㊦)

〔細字及行野外にあり〕 磐田郡笠西村会議事録

〔(印)一〕 會議ノ年月及場所及時刻
〔(九)二〕 (森川猪太郎)

明治四十五年六月廿七日笠西村役場ニ於テ開會。其時刻午後五時。

二 出席議員

- 一 番山本桂一郎
- 二 番天野傳六
- 三 番栗原大三郎
- 七 番戸倉惣兵衛
- 八 番山本藤平
- 九 番吉田正直
- 十 番早川仙作
- 十一 番加藤喜藤治
- 十二 番塩谷栗平

三 會議ニ附シタル事項

議第三号 本村基本財産積立金ノ内ヲ以テ、中遠鐵道株式拾株応募ノ件。

四 決議シタル事項

議第三号 原案之通、式拾株応募申込ノ件可決。

五 閉會時刻

午後五時参拾分

〔(九)二〕
明治四十五年六月廿七日

磐田郡笠西村会

議長笠西村長戸倉実太郎代理

助役森川猪太郎（印）

議員 山本桂一郎

〃 栗原大三郎

〃 吉田正直

議第三号

本村基本財産積立金ノ内ヲ以テ、中遠鐵道株式拾株ヲ応募申込ヲ為サントス。

(2 ㊦)

(1 ㊧)

之レヲ本會議ニ附ス。

〔九三〕
明治四十五年六月廿七日提出

全年全月全日決議

磐田郡笠西村会

笠西村長戸倉實太郎 (印)

(印二点「正直」「桑□」)

議員 山本桂一郎

(中遠鐵道、笠西、綴、「磐田郡笠西村役場」罫紙使用、縦 242mm×横 160mm×厚 1mm)

二六 明治四十五年（一九一二年）七月二十八日『協議會議事録』明治四十五年（一九一二年）七月二十八日条（梅山自治会文書近代三七）

〔明治四十五年七月二十八日条〕

（一九一二年）
七月二十八日

協議会

大堤防修繕工事費用報告ノ件。

聖上陛下御不例ニ付、全快御祈禱ヲナスコトニ決ス。

右、岡本春吉・村松愛太郎欠席

午后、聖上御不例ニ付全快ノ御祈禱ヲナス。

駿遠鉄道線路模様説明之為メ、県吏員・会社技師・郡吏出張ス。

（駿遠鉄道、梅山、豎帳、罫紙使用、縦 242mm × 横 165mm × 厚 7mm）

二七 明治四十五年（一九一二年）七月三十一日『協議會議事録』明治四十五年（一九一二年）七月三十一日条（梅山自治会文書（近・現代）三七）

〔明治四十五年七月三十一日条〕

（一九一二年）
七月三十一日

協議会

鉄道線路説明ノ様子ヲ報告ス。

右、岡本太平欠席

（駿遠鉄道、梅山、縦帳、野紙使用、縦 242mm×横 165mm×厚 7mm）

二八 大正元年（一九一二年）八月二日付け「願」（豊住自治会文書近代七三）

〔冒頭三行と四行目のはじめまで印刷かぶり。文字組がずれているのみで同文。翻刻には後文と同じ印刷を採用した〕

願

駿遠鉄道敷設ニ付、過般、係官実地御踏査トシテ御出張相成、工事

設計上概略御示シ有レ之而、意見アラバ箇所毎ニ付書面ヲ以テ可ニ申立ニ

旨御口示相成候ニ付、退テ協議仕候処、元来吾浅羽ト唱〔文称〕スル地形

タルヤ、東北ハ小笠山脈海ニ突出シ、北西ハ原谷川・太田川

胞囲シ、南一方口ニテ中窪ノ土地ニシテ、悪水排除ニ非常ニ苦心致シ、

且完全ノ悪水路トテハ無レ之。故ニ出水セバ、田面一体ニ流過セシム。然ルニ鉄

道線路ヲシテ横断セラル、ニ於テハ、仮令排水工事施工セラルト雖モ、

一時ノ大水ハ疏通セサルモノト確信仕候。斯テハ作物ノ不耕ニ帰スルノミナラ

ズ、一部家屋ハ床上ニ達シ、一般ノ生存上ニモ関係致シ、容易ナラサル儀

ニ候。是即チ既往ノ実見ニ徴シ明ナル次第ニ御座候。夫レ故ニ旧来

悪水ノ為メ紛議起リ、其筋ノ裁定ノ結果、各所ニ定杭有レ之契約

ニ相成居候処、今回鉄道夫ヨリ何レモ耄尺以上ノ高サニシテ、到底堪

ヘル所ニ無レ之。翻テ南部地元村ハ、却テ水防用トナリ、幸福ニ有可レレ之候。而シテ

鐵道線路トシテハ如レ斯屈曲セサルヨリ一直線ニ横須賀ヨリ豊浜村

ニ出テ候。好幸ノ線路有レ之候間、掛塚道路ノ南部迄御変更

相成候様、該会社へ御示諭被レ下度、御参考トシテ略図相添此段

奉レ願候也。

大正元年八月二日

〔墨書〕
「村長 印」

〔墨書〕
「知事宛」

〔裏書〕

〔墨書〕(一九一三)
大正元年八月三日輕便ノ件

惠助 新七 七郎平
平吉 □□□ □□
嘉平 藤四郎 宇之藏

十二人 五郎平 栄藏 清治

(駿遠鉄道、豊住、堅紙、罫紙使用、印刷、縦282mm×横398mm)

〔翻刻注〕

大正元年(一九一三)八月三日付け「願」『浅羽町史 資料編三 近現代』二一六号(国立公文書館所蔵鉄道省文書「輕便鉄道(駿遠鉄道)關係」(三)の下書きかと思われるが、文面が微妙に異なる。左表参照。

| | 豊住自治会文書 (近・現代)73 | 『浅羽町史 資料編3 近現代』216 |
|----|----------------------|-----------------------|
| 1 | 工事設計上概略御示シ | 工事設計上概略御示シ |
| 2 | 意見アラバ箇所毎ニ付 | 意見アラバ箇所毎ニ書 |
| 3 | 元来吾浅羽ト唱スル地 | 元来吾力浅羽ト唱スル |
| 4 | 北西ハ原谷川太田川 | 北西原谷川太田川包围 |
| 5 | 南一方口ニテ中窪ノ土地ニシテ | 中窪ノ土地ニシテ |
| 6 | 悪水排除ニ | 悪水排除ニ付テハ |
| 7 | 非常ニ苦心致シ | 非常ニ苦心致シ候得共 |
| 8 | 且完全ノ悪水路トテハ無之故ニ | 且完全ノ悪水路無之故ニ |
| 9 | 田面一体ニ流過セシム | 田面一体ニ流過ス |
| 10 | 仮令排水工事施工セラルト雖モ | 仮令排水工事充分施工セラルト雖モ |
| 11 | 一時ノ大水ハ疏通セサルモノト確信仕候 | 一時ノ大水ハ疏通セラルモノト確信仕候 |
| 12 | 一部家屋ハ床上ニ達シ | 一部ノ家屋ハ床上ニ達シ |
| 13 | 一般ノ生存上ニモ關係致シ | 一般ノ生存上ニ關係致シ |
| 14 | 是即チ既往ノ実見ニ徴シ | 是レ即チ四十三年四十四年ノ実見ニ徴シ |
| 15 | 夫レ故ニ旧来悪水ノ為メ紛議起リ | 夫レ故ニ旧来悪水ノ為メニハ紛議起リ |
| 16 | 各所ニ定杭有之契約ニ | 各所ニ定杭ノ契約有之 |
| 17 | 今回鉄道夫ヨリ何レモ | 今回鉄道線路ハ夫ヨリモ |
| 18 | 到底耐ヘル所ニ無之 | 到底地方農民ノ耐ヘル所ニ無之 |
| 19 | 翻テ南部地元村ハ | 翻テ予定線南部地元村ハ |
| 20 | 幸福ニ可有之候而シ | 幸福ニハ候得共 |
| 21 | 鉄道線路トシテハ如斯屈曲セサルヨリ | 鉄道線路トシテハ如斯屈曲線ヲ取ルヨリ |
| 22 | 一直線ニ横須賀ヨリ豊浜ニ出テ候好幸ノ線路 | 一直線ニ横須賀ヨリ豊浜ニ出テ候様横須賀 |
| 23 | 掛塚道路ノ南部迄 | 県道ノ南部迄 |
| 24 | 変更相成候様 | 変更相成候旨 |
| 25 | 此状奉願候也 | 此段奉願候也 |

（前略）
（一九二二）
 大正元年下半年期「」

（中略）
 支出之部

（中略）

一 金拾四円四拾参銭

軽便「」及ヒ
 □字々「」補

（中略）

一 金六円拾七銭

軽便実費

（中略）

一 金拾参円参拾参銭

拾戸長集會及ヒ
 軽便委員会日当

（中略）

大正元年度下半年土木費明細書

月日 収入

支出

摘要

□□（氏名）

（中略）
（十月一日）
 全

、七六〇 軽便株申込ノトキ帖用印代

（中略）

全（十一月十九日）

、一六〇 鉄道員へ送料
 陳情書 村「」保

（中略）

（十一月）
 廿四日

六、六八〇 軽便線路確定
 村長慰勞会補助 「」郎

廿九日

(以下年月日不明 大正二年二月七日以降)

(中略)

三、〇〇〇 入営兵二名(餞別

「 「 蔵 吉

、七五〇 鉄道用地調

村松定吉

(中略)

三、〇二〇 軽便集会実費

寺井宇之吉(印)

(中略)

三、一五〇 鉄道用実費

伊藤市太郎(印)

四、二三〇 軽便委員日当

河村猶吉他七人(印)

(中略)

右檢了ス

(連印)

大正貳年三月三十日

常設委員

西野六三郎(印)

鈴木由三郎(印)

(中遠鉄道、浅羽、豎帳、罫紙使用、破損甚大、計測不能)

三〇 大正二年（一九一三）八月四日付け「庶乙第五八号」〔大正二年四月一日ヨリ全参年三月三十一日ニ至ル備忘録〕初越自治会文書近代五所収）

庶乙第五八号

左記ノ件ニ付、御報告等御協議申度ニ付、明五日

正午ヨリ、当役場^江御参集相成度、此段及^ニ通知^一

候也。

大正二年八月四日

村長 原門太郎

常設委員宛

左記

一 駿遠鉄道ニ関スル件

一 原野谷川改修ニ関スル件

外 数件

（駿遠鉄道、初越、縦 245mm × 横 167mm × 厚 10mm）

三一 大正二年（一九一三）八月十六日『議事録』大正二年（一九一三）八月十六日条（浅羽自治会文書五）

〔大正二年八月十六日条〕

（一九一三年）
八月十六日 午後十時ヨリ

（中略）

一、中遠鉄道起工ニ付、請負工夫住宅ノ件、
便宜ヲ為ス事。

先方希望ノ集会所ハ討論シ、〔又田代弥〕共進社

家屋ヲ借り受ケ先方ニ承認ヲナサシ

ム。

右 樽松重吉
西の六三郎

（中遠鉄道、浅羽、堅帳、罫紙使用、縦 235mm × 横 170mm × 厚 5mm）

三二 大正二年（一九一三）九月二日付け「中鐵第壹〇四号 官有堤塘使用願」（議事重要書類）笠原公民館文書一三所収）

（印）

〔中鐵第『壹〇四』号〕

（受付印）

〔笠原村／2.『9』^{〔×10〕} 7 / No. 411〕（印「青木」）

官有堤塘使用願

- 一、出願地所在地 小笠郡笠原村山崎
- 二、使用反別 八畝拾五『步』^{〔墨書〕}
- 三、使用料金 『金拾円式拾銭』^{〔墨書〕} 〔×分〕 但老ヶ年分
- 四、使用ノ目的 輕便鐵道布設敷地
- 五、使用期間 自大正貳年九月卅老日 至大正七年八月卅老日 五年間
- 六、函面 別紙参考
- 七、工事費支弁方法 会社負担
- 八、工 事 着 手 御指定ノ日ヨリ着手
大正貳年十一月卅老日竣工

（判読困難）
割印

右之通り使用致度候間、御許可相成度、此段及レ奉レ願候也。
大正貳年九月式日

（印「中遠鐵道株式会社社長」）

中遠鐵道株式会社

社長 芝田庫太郎（印）

笠原村々長塚崎健次郎殿

（中遠鐵道、笠原、堅帳、罫紙使用、青焼きの文面に書き込み、縦 284mm × 横 198mm × 厚 13mm）

三三 大正二年（一九一三）九月二日付け「庶乙第六四号」〔大正二年四月一日ヨリ全参年三月三十一日ニ至ル備忘録〕初越自治会文書近代五所収〕

庶乙第六四号

来ル五日正十式時ヨリ、当役場ニ於テ駿遠鉄道間

題其他数件ニ付御協議申シ度儀有レ之候条、

御出席相成度、此段及ニ通知一候也。

大正二年九月二日

東浅羽村長原門太郎

常設委員宛

（駿遠鉄道、初越、竖帳、縦 245mm×横 167mm×厚 10mm）

三四 (大正二年(一九一三)九月二日頃か)「小笠郡笠原村山寄小笠川東側堤塘仕用地坪口表」(『議事重要書類』笠原公民館文書二三所収)

小笠郡笠原村^(x岡)山寄小笠郡川東側堤塘^(使)仕用地坪口表

| 山寄字井堰四千五百八十一番地先ヨリ | | | | | | | | | | 同字四千六百十四番地先迄 | | | | | | | | | |
|-------------------|------|-----|----|------|----|------|-----|----|--------|--------------|------|-----|----|------|--|--|--|--|--|
| 記号 | 長間 | 短間 | 短間 | 坪数 | 記号 | 長間 | 短間 | 短間 | 坪数 | 記号 | 長間 | 短間 | 短間 | 坪数 | | | | | |
| 一 | 一〇四〇 | 一二五 | | 一三〇〇 | 一 | 九二〇 | 一〇〇 | | 一四七二 | 一 | 九二〇 | 一〇〇 | 六〇 | 一四七二 | | | | | |
| 二 | 一二三〇 | 一〇 | | 二五八三 | 二 | 七〇〇 | 一〇 | | 七七〇 | 二 | 七〇〇 | 一〇 | | 七七〇 | | | | | |
| 三 | 八六〇 | 六五 | | 五五九 | 三 | 四〇〇 | 七 | | 二八〇 | 三 | 四〇〇 | 七 | | 二八〇 | | | | | |
| 四 | 一〇〇〇 | 二〇〇 | | 二〇〇〇 | 四 | 八〇〇 | 一〇 | | 一六〇 | 四 | 八〇〇 | 一〇 | 三五 | 一六〇 | | | | | |
| 五 | 七 | 八〇 | | 五六〇 | 五 | 六七〇 | 一 | | 一二七三 | 五 | 六七〇 | 一 | 七〇 | 一二七三 | | | | | |
| 六 | 一二 | 七五 | | 九〇〇 | 六 | 一六〇 | 八 | | 一三二八 | 六 | 一六〇 | 八 | | 一三二八 | | | | | |
| 七 | 八五〇 | 九〇 | | 七六五 | 七 | 一九六〇 | 五〇 | | 九三〇 | 七 | 一九六〇 | 五〇 | | 九三〇 | | | | | |
| 八 | 一二五〇 | 二〇 | | 二六二五 | 八 | 九五〇 | 三〇 | | 二八五 | 八 | 九五〇 | 三〇 | | 二八五 | | | | | |
| 九 | 一二二五 | 一〇 | | 二四五〇 | 九 | 二〇 | 五〇 | | 六〇 | 九 | 二〇 | 五〇 | | 六〇 | | | | | |
| 一〇 | 四八〇 | 一〇 | | 二二八〇 | 一〇 | 四三〇 | 二二 | | 五五九 | 一〇 | 四三〇 | 二二 | 八〇 | 五五九 | | | | | |
| 一一 | 〇〇 | 〇〇 | | 〇〇 | 一一 | 四三〇 | 二一 | | 五九 | 一一 | 四三〇 | 二一 | | 五九 | | | | | |
| 一二 | 〇〇 | 〇〇 | | 〇〇 | 一二 | 二二 | 二二 | | 七二 | 一二 | 二二 | 二二 | | 七二 | | | | | |
| 計 | | | | | 計 | | | | 102.40 | 計 | | | | | | | | | |

字佐五平四、四七四番地先方四、六一五番地先迄

| | | | | | | | | | |
|---|------|-----|--|------|---|------|----|--|-----|
| 一 | 八六〇 | 一二五 | | 一〇七二 | 一 | 一三五〇 | 二 | | 四四五 |
| 二 | 一四〇〇 | 六五 | | 九一〇 | 二 | 六五〇 | 六〇 | | 三九〇 |
| 三 | 五四〇 | 七五 | | 四一〇 | 三 | 一〇五〇 | 八〇 | | 八四〇 |
| 四 | 二〇〇 | 七五 | | 一五〇 | 四 | 六〇〇 | 一 | | 六〇〇 |

(史料原本では、字佐五平の表は、一〜八までで改ページを挟み、次ページに九以降の表を載せている。その事情を反映して、本書では、史料原本の通りの形で記載した)

| | | | | | | | | | |
|----|------|----|--|------|----|------|----|--|------|
| 九 | 一一〇〇 | 二五 | | 一三七五 | 九 | 一四〇〇 | 一四 | | 一五四〇 |
| 一〇 | 九二〇 | 二〇 | | 一〇四 | 一〇 | 二七五〇 | 一 | | 七四二五 |
| 一一 | 五四〇 | 一〇 | | 七〇二 | 一一 | 一五〇〇 | 二 | | 三四五〇 |
| 一二 | 一一〇〇 | 〇〇 | | 〇〇 | 一二 | 一七〇〇 | 三〇 | | 七四二五 |
| 一三 | 八五〇 | 五〇 | | 四二五 | 一三 | 一八〇〇 | 一七 | | 五〇 |

計 貳百五拾九坪四合六勺 此二除 百貳拾九坪七合三勺

笠原村山寄字井堰
四千五百八十一番地先
堤塘使用地反別四畝六步

全村全大字字兵太夫
四千六百十五番地先
堤塘使用反別四畝九步

(中遠鐵道、笠原、堅帳、「中遠鐵道株式会社」罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm)

三五 大正二年（一九一三）九月五日『議事録』大正二年（一九一三）九月五日条（浅羽自治会文書五）

〔大正二年九月五日条〕

（一九一三年）
九月五日 午後二時

（中略）

〔（對外に後補）
輕便線ノ〕

一、郡界橋延長及位置變更ヲ監督官庁

ヘ請願スルヲ。

一、小路海戸橋ノ件ハ浅名代表者ト常設

委員ト会合シ、其顛末ヲ委員・

十戸長ニ報告スルヲ。

右 西野六三郎

樽松重吉

（中遠鉄道、浅羽、豎帳、罫紙使用、縦 235mm × 横 170mm × 厚 5mm）

三六 大正二年（一九一三）九月十七日『議事録』大正二年（一九一三）九月十七日条（浅羽自治会文書五）

〔大正二年九月十七日条〕

（一九一三年）
九月十七日午後 軽便委員連合会

（中略）

一、小路海戸悪水排除ハ長二間ノ橋梁

ヲ浅羽地内・浅名地内へ各一ヶ所架

設スルヲ会社ニ要求スルヲ。

但場所ハ、浅羽ハ東西線道路ノ北側ノヲ。
浅名ハ松下道ノ南側

右

樽松重吉

杉本友太郎

（中遠鉄道、浅羽、豎帳、罫紙使用、縦235mm×横170mm×厚5mm）

三七 大正二年（一九一三）九月二十六日『議事録』大正二年（一九一三）九月二十六日条（浅羽自治会文書五）

〔大正二年九月二十六日条〕

（一九一三年）

九月廿六日正午 軽便委員連合

（中略）

九月十七日ノ決議ヲ実行スル為メ、監督官庁及
会社へ出頭、事情ヲ陳フル事。

右 石川喜八

（中遠鉄道、浅羽、堅帳、罫紙使用、縦 235mm×横 170mm×厚 5mm）

三八 大正二年（一九一三）九月二十七日『議事録』大正二年（一九一三）九月二十七日条（浅羽自治会文書五）

〔大正二年九月二十七日条〕

九月廿七日（一九一三年） 軽便委員拾戸長連合集会 正午方

（中略）

一、田代前尺土管ヲ変更シ、全地比端（此カ）ニ於テ

式尺ノ開梁ヲ設クルヲ。

但場所ハ田代孫作所有地内ノヲ。

右之通り決定ス。

杉本友太郎

西の六三郎

（中遠鉄道、浅羽、堅帳、罫紙使用、縦 235mm × 横 170mm × 厚 5mm）

三九 大正二年（一九一三）十月一日『議事録』大正二年（一九一三）十月一日条（浅羽自治会文書五）

〔大正二年十月一日条〕

^{〔一九一三年〕}
拾月一日 夜 拾戸長^并二 輕便委員連合集会

（中略）

一、田代前悪水配^{〔排〕}除法^{〔中〕}ハ中裁者及管^{〔監〕}督^{〔官〕}管

庁ノ裁決ニハ服従スルモノトス。

右 西野六三郎

樽松重吉

（中遠鉄道、浅羽、竖帳、罫紙使用、縦 235mm × 横 170mm × 厚 5mm）

四〇 大正二年（一九一三）十月八日付け「官有堤塘敷使用支障ナキノ件」（『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収）

官有堤塘敷使用処分承認書『支障ナキノ件』
（ペン書き）

一、出願人ノ住所姓名

静岡県磐田郡笠原村高尾

中遠鉄道株式会社

一、出願地ノ位置反別

小笠郡笠原村山崎

一、弁財天川堤防敷貳百五拾五坪

一、使用ノ目的並其方法

軽便鉄道布敷敷地ニ使用シ、工事費支弁ハ会社ノ負担

トス。

一、支障ノ有無

無

一、期限並一ヶ年料金

（鉛筆）
『向フ三十ヶ年』
自大正二年十一月至大正七年十月 五ヶ年 『昭和十八年十一月』
（鉛筆）後補
（一九四三）

料金拾円式拾銭

但壹坪ニ付四銭

右、官有堤塘敷ハ、村費負担ニ係ルモノニシテ、今般磐田郡笠原

村高尾中遠鉄道株式会社ヨリ使用ノ義出頭アリタルヲ以テ、明

治二十六年甲第六号ニ依リ知事ノ認可ヲ受ケ処分スルモノ

トス。『許可スルモ支障ナキノトス』
（ペン書き）

（一九一三）
大正二年拾月八日提出 小笠郡笠原村村長塚崎健治郎

『大正二年十月八日決議』
（ペン書き）

承認』（訂正印「塚崎」）
（一九一三）

四一 大正二年（一九一三）十月十一日付け「庶第四四一號ノ一 官有堤塘敷使用認可願稟議」（『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収）

番号

号 決済

明治四拾二年十月十一日

發送

明治四拾二年十月十一日

村長

（塚崎）

助役

合議

（印三点）

主任

（印）

（松下・芝田・鈴木）

庶第四四一號ノ一

官有堤塘敷使用認可願稟議

〔庶〕

一、出願人ノ住所姓名

磐田郡笠原村高尾

中遠鉄道株式会社

一、出願地ノ一反別並其図面

小笠郡笠原村山崎

一、弁財天川堤防敷式百五拾五坪

一、使用ノ目的並其方法

輕便鐵道布設敷地ニ使用シ、工事費支弁ハ会社ノ負担

トシ、別紙図面ノ通り使用ス。

一、支障ノ有無

無

一、期限並一ヶ年料金

自大正貳年十一月ヨリ向参拾ヶ年

料金拾円式拾銭

〔契〕

の下半分

右官有堤塘敷ハ、村費負担ニ係ルモノニテ、今般磐田郡笠

西村高尾中遠鉄道株式会社ヨリ使用出願有レ之候ニ付、

御認可相成度、本村会ノ承認ヲ經受ケ、此段稟議請候也。

村長

知事宛

扣図面略ス

(中遠鉄道、笠原、堅帳、「小笠郡笠原村役場」罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm)

四二 大正二年（一九一三）十一月二十九日『議事録』大正二年（一九一三）十一月二十九日条（浅羽自治会文書五）

〔大正二年十一月二十九日条〕

（一九一三年）

十一月廿九日 夜 集会

（中略）

一、田代前排水路ノ件、郡長案ヲ報告ス。

（中遠鉄道、浅羽、堅帳、罫紙使用、縦 235mm×横 170mm×厚 5mm）

四三 大正二年（一九一三）十二月十日付け「土第一一五三〇号ノ一」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収）

（判読不能）
（受付印）

土第『一五三〇』号『ノ一』
（異筆）
（九三三）

大正二年十二月十日

静岡県内務部（印「静岡県内務部」）

小笠郡笠原村長殿

十月十一日付会第四四一号ノ一ヲ以テ輕便鐵道敷設ノ為メ弁財天川堤塘使用ノ件申請ノ處、右ハ別紙平面図へ堤防敷ノ屈曲ヶ所毎ニ使用スル巾及距離ヲ記入シ、且ツ横断面図ヲモ御回付相成度、此段及三照会ニ候也。

（中遠鐵道、笠原、堅帳、「静岡県」罫紙使用、縦 284mm × 横 198mm × 厚 13mm）

四四 大正二年（一九一三）十二月十六日付け「会第四四一号ノ三」（『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収）

番号

号 決済

明治四拾二年十二月十六日

發送

明治四拾二年十月十一日

村長

(塚崎)

助役

合議

(印三點)

主任

(印)

(芝田・鈴木・松下)

会第四四一号ノ三

〔割印〕^(庶)

九月二日付中鉄第一〇四号ヲ以テ、輕便鐵道敷設ノ為メ

本村弁財天川堤塘使用ノ件出願ノ処、別紙平面図ヘ堤

塘敷ノ屈曲ヶ所毎ニ使用スル幅員及距離ヲ記入シ、且横断

図面添付候様、其筋ヨリ申越候条、折返シ御提出

被レ成度、及三照会ニ候也。

村長

村長

役場

(中遠鐵道、笠原、豎帳、「小笠郡笠原村」罫紙使用、縦 284mm × 横 198mm × 厚 13mm)

四五 大正二年（一九一三）十二月二十日付け「会第四四一号ノ四」（『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収）

番号

号 決済

明治四拾二年十二月廿日

発送

明治四拾二年十二月二十日

村長

(塚崎印)

助役

合議

(笠原印)

主任

(塚崎印)

会第四四一号ノ四

村長

[割印]^(庶)

中遠鉄道株式会社長宛

去ル十六日会第四四一号ノニヲ以テ御照会致候左記ノ件、右ハ

至急ヲ要シ候ニ付、折返シ御提出被レ成度、重テ及ニ照会

候也。

一、本村弁財天川堤塘使用願ニ関スル添付地図ノ件

(中遠鉄道、笠原、堅帳、「小笠郡笠原村役場」罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm)

四六 大正二年（一九一三）付け「北遠鉄道期成同盟会規約書」（二二）宇刈近代役場文書四九九―三

（一九一三）北遠鉄道期成同盟会規約書

大正元年拾月許可セラレタル北遠輕便

鉄道ノ竣成ヲ期スル為メ、本村長及村会

議員及有志地主ハ一致共同シテ期成

同盟会ヲ組織シ、左ノ規約ヲ嚴守シ、起業

者ノ便ニ供スル事。

一、本村区域内ノ用地買収ハ其何処タル

ヲ問ハス田地 畑

原野 山林 宅地

ヲ以テ壹坪代金トシテ買収ニ応スル
事。

但事實高価ヲ要スル場合ハ、本会ニ於テ其

余分ヲ負担シテ平均セシムル事。

一、家屋移転料等ハ本会ト会社員トノ間ニ

協定シテ進捗ヲ図ル事。

一、株式ハ実力ノ許ス限り精々応募スル事。

以上本会ノ赤誠ヲ表スル為メ會員及ヒ地

主ハ記名調印スルモノトス。

（一九一三）
大正二年 月 日

（北遠鉄道、宇刈、豎紙、罫紙使用。縦248mm×横336mm）

四七 大正三年（一九一四）一月十七日付け「会第二七号」（『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収）

番号

号 決済

『大正』(ヘン書き)
明治四拾三年一月十七日

発送

『大正』(ヘン書き)
明治四拾三年一月十七日

村長

(塚崎印)

助役

合議

(印二点)
(松下、小久江)

主任

(塚崎印)

〔判読不能〕
会第二七号

村長

静岡県内務部長殿

〔九三〕
大正三年十一月八日
土第一一五三〇号ノ一 弁財天川堤塘使用願附箋却下ノ件回答

一、本村弁財天川堤塘使用願ニ関スル函面御照会ノ件、記入函面ニ記入
及横断面図相添進達候条、特別ノ御詮議ヲ以テ至急御認可相成度、
及「照会」也。

(中遠鉄道、笠原、豎帳、「小笠郡笠原村役場」罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm)

四八 大正三年（一九一四）一月二十六日付け「静岡県指令」「一一五三〇ノ三号」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収

（判読困難）
（受付印二点）

（印）「静岡県指令」「^{（墨書）}一一五三〇ノ三」号

（王第九）

小笠郡笠原村

（一九一三）*2

大正二年十月十一日付申請

中遠鐵道敷設ノ為メ其村山

崎地内弁財天川堤防使用ノ

件認可ス。

（一九一四）

大正三年一月二十六日

静岡県知事笠井信一（静岡県知事印）

（中遠鐵道、笠原、堅帳、罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm）

四九 大正三年（一九一四）一月三十一日付け〔通知〕（大正二年四月一日ヨリ全参年三月三十一日ニ至ル備忘録）初越自治会文書近代五所収）

〔大正三年一月三十一日条〕

鉄道問題、損害金配当之儀、左記ノ計算ニ相成

候間、至急以入金相成度、此段及ニ通知一也。

委細ハ后日拝眉ニ譲ル。

（一九一四年）
一月三十一日

村長原門太郎

常設委員宛

左記

金六円五十九銭

（駿遠鉄道、初越、縦 245mm × 横 167mm × 厚 10mm）

五〇 大正三年（一九一四）二月十日『議事録』大正三年（一九一四）二月十日条（浅羽自治会文書五）

〔大正三年二月十日条〕

（一九一四年）

二月十日 夜 集会

（中略）

一、軽便鉄道停車場設置スルヲヲ会社ニ向テ
請求スルヲ。

（中遠鉄道、浅羽、堅帳、野紙使用、縦 235mm×横 170mm×厚 5mm）

五一 大正三年（一九一四）二月十八日『議事録』大正三年（一九一四）二月十八日条（浅羽自治会文書五）

〔大正三年二月十八日条〕

（一九一四年）
二月十八日 正午方集会

（中略）

芝停車場設置ニ付、大字浅羽ヨリ金壹百五拾円寄
附スル事ヲ承認ス。

（後略）

（中遠鉄道、浅羽、竖帳、罫紙使用、縦 235mm×横 170mm×厚 5mm）

五二 大正三年（一九一四）三月二十三日付け「会第二七号ノ一」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収）

記号
番号 第 号ノ 回議 大正三年三月廿三日 発送 大正三年三月二十三日 発送
会第二七号ノ一 者印

村長

〔庶務〕
割印

静岡県内務部長宛

大正三年十月十一日
官有堤塘敷使用認可稟請ノ件照会

大正二年十二月八日土第一一五三〇号ノ一ヲ以テ不備ノ廉御照会

被レ成候ニ付、大正三年一月十七日会第二七号ヲ以テ回答致

置候処、于レ今御認可無レ之候条特別ノ御詮議ヲ以テ至

急御認可被レ成度、及ニ照会ニ候也。

（文書上部に回議欄あり／略）

（中遠鉄道、笠原、堅帳、「小笠郡笠原村役場」罫紙使用、縦 284mm × 横 198mm × 厚 13mm）

五三 大正三年（一九一四）五月二十二日付け「庶乙第三九号」〔備忘録（其ノ一）〕初越自治会文書近代二所収〕

庶乙第三九号

駿遠鉄道問題ニ付御協議申度件有レ之

候ニ付、来ル廿四日午後一時当役場江御来集相

成度、此段及ニ通知一候也。

（一九一四）
五月廿二日

村長原門太郎

常設委員宛

（駿遠鉄道、初越、豎帳、罫紙使用、縦248mm×横168mm×厚11mm）

五四 大正三年（一九一四）五月二十七日付け「庶乙第四二号」〔備忘録（其ノ一）〕初越自治会文書近代二所収〕

庶乙第四二号

中遠鉄道布設ノ結果、笠原村地内小笠川

西側堤塘現在ノ俛ニテハ危険ニ被レ考

候ニ付、善后策トシテ御協議申度候間、

来ル三十日正午ヨリ当役場_江御出張相成度、

此段及_二通知_一候也。

村長

五月二十七日

常設委員宛

（中遠鉄道、初越、豎帳、罫紙使用、縦248mm×横168mm×厚11mm）

五五 大正三年（一九一四）五月三十日付け「会第六参号ノ巻」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収）

配号
番号 第 号ノ 回議 大正三年五月三十一日 発送 大正三年五月三十日 発送者印

会第六参号ノ巻

中遠鉄道株式会社

〔割印〕

大正三年九月式日付軽便鉄道敷設ノ為メ弁

財天川堤塘使用ノ件、知事ノ認可ヲ請ケ許
可ス。

村長

但左記ノ通り心得ヘシ。

- 一、使用料金ハ大正参年壹月ヨリ納金ノ事。
- 一、本県甲第六号第四条ニ依リ請書差出ス事。

（文書上部に回議欄あり／略）

（中遠鉄道、笠原、堅帳、「小笠郡笠原村役場」罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm）

五六 大正三年（一九一四）八月五日『議事録』大正三年（一九一四）八月五日条（浅羽自治会文書五）

〔大正三年八月五日条〕

（一九一四年）
八月五日集会出席者

（中略）

一、田代孫作前^{〔輕〕}便鐵道橋梁加設接続

關係地主トハ覚書ヲ作製シ、相互一通ツ、
ヲ取交セ置ク。

（後略）

（中遠鐵道、浅羽、豎帳、罫紙使用、縦 235mm × 横 170mm × 厚 5mm）

五八 (大正三年(一九一四)頃) 『備忘録(其ノ一)』(初越自治会文書近代二)

(前略)

駿遠鉄道^{〔返り点マメ〕}訴訟^レ訴費用割合一金拾五円也
内金拾銭前割合残
差引金拾四円九拾銭

一金 五、四九八

松原

一金 壹、四七八^{〔点マメ〕}

初越

一金 壹、〇六六

新堀

一金 六、八五弍

梅山

(後略)

(駿遠鉄道、初越、堅帳、罫紙使用、縦248mm×横168mm×厚11mm)

〔翻刻注〕

初越村の備忘録に書かれていたメモ。『備忘録(其ノ一)』は、初越村が収受した公文書やささまざまな事項について書き写した帳面。駿遠鉄道との訴訟の費用についてのメモ。他の記事との関係から、大正三年(一九一四)頃の記録であろう。

足立敏郎ヲ以テ部理代人ト相定メ、左ノ
頭現ヲ委任ス。

(★)

一、磐田郡笠西村高尾字三門千九拾五番ノ五宅
地百拾参坪字全所千九拾六番ノ二宅地参拾四坪
字全所千九拾番ノ二
千九十七番ノ一合併五畑壹畝廿七步ニ对
スル軌道敷免租地成届済ニヨリ其筋
へ過納ニ係ル地租下戻請求ニ関スル一切
ノ件。

(2ウ)

右代理委任状証仍而如レ件。

磐田郡笠西村高尾七拾番地

慈眼寺住職

大正四年七月一日 浅野信良 (信良)
(九一五)

全郡全村全 『百七拾式番地』
(異筆)

担家惣代 大橋治平 (印)
(大橋/治平)

全郡全村全 『千式百式拾式番地』
(異筆)

全 山田團吉 (印)
(山田/團吉)

全郡全村全 『式千四百八拾五番地』
(異筆)

全 小林伊平 (印)
(伊平)

(☆野外頭書)

「明治三十五年二月

二十五日静甲第一

九号ヲ以テ変更」

(★野外頭書／左に九〇度顛倒／鉛筆)

「静岡県第十三曹洞宗支局長

武田英賢

（今井村小山、雲湖院）」

（秋葉馬車鉄道、北原川、綴、「駿河屋製」罫紙使用、縦 250mm×横 169mm×厚 1mm）

(端に印刷)

「中泉山内印刷」

(縦紙、印刷物、縦 390mm×横 545mm)

〔翻刻注〕

大正九年(一九二〇)一月一日時点の、袋井駅を出発する鉄道の時刻表。山下伊三郎商店、山下商店石油部が作成したものであろうか。この翻刻では省略したが、原本では、表の四隅に「〇イ」とある。

本史料では、赤字で印刷されている文字を『』で括り、金字で印刷されている文字を《》で括って示した。

(1ウ) 仮契約書

駿遠電気株式会社（以下甲ト称ス）ト秋葉鐵道株式会社

（以下乙ト称ス）トノ間ニ会社合併ニ関シ左ノ契約ヲ締結ス

第壹条 甲ハ乙ヲ合併シ乙ハ之ニ因リテ解散スルモノトス

第貳条 甲ハ乙ノ大正十一年九月三十日現在ノ資産状態ヲ基礎

トシ乙ノ権利義務一切ヲ継承スルモノトス

第參条 甲ハ資本総額ヲ金參百八拾萬円ニ増加シ其ノ増加資

本金貳拾五萬円ニ対スル株式五千株ヲ發行シ乙ノ金

五円払込株式貳萬株ニ対シ甲ノ金參拾円払込株式

五千株ヲ乙ノ大正十一年九月三十日現在ノ株主ニ割当テ

交付スルモノトス

但シ引受希望ナキ株式ニ関スル処分ハ甲乙ノ取締役

ニ一任ス

第四条 乙ハ合併成立シテ業務經營ノ責任甲ニ移ル迄ハ業務

執行ニ当リ左ノ各号ニ依ルモノトス

一、通常ノ収入及支出ハ従来ノ規定慣例ニ依ルコト

二、資産ニ著シキ影響ヲ及ホス行為ハ甲ノ承認ヲ得

タル上之レヲ為スコト

第五条 大正十一年十二月末日ヲ以テ終了スル乙ノ大正十一年六月ヨリ十二

月ニ至ル半期益金ハ甲ト協定シテ乙ニ於テ処分スルモノ

トス

第六条 本契約第參条ニ因リ甲ヨリ乙ノ株主ニ交付スヘキ株式ニ

対スル利益金ノ配当ハ大正十一年十一月一日ヨリ之ヲ付スルモノ

トス

第七条 甲ハ乙ノ解散手当トシテ金壹萬五千円ヲ甲ガ主務

(2オ)

官庁ノ起業目論見書変更^(許可)八日ヨリ一週間^(内)ニ乙ノ代表者
ニ交付スルモノトス

第八条 乙ノ従業員ハ合併後引続キ甲ニ於テ使用スルモノトス

第九条 乙ノ解散費用并ニ諸税金ハ甲ニ於テ支出スルモノトス

第十条 合併ニ必要ナル一切ノ事項及合併ニ関スル一切ノ手續ハ甲乙
ノ取締役ニ一任スルモノトス

第十一条 乙ハ本契約ノ手續進行中甲ニ於テ他ノ会社ト合併ノ

決議ヲナシ得ル事ヲ承認シ其ノ条件ニ対シ何等異議
ナキモノトス

第十二条 本契約ハ甲乙ノ株主總會ノ決議及甲ガ主務官庁ノ許

可ヲ經テ効力ヲ生スルモノトス

右契約ヲ為シタルコトヲ証スル為メ本書式通ヲ作製シ各自其ノ書
通ヲ保有ス

(一九二二)
大正十一年十月二十六日

静岡市鷹匠一丁目七十一番地

駿遠電気株式会社

取締役社長 内藤博祿

静岡県磐田郡笠西村高尾千百九十五番地ノ三

秋葉鐵道株式会社

取締役 足立純一郎

(駿遠電気株式会社・秋葉鐵道、平宇、豎帳、縦 268mm×横 197mm×厚 1mm)

六二 (大正十二年(一九二三)三月上旬頃か)『秋葉軌道調書』(足立順司氏寄贈史料四三)

(1 ㊦) 秋葉軌道調書

一、創業

明治三十二年十二月六日静甲第一三八号ヲ以テ、袋井、森間

馬鉄營業ヲ秋葉馬車鉄道株式会社へ許可、

次テ明治四十四年十二月二十八日監第一、八八一号ヲ以テ可睡支線

馬鉄營業許可、

一、変革

大正九年十二月十六日監第九八九号ヲ以テ秋葉鉄道株式

会社へ譲渡許可、全十一年十月六日監第一、九五七号ヲ

以テ森町地内ノ軌道短縮(堤防改修等ノ事由)許

可、

次ニ大正十二年三月十二日監第三五八号ヲ以テ静岡電気鉄

道株式会社へ合併許可、

現在右營業継続

一、軌道延長ノ計画

大正十一年七月二十四日監第一、三八三号ヲ以テ左記区間ノ馬

鉄線延長許可、

自静岡県周智郡飯田村睦実一、六六四番ノ一地先

至 全 県 全 郡 天 方 村 西 俣 三〇〇番ノ三 地 先

一、電化ノ計画

大正十一年二月十三日監第九九号ヲ以テ左記ノ通り全線

ノ南方、半部区間ヲ軌間及動力変更ノ儀許可、

始点 静岡県周智郡山梨町山梨一二九番地先

終点 全 県 磐 田 郡 笠 西 村 高 尾 一、二一八番ノ一ノ三

全十三年五月八日監第八二一号ヲ以テ右区間ノ線路変

(2 ㊦)

(1 ㊧)

更（馬鉄既許可線ノ通り）許可
一、現營業線ノ要項

動力 馬動力

軌間 二呎六吋

軌条 一碼二付十六ポンド

線路亘長 七哩九鎖〇節（本線）

全 〇哩五十五鎖〇節（支線）

本線起点 静岡県磐田郡笠西村高尾一、二一八番ノ一_三

全 終点 全県周智郡飯田村睦実一、六六四番ノ一地先

支線起点 全県周智郡久努西村久能一、九七六番ノ一ノ三地先

全 終点 全県全郡全村全字二、九六〇番ノ四地先

併用軌道定規

人家連担箇所 車体外各側十二呎及六呎

人家連担セザル箇所 車体外各側十二呎及三呎

車輛 定員十二人乗り

一、起業目論見書 工事方法及線路一部変更並工事施行認可申請要項抜萃

(1) 起業目論見書変更区間

西俣線ノ一部

自 静岡県周智郡飯田村睦実一、六六四番ノ一地先

至 全県全郡餅町向天方一、二六三番ノ二

(2) 工事方法変更区間

自 全県全郡山梨町山梨一二九番地先

至 全県全郡森町向天方一、二六三番ノ二

(3) 電化工事施行認可申請区間

自 静岡県磐田郡笠西村高尾一、二一八番ノ一_三

至 全県周智郡森町向天方一、二六三番ノ二

(2ウ)

(3オ)

(4) 電化線路ノ巨長(単線)

本線 { 県道併用軌道 四哩三十三鎖六十七節
新設 軌道 三哩九鎖三節

支線 町村道併用軌道 ○哩五十五鎖○節

(5) 軌間 三呎六吋

(6) 軌条 四十五封度

(7) 停留場数 十四箇所

(8) 橋梁数 六箇所(延長六〇三呎四吋) 全部専用橋

但、右ノ内 原ノ谷川橋梁ハ大正十三年九月二十五日静岡県

指令土第一、五八九号ヲ以テ改築認可

(9) 溝渠数 二十一箇所

内 併用端十二箇所
専用橋十箇所

(10) 併用軌道ノ計画、幅員

人家連担箇所 二十五呎三吋以上及電柱建敷一箇所当 一呎六吋以上

人家連担セザル箇所 二十二呎三吋以上及電柱建敷一箇所当 一呎六吋以上

但 車両最大幅員ハ七呎三吋

(11) 車輛

電動客車 新三両 静岡線ノ分転用三輛(各七十馬力)

單車ニシテ定員四十人 満載ノ重量八噸

有蓋及無蓋貨車 各五輛各五噸積

貨車索引方法

当分電動車ヲ用ヒズ電動客車之ヲ索引スルモノトス

運転所要時間

袋井、森間約五十分

一、変電所

(1) 電力

(4才)

(3ウ)

早川電力株式会社ヨリ供給ヲ受ク

(2) 受電方法

右会社袋井変電所内ニ於テ交流三千三百「ヴォルト」ニテ約四百八十六間ノ送電線路ヲ新設シ此ヨリ併用軌道ニ

添ヘル既設周智電灯株式会社配電線路ニ共用

添架シテ山梨変電所ニ至ルモノトス尤モ該送電線路

ニハ饋電線路電車線路及私設電話線ヲモ添

架スルモノトス

(3) 変電所

周智郡山梨町上山梨鉄筋コンクリート(長五間幅四間)ニ

テ建築シ設置スベキ廻轉變流機ニテ受電セル交流

ヲ直流六百「ヴォルト」ニ変流シ其電力ヲ饋電線路ニ依

リ電車線路ニ饋電スルモノトス

(4) 所要電力

約千キロワット時

一、電気方式

(1) 電車線 直流六百「ヴォルト」架空單線式

(2) 帰線 軌条ヲ利用シ継目ハポンドヲ軌条ニ熔

接スルモノトス

一、電化建設予算

金四十五萬円也

但シ一哩当リ 五萬四千七百一十一円二十四錢也

以上

(静岡電鉄・秋葉軌道、平宇、堅帳、「静岡電気鐵道株式会社」罫紙使用、縦241mm×横167mm×厚1mm、読点原文ママ)

議案 二

一、金五百円也

右者本村町村道可睡袋井停車場線使用許可ノ件ニ、可睡袋井停車場間ニ定期自働車運転開始致候ニ付テハ、該路線維持修繕費トシテ、大正十三年度以降前書ノ金額寄附致度旨、企業者周智郡森町天宮六百十四番地秋葉自働車運輸商会代表者一木条吉ヨリ申出テニ付、受領ノ上該路線ノ修繕費、充当セントス。

（一九二五）
大正十四年三月九日提出 久努西村長湖東喜治郎

（手書）
『右決議ス。』

（一九二五）
大正十四年三月九日 議長村長』

（静岡電鉄秋葉線、久努西、堅紙、ガリ版印刷、縦 246mm × 横 170mm）

六四 大正十四年（一九二五）三月二十八日付け「諮第二号」（久努西村役場文書三一五）

諮第二号

別紙図面ノ方法ニ依リ電気軌道工事施行ノ為メ本村町村通
可睡袋井停車場線占用ノ件、本県知事ノ諮問ニ対シ異
議ナキ旨答申スルモノトス。

右諮問ス。

大正十四年三月二十八日提出 久努西村長 湖東喜治郎

右決議ス。

大正十四年三月二十八日

議長村長

（静岡電鉄秋葉線、久努西、豎紙、「周智郡久努西村役場」罫紙使用、縦 244mm×横 167mm）

（表紙）

昭和十二年九月十日改正

電車時刻表

バス

遠州森町 電話一一八番
静岡電鐵秋葉営業所

| | | |
|---------|---|---------------------------|
| 袋井 | 前 | 電話袋井五五番 |
| 山梨 | 駅 | 電話山梨一九番 |
| 遠州森町 | 駅 | 電話森町一一番 |
| 森町天宮待合所 | | 電話森町一一三番 |
| 秋葉山 | 駅 | 大居 電話 大居七番 坂下 電話 大居三七番 |
| 気多 | 駅 | 電話気多一一番 |

（裏表紙）

可睡 金十二銭（電車）
（三籽六） 十二分

秋葉山 金一円二十銭
（三八籽四） 一時間半

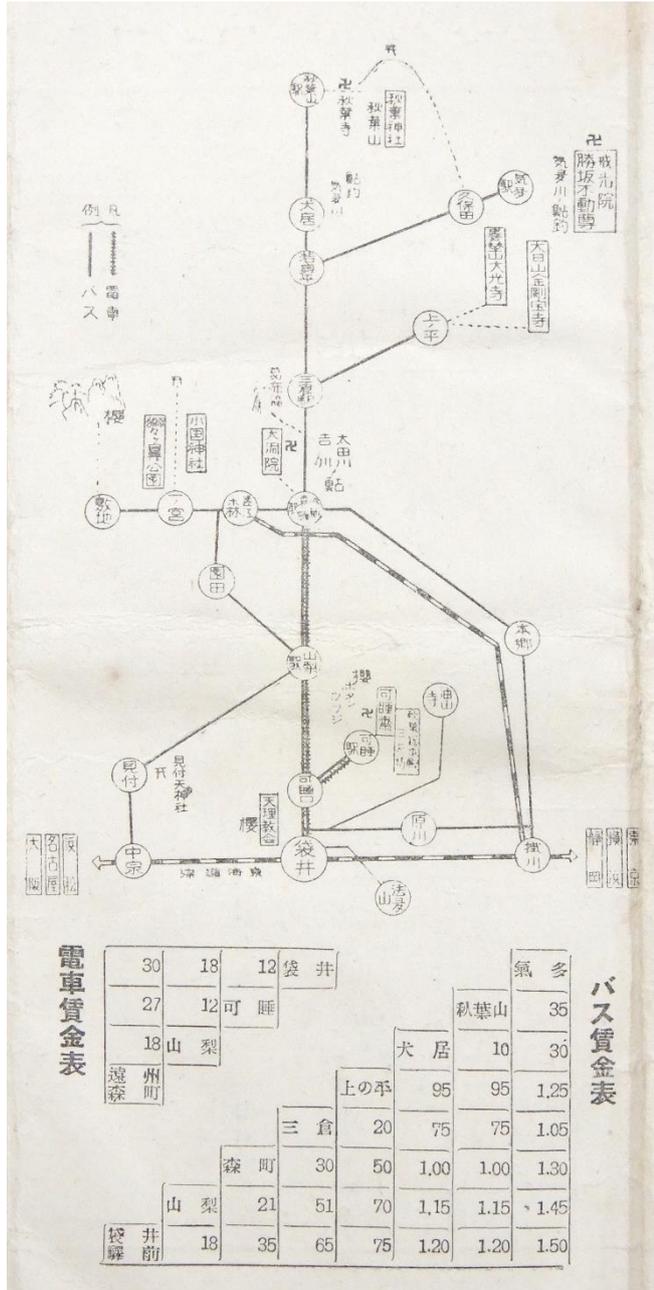
気多 金一円五十銭
（四八籽） 二時間

三倉 金六十五銭
（二三籽四） 五十分

◆案内線沿◆

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◎可睡齋 秋葉三尺坊大権現 ◎国幣小社 小國神社（一ノ宮） ◎大尾山 ◎春埜山 ◎勝坂不動尊 ◎秋葉山 ◎大日山 ◎京丸 ◎大洞院 ◎森ノ石松ノ碑 ◎気多川ノ鮎ツリ ◎鮎ツリ 吉川及太田川 ◎高平山 弘法大師 丈六ノ大仏 | |
|---|--|

(路線図)



秋葉山表参道

東海道線袋井駅下車

(☆)

へ行きか かへりを

かすゐにかけにや

秋葉詣りは片詣で

(☆)

「御旅行ノ御便利ヲ計リ省線各駅ヨリ左記各駅へ省社連絡切符ヲ

バス賃金表

| | | | | | |
|----|----|----|----|------|------|
| 30 | 18 | 12 | 袋井 | 多 | 35 |
| 27 | 12 | 可 | 睡 | 秋葉山 | 30 |
| 18 | 山梨 | | | 大居 | 10 |
| 遠州 | | | | 上の平 | 95 |
| 森町 | | | | 三倉 | 20 |
| | | | | 森町 | 30 |
| | | | | 山梨 | 21 |
| 袋井 | 18 | 35 | 65 | 75 | 1.20 |
| | | | | 75 | 1.20 |
| | | | | 75 | 1.25 |
| | | | | 75 | 1.05 |
| | | | | 1.00 | 1.00 |
| | | | | 1.15 | 1.15 |
| | | | | 1.20 | 1.50 |

電車賃金表

発売致シマスカラ御利用ヲ御勸
メ致シマス

可 睡（秋葉總本殿可睡齋門前）

秋葉山（秋葉神社、秋葉寺坂下）

三 倉（春埜山道入口）

山梨、遠州森町、気多

「

タクシーの御用は

電鐵自動車へ 電話袋井五五番

定期乗車券割引率

| 学生 | | 普通 | | 種別 期間 |
|------|------|------|------|----------|
| バス | 電車 | バス | 電車 | |
| 四割五分 | 五割五分 | 三割〇分 | 四割〇分 | 一ヶ月 |
| 五割五分 | 六割五分 | 四割〇分 | 五割〇分 | 三ヶ月 |
| 六割五分 | 七割五分 | 五割〇分 | 六割〇分 | 六ヶ月 |
| …… | 八割〇分 | …… | 六割五分 | 十二ヶ月 |

回数乗車券割引率

| バス | 電車 | 種別 回数 |
|------|------|----------|
| | | 十回券 |
| …… | 一割五分 | 三十回券 |
| 二割〇分 | 二割〇分 | 五十回券 |
| 二割五分 | …… | |

〔鉛筆〕
高柳静□

(時刻表略)

(静岡電鉄秋葉線、平字、折本、縦152mm×横390mm)

(2カ) 第二表 本計画ニ於ケル現金収支表

A、収入表

| 年次 | 十二年 | 十三年 | 十四年 | 十五年 | 計 |
|------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 繰越金 | 六、五〇〇 | 三、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 六、五〇〇 |
| 営業収入 | 八三四、〇〇〇 | 八五四、〇〇〇 | 八五四、〇〇〇 | 八五四、〇〇〇 | 三、三八六、〇〇〇 |
| 計 | 八四〇、五〇〇 | 八五七、〇〇〇 | 八六〇、〇〇〇 | 八五七、六〇〇 | 三、三九二、五〇〇 |
| 備考 | | | | | |

本表ノ十二年度営業収入八十、十一年度ノ実績ヲ基礎トシテ産出シ
 面シテ十三年度以降ニハ十二年度ノ静岡線ノ営業収入四〇〇、〇〇〇
 ○円ナルヲ以テ車輛改良ニ依ル増収並自然増収ヲ其五%二〇、〇〇〇
 ○円ト見積リ是ヲ加算計上セリ

(2カ) B、支出表

| 年次 | 十二年 | 十三年 | 十四年 | 十五年 | 計 |
|------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 営業費 | 四八三、〇〇〇 | 四七九、〇〇〇 | 四七七、四〇〇 | 四七五、〇〇〇 | 一、九一四、四〇〇 |
| 大口支出 | 二八四、〇〇〇 | 二八七、〇〇〇 | 二七四、〇〇〇 | 三三四、〇〇〇 | 一、一七九、五〇〇 |
| 電車購入 | 五〇、〇〇〇 | 八五、〇〇〇 | 一〇五、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 二五〇、〇〇〇 |
| 其他改良 | 二〇、〇〇〇 | | | 二〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 |
| 計 | 八三七、五〇〇 | 八五一、〇〇〇 | 八五六、四〇〇 | 八三九、〇〇〇 | 三、三八三、九〇〇 |

一、大口支出ノ明細ハ第『三』^(皇書)表参照
 一、本表ノ十二年度營業費八十、十一年度ノ実績ヲ基礎トシテ産出シタルモノニシテ軌道營業費
 ハ最近数年ノ実績ヲ見ルニ殆増加ナク其他ノ事業ノ収支ハ当該事業ニテ相償ヒ得ルヲ以テソ
 ノ増加ヲ度外視シ電車改良ニヨル補修費ノ減少ヲ一輛八〇〇円トシテ各年度ノ完成車輛
 数ニ応シテ計上セリ、第『四』^(皇書)表補修費現象表参照

(3) C、剰余金

| 年次 | 収入 | 支出 | 残 |
|-----|---------|---------|--------|
| 十二年 | 八四〇、五〇〇 | 八三七、五〇〇 | 三、〇〇〇 |
| 十三年 | 八五七、〇〇〇 | 八五一、〇〇〇 | 六、〇〇〇 |
| 十四年 | 八六〇、〇〇〇 | 八五六、四〇〇 | 三、六〇〇 |
| 十五年 | 八五七、六〇〇 | 八三九、〇〇〇 | 一八、六〇〇 |

(3ウ白紙)

(4ウ)

| 科目 | 十二年 度 | 十三 年度 | 十四 年度 | 十五 年度 | 十六 年度 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| トモエ商会 自動車代残 | 一、五〇〇 | | | | |
| 田中貞二手形 | 一〇、〇〇〇 | | | | |
| 常世克己 退職手当 | 五、〇〇〇 | | | | |
| 杉山寅藏清水 相生町土地代 | 四、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | | | |
| 日本興行銀行 利息 | 一五〇、〇〇〇 | 一七〇、〇〇〇 | 一六〇、〇〇〇 | 一六〇、〇〇〇 | 一六〇、〇〇〇 |
| 〃 延滞利息 | | | | | |
| 三十五銀行 利息 | 五一、五〇〇 | 五一、五〇〇 | 五一、五〇〇 | 五一、五〇〇 | 五一、五〇〇 |
| 〃 延滞利息 | | | | | |
| 静清国道 バス権利 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 清水市都市 計画寄附 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 自動車購入費 | 四〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 |
| 各所建物修理 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 |
| 計 | 二八四、五〇〇 | 二八七、〇〇〇 | 二七四、〇〇〇 | 三三四、〇〇〇 | 二九四、〇〇〇 |

(4カ) 第三表 大口支出明細表

一、大口支出中各年度自動車購入費四〇、〇〇〇円ヲ計上シタルハ目下当

社ハ自動車七九輛(バス六四輛、タクシー一五輛)ヲ有シ一ヶ年ノ總走行料二、四〇〇〇〇、

(5カ)

〇〇〇料余ニシテ中級自動車ノ命数ハ走行料最高二〇万料ニシテ一ケ年少クモ十輛ノ新車ヲ補充スル要アルヲ以テ一輛四、〇〇〇円トシテ十輛四〇、〇〇〇円ヲ要スルニヨル

一、三十五銀行ノ延滞利息二〇、〇〇〇円ハ十六年度初二支払フ予定ナリ

一、清水市都市計画寄附金ハ各年度二〇、〇〇〇円宛支払フ可キ処本計畫遂行ノ為十二年乃至十五年度二一〇、〇〇〇円宛支払ヒ是ニヨル延滞金四〇、〇〇〇円ハ十六年度以降ニ支払フ予定ナリ

第四表 營業減少表

| 年次 | 金額 | 備考 |
|-----|--------|---------------------------------------|
| 十二年 | — | 十二年七月五輛完成スルモ計上セズ |
| 十三年 | 四、〇〇〇 | 車輛改良ニヨル補修費減ヲ一輛一ケ年八〇〇円トシテ前年完成セル五輛分ヲ計上ス |
| 十四年 | 五、六〇〇 | 十三年末二輛完成、七輛分計上ス |
| 十五年 | 八、〇〇〇 | 十四年末三輛完成、十輛分計上ス |
| 計 | 一七、六〇〇 | |

以上

(5ウ白紙)

(6カ)

電車改良及拝殿設備ニ就テ

当社ノ中堅勢力タル二十号、三十号、百号等ノ木造車輛ハスピード時代ノ現在ニ適セズ手入ヲナストモ間モナク弛ミヲ生ジ最近ハ殆ン

下雨漏リセザル車輛無之有様ニテ乗客ノ不平、非難往々聞クニ堪ヘザルモノアリ而モ之レガ完全ナル修理ハ現在ノ運転状態ニテハ最早絶望トセザル可カラズ又静岡変電所ニ於ケル機械増設並ニ送電線電圧変更ノ件ハ現下ノ異状ナル輸送増加ニ対シ現在ノ施設ニテハ何時然ルベキ危害ヲ發生スルヤモ知レズ又電気供給事業ニ対スル類例ナキ不安定ナル供給ハ需要家ノ不平ヲ爆發セシメ延イテ監督官庁ヨリ断乎タル処断ヲ受クルニ至ルノ恐レナシトセズ何レモ当面ニ迫リタル緊急時ナリトス

(6ウ)

第一 車輛改良案

一、現有車輛(電動客車)

| | | | | |
|------|-------|-----|------------------|----------|
| 單 車 | 一〇号級 | 三輛 | 木造 | 大一四、鶴見 |
| | 五〇号級 | 五輛 | 木造 | 大一五、日本 |
| | 七〇号級 | 五輛 | 半鋼 ^{*3} | 昭四、日本 |
| 計 | | 一三輛 | | |
| ボギー車 | 二〇号級 | 五輛 | 木造 | 大一〇、日本 |
| | 三〇号級 | 五輛 | 木造 | 大二三、鶴見 |
| | 八〇号級 | 三輛 | 鐵骨 木造 | 昭一一、汽車改造 |
| | 一〇〇号級 | 二輛 | 木造 | 昭二、日本 |
| | 一二〇号級 | 二輛 | 半鋼 | 昭五、日本 |
| 計 | | 一七輛 | | |

(7オ)

右ノ中現在一二〇号級ハ球場及団体輸送等ノ際ニノミ使用シ購入以來走行料ハ二輛共二〇、〇〇〇料内外ニシテ一日平均僅力ニ九料ヲ走行セルニ過ギズ其理由ハ車軀過大ニシテ平常運転ニ適セズ又併用軌道ニ使用シ得ザルモノナルニヨル

一、現在使用状態

單 車 (市内線)

(7ウ)

| | | | |
|-----------|--|-----|-----|
| 安西 | | 曲金 | 三輛 |
| 駅前 | | 鷹匠町 | 二輛 |
| 港橋 | | 西久保 | 二輛 |
| 湊橋 | | 横砂 | 四輛 |
| 計 | | | 一一輛 |
| ボギー車 (本線) | | | |
| 安西 | | 清水 | 六輛 |
| 中町 | | 横砂 | 七輛 |
| 計 | | | 一三輛 |

(一ヶ年ノ中
約四ヶ月)

即チ現在運転ニ必要ナル車輛数合計 二四輛
 中町横砂間ハ夏季二ヶ月半其『他』^(X多)好季多客ノ際一ヶ年ヲ通シ約一
 ヶ月半 (計約四ヶ月) ヲ定時ニ安西||清水間本線ノ中間ニ運転
 セリ

一、予備車輛

予備車輛数 一二〇号級二輛ハ前述ノ理由ニヨリ別トシ現在ノ状態ニ於テ

| | | |
|------|---------|------|
| 單車 | 13-11=2 | 即チ二輛 |
| ボギー車 | 15-13=2 | 即チ二輛 |
| 計 | | 四輛 |

而シテ二十八輛ノ常備車ヲ保守スルニハ入庫修理車常ニ二輛宛
 ヲ要シ結局中町||横砂||^(X)間^(X)ノ本線ヲ定時運転トセル時季ニ於テハ
 予備軍ハ『僅』^(墨書)カニ二輛トナリ右常時運転ニモ差支ヲ生ズル場合多
 シ^(墨書)

右ハ今夏西武ヨリノ譲受車輛三輛ヲ加ヘテ僅カニ右ノ程度トナ
 リシモノニシテ右三輛ノ購入以前ニハ入庫修理モ俣ナラズ酷使
 ニ酷使ヲ加ヘ来リシモノ也

只前述中町||横砂間ハ従前季節的ニ運転シ来リシヲ以テ之レガ

(8ウ)

運転ヲナサザル時季ニ於テハ更ニ七輛ノ予備軍車輛アルヲ以テ此間ニ於テ極力修理ヲ加ヘシモノニシテ時ニ駅前線ノ如キ單車ダイヤニボギー車ヲ代用スルモ之レガ為ナリ

然レトモ修理工場ノ能力ニハ限リアルヲ以テ一時ニ多数車輛ノ修理ヲナス事能ハサル為メ保守ニ及ビ難キ点ヲ生ズル事トナル尚季節運転アル時季ニ於テハ二四輛ノ車輛ガ運転セルニ対シ僅カニ二輛ノ予備車輛ニテハ不時故障(長ク入庫修理ヲ要セザル程度ノ)ニ対スル車輛整備ニハ到底応シ得ザルモノニシテ現在状態ニ於テハ少クトモ五輛ノ予備車輛ヲ必要トスルモノ也

一、新計画(中堅車輛ニ就テ)

他ノ交通機関ノ発達、道路ノ改良、省線ノ電化乍並ニ民衆ノ要望ニ対シ之レガ対策トシテ

一、運転ノ高速度化(到達時間ノ短縮)

二、運転時隔(ヘッドウエー)ノ短縮

三、乗心地ノ改善

四、従業員ノ訓練

等ニ付周到ナル計画ヲナスヲ要シ此中前三者ニ就キテハ現有車輛ニ改善ヲ加フルノ外ナシ而シテ四困ノ状態ハ緊急ニ迫リ遅クモ皇紀二六〇〇年ヲ目標トシテ改良ノ要アリ

(二九四〇)

即チ右ノ対策トシテ計画セル車輛案左ノ如シ

茲ニ一〇号級ハ前述ノ如ク市内線ニ対スル使用不能ナルノミナラズ平常運転ニハ其構造過大ニシテ不経済ナルヲ以テ適當ノ買受人アラバ売却スルノ方針トシ其迄ハ新計画ニ於テ無理ニモ中堅勢力ニ加ヘテ使用スルモノトス(適當ノ買受人ヲ生ジタル場合ハ之レヲ売却スルト共ニ之レニ代ルベキ新車二輛ヲ更ニ建造スルモノトス)

本線用(静岡―清水間)

一二〇号級 二輛 現在ノ俣使用
 車輛新造 五輛 半鋼製ボギー（聯結運転可能）
 現三〇号級改造 五輛 〔ボデー取替半鋼製新造車ト同様複式制禦器ト取替聯結運転可能電動機ハ現在ニケケヲ四ケト〕

計 一二輛 〔シ電動貨車及現一〇〇号級ヨリ一〇ケヲ流用ス〕

右整備車ハ表定速度四〇浬ノ能力ヲ有シ静岡鷹匠―清水相生

町間ヲ一六分（省普通列車ト同速度）ニ短縮シ得ル能力アルモ

ノナリ（現在ハ二三分）

右新造並改造ニヨリ本線用車輛ノ整備ヲナス時ハ運転ダイヤ

ノ変更ヲ行ヒ得ルヲ以テ安西―横砂間ニ常用一〇輛ノ配車ヲナ

スヲ以テ足ル事トナリ二輛ノ予備車ヲ生ズ而モ半鋼製車輛ニ就

キテハ少クモ数年間ハ長期入庫ノ要ナキヲ以テ数年後ニ於テ自

力ヲ以テ更ニ予備車二、三輛ヲ購入セバ入庫手入ニモ差支ヲ生

ゼザルベシ

（此予備車購入ノ件ハ本計画完了ノ後自力ヲ以テ購入シ得ルノ

期ヲ俟テ実行スルモノナルヲ以テ此際ノ計画ニハ計上ノ要ナ

シ）

一、其他ノ車輛処理案

ボギー車

二〇号級 五輛 三〇号級古車体ト取替（二〇号級現車体ハ廃棄ス）

八〇号級 三輛 現在ノ俣使用

一〇〇号級 二輛 現在四モーター〔墨書〕ニ改造（二モーターハ三〇号級改造ニ流用）

計 一〇輛 市内線常用及本線臨時増發運転ニ使用

單車

一〇号級 三輛 老朽甚シキヲ以テ廃車ノ外ナシ

五〇号級 五輛 相当老朽セルヲ以テ市内線用トシテモ

大ナル寿命ナキヲ以テ適當ノ期ニ売却

又ハ秋葉線へ転用ス

七〇号級 五輛

堅『又老牢』ナルモビツチング甚ダシ然シ今之

ヲモ墨書処分スル時ハ市内線運転ニモ差支

ヲ生ズルヲ以テ之レハ市内線用並ニ之

レガ予備トシテ従前通り存置ス

即チ單車ノ中将来共ニ使用ノ可能性アルハ七〇号級五輛ノミ

ナリ

之レニ上記ボギー車一〇輛ヲ加へ一五輛ヲ以テ市内線運転並

ニ之レガ予備トシ且ツ本線臨時増発運転ニモ流用ス

(117)

第二 電気関係設備

一、静岡変電所ニ設備ノ要アル機械

六〇〇ヴォルト五〇〇KW水銀整流機並ニ附属設備一切

但シ建築物ハ増築物ハ増築ノ要ナシ之レガ質資金約二〇、〇〇〇円

一、送電線電圧変更ノ件

右ハ現在一一、〇〇〇Vヲ二二、〇〇〇Vニ変更スルモ『又モ』ナリ

(静岡電鉄秋葉線、平宇、堅帳帳はずれ、「静岡電気鐵道株式会社」野紙使用、縦284mm×横204mm×厚1mm)

六七 昭和三年（一九二八）五月十日提出「議案第十五号 応召兵餞別ニ関スル件」（山梨役場文書三八三三）

議案第一五号

応召兵餞別ニ関スル件

動員下令ニ付、本町応召者ニ対シ左記ノ通り本町ヨリ餞別ヲ送ルモノトス。

記

一、予後備兵ノ応召ニ対シ出発ノ際金七円。

右応召者出征ノ場合ハ慰問ノ際更ニ金参円。

一、現役兵出征ノ場合慰問ノ際金五円。

現役兵留守隊ニ残留スルモノニハ金壹円。

（一九二八）

（手書）

昭和三年五月十日提出 周智郡山梨町長足立純一郎

（印）

（静岡県周智郡山梨町長之印）

『全日決議』

（山梨、豎紙、ガリ版印刷、縦（247）mm×横（169.5mm）

六八 昭和三年（一九二八）五月十一日『大正十五年以後 議事録』昭和三年（一九二八）五月十一日条（淺羽自治会文書一一）

〔昭和三年五月十一日条〕

（一九二八）
五月拾壹日午后貳時ヨリ夕刻迄長会

一、支那濟南事件ニ関シ充員応召軍人

及在營在團軍人待遇ニ付。

イ、応召者ニハ餞別トシテ金拾円ヲ贈リ、

在營在團者ニハ出征シタル時ハ留守宅ニ

金五円ヲ贈ルコト、セリ。

ロ、出發之際見送リハ中遠線芝駅迄トシ、

見送ノ簾ハ成行ニナシ、別ニ中止又ハ奨励

之意味ヲ注意セザル事。

ハ、軍隊ニ対スル祈願参拝ハ營所ヨリ

出動シタルコトヲ知リタル時ヨリ淺羽郷社

八幡社三社ヲ一番組ヨリ五人組ニテ

日参ニ順拝スル事。

ニ、応召者家族慰問之方法ハ目下本県

町村会（町長）長幹事会ニテ研究中ニ付、

其發表ヲ見テ更ニ研究シテ決定スルヲ。

以上

但シ以上ハ本村常設委員会ニテ本村一

般ニ実行スル様決定シタルモノナリ。

二、各組苗田歩積調査之件。

三、肥料「アンモニヤ」共同購入調査之件。

四、新用水経過報告之件。

以上

同日□席ニ於テ協議員会ニ関シ全員出席ニテ左之件決議ス。

一、故人功勞者追悼会費決算報告之件。

二、学校裏道路河村和吉組砂利置補助

申出ニ付四人工補助スル事ニ決ス。

以上

出席者

戸塚惣一 鈴木茂吉 西野六三郎
大河内安太郎 杉本伊平 金原太平
樽松重吉 金原万七 前島弘齋
河村政吉 田代静雄 太田善五郎
岡本藤太郎 古池長四郎 伊藤孫七
鈴木重工茂

計拾六名

(中遠鉄道、浅羽、豎帳、罫紙使用、縦244mm×横180mm×厚39mm)

六九 昭和六年（一九三一）七月十五日「領收証」（『上浅羽村法多線領收証綴込』浅羽自治会文書三九二所収）

領收証

（『内手書／以下同』）

『村長』

一金『六十錢

四十錢整便
二十錢用紙

但シ『土木出張所行』

右正_ニ領收候也

（一九三三）昭和『六』年『七』月『十五』日『金原孫一郎』

浅羽

常設委員殿

（印刷）

（中遠鉄道、浅羽、縦 258mm × 横 177mm × 厚 10mm）

〔翻刻注〕

中遠鉄道を利用して出張している。

七〇 昭和六年（一九三一）十月十五日「領收証」（『上浅羽村法多線領收証綴込』浅羽自治会文書三九二所収）

領收証

（『内手書／以下同』）

一金『六円九拾錢』

『六円十二錢』

但『河村和吉・宮本政一・金原孫一郎三名^{（汽）}氣車賃』

『四十五錢』

昼めし代

三十三錢

らむね其他』

昭和^{（一九三一）}『六』年『十』月『十五』日

浅羽常設委員御中

（浅羽、縦 258mm × 横 177mm × 厚 10mm）

七一 昭和六年（一九三一）十二月二十三日「領收証」〔上浅羽村法多線領收証綴込〕浅羽自治会文書三九二所収）

領收証

一、金九円四拾弍銭

但 大河内安太郎・宮本政一・金原孫一郎村長静岡行

内訳 六円十弍銭 静岡行往復気車賃

弍十銭 電車賃

一円八十銭 県庁内ニ於テめし及酒代

一円三十銭 帰リ夕食代

（一九三一）
昭和六年十二月二十三日

浅羽常設委員御中

（浅羽、縦 258mm × 横 177mm × 厚 10mm）

七二 昭和七年（一九三二）九月二十二日「領收証」（『上浅羽村法多線領收証綴込』浅羽自治会文書三九二所収）

領收証
（『内手書』以下同）

一金『四十四錢』

但『土木出張所（大河内・金原、河村次作ノ件ニ付

袋井芝間往復輕便賃』

昭和『七』年『九』月『二十三』日

『立替人

金原孫一郎』

浅羽常設委員御中

（印刷）

（中遠鉄道、浅羽、竖帳、縦 258mm×横 177mm×厚 10mm）

七三 昭和八年（一九三三）六月十三日「記」（上浅羽村法多線領収証綴込）浅羽自治会文書三九二所収）

『内手書（以下同）』
六月十日

一金拾四円 膳部二十四人前

（印（相済））
六十銭 酒十六本

□祝儀迄

浅羽道路

委員十戸長連中

合計『—』

右之通り

候也

中遠線芝駅前

（一九三三）
昭和『八』年
『六』月『十三』日

御料理
仕出し

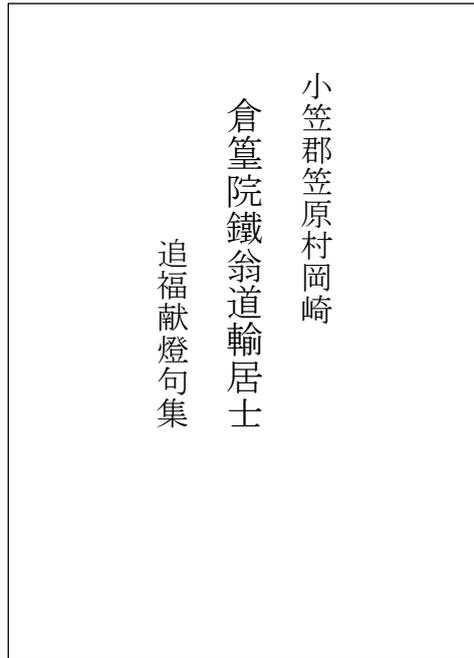
金原屋（印）
（金原）

電話（上浅羽）十番

『道路』
委員御中』殿

（中遠鉄道、浅羽、堅帳、縦 258mm × 横 177mm × 厚 10mm）

（表紙）



〔扉〕

倉篁院鐵翁道輪居士

（写真略）

元 県 議会 議員

故 芝 田 倉 太 郎 翁 肖 像

行 七 十 七 年 七 歲

(一) 秉炬法語

嘗盡人間幾苦甘 成功今日耐稱男
忽振向上鉗槌子 擊碎虛空一幻庵
恭惟 倉篁院鐵翁道輸 居士 魁位
生死交謝 賓主同參

其生涯奉公也 尽瘁而方剛方健
其朝夕從事也 劬勞而不樂不堪

創設金融之困業 諸人能思晴嵐
開拓中遠之鐵路 運輸能兩肩担

知恩報德妙中玄 氷生於水
勸業興家玄中妙 青生於藍

(二) 陰蜜全真 把定則雲橫谷口
陟流轉物 放下則月落寒潭

記取功勞幾何名 錦簇々今花簇簇
可憐迷途多少客 前三々今後三三

去是去非 金毛獅子無処討
無言無說 毘耶城中誰對談

淨裸々 廓落不二門開 機外境上
赤灑々 喜寿凌壯豐鑠 潭北湘南

大象下語 一轉金口
這箇是居士億萬斯年自受用三昧

臨行一句 曷呼波旬呼夔曇
不萌枝上花方發

(三) 信手盛來無底藍
昭和八年一月十五日
〔九九〕

(四) 献句

言の葉を手向て御魂祭りかな
鼠尾草や手向けん袖にいと雫
道芝に露のあまねき光りかな
亡き翁を思へは濡るゝ袖の露
取り出す翁の遺墨や土用干
魂棚や蓮一輪の手向くさ
翁の徳うゆる光りや高灯籠
中遠に鐵路拓けて風薫る
長水処錦秋宗匠貴選

富部 岡崎 楠石 雪山 錦城
全 全 全 全 全
角杖 秋水 花遊 小湖 十甫
新池

題 夏 秋 乱

(鐵翁道輪居士ノ内一字詠込)

卷中秀逸の部

(總句員老千余章)

羅に香の匂ふや翁の日
大輪の菊に朝日の匂ひかな
早すしや富士も一夜に出来山
居ます日の花を手向や魂祭
夕立や虹の輪を鳴くぬれ鴉
鐵舟の軸も目立つや夏座しき
京へ出る近道もあり芒はら
月の秋風雅の道をさくりけり

松原 和玉 青楓 全人 蛙笑 松楽 光玉 南蔭 新池 葉月 一色

(六) 見古したあともまだよし居待月
水音も終日友の安居かな

十客の部

(七) 四五本の竹に養ふ安居かな
一輪のはなれて清し白ほたに
茸狩りや自然に出来し峠道
月入るや西は仏の居す方
萩の戸や茶道指南のふさわしき
十六夜の蔭や居直る松の驚
一厘は風の表裏のちる蓮
検校の笑ふて居るや雨の月
鐵瓶の松風を聞く夜長かな

五客の部

魂棚や一輪さしに一としつく
白蓮や探くればひろき法の道
虫干や箔のはけたる翁面
翁逝きて淋し此の秋此の夕へ
輪に足らぬ片山里や盆をどり

三光の部

蓮ひらく音や水輪を十重二十重
との道も同じ高嶺の月見かな
入る月の余光を道の栞りかな

(八) 軸

松原 弄月
梅山 一泉

村 秋水
全 さま波
全 角杖
全 仙友
長 光玉
村 雪山
全 反甫
村 小湖
一 吐牛色

三沢 若葉
梅山 光山
諸井 可村
村 花遊
長溝 文月

新池 十甫
梅山 いろは
村 花遊

芝田翁の初盆を悼て

鐵路やつきぬ栞りに魂むかひ

選者 錦秋

◎

蓮ちるや愁辛恍惚感無量

催主

楠石

いさをしの高き翁や魂まつり

全

秋水

袖の露絞るしゝまの仏間かな

施主

昭和九年盆月

小笠吟社

埋田

楠石

芝田秋水

(中遠鐵道、芝、冊子、印刷、縦186.5mm×横128.5mm×1mm)

七五 昭和十一年（一九三六）十月二十日付け

「第壹〇五参号 官有地堤塘使用変更ノ件認可申請」〔『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収〕

第壹〇五参号

（割印）

官有地堤塘使用変更ノ件認可申請

一、出願人ノ住所姓名

磐田郡袋井町高尾千弍百壹番地

中遠鐵道株式会社

一、出願地ノ位置及反別

反別弍百六拾四坪〇五

内訳

小笠郡笠原村山崎弁財天川堤防敷弍百五十五坪ノ内
水面使用ニヨル減坪六坪五合并ニ丈量洩レ文十五坪五五
差引坪

一、使用ノ目的其ノ方法

輕便鐵道布設敷地ニ使用シ、会社ニ於テ維持修繕負擔。

一、支障ノ有無 ナシ

一、期限^{并ニ}一ヶ年料金 大正参拾弍年拾弍月迄一ヶ年料金拾円五拾七錢也

右ハ大正^{（一九一四）}三年一月二十六日静岡県指令土木第壹壹五三〇号ノ参ヲ以テ静岡県

知事ノ認可ヲ受ケ、本村ヨリ中遠鐵道株式会社へ使用權許可ノ処、

堤塘敷反別變更出願ニ付、此段御認可相成度申請候也。

昭和十一年十月二十日

小笠郡笠原村長柴田佐平治

静岡県知事齋藤樹殿

（中遠鐵道、笠原、堅帳、「中遠鐵道株式会社」野紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm）

七六 昭和十一年（一九三六）十月二十一日付け「中鐵第一一三號」〔『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収〕

中鐵第一一三號

（一九三六）
昭和拾壹年拾月廿一日

静岡県磐田郡袋井町高尾一、二〇一番地

（印）中遠鐵道株式会社
中遠鐵道株式会社

取締役社長 塩谷桑平（印）

笠原村長柴田佐平治殿

官有地堤塘敷使用地變更願申請

堤塘借用坪数 貳百五拾五坪

堤塘減坪数 貳拾壹坪三八

變更借地坪数 貳百參拾參坪六二

右堤塘ハ曩ニ御認可相受居リ候鐵道

布設用地トシテ借用致シ居リ候処、今

回弁財天川橋梁設計變更ニ伴ヒ、借

地中堤塘敷坪数ニ變更致シ候間、御

承認相成度、此段及ニ申請ニ候也。

（中遠鐵道、笠原、豎帳、「中遠鐵道株式会社」罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm）

七七 昭和十一年（一九三六）十月二十一日「中鐵第一一三號ノ一」〔「議事重要書類」笠原公民館文書一三所収〕

中鐵第一一三號ノ一

（一九三六）
昭和拾壹年拾月廿一日

静岡県磐田郡袋井町高尾一、二〇一番地

（印）
中遠鐵道株式会社

取締役社長 塩谷桑平（印）

笠原村長柴田佐平治殿

官有地堤塘使用變更願申請

一、出願地ノ位置及反別

反別 貳百六拾四坪〇五

内訳 小笠原郡笠原村山崎弁財天川堤防敷貳百五十五坪ノ内
水面使用ニヨル減坪六坪五合并ニ丈量洩レ文十五坪五五

差引坪

一、使用ノ目的其方法

輕便鐵道布設地ニ使用シ、会社ニテ維持修繕負擔。

右堤塘ハ曩ニ御認可相受居リ候鐵道布

設用地トシテ借用致シ居リ候処、今回弁

財天川橋梁設計變更ニ伴ヒ堤塘敷反

別變更使用致シ度候間、御承認相成

度、此段及ニ申請ニ候也。

（野外印刷）

「中鐵第一三號」

「9.11.3,000」

(中遠鐵道、笠原、堅帳、「中遠鐵道株式会社」罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm)

七八 昭和十二年（一九三七）「日蓮上人御降誕地房州小湊参詣及成田佐倉参拝東京遊覧会員大募集」（浅羽町史編纂時収集史料）

日蓮
上人 御降誕地房州小湊参詣及

成田佐倉参拝東京遊覧会員大募集

◇期日 昭和十二年二月九日午後十一時四十三分（袋井
（一九三七） 駅発）

◇会費 金拾五円九拾銭也（費用一切ヲ含ム）
東京遊覧ハ御自弁

申込ト同時ニ金壺円也。申受残金ハ会員章ト引換
明朝食一回分御持参ノコト

◇行程概要

○二月九日 午後十一時四十三分袋井発

○二月十日 午前六時下総中山着。中山法華経寺参拝年中行事ノ一ツタル寒中百日ノ

荒修行ヲ了シタル行僧ノ御加持ヲ戴ク。午前九時下総中山発房総半島ヲ

一週シテ午後〇時半安房鴨川着自動車ニテ小松原鏡忍寺・多門寺・清澄山

日澄寺・高生寺・小湊水族館等参拝・見学ノ上、小湊第一ノ小湊ホテルニ投宿。

○二月十一日 紀元節午前六時半、小湊ホテル発。日蓮寺・妙蓮寺・誕生寺・鯛ノ浦等参詣。午前

八時半小湊駅乗車。大綱成東ヲ経テ成田着。成田不動尊宗吾神社参拝午

後五時頃上野着駅前一泊。夜ノ東京見物。

○二月十二日 午後二時半頃マデ東京見物（費用各自負担）。午後三時十分東京駅発。午

後七時五十三分袋井着。目出度解散。

● 新袋井駅往復賃金

| | |
|------|------|
| 芝 | —10— |
| 新岡崎 | —15— |
| 新横須賀 | —20— |
| 野中 | |
| 野賀 | —25— |
| 南大坂 | |
| 新三俣 | —30— |
| 合戸 | —40— |
| 池新田 | |
| 佐倉村 | —50— |
| 豊浜 | |
| 福田 | —25— |
| 梅山 | —20— |
| 幸浦 | —25— |

大運中
割賃間
引同一
所

袋井

主催 中遠鐵道旅行社

電話五十番ノ甲

(中遠鐵道、淺羽、堅紙、印刷、縦182mm×横264mm)

七九 昭和十五年（一九四〇）九月二十一日付け〔静岡電気鉄道株式会社給与通知〕（天野甲子男氏寄贈史料三）

割印^{（裏）}

『^{（内手書／以下同）}車掌 天野甲子男』

自今『日』給金『七拾六錢』給与

^{（印「静岡電気／鐵道株式／会社之印」）}
昭和『十五』年『九』月『二十一』日

静岡電気鐵道株式会社

（静岡電気鐵道、堅紙、印刷、縦186mm×横131mm）

八〇 昭和十六年（一九四一）一月六日付け

「兵第七号 入営応召者ノ為メ入隊ノ際ニ於ケル父兄付添人廃止ノ件通知」（袋井町近代役場文書②九五四）

〔第一文書〕（第一紙山折り線より右側句読点原文ママ）

兵第七号

（一九四一）
昭和十六年一月六日

袋井町長 高橋弘平

各隣保班長殿

入営応召者ノ為メ入隊ノ際ニ於ケル父兄付添人廃止ノ件通知

左記^{（豊橋）}聯隊区司令官発通牒ノ如ク、名古屋師団各部隊ハ本年一月

（回議欄）以降現役兵ノ入営。又ハ応召ノ際ニ於ケル父兄ノ附添ハ一切之レヲ認め

ズ從ツテ右ニ関スル輸送。宿舍。ノ準備モ為サズ之加入門ヲモ禁ジ

候為メ二本町ニ於テハ右父兄ノ附添ハ今後全廃ノコト、取極メ候条右御

了知相成度班内一般へ無洩周知方御取計ヒ相煩度此段及御

依頼候也

左 記

豊徴第三一〇号

現役或ハ召集ノ為入隊ノ際父兄附添廃止ニ関スル件通牒

（一九四〇）
昭和十五年十二月二十三日 豊橋聯隊区司令官

各市町村長 殿

名古屋師団ハ各隊共ニ明昭和十六年一月ヨリ現役兵ノ入営又ハ応召

ノ際ニ於ケル父兄ノ附添ハ一切之ヲ認めズ、從ツテ之等ニ対シテハ輸送、宿

舎ノ準備ヲナサミルハ勿論当日営内ニ入ルコトヲ許サミルコト、ナリタ

ルニ付、可レ然配慮相成度。

（山折り線）

尚、部隊ニ於テ要スレバ父兄ニ対シ適當ノ時期ニ面会日ヲ定
メ、之ヲ兵ヨリ通知セシメ、各種ノ連絡或ハ入営時着裝被服
ノ托送等講セラル、コトアルベキニ付申添フ。

以 上

(回議欄)

「本案ノ通り執行可レ然哉

昭和 年 月 日

主任 (印「鈴木」)

合議

助役 (印「渥美」)

町長 (印「高橋」)

(第一文書、堅紙、ガリ版印刷、一枚に二通を印刷している)

[第二文書]

(印二点「渥美」「高橋」)(受付印)

豊徴第三二〇号

(公規七但書適用)

現役或ハ召集ノ為入隊ノ際父兄ノ附添廃止ニ関スル件通牒

(一九四〇)

昭和十五年十二月二十三日

豊橋聯隊区司令官

市町村長殿

首題ノ件ニ関シテハ、十月十九日豊徴第一九八号当部通牒

ノ趣旨ヲ了解セラレ、各市町村共全廢ニ至リツ、アルトキ、

却ツテ隊内ニ於テ之レガ不徹底ニ依ル面白カラザル事態ア

リシ趣ニ鑑ミ、名古屋師団ハ各隊共ニ明昭和十六年一月ヨリ

現役兵ノ入営又ハ応召ノ際ニ於ケル父兄ノ附添ハ一切之ヲ

認メズ、従ツテ之等ニ対シテハ輸送宿舍ノ準備ヲナサザル

ハ勿論、当日営内ニ入ルコトヲ許サレザルコト、ナリタルニ付可

レ然配慮相成度。

追テ本人病氣等ニ因リ真ニ止ムヲ得サル附添ヲ要スル

モノアラバ、予メ当部ニ連絡煩度。

尚、部隊ニ於テ要スレバ父兄ニ対シ適當ノ時期ニ面会

日ヲ定メ之ヲ兵ヨリ通知セシメ、各種ノ連絡或ハ入営時

着装被服ノ托送等請セラル、コトアルベキニ付申添フ。

(受付印)

〔第『4826』号／受付／昭和15・12・27／磐田郡袋井町役場〕

(手書)

(一九四〇)

(山折り線)

(第二文書、縦紙、ガリ版印刷)

(袋井、綴、ガリ版印刷、縦 255mm×横 183mm×厚 1mm)

八一 昭和十六年（一九四一）一月六日付け「兵第八号 帰還軍人出迎へノ際ノ駅ホーム入場ニ関スル件通知」（袋井町近代役場文書②九五三）

兵第八号

（一九四一）

昭和十六年一月六日

袋井町長高橋弘平

各隣保班長殿

帰還軍人出迎へノ際ノ

駅ホーム入場ニ関スル件通知

（回議欄）

最近鉄道乗降客非常ニ増加シ之レガ為メ駅ホームハ甚ダ混雑ヲ

極メ居リ日夜鉄道当局ニ於テハ之レガ善後処置ニツキ万全ヲ期シ

居リ候処、今般鉄道当局ニ於テハ乗降客緩和策ノ一途トシ

テ帰還軍人出迎へニ際シテハ一切入場券ハ発売セズ、其ノ代ハリ

極メテ少数ノ入場証ヲ役場ヨリ交付スル事ト相成候間勉メテ駅前広

場ニ於テ御出迎被ニ相成ニ様致サレ度此旨班内一般へ周知方御取計被ニ相

煩ニ度此段及ニ御依頼ニ候也

（回議欄）

「本案ノ通り執行可レ然哉

昭和 年 月 日

主任（印「鈴木」）

合議

助役（印「渥美」）

町長 (印「高橋」)

(袋井、 罫紙、 ガリ版印刷、 句読点原文ママ、 縦 233mm × 横 159mm)

八二 昭和十六年（一九四一）三月二十一日付け〔静岡電気鉄道株式会社給与通知〕（天野甲子男氏寄贈史料四）

〔内手書／以下同〕
『車掌 天野甲子男』

割印
自今『日』給金『八拾四錢』給与

〔印〕静岡電気／鐵道株式／会社之印

〔一九四一〕
昭和『十六』年『三』月『二十一』日

静岡電気鐵道株式会社

（静岡電気鐵道、堅紙、印刷、縦185mm×横131mm）

八三 昭和十六年（一九四一）三月二十一日付け「中鐵一一一號 国有財産使用更新願」（議事重要書類）笠原公民館文書二三所収

（受付印）

〔^{（印）}中鐵第一一一一號〕

国有財産使用更新願

一、出願地点 小笠郡笠原村岡崎四、五八一番ノ二外一筆

一、使用地種目 三沢川水面

一、使用目的 地方鐵道橋梁架設

一、使用面積 ^{（積）} 貳拾壹坪三合八勺

一、使用期間 自昭和十六年四月一日
至昭和二十一年三月三十一日

一、使用料 壹ヶ年金 円 錢

一、前使用期間 自昭和十二年四月五日
至昭和十六年三月三十一日

右昭和十二年四月五日附静岡県指令河第三、五七七号ヲ以テ

御許可相受居候处、使用期間更新致度候条、継続

使用御許可相成度、此段及^{（九四）}御願^{（九四）}一候也。

昭和十六年三月二十一日

静岡県磐田郡袋井町高尾一、二〇一番地

中遠鐵道株式会社

取締役社長 塩谷桑平（印）

静岡県知事小濱八彌殿

（野外印刷）

〔B列4番 16.4.2,000〕

（中遠鐵道、笠原、堅帳、「中遠鐵道株式会社」野紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm）

八四 昭和十六年（一九四一）三月二十七日付け「笠第八七六号 河川敷継続占用願進達ノ件」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収）

笠第八七六号

（一九四一）
昭和十六年三月二十七日 小笠郡笠原村長芝田佐平治

（契）
（印）

静岡県袋井土木出張所御中

河川敷継続占用願進達ノ件

中遠鉄道株式会社出願表書類一件御送付申

上候条、可レ然御取扱相成度候。

（文書上部に、「契」印の他に印三点）

（中遠鉄道、笠原、堅帳、「静岡県小笠郡笠原村役場」罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm）

八五 昭和十六年（一九四一）六月二十七日付け「中鐵第一九五号 道路占有許可申請書」〔議事重要書類〕笠原公民館文書一三所収

〔中鐵第『一九五』号〕
〔印〕〔手書き〕

道路占有許可申請書

道路種類及線路名 府県道 横須賀掛塚線 (受付印)

占用物件種目名称 道路敷

占用物件所在地 小笠郡笠原村山崎五九八番ノ二

占用坪数 七坪七合二勺

占用 用 料 金 壹ヶ年金 円 錢

〔訂正印〕
〔字抹消〕

土地価格貸借価格
比準地々番及等級

小笠郡笠原村山崎 五九八番ノ一畑七八級
五九八番ノ三宅地二六級

占 用 期 間 御許可ノ日ヨリ五ヶ年間

占用ニ伴フ工事ノ有無 軌条敷設工事別紙設計書ノ通り

占用ニ必要トスル事由 他ニ適當ナル余地ナキタメ。通行ニ支障ナキ様危険ヲ
防止スル設備ヲナス。

右専用並土木工事施行致度候ニ付、御許可相成度此段及ニ申請ニ候也。

昭和十六年六月二十七日

静岡県磐田郡袋井町高尾一、二〇一番地

〔印〕〔中遠鐵道株式会社印〕
中遠鐵道株式会社

取締役社長 塩谷桑平 (印)

静岡県知事

小濱八彌殿

(受付印)

〔一九四一〕
〔手書き〕
〔笠原村／16:7.5／第『1,868』号〕

(野外印刷)

「B列4番 16.4.2,000」

(中遠鉄道、笠原、堅帳、「中遠鐵道株式会社」罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm)

| 軌条敷設工事設計書 | | | 中遠鉄道株式会社 | | | |
|-----------|-----------------|----|----------|---------------------------------|-------------------------------------|----|
| 名称 | 形状 | 呼称 | 単価 | 数量 | 金額 | 摘要 |
| 軌条 | 25□□ (12籽) | 米 | 2 80 | 18,288 | 51 000 | |
| 護輪軌条 | 〃 | 〃 | 2 80 | 6,000 4,000 (訂正印) | 16 800 22 400 (訂正印) | |
| 接目鋸 | 短冊形 | 枚 | 80 | 4 | 3 200 | |
| 接目鋸ホルト | | 本 | 12 | 8 | 960 | |
| 犬釘 | | 〃 | 15 | 80 | 960 | |
| □枕木 | | 挺 | 1 15 | 10 | 11 500 15 (訂正印) | |
| 踏切板 | 2寸×5寸×15尺 □材 | 枚 | EX45 00 | 4 | 27 000 | |
| 砂利 | | 立米 | 1 60 | 10 | 16 000 | |
| 土砂 | | 〃 | 1 80 | 20 | 36 000 | |
| 人夫 | | 人 | 1 80 | 23 | 41 400 | |
| 合計 | | | | | 215 860 221 400 (訂正印) | |

(中遠鉄道、笠原、堅帳、「中遠鐵道株式会社」罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm)

〔翻刻注〕

笠原村役場『議事重要書類』(笠原公民館文書二三)に収録されている文書。原本。年月日不明だが、『議事重要書類』(笠原公民館文書二三)の中で、「中鐵第一九五号 道路占有許可申請書」の次に収録されていたため、この位置に収録した。

八七 昭和十六年（一九四一）七月十二日付け〔袋井駅構内入場制限伝達依頼〕（袋井町近代役場文書②一〇八一）

（ゼムクリップの錆痕あり）

（一九四一）
昭和十六年七月十二日

『イ袋井』町村長殿

袋井駅長

拝啓梅雨之候益々御清適之段奉賀候。

扱て、今回の応召に当り、応召者歓送の為、当駅に於ては近次
只さへ旅客・貨物ノ輻輳に依り混乱状態を現出し居る際とて、
層一層の混乱を予想せられ、情に於て甚だ忍び難きもの有レ之
候も、他面熱狂の余り予期せざる傷害事故ノ悲惨事誘発の
原因とも可ニ相成レ、之が取締上、構内入場者今回に限り左記の
通り制限致候条、右御了知の上各関係者に対し御伝達相煩
度、此段御依頼申上候。

記

一、応召者一名に対し、無料入場券五枚交付
有料入場券五枚発売

右は代表者に対し駅長室に於て交付・発売するものに有レ之、出札窓口に於ては
受けざることニ致候。

二、特殊団体（例え青年団・警防団・国防婦人会・女子青年団^{〔等〕}_{〔手書〕}）の構内入場は認めず。

以上

（国鉄、袋井、縦紙、ガリ版印刷、縦 257mm×横 183mm）

八八 昭和十六年（一九四一）七月十二日付け「静聯第三九七号 時局二伴フ防諜ニ関スル件通牒」（袋井町近代役場文書②一〇八〇）

〔第一文書〕

『秘』『至急』
（朱印）
（印三点「渥美」「高橋」）
（鈴木カ）
（受付印）

静□第三九七号

時局二伴フ防諜ニ関スル件通牒

（二九四）
昭和十六年七月十二日 静岡聯隊区司令官（静岡聯隊区司令官之印）

市町村長
聯合分会長、分会長 殿

首題ノ件ニ関シ別紙写ノ通り其ノ筋ヨリ通牒アリタルニ付、之カ励行
徹底ニ関シ篤卜御高配相煩度通知ス。

（受付印）
「第『2017』号／受附／昭和16・7・13／磐田郡袋井町役場」
（手書）
（二九四）

（第一文書、印刷、文字かすれ大文字のかすれ方が同じため第二文書と同版と見られる）

〔第二文書〕

『秘』
（朱印）
『至急』
（朱印）

静□第九七号

時局ニ伴フ防諜ニ関スル件通牒
昭^(九四)和十六年七月十二日 静岡聯隊区司令官 (印)
(静岡聯隊区司令官之印)

市町村長
聯合分会長、分会長 殿

首題ノ件ニ関シ別紙写ノ通り其ノ筋ヨリ通牒アリタルニ付、之カ励行徹底ニ関シ篤ト御高配相煩度通知ス。

(第二文書、印刷、文字かすれ大文字のかすれ方が同じため第一文書と同版と見られる)

〔第三文書〕

写

名師参第一〇三六号

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関シ配慮相成度件

^(九四)昭和十六年七月五日

名 古屋 師 団 参 謀 長

〔静岡聯隊区司令官殿〕

従来入隊又ハ^(九四)應召軍人ニ対シ市町村、親戚、知己等ヨリ旗、提灯、幟等ヲ贈与シ其ノ^(九四)觀送ヲ盛大ナラシメ志氣ヲ鼓舞スルハ国民ノ至情ニシテ人情ノ然ラシムル処ナルモ之カ為防諜上却テ逆効果ヲ^(九四)齎ラスノ結果ニ陥リ易キヲ以テ一般ニ^(九四)現下ノ超非常時局ヲ認識セシムルト共ニ外国諜報機関ノ乗スヘキ虚隙ヲ与ヘサル様将来ニ於ケル入^(九四)隊、^(九四)應召ニ際シテハ従来ノ御祭騒キノ^(九四)弊風ヲ排シ真ニ举国防諜ノ大乗的見地ヨリ見送人ヲ極力制現シ或ハ又旗、幟、提灯、吹^(九四)流等ノ贈与ヲ廃止(禁止)スル等關係方面ニ至急徹底方^(九四)御指導相煩度此彈及御依頼候也

(第三文書、印刷、句読点原文ママ、文字かすれ大、文字のかすれ方が同じため第四文書と同版と見られる)

〔第四文書〕

写

名師参第一〇三六号

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関シ配慮相成度件

(九四)
昭和十六年七月五日

名 古屋 師 団 参 謀 長

〔**静岡**聯隊区司令官殿〕

従来入隊又ハ**応**召軍人ニ対シ市町村、**親**戚、知己等ヨリ旗、提灯、幟等ヲ贈与シ其ノ**觀**送ヲ盛大ナラシメ志氣ヲ鼓舞スルハ国民ノ至情ニシテ人情ノ然ラシムル処ナルモ之カ為防諜上却テ逆効果ヲ**齎**ラスノ結果ニ陥リ易キヲ以テ一般ニ**現**下ノ超非常時局ヲ認識セシムルト共ニ外国諜報機関ノ乗スヘキ虚隙ヲ与ヘサル様将来ニ於ケル入**隊**、**応**召ニ際シテハ従来ノ御祭騒キノ**弊**風ヲ排シ真ニ举国防諜ノ大乗的見地ヨリ見送人ヲ極力制現シ或ハ又旗、幟、提灯、吹**流**等ノ贈与ヲ廃止(禁止)スル等關係方面ニ至急徹底方**御指導**相煩度此弾及御依頼候也

(第四文書、印刷、句読点原文ママ、文字かすれ大、文字のかすれ方が同じため第三文書と同版と見られる)

〔第五文書〕

(朱印)
〔**秘**〕

秘兵第三五〇号

(本件ハ秘ノ取扱ヲ為スコト)

(二九四)
昭和十六年七月十二日

袋井町長 高橋 弘平

各部落会長殿

時局ニ伴フ防諜關係ニ関スル件通知

今ヤ洋ノ東西ヲ問ハズ戰雲靄ビキ一触即發愈々時局ハ重大性ヲ加ヘタリ。為

メニ今般更ニ名古屋師団長ヨリ標記防諜徹底方ニ関シ言明有レ之候条、

爾今本町ニ於テハ左記ノ点ニ関シ勵行スベキニ付右御了知ノ上貴部落一般

ヘ右趣旨ヲ徹底セシメ、遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及ニ通知一候也。

左記

防諜指導要綱

一、召集下令ノ為メ靈場ヲ交付ニ派遣シタル町急便ニ対シ召集方何名来タトカ。唯^(誰)レノ処

ヘ来タトカ云フ事ハ今後絶対ニ聞カザルコト。此事ハ防諜上絶対秘密トサレ。此レヲ口

外スルヲ嚴禁セラレ万一口外スルトキハ嚴罰ニ附サルベキニ付絶対回答ハセザルニ付

(山折り線)

二、応召者ノ門先ニハ絶対、アーチ。ヲ作ラナイコト又国旗ヲ高ク立テナイコト

三、応召者ノ門先ニハ単ニ国旗一本ノミヲ出發当日普通ニ掲揚ノコト。

四、応召者ノ見送りハ各部落ノ氏神様迄トシ氏神様ニテ才別レヲ為スコト

五、氏神様ヨリ停車場迄ノ見送りハ部落会長部落ノ各種団体代表者及ビ家族親族ノ代表

者トシ総数ニテ七名以下ノコト

六、家族附添人ハ絶対廃止ノコト

七、従前ハ召集下令ノ都度隣保班長宛ノ回状ニテ出發日時ヲ通知致シタルモ今後ハ右通知

ハ出来ザルコト、ナリタルニ付廃止ス

八、従前ハ応召者一同ヲ役場前ニ集メテ送別式ヲ舉行シタルモ爾今舉行不可トナリタルニ付舉行セズ

九、召集下令者(応召者)ハ出發前日迄ニ目立タヌ服装ニテ役場ヘ出頭相成度コト

一〇、応召出發ニ際シ応召者ハ国旗ヲ携帯セザルコト

一一、応召出發ニ際シ奉公袋ハ必ズ風呂敷ニテ包ミ持參ノコト

一二、応召、入営、帰還ニ際シテノ饗応ハ生活改善^(実施)ニ基キ出来得ル限り簡素トナスコト(御神酒程度)

(第五文書、ガリ版印刷、「防諜指導要綱」部分のみ句読点原文ママ(通知本文は句読点を打った))

〔第六文書〕

〔秘〕^(朱印) 兵第三四九号

^(一九四二) 昭和十六年七月十二日

袋井町長 高橋弘平 (印)

^(静岡県警) 田郡袋井町長之印

応召者

〔村松睡三郎
外〕殿

出發日時其ノ他ニ関スル件通知

貴殿ニハ今般臨時召集下令ニ接シ誠ニ御同愛ノ至リニ在シ候。^(存)

既ニ御承知ノ如ク洋ノ東西ヲ問ハズ戰雲靄ビキ一触即發愈々

時局ハ重大性ヲ加フ、為メニ防諜徹底方ニ関シ更ニ名古屋師団

長ヨリ嚴命有レ之候条左記ノ点嚴守ノ上、規定時刻迄ニ停

車場へ御集合相成度此段及御依頼候也

左記

一、出發日時來ル七月 日午 時 分袋井駅發列車

ノコト

二、集合時間 發車三十分迄ニ集合ノコト

三、応召出發ニ際シ応召者ハ国旗ヲ携帯セザルコト

四、奉公袋ハ必ズ風呂敷ニテ包ミ持参スルコト

五、家族附添人ハ必ズ全廢ノコト

六、応召家庭ノ国旗ノ交叉並ニ送別式及ビ見送り等ニ関シテハ

区長、部落會長ヨリ指示アルニ付右御了知相成度候

〔第七文書〕

秘

(朱印)

(印二点「高橋」「渥美」)

(一九四二)
昭和十六年七月十日

磐田警察署長

町 長 殿
村 長 殿
『袋井町』
軍人分会長 殿

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ名古屋師団長ヨリ左記ノ
通り防諜徹底ニ関シ依頼越有レ之タルニ付
周知ノ上指導取締上遺憾ナキヲ期セラ
ルベク御協力相成度

記

従来入隊又ハ応召軍人ニ対シ市町村、親戚
知己等ヨリ 旗、提灯、幟ヲ掲ゲ其ノ歓送
ヲ盛ンナラシメ或ハ 士氣ヲ鼓舞スルハ国民
ノ至情ニシテ人情ノ然ラシムル処ナルモ 之ガ
為メ防諜上却ツテ逆効果ヲモタラス結果
ニ陥リ 一般現下ノ非常時局ヲ認識セシム
ルト共ニ外国防諜機関ノ乗ズベキ挾撃ヲ
与ヘザル様 将来ニ於ケル入隊、応召ニ際シ
テハ従来ノ才祭り騒ギノ弊風ヲ排シ 真ニ
挙国防諜ノ大乗の見地ヨリ見送人ヲ極力

制限シ或ハ又旗幟、提灯、吹流シ等ノ贈与ヲ
廃止シ之等關係方面ニ至急徹底指導
相成度

〔第八文書〕

防諜指導要綱

- 一、応召者ノ門先ニハ国旗一本ノミヲ樹ツ、
- 二、応召者ノ見送りハ各町村氏神社迄トス、
停車場迄ハ町内会長、軍人分会長、又ハ班長
等ノ団体代表者家族、親族等ノ代表總數七
名ニ限ル（直接部隊ニ入隊スル場合モ之ニ準ズ）
- 三、附添人ノ応召部隊ヘノ同行ハ許可セラレズ、
- 四、応召者ノ携行セル奉公袋ハ必ズ風呂敷ニ包ム、
- 五、従来銃後奉公會ニ於テ執行シタル奉告祭ニハ
応召者ノ参列ヲ取止ム
- 六、鉄道ニ依リ出発スル応召者ノ出発日時決定
セバ町村役場兵事係及警察署、派出所、
巡查駐在所ニ通報アリタシ、

（第七文書、ガリ版印刷、句読点原文ママ）

（第八文書、ガリ版印刷、句読点原文ママ）

〔第九文書〕

(印「渥美」)

(印「高橋」)(受付印)

磐第二六三号

昭和十六年七月十一日 磐田郡町村長会副会長 (印)
(磐田郡／町村長会／副会長)

磐田郡

町村長殿

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関スル件

昭和十六年七月十日 附秘 磐田郡警察署長ノ通知ニ

ヨル標記ノ件ハ既ニ充分御配意セラレ居候事トハ

存候モ、時局重大ナル今日ニ於テハソノ徹底方ニ一段

ノ御高配相煩ハシ度其ノ筋ヨリノ申越モ有レ之候マ、

遺洩ナキ様期セラレ度、特ニ及御依頼候也。

附記三島市ニテハ米ノ配給関係上附添人ノ宿泊ハ断ハルコト

アルモ知レズトノコト。

(受付印)

「第『1997』号／受附／昭和16.7.12／磐田郡袋井町役場」
(手書)

(第九文書、ガリ版印刷)

(袋井、綴、縦265mm×横190mm×厚1mm、第一文書 縦紙、印刷、印刷かすれ大)

八九 昭和十六年（一九四二）七月十五日付け

「静聯第四〇三号 応召入退営並ニ部隊ノ派遣帰還等ニ際シ迎送ニ関スル件通牒」（袋井町近代役場文書②一〇八五）

〔第一紙〕

（ゼムクリップの錆痕あり）

『秘』『至急』
（朱印） （朱印）
（印二点「渥美」「高橋」）（受付印）

静聯第四〇三号

（赤鉛筆）
『』 応召入退営並ニ部隊ノ派遣帰還等ニ際シ迎送ニ

関スル件通牒

（一九四二）
昭和十六年七月十五日

静岡聯隊区司令官

（印）
（静岡聯隊区司令官之印）

市町村長

帝国在郷軍人会分会長 殿

帝国国防婦人会分会長

首題ノ件ニ関シテハ予テ多大ノ御配慮相煩ハシ

居リ候処、防諜上考慮ヲ要スル点少カラサルヲ以

テ当分ノ間左記ノ通り実施スルヲ以テ、至急本趣

旨徹底方ニ付御配意相煩度通牒ス。

左記

一、 応召者ノ挨拶状準備ハ一切廃止ス。

二、 応召ノタメ其家庭又ハ町内ニ旗幟ヲ樹立セサ

ルコトヲ一層徹底セシメラレ度。

三、 応召時氏神ヘハ町總代等ニ、三代表者ト共ニ参

拝祈願スルモ多人数行列ヲ為シ、途上ノ見送又

ハ駅前及駅構内見送ハ一切許可セラレス。但シ

特ニ必要アルモノハ憲兵隊ニ於テ認証シタル

入場記所持者ニ限ル、(この読点原文ママ)普通旅客トシテ見送リヲ

兼ネ又ハ駅構内入場券ヲ購入シテ「ホーム」ニ見送ル等一切遠慮セラレ度。

四、応召者タルコトヲ特ニ標示スルカ如キ(応召軍人ト標記セル襷ヲ掛クル等)服装ヲ許サス。

五、送別会等ハ遠慮セシムルコト。

六、街頭ニ於ケル千人針調製ハ遠慮セシムルコト。

七、応召軍人家族其ノ他之ニ類似セル門標等アルモノハ撤去ス。

八、令状受領ノ際応召者不在ノ場合召集通報人ヨリ本人ヘノ招電ニハ応召ノ為ノ意味ハ郵便局

〔第二紙〕

ニ於テ受付ケサルヲ以テ「急用アリ直ク帰レ」等トスル如ク指導セラレ度。

九、其ノ他ハ前記諸項ノ趣旨ニ基キ実施スルモノトス。

(受付印)

〔第『2040』号／受附／昭和16・7・16／磐田郡袋井町役場〕
(一九四二)
(手書)

(袋井、特殊な形の綴、ガリ版印刷、縦252mm×横(361)mm×厚1mm)

九〇 昭和十六年（一九四一）七月二十日『大正十五年以後 議事録』昭和十六年（一九四一）七月二十日条（浅羽自治会文書一一）

〔昭和十六年七月二十日条〕

（一九四一）
七月二十日 十戸長会 壱折役

一、兵隊還送迎ニ付キテ注意事項。防諜ニ付テ、松永巡查ノ

出頭ヲ願ヒ、右ノ関スル講演アリタリ。

出頭人名

牧野明 近藤光平 金原万一郎

丸の光馬 田代豊太郎 河村勘太夫

近藤金雄 田中庄作 樽松太一郎

伊藤角太郎 前島悦次 古池 薫

伊藤七郎 太田正善 石川藤一郎

永井徳次

計十六名

（中遠鉄道、浅羽、豎帳、罫紙使用、縦 244mm×横 180mm×厚 39mm）

九一 昭和十六年（一九四一）七月二十一日付け「兵秘第十号 時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②一〇九〇）

〔第一文書〕

〔秘〕^{（朱印）}

（印二点「渥美」「高橋」）（受付印）

兵秘第十号

（一九四一）〔昭和十六年七月廿五日〕^{（紫印）}

昭和十六年七月十五日

静岡県学務部長

（静岡県学務部/長之印）

市町 村 長 殿

〔✓〕時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件^{（赤鉛筆）}

現下ノ緊迫セル国際情勢ニ対応シ、軍機保護及

防諜ノ徹底ヲ期スルハ喫緊ノ要務ト痛感セラレ候

ニ就テハ、過般軍当局、県警察部其ノ他関係方面

ト連絡会議ノ結果、左記ニ依リ之ガ徹底ヲ期シ、以テ運

用ノ十全ヲ図ルコト、相成リ候条、右御了知ノ上積極的

ニ□□指導実施方御取計相成度、此段及ニ通牒候也。

（受付印）

〔第』2137』号ノ受附ノ昭和16.7.24ノ磐田郡袋井町役場〕^{（手書）}
^{（一九四一）}

（第一文書、ガリ版印刷）

〔第二文書ノ綴〕

（1才） 記

一、旗、幟、提灯、吹流等ノ贈与ハ一切廃止。

但シ応召入隊者携行ノ国旗ハ支障ナキモ目立タザルヤウ持参セシムルコト。

二、門飾ノ樹立、国旗ノ掲揚ハ一切禁止。

但シ国旗掲揚台ニ出発当日国旗ヲ掲揚スルハ此ノ限りニアラズ。

三、見送（歓迎）ノ禁止

(1) 応召入隊者出発ノ際氏神祈願ノ為近親者町区總代

等二、三名同行スル以外、街頭、神社、駅（バス、汽船発着所ヲ含ム）等ニ集合スルコト、行列ヲ作り街頭行進スルコト、駅構内バス汽船発着所、鉄道沿線ニ於テ見送ナスコト等ハ一切禁止。

(2) 部隊ノ出発・帰還ノ際、各種団体ノ沿線又ハ駅屯営間

ニ於ケル堵列見送（歓迎）ハ一切禁止。

(3) 応召入隊者ノ出発並ニ部隊ノ出発・帰還ノ際ニ於ケル駅構

内見送（歓迎）ハ憲兵隊ノ発給スル認証ヲ所持スル者以外ハ禁止。
四、附添ハ原則トシテ官吏並ニ部隊長ノ許可ヲ受ケタル特殊ノ者以外ハ禁止。

五、街頭、駅頭（バス汽船発着所ヲ含ム）等ニ於ケル万歳ノ制止。

六、楽隊、ブラスバンド等一切禁止。

七、街頭ニ於ケル千人針、国旗署名等ハ遠慮セシム。

八、近親者、昵懇者以外ノ送別会廃止。

但近親者等ノ送別会ト雖可レ成遠慮又ハ自肅シ万歳等唱和セザルコト。

九、応召者ノ服装ハ自由ナルモ応召ノ標示ニ之ヲ推知セシムルガ如キ所作ヲ為サザルコト。

（褱、徽章ヲ佩用セズ、且奉公袋等ハ目立タザルヤウ

(2オ)

(1ウ)

携行セシムルコト)

一〇、応召、出征軍人家族標示ノ内標ハ廃止スルコト。

但シ戦死者家族ノ標示ハ支障ナシ。

一一、応召者ノ準備携行スル印刷挨拶状ノ作製廃止。

一二、応召者出動軍人(部隊)等ノ駅頭見送ニ対スル制限次ノ通り。

(1) 駅頭ニ於ケル見送ハ原則トシテ禁止シ、駅構内入場券ハ発売セズ。

(2) 駅頭ニ於テ見送り出来得ル者ハ憲兵隊ニ於テ発給スル認証ヲ所持スル者ニ限ル。

(3) 憲兵隊ニ於テ前記認証ヲ交付スルモノハ特ニ必要ト認ムル左ノ者ニ限ル。

イ、業務上必要ナル官公吏。

ロ、湯茶等接待ノ為ノ団体代表者。

ハ、其他応召出征兵ノ身上取扱ニ関シ緊急止ムヲ得ザルモノ。

(4) 前記認証ハ憲兵隊所在地ノ駅ニ付テハ憲兵隊ニ於テ其他ノ駅ニ於テハ駅長ニ於テ発給ス。

(本項ハ一般ニ周知セシムル要ナシ)

一三、臨時召集ヲ旅行又ハ出稼中ノ者ニ打電スル場合ハ「動員」

「召集」等ノ字句ヲ使用スルコトナク全部「公用」ノ文字ヲ使用スルコト。

一四、市町村役場、町、区、隣組等ヨリノ応召者出発日時通知ハ必要ナル最小範囲ニ止メ、文書(回覧板)ハ一切使用セザルコト。

一五、本取締リニ付テハ警察署長其ノ他関係方面ト連絡之ガ運用ノ十全ヲ図リタク、從テ疑義アルトキハ強キニ過グル

ヲ厭ハズ。

(2ウ)

(ガリ版印刷)

(袋井、綴、縦 250mm×横 166mm×厚 1mm)

〔第一文書〕

（印「渥美」）

（朱印）（一九四一）
『秘』昭和十六年七月十四日

磐田郡警察署長

各町村長殿

特別防諜措置ニ関スル件

現下緊迫セル情勢ニ鑑ミ、国内一般ニ防諜態勢ノ強化徹底ヲ図ルノ要愈

々緊切ナルモノアリ。特ニ軍機ニ関スル流言蜚語ノ取締及重要諸施設ニ対スル

警戒ヲ厳ニスルハ洵ニ喫緊ノ要事タルヲ以テ之ガ徹底ヲ期スベク御配慮相成度。

県民ノ心構

時局ノ重大ナルコトハ県民各位ガ充分認識シテキル筈デアルノニ、未ダ〳〵

色々ナ流言蜚語ニ惑サレテ悲觀的ナコトヲ云ツタリ不平不満ヲ云フ者ガナイ

テモナイ、（この謠点原文ママ）コンナ事デハ到底東亜ノ盟主トシテ異民族ヲ指導シテ行ク事ハ出来ナイ

困難ナコトハマダ〳〵来ルト思フガ、ドンナ困難ナコトガ（この謠点原文ママ）来ヨオトビクトモセズ、

大御心ノヤニ〳〵一意一心トナリ、一心不乱ニ職域ニ邁進シ、八紘一宇ノ大理想実現（山折り線）

ニ邁進シナケレバナリマセン。其レデ次ノコト柄ヲ充分肝ニ銘シテ此ノ町、此ノ村、部落、

隣組カラ一人ノ不心得者ヲモ出サヌ様シヨオデハアリマセンカ。（この謠点原文ママ）

一、スパイ防止

1、外国人ノ行動ニハオ互ニ充分注意警戒シマセウ。

2、軍事上ノ重要施設、（この謠点原文ママ）事業場、軍関係工場等ノ附近ヲ徘徊シタリ写真ヲ撮ロウト

スルモノガアツタラ警察又ハ憲兵ニオ知セ下サイ。

3、戦地又ハ部隊入営ノ者カラノ手紙ハ粗洩ニセズ嚴重ニ保管シテ下サイ。

4、工場、（この謠点原文ママ）事業場等警戒ヲ一層嚴重ニシテ火災等ノ事故ヲ未然ニ防止シテ下サイ。

5、各種ノ照会ニ対スル回答ニハ仮令商業上取引上ノコトデモ一応警察へ相談シテ下サイ。

6、汽車、電車、バス等デ軍機ノコトヤ国家ノ秘密ハ云ハナイ様ニシテ下サイ。
二、流言蜚語

- 1、軍事ニ関スル流言蜚語ハ陸海軍刑法ニヨリ厳罰ニ処セラレマス。
- 2、根拠ナキコトヤ人カラ聞イタ「デマ」ヲ云ヒ触スト新刑法其ノ他ノ法令デ処罰サレマス。
- 3、仮令悪意ナク又不注意ニ云ツタコトデモ人心ヲ乱スコトハ嚴重ニ処罰サレマス。
- 4、其ノ他浴場、床屋、自動車等ノ中ニテ軍機ノ話ヲスルト処罰サレマス。

(第一文書、ガリ版印刷)

〔第二文書ノ綴〕

(1カ)

(一九四一)
昭和十六年七月十六日

(印「渥美」)

磐田警察署長

(朱印)
『秘』

各町村長
各監督者、**巡查 殿**

時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関シテハ 静岡聯隊区司令部、
静岡憲兵分隊、静岡運輸事務所、静岡郵便局、
並県社会兵事課ト連絡會議開催ノ結果左記ニ
依リ之ガ徹底ヲ期スルコトト相成リタルヲ以テ右
了知ノ上其ノ指導実施方法協力セラレ度
追而本通牒ト齟齬スルモノアルトキハ 本通牒ニ依ラレ度
為念

(1カ)

記

一、旗、幟、提灯、吹流等ノ贈与ハ一切廃止

但シ応召入隊者携行ノ国旗ノ贈与ハ支障ナキモ
目立タザルヤウ持参セシムルコト

二、アーチノ樹立 国旗ノ掲揚ハ一切禁止

但シ国旗掲揚台ニ出発当日国旗ヲ掲揚スルハ此
ノ限リニアラズ

三、見送（歓迎）ノ禁止

(1) 応召入隊者出発ノ際氏神祈願ノタメ近親者、町、村

区總代等二、三名同行スル以外、街頭、神社、駅

(バス、汽船、祭着所ヲ含ム) 等ニ集合スルコト、行列

ヲ作り街頭行進スルコト、駅構内、バス発着所

鉄道沿線ニ於テ見送ヲナスコト等ハ一切禁止

(2) 部隊ノ出発、帰還ノ際、各種団体ノ沿線又ハ駅、屯

営間ニ於ケル 堵列見送（歓迎）ハ一切禁止

(3) 応召入隊者ノ出発、並ニ部隊ノ出発 帰還ノ際

ニ於ケル、駅構内見送（歓迎）ハ憲兵隊ノ発給ス

ル 認証ヲ 所持スル者以外ハ禁止

「各種団体ヘノ指導ハ町、村ヲ単位トスル団体ノ長

ヲ通ジテ之ヲ 為スコト、尚右ニハ学校ヲ含ム」

四、附添ハ原則トシテ官公吏並ニ部隊長ノ許可ヲ受

ケタル特殊ノ者以外ハ禁止

五、街頭、駅頭、（バス発着所ヲ含ム）等ニ於ケル万歳ノ
制止

六、楽隊、ブラスバンド等一切禁止

七、街頭ニ於ケル千人針、国旗署名等ハ遠慮セシム、^(ロ)

八、近親者、昵懇者以外ノ送別会廃止、

但シ近親者等ノ送別会ト雖モ可成遠慮又ハ

(3カ)

九、 応召者ノ服装ハ自由ナルモ応召ノ標示並ニ之ヲ推
知セシムルガ如キ所作ハナサズルコト

(襷、徽章ヲ佩用セズ、且奉公袋等ハ目立タザルヤウ
携行セシムルコト)

一〇、 応召、出征軍人家族ノ標示ハ廃止スルコト、

但シ戦死者家族ノ標示ハ支障ナシ

一一、 応召者ノ準備携行スル印刷挨拶状ノ作製廃止

一二、 応召者、出動軍人(部隊)等ノ駅頭見送りニ対スル

制限次ノ通り

(1) 駅頭ニ於ケル見送りハ原則トシテ禁止シ、駅構内入
ハ発売セズ
(手書により補筆)
『場券』

(2) 駅頭ニ於テ見送り出来得ル者ハ憲兵隊ニ於テ発給スル
認証ヲ所持スル者ニ限ル

(3) 憲兵隊ニ於テ前記認証ヲ交付スルモノハ特ニ必要ト認
ムル左ノ者ニ限ル

イ、業務上必要ナル官公吏

ロ、湯茶等ノ接待ノ為ノ団体代表者

ハ、其他応召出征兵ノ身上取扱ニ関シ緊急止ムヲ得
ザルモノ

(4) 前記認証ハ憲兵隊所在地ノ駅ニ付テハ憲兵隊ニ於テ
其他ノ駅ニ於テハ駅長に於テ発給ス

(本項ハ一般ニ周知セシムル要ナシ)

一三、 臨時召集ヲ旅行又ハ出稼中ノ者ニ打電スル場合

ハ「動員」「召集」等ノ字句ヲ使用スルコトナク全部
「公用」ノ文字ヲ使用セシムルコト

一四、 町、村役場、町区、隣組等ヨリノ応召者出発日時

(3ウ)

通知ハ必要ナル最少範囲ニ止メ、文書（回覧板）ハ

一切使用セザルコト

一五、『本』^{（手書により補筆）}取締ニ付 疑義アルトキハ 強キニ過グルヲ厭ハズ

尚応召出發者、出動部隊等相当数有之場合ハ

適當ニ署員ヲ 駅等ニ派シ 關係方面ト連絡之ガ

運用ノ十全ヲ期スルコト

以上

〔第三文書／綴はずれ〕

(14)

時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ極力之レガ実行ヲ期スルガ為メ左記ノ通り

本町ニ於テ申合ヲ為シタルニ付、御部落内ニ徹底方御配意相成
度候

追テ本通牒ト齟齬スルモノアルトキハ本通牒ニ依ラレ度

記

一、旗、幟、提灯、吹流ノ贈与ハ一切廃止

但シ応召入隊者ノ携行スル国旗ノ贈与ハ支障ナキモ目立タザ
ル様持参セシムルコト。

二、アーチノ樹立、国旗ノ掲揚ハ一切禁止

但シ国旗掲揚台ニ出發当日国旗ヲ掲揚スルハ此ノ限りニアラズ

三、見送（歓迎）ノ禁止

(1) 応召入隊者出發ノ際、氏神祈願ノ為メ部落会、隣保班總

代等四、五名同行スル以外街頭、神社、駅等ニ集合スルコト、

（第二文書、ガリ版印刷、句読点・空格原文ママ）

行列ヲ作り街頭ヲ行進スルコト、駅構内、場バス発着所鉄道

沿線ニ於テ見送りヲ為ス等ハ一切禁止、

(2) 部隊ノ出発、帰還ノ際各種団体ノ沿線又ハ駅等ニ於ケル

堵列見送（歓迎）ハ一切禁止、

(3) 応召入隊者ノ出発並ニ部隊ノ出発帰還ノ際ニ於ケル駅構内

見送（歓迎）ハ憲兵隊ノ発給スル認証ヲ所持スル者以外ハ

禁止、

「各種団体ヘノ指導ハ町ヲ単位トスル団体長ヲ通ジテ之ヲ為ス

コト尚右ニハ学校ヲ含ム」

四、附添ハ原則トシテ官公吏並ニ部隊長ノ許可ヲ受ケタル特殊ノ者以外ハ禁止

五、街頭、駅頭（バス発着所ヲ含ム）等ニ於ケル万歳ノ制止、

六、楽隊、ブラスバンド等一切禁止、

七、街頭ニ於ケル千人針、国旗署名等ハ遠慮セシム、

八、近親者、昵懇者以外ノ送別会廃止、

但シ近親者等ノ送別会ト雖モ可成遠慮又ハ自肅シ万歳等

唱和セザルコト

九、応召者ノ服装ハ自由ナルモ可成軍服ヲ着用セズ応召者ノ標示並

ニ之ヲ推知セシムルガ如キ所作ヲナサズルコト

一〇、応召、出征軍人家族ノ標ハ廃止スルコト

但シ戦死者家族ノ標示ハ支障ナシ

二、応召者ノ準備携行スル印刷挨拶状ノ作製廃止、

三、応召者、出征軍人（部隊）等ノ駅頭見送りニ対スル制限次ノ通り

(1) 駅頭ニ於ケル見送りハ原則トシテ禁止シ駅構内入場券ハ発売セラレズ

(2) 駅頭ニ於テ見送り出来得ル者ハ憲兵隊ニ於テ発給スル認

証所持スル者ニ限ル、

(3) 憲兵隊ニ於テ前記認証ヲ交付スルモノハ特ニ必要ト認ムル左ノ者ニ

限ル

(1ウ)

(2オ)

イ、業務上必要ナル官公吏、

ロ、湯茶等ノ接待ヲ為ス団体代表者

ハ、其他応召出征兵ノ身上取扱ニ関シ緊急止ムヲ得ザルモノ

三、臨時召集ヲ旅行又ハ出稼中ノ者ニ打電スル場合ハ「動員」「召集」

等ノ字句ヲ使用スルコトナク全部「公用」ノ文字ヲ使用セシムルコト、

四、役場、部落会、隣組等ヨリノ応召者出發日時通知ハ必要

ナル最少範圍ニ止メ文書（回覧板）ハ一切使用セザルコト

右実施ニ当リ疑義アルトキハ強キニ過グルヲ厭ハズ之レガ運用ニ

万全ヲ期セラレタシ

〔第四文書〕

袋井町長 高橋弘平

各部落会長殿

今般別記写ノ通内務省ヨリ警視總監並ニ各地方長官宛

特ニ通牒ノ次第モ有レ之候趣ニ付、右趣旨ヲ体シ之ガ実効ヲ挙

グル様格段ノ御配意相成度候。

夏期輸送繁忙期ノ旅行抑制ノ件

遊覧旅行、団体旅行其他不急不要ノ旅行抑制ニ関シテハ従来

ヨリ御配意相成居候処、時局下国民益々緊張ヲ要スベキ時ニ

当リ今夏ニ於ケル旅行ハ尚頗ル激甚ヲ予想セラル、ヤニ見受

ケラレ、輸送力ノ現況ニ鑑ミ一層之ガ抑制ヲ図ルノ要緊切ナリ

ト被レ認候条、左記ニ依リ格別ノ御配意相成度。

記

（山折り線）

（第三文書、ガリ版印刷、句読点・空格原文ママ）

- 一、町会、隣組ノ利用其他適當ナル方法ニヨリ、避暑、遊覽等
不要不急ノ旅行ヲ自粛スベキ精神運動ノ徹底ヲ図ルコト。
- 二、大会、總會其他旅行ヲ伴フ行事ノ開催及団体旅行計画
ニ対シ実効アル指導ヲ加ヘ抑制スルコト。
- 三、応召者ニ対スル家族、知人等ノ附添見送りハ出發地ニ於テ
シ、鉄道乗車ヲ為サ、ル様事前指導ノ徹底ヲ期スルコト。

(陸軍省協定済)

(第四文書、ガリ版印刷)

〔第五文書〕

特別防諜措置ニ関スル件

現下ノ緊迫セル情勢ニ鑑ミ国内一般ニ防諜態勢ノ強化徹底ヲ
図ルノ要愈々緊切ナルモノアリ。特ニ軍機ニ関スル流言蜚語ノ取締及
重要諸施設ニ対スル警戒ヲ厳ニスルハ洵ニ喫緊ノ要事タルヲ以テ、之ガ
徹底ヲ期スベク御配慮相成度。
県民ノ心得

時局ノ重大ナルコトハ県民各位ガ充分認識シテキル筈デアルノニ、未ダ々々
色々ナ流言蜚語ニ惑サレテ悲觀的ナコトヲ云ツタリ、不平不満ヲ云フ者
ガナイデモナイ、コンナ事デハ到底東亜ノ盟主トシテ異民族ヲ指導シテ行
ク事ハ出来ナイ。困難ナコトハマダ々々来ルト思フガドンナ困難ナコトガ来ヨ
ウトビクトモセズ、大御心ノマニ々一億一心トナリ一心不乱ニ職域ニ邁進
シ、八紘一字ノ大理想顕現ニ邁進シナケレバナリマセン。其レデ次ノコト柄
ヲ充分肝ニ銘ジテ此ノ町此ノ部落隣組カラ一人ノ不心得者ヲモ出サヌ

(山折り線)

様^{〔二脱カ〕}シヨウデハアリマセンカ。

一、スパイ防止

- 1、外国人ノ行動ニハオ互ニ充分注意警戒シマセウ。
- 2、軍事上ノ重要施設、事業場、軍関係工場等ノ附近ヲ徘徊シタリ写真ヲ撮ロウトスルモノガアツタラ、警察又ハ憲兵ニオ知セ下サイ。
- 3、戦地又ハ部隊入営中ノ者カラノ手紙ハ粗洩ニセズ、嚴重ニ保管ヲシテ下サイ。
- 4、工場、事業場等ノ警戒ヲ一層嚴重ニシテ火災等ノ事故ヲ未然ニ防止シテ下サイ。
- 5、各種ノ照会ニ対スル回答ニハ仮令商業上・取引上ノコトデモ一応警察ヘ相談シテ下サイ。
- 6、汽車、電車、バス等デ軍機ノコトヤ国家ノ秘密ハ云ハナイ様ニシテ下サイ。

二、流言蜚語

- 1、軍事ニ関スル流言蜚語ハ陸海軍刑法ニヨリ嚴重ニ処セラレマス。
- 2、根拠ナキコトヤ人カラ聞イタ「デマ」ヲ云ヒ触スト新刑法其ノ他ノ法令デ処罰サレマス。
- 3、仮令悪意ナク又不注意ニ云ツタコトデモ人心ヲ乱スコトハ嚴重ニ処罰サレマス。
- 4、其ノ他浴場、床屋、自動車等ノ中ニテ軍機ノ話ヲスルト処罰サレマス。

(第五文書、ガリ版印刷)

(袋井、綴、縦 241mm×横 167mm×厚 1mm)

九三 昭和十六年（一九四一）八月五日付け「静岡県指令河第一、〇七七号」（『議事重要書類』笠原公民館文書一三所収）

静岡県指令河第一、〇七七号

磐田郡袋井町高尾一、二〇一

中遠鉄道株式会社

（一九四一）

昭和十六年三月二十一日鉄橋梁架設ノ為小笠郡笠原村

岡崎四五八一ノ二外一筆地□固有水面面積式拾壹

坪参合八勺使用期間更新ノ件許可ス。但シ、左記

ノ通り心得ベシ。

昭和十六年八月五日

静岡県知事 小濱八弥

記

一、使用期間ハ昭和十六年四月ヨリ昭和廿一年三月

迄トシ、使用料ハ年額金貳円拾参銭トス。

但し使用期間中ト雖モ料金ハ□□更新スルコトアルベシ。

二、使用期間後尚引続キ使用セントスルトキハ国有財産

取扱規則第十五条ニ依リ期間満了ノ日ヨリ三十日

前迄ニ地形見取図若クハ公図写ヲ添へ、期間更

新願ヲ提出スヘシ。但し使用廃止ヲ為シタルトキ

ハ直ニ届出ヘシ。

（中遠鉄道、笠原、堅帳、「静岡県小笠郡笠原村役場」罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm）

〔朱印〕
『至急』

（印「渥美」「高橋」）（受付印）

〔秘〕

静聯第五一九号

在郷軍人応召ノ際ニ於ケル服装ニ関スル件通牒

（九四）

昭和十六年九月十日 静岡聯隊区司令官（印）

（静岡聯隊区司令官之印）

市町村長

在郷軍人会聯合分会長、分会長 殿

国防婦人会分会長

首題ノ件ニ関シテハ去ル七月十五日静聯第四〇三号通牒第四項

（異筆）
応召者タルコトヲ特ニ標示スルカ如キ（応召軍人ト標記セル『襷』ヲ掛

クル等）服装ヲ許サス

ニ依リ夫々指導相成居候事ト信スルモ、最近応召者中ニハ防諜上ノ必要

ト称シ。特ニ服装其他ノ和服ヲ着用シ、極端ナルモノハ作業服ヲ着用シ、或

ハ長髪ヲ可トスル等自己判断ニ基ク極端ナル服装ヲ為スモノ有レ之哉ニ

聞及候。

斯ノ如キハ前記通牒ノ趣旨ニ無レ之ハ勿論在郷軍人心得ノ根本理念ニ相

反スルモノニ有レ之、在郷軍人ニ対シ軍服着用奨励ノ趣旨ニ毫モ変化無レ之

ニ付、左記徹底、誤解ヲ生セシメサル様、至急御指導相煩度、為レ念通牒ス。

左記

（赤鉛筆）
『✓』在郷軍人応召時ノ服装ハ軍服タルコト

附記

防諜上ノ考慮ヨリ当分ノ間実施スヘキ注意事項ニ関シテハ總テ

前記静聯第四〇三号通牒ニ依ル儀ト承知相成度。

（受付印）

「第『2586』号／受附／昭和16. 9. 11／磐田郡袋井町役場」

(袋井、豎紙、印刷、劣化甚大、破損甚大、縦(257) mm×横(179) mm)

九五 昭和十六年（一九四一）九月十六日付け「静岡県指令道第一、三三三三号」（『議事重要書類』笠原公民館文書二三所収）

静岡県指令道第一、三三三三号

磐田郡袋井町高尾一、二〇一番地

中遠鉄道株式会社

（一九四一）
昭和十六年六月廿七日付願道路占有並工事

施行ノ件許可ス。但シ左ノ通心得へし。

昭和十六年九月十六日

静岡県知事小濱八弥

記

一、占用位置 府県道 横須賀 掛塚線

小笠郡笠原村山崎五九八番ノ二

地先道路路面及法敷

一、占用面積 七坪七合式

一、占用目的 鉄道踏切設置

一、占用期間 自昭和十一年四月二日
至昭和廿一年三月卅日

一、占用料 一ヶ年九拾錢別途納納額告知書ニ
依リ納付スベシ。

一、占用ノ為及原状回復ノ必要ヲ生シタル道路ニ関ス

ル工事ハ占用者□□テ執行シ、其ノ費
用ヲ負担スベシ。

一、踏切板ハ路面ト高低ナキ様定着セシメ、且都合悪シクナ

レル場合ハ土砂砂利等ヲ以テ、修理ハ交通上障ナカラシ
ムヘシ。

一、工事ニ着手及竣功シタルトキハ袋井土木出張所長ニ届
出テ其ノ検査ヲ受クベシ。

(中遠鉄道、笠原、堅帳、「静岡県小笠郡笠原村役場」罫紙使用、縦284mm×横198mm×厚13mm)

九六 昭和十六年（一九四一）九月二十一日付け〔静岡電気鉄道株式会社給与通知〕（天野甲子男氏寄贈史料五）

割印^{（印）}

『^{（内手書／以下同）}車掌 天野甲子男』

自今『日』給金『九拾弍錢』給与

^{（一九四一）}昭和『十六』年『九』月『二十』日^{（印）}〔静岡電気／鐵道株式／会社之印〕

静岡電気鐵道株式会社

（静岡電気鐵道、豎紙、印刷、縦 185.5mm × 横 130.5mm）

〔昭和十七年一月十六日条〕

〔一九四二〕
昭和拾七年一月拾六日 十戸長会 一折役

議事

一、平芝線道路工事、県ヨリ指示アリタルニ付、該工事促進方法
ニ付キ、十戸長ノ決意ヲ得ル。

〔×承認〕

一、応召及ヒ入営兵ニ対シ、是迄防蝶關係上觀送迎ハ成可ク

質素ヲ宗トシテ、一般出迎等廢シタリシガ、日英米戦布告セラレタルニ付、
今後八字一般者ノ見送及出迎等ヲ実行スル様、村当局ヨリ申合

ニ付、班長ノ決議ヲ求ム。

一、弁財天河口改修工事ニ付テ、管理者東浅羽村長ノ通知ニ
接し、笠原村国民学校ニ参集ノ件。

一、弁財天問題ニ付キ、県耕地課長ノ講演ニ依レバ、日英米

開戦ノ結果、農林署ヨリ継続事業ハ一時取止め、年内ニ

利益ノ揚ル最モ必要トスル工事ヲ施行スル様国庫ヨリ指

示ニ付キ、此際弁財天モ継続工事ハ廢シ、今明年中ノ内完

成スベク進捗スルカラ、地元ニテ人夫ヲ補救スベキ講演アリ

タリ。此ノ件ニ付議決ヲナス件。

一、右問題ニ付テハ、先般四月村会ニテ、二重条件カ施行スレバ
人夫ヲ補救ス可ク十戸長ノ決定ヲ得タリ。

出席者

牧野明 近藤光平 金原万一郎

丸野光馬 田中庄作 樽松太一郎

伊藤角太郎 伊藤七郎 永井徳治

石川藤一郎 太田正善 河村勘太夫

近藤金雄

欠席者 二名

前島悦治 古池薫

田代豊太郎代理人 金原勝平

(中遠鉄道、浅羽、堅帳、罫紙使用、縦 244mm×横 180mm×厚 39mm)

九八 昭和十七年（一九四二）三月二十一日付け〔静岡電気鉄道株式会社給与通知〕（天野甲子男氏寄贈史料六）

割印^{（印）}

〔内手書／以下同〕
車掌 天野甲子男

自今『日』給金『老円』 給与

（一九四二）
昭和『十七』年『三』月『二十』日

（印）「静岡電気／鉄道株式／会社之印」

静岡電気鉄道株式会社

（静岡電気鉄道、堅紙、印刷、縦186mm×横131mm）

九九 昭和十八年（一九四三）三月二十一日付け〔静岡電気鉄道株式会社給与通知〕（天野甲子男氏寄贈史料七）

割印

〔内手書/以下同〕
「運転手兼車掌」

天野甲子男

自今『日』給金『老円拾六銭』給与

〔九四三〕
昭和『十八』年『三』月『三十』日
〔印「静岡電気/鐵道株式/会社之印」〕

静岡電気鐵道株式会社

（野外印刷）

「（中静三八三）」

（静岡電気鐵道、豎紙、印刷、縦 182mm×横 127.5mm）

一〇〇 昭和十八年（一九四三）九月二十一日付け〔静岡鉄道株式会社給与通知〕（天野甲子男氏寄贈史料九）

〔内手書／以下同〕
『運転手兼車掌 天野甲子男』

割印

『日』給金『壹円式拾四錢』給与

〔印〕「静岡鐵道株式會社印」

〔一九四三〕
昭和『十八』年『九』月『二十一』日

静岡鐵道株式會社

（静岡鐵道、豎紙、印刷、縦 184mm × 横 128.5mm）

一〇一 昭和十九年（一九四四）三月二十一日付け〔静岡鉄道株式会社給与通知〕（天野甲子男氏寄贈史料八）

割印

（印）内手書／以下同）
『電車運転士 天野甲子男』

『日』給金『壹円四拾五銭』給与
（印）静岡鐵／道株式／会社印）

昭和十九年三月二十一日

静岡鐵道株式会社

（静岡鐵道、堅紙、印刷、縦184mm×横128mm）

一〇二 昭和十九年（一九四四）九月二十一日付け〔静岡鉄道株式会社給与通知〕（天野甲子男氏寄贈史料一〇）

割印

〔内手書／以下同〕
備員 天野甲子男

『日』給金『壹円七拾四銭』給与

（一九四四）
昭和『十九』年『九』月『廿一』日

静岡鐵道株式会社

（印）〔静岡鐵道株式会社印〕

（静岡鐵道、豎紙、印刷、縦185mm×横127.5mm）

一〇三 昭和十九年（一九四四）十二月四日付け〔入営につき休職命令〕（天野甲子男氏寄贈史料一一）

割印

秋葉線乗務区運転士

備員 天野甲子男

入営ニ付休職ヲ命ス

（人事課移籍）

（一九四四）『昭和』十九『年』十二『月』四『日』

（内印刷／以下同）

『静岡鐵道株式会社』

（印）「静岡鐵道株式会社」

（静岡鐵道、豎紙、縦 191.5mm × 横 127mm）

一〇四 昭和二十一年（一九四六）五月二十八日付け〔召集解除につき復職命令〕（天野甲子男氏寄贈史料一二）

割印^(印)

備員 天野甲子男

召集解除ニ付復職ヲ命ス

日給金貳円四拾錢給与

秋葉線乗務区電車運転士ヲ命ス

^(一九四四)

『昭和二十一年五月二十八日』

『内印刷/以下同』

『静岡鐵道株式会社』

(印) 静岡鐵道株式会社印

(静岡鐵道、豎紙、縦 178mm × 横 123mm)

一〇五 昭和二十二年（一九四七）六月一日付け〔静岡鉄道株式会社辞令〕（天野甲子男氏寄贈史料一三）

割印

傭員 天野甲子男

雇員ヲ命ス

（印）「静岡鐵道株式会社印」
（一九四七）
『昭和』二十二『年』六『月』一『日』
（内印刷／以下同）

『静岡鐵道株式会社』

（静岡鐵道、豎紙、縦 191mm × 横 128mm）

一〇六 昭和二十二年（一九四七）六月二十一日付け〔静岡鉄道株式会社給与通知〕（天野甲子男氏寄贈史料一四）

割（印）

雇員 天野 甲子男

月額壹千貳百五拾円給与

（印）『静岡鐵道株式会社印』

（一九四七）

『昭和』二十二年『六』月『二十』一日『日』

（『内印刷』以下同）

『静岡鐵道株式会社』

（静岡鐵道、豎紙、縦 176mm × 横 123mm）

一〇七 昭和二十三年（一九四八）六月二十一日付け〔静岡鉄道株式会社辞令〕（天野甲子男氏寄贈史料一五）

秋葉線乗務区運転士

割印

雇員 天野甲子男

中遠線新横須駅助役ヲ命ス

〔印 〔静岡鐵道株式會社印〕
〔昭和〕二十三〔年〕六〔月〕二十一〔日〕
〔内印刷以下同〕

〔静岡鐵道株式會社〕

（静岡鐵道、豎紙、縦 187.5mm × 横 131mm）

一〇八 昭和二十四年（一九四九）一月二十一日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料一六）

割印^(印)

辞令

駿遠線新横須賀駅助役

職員 鈴川甲子男

自^(印)今

月額金五阡四拾円給与

(印)「静岡鐵道株式会社」

(一九四九)
『昭和』二十四『年』一『月』二十一『日』
(以下『』内印刷)

『静岡鐵道株式会社』

(静岡鐵道、豎紙、縦 187mm × 横 131mm)

一〇九 昭和二十四年（一九四九）三月二十一日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料一七）

割印）

『辞令』^{（印）}

駿遠線新横須賀駅助役

雇員 鈴川^{（マ）}甲子男

駿遠線芝駅長を命ずる

『昭和』^{（一九四九）}二十四『年』三『月』二十一『日』
（以下『』内印刷）

『静岡鐵道株式会社』

（印「静岡鐵道株式会社印」）

（静岡鐵道、豎紙、縦 187mm × 横 131mm）

一一〇 昭和二十六年（一九五二）十月二十一日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料一八）

割印

〔内印刷／以下同〕
「辞令」

駿遠線芝駅長

雇員 天野甲子男

駿遠線野中駅長を命ずる

（一九五二）
『昭和二十六年』十『月』二十一『日』
（印「静岡鐵道株式会社」）

静岡鐵道株式会社

（静岡鐵道、豎紙、縦189mm×横131mm）

一一一 昭和二十八年（一九五三）七月十日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料一九）

（契）
割印

辞令

駿遠線野中駅長

雇員 天野 甲子男

駿遠線新三俣駅助役を命ずる

（印）静岡鐵道株式会社

（一九五三）
『昭和』二十八『年』

七『月』十『日』

（『』内印刷／以下同）

『静岡鐵道株式会社』

（野外印刷／原文横書き）

「B列6（昭27）7—1,500（乙）」

（静岡鐵道、豎紙、縦184.5mm×横130.5mm）

一一三 昭和三十一年（一九五六）五月十五日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二〇）

〔内印刷／以下同〕
『辞令』

新三俣駅助役

割印

雇員 天野甲子男

書記補に任ずる

〔印〕静岡鐵道株式会社

〔一九五六〕
『昭和』三十一『年』五『月』十五『日』

『静岡鐵道株式会社』

（静岡鐵道、豎紙、罫紙使用、縦 209mm × 横 150mm）

一一三 昭和三十一年（一九五六）十一月十五日付け「第二七三号 修了証書」（天野甲子男氏寄贈史料三〇）

第二七三号

修了証書

(印「日本／国有／鐵道」)

第一部 『鐵道一般』

天野甲子男

右は日本国有鐵道通信教育規定による

頭書の講座を修了したことを証する

割印)

(一九五六) (手書)

昭和『三十一』年『十一』月『十五』日

(二)「管理局／」

「養成所」

(手書)

静岡鐵道管理局静岡職員養成所長 『鈴木清蔵』

(印)

(静岡鐵道管／理局静岡職／員養成所長)

(静岡鐵道、豎紙、印刷、縦 249mm×横 176.5mm)

一一四 昭和三十三年（一九五七）十二月一日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二一）

〔内印刷／以下同〕
『辞令』

割印

新三侯駅助役

書記補 天野甲子男

芝駅助役を命ずる

〔印〕静岡鐵道株式会社

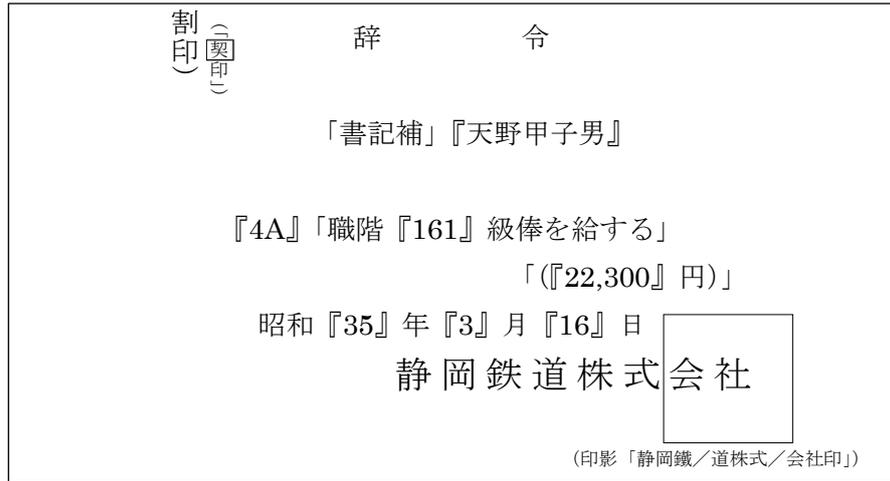
〔一九五七〕
『昭和』三十一『年』十二『月』一『日』

『静岡鐵道株式会社』

（野外印刷／原文横書き）

「A列5（^{一九五六}昭31・8—50）」

（静岡鐵道、豎紙、野紙使用、縦209mm×横149mm）

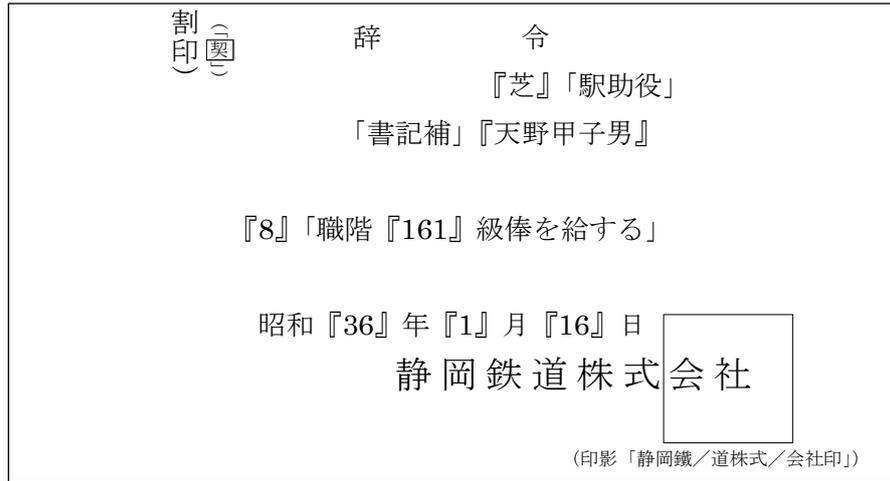


(静岡鉄道、縦 133.5mm × 横 191.5mm)

〔翻刻注〕

「内は印。』内は手書。』の中に』があるものは、印で空欄のある文を捺した後、手書で必要な情報を書き足した箇所。社印の印影は、はじめから印刷されたもの。印影の部分のみ罫線が印刷されていない。

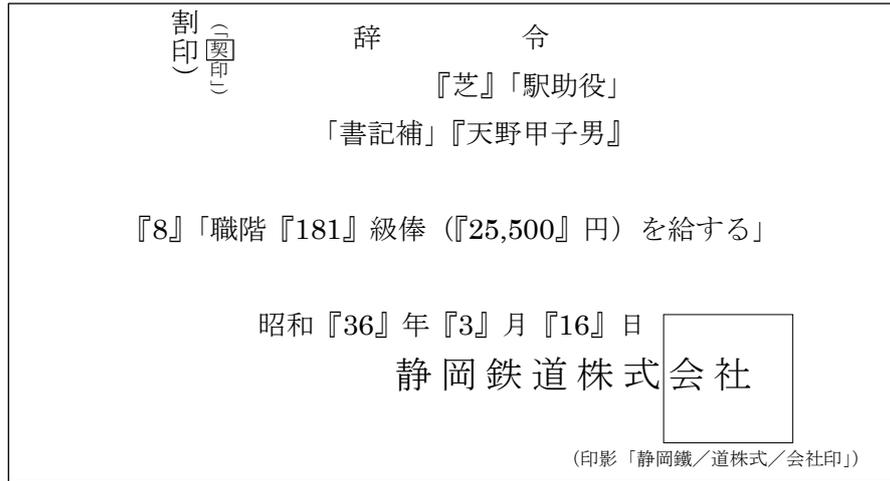
一一六 昭和三十六年（一九六二）一月十六日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二三）



(静岡鉄道、堅紙、印刷、縦 134mm×横 193.5mm)

〔翻刻注〕

「内は印。』内は手書。「の中に』があるものは、印で空欄のある文を捺した後、手書で必要な情報を書き足した箇所。社印の印影は、はじめから印刷されたもの。印影の部分のみ罫線が印刷されていない。



(静岡鉄道、堅紙、印刷、縦 134mm×横 194mm)

〔翻刻注〕

「内は印。』内は手書。「の中に』があるものは、印で空欄のある文を捺した後、手書で必要な情報を書き足した箇所。社印の印影は、はじめから印刷されたもの。印影の部分のみ罫線が印刷されていない。

一一八 昭和三十七年（一九六二）三月十六日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二五）

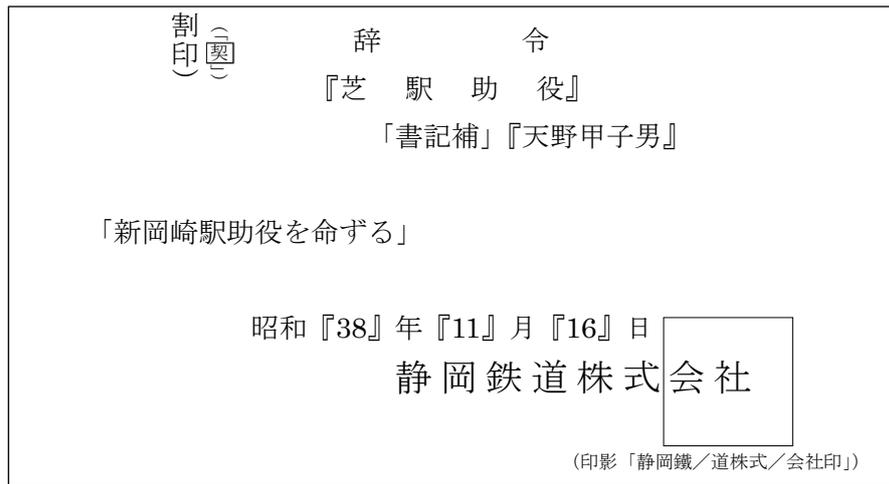
| | |
|------------|-------------------------------|
| 割印 (天野) | 辞 令 |
| | 『芝』「助役」 |
| | 『天野甲子男』 |
| | 『8』「職階『201』級俸（『29,000』円）を給する」 |
| | 昭和『37』年『3』月『16』日 |
| | 静岡鉄道株式 会社 |
| | (印影「静岡鐵／道株式／会社印」) |

(静岡鉄道、堅紙、印刷、縦 134mm×横 193.5mm)

〔翻刻注〕

「内は印。『内は手書。』の中に『』があるものは、印で空欄のある文を捺した後、手書で必要な情報を書き足した箇所。社印の印影は、はじめから印刷されたもの。印影の部分のみ罫線が印刷されていない。

一一九 昭和三十八年（一九六三）十一月十六日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二六）



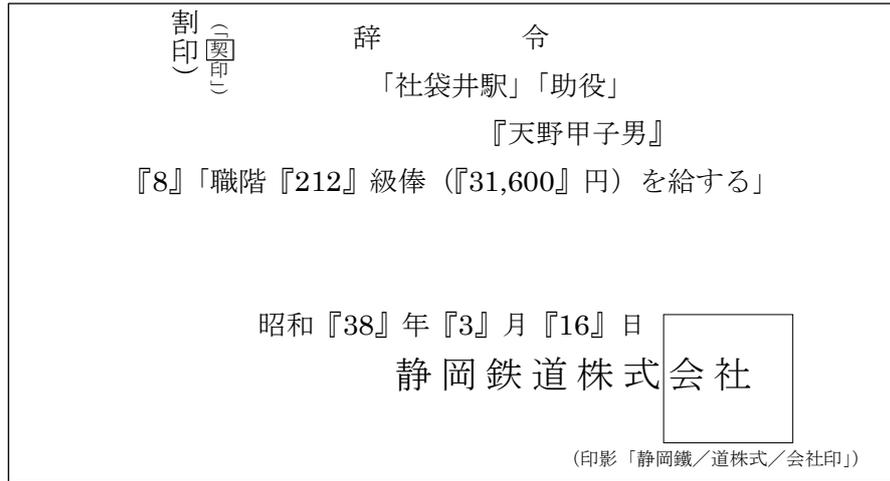
〔翻刻注〕

「」内は印。『』内は手書。

社印の印影は、はじめから印刷されたもの。印影の部分のみ罫線が印刷されていない。

(静岡鉄道、堅紙、印刷、縦 134.5mm×横 193mm)

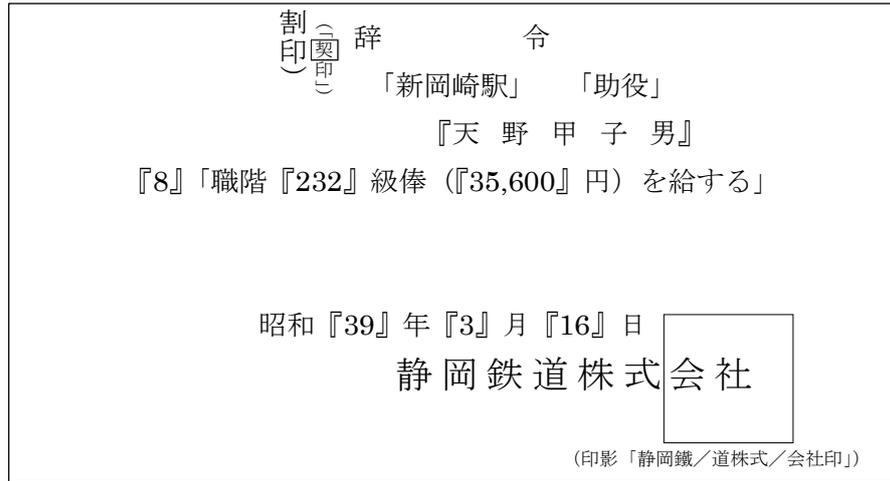
一〇〇 昭和三十八年（一九六三）三月十六日付け「辞令」（天野甲子男氏寄贈史料二七）



〔翻刻注〕

「内は印。』内は手書。「の中に』があるものは、印で空欄のある文を捺した後、手書で必要な情報を書き足した箇所。社印の印影は、はじめから印刷されたもの。印影の部分のみ罫線が印刷されていない。

(静岡鉄道、堅紙、印刷、縦 134mm×横 193mm)



〔翻刻注〕

「」内は印。『』内は手書。「」の中に『』があるものは、印で空欄のある文を捺した後、手書で必要な情報を書き足した箇所。社印の印影は、はじめから印刷されたもの。印影の部分のみ罫線が印刷されていない。

(静岡鉄道、堅紙、印刷、縦134mm×横193mm)

一三二 年月日不明「辞令」(天野甲子男氏寄贈史料二九)

〔表面／二次使用面〕

辞 令

天野甲子男

任「幹事」

会計係倶楽部取締役

倶楽部設立ニ際シ右ノ通り任命ス

(印)

静岡鐵道秋葉線袋井駅前

乗務区青年倶楽部 (印)

〔翻刻注〕

表面は、枠線、マークなど全てが手書。

〔裏面／一次使用面〕

| | | | | | | | | |
|----|-----|---|-----|------|---|--|--|----|
| 17 | | | | | | | | |
| 18 | 1 | | | 18 | | | | |
| 19 | | | | | 1 | | | 15 |
| 20 | | | | | | | | |
| 21 | | | | | | | | |
| 22 | | | | | | | | |
| 23 | 1 | | | 18 | | | | |
| 24 | | | | | | | | |
| 25 | | | | | | | | |
| 26 | | | | | | | | |
| 27 | 1 | | | 18 | | | | |
| 28 | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | |
| 30 | 『3』 | | 『1』 | 『08』 | | | | |
| 31 | 『3』 | | 『1』 | 『08』 | | | | |
| 計 | 7 | 1 | 1 | 35 | | | | 15 |
| | 3 | | | 54 | | | | |
| | 1 | | | 18 | | | | |
| | 156 | | 6 | 78 | | | | |
| | 167 | 1 | 8 | 85 | 1 | | | 15 |

〔翻刻注〕

最も左の「17」から始まる列のみ印。他は手書。
『』内朱字。また、太線は朱色の線。上部欠か。

(静岡鉄道、堅紙、手書、上部欠か、縦182mm×横147mm)

参考史料

一三三 明治二十七年（一八九四）九月〔栞原太平宛て栞原好治書状〕（桑原晴雄家文書一三三―一三六）

（封筒表）

静岡県下山名郡西浅羽村
長溝
（消印）
栞原太平様

（消印）

〔遠江／袋井／廿七年十月／一日／イ便〕

（封筒裏）

（二錢切手）
（消印）
在 豊橋
栞原好治
拜

〔第一文書〕

拝啓稍秋氣を催し候処、

（長溝、封筒、縦187mm×横71mm）

御健勝之由奉_レ賀候。陳ハ

昨日ハ強風雨有_レ之、郷地ハ如何^{当地}

やと心配罷在候処、東方ハ静

ニテ大坂以西ノミ大雨之由新聞

ニテ承リ、先ハ安堵仕候。扨入宮以

来追_レ日を経るニ随ひ、練兵も面

白く相成り、本日ハ実丸ニテ射的

致し候処、惣点二十五点之内二十

二点を得候。其点満ニ非スと雖、

第二中隊予備徵員惣_{(X)■}数五十名

之内第一ニテ御座候。是全く僥倖

とハ自想仕候へ共、乍_レ憚御歎心

被_レ下候度候。猶御承知の事とハ奉

_{明十三日ハ}察候へ共、天皇陛下広島へ行幸

被_レ為_レ在候。随てハ我補充隊も戦時

服ニテ停車場出隊奉迎可_レ仕候。

右雑事御報のミ。

早と不敬

豊橋衛戍補充大体

第二中隊

九月十二日

桑原好治

御両堂様

(長溝、第一文書、縦 166mm×横 371mm)

前文書終り未だ投函之機

を得ざる内既ニ御通輦之

日ニ至り候。依て其模様左ニ。

本十三日午后二時軍(装)そうにて

(第二種帽通常ノ私ノ帽子ナリ)羅砂(紗)服着、

袴上ニ脚(絆)胖()を()はく)整列。

即刻停車場ニ出隊、竜車着

三十分程前鉄道左側ニ整列。

着輦するや喇(吹)ばにて君が代を

吹奏シ兵士一同捧筒之敬礼を為シ、

御輦二分間留り、御発輦之時

又君か代を吹き捧筒を為し、

式全く終り帰營之時午后四

時ニテ候。御留輦之時ハ通度(丁カ)

我ニ中隊も真前ニテ候へバ、

二、三步前ニテ親しく竜

顔を拝し奉候。

早と之乱文御推誦を乞。

二伸

賢弟にも校友と共に奉

迎被自筆ニテレ致候ハ、其景況御

知セ被レ下度候。

九月十三日 愚兄

実平殿

(長溝、第二文書、堅紙、縦 166mm×横 (392) mm)

〔第三文書〕

芳墨拝誦仕候。御両堂初メ
家内一同御安泰之由大賀
候。陳ハ御母様及ヒ^{〔×〕}■^{〔×〕}妹にハ、小
生安全之為、産神へ奉^レ祈
之趣実ニ難^レ有奉謝候。尚明
年農作之義苦勞を^{〔×〕}■^{〔×〕}■^{〔×〕}■^{〔×〕}
いとはず御勉強被^レ下候由、
かん歎之至リニ御座候。小生
出戦之義ハ陸軍規則ニ二
期之検閲を経^{〔マ〕}ざる者ハ出戦
するを得ズト有^{〔来ル〕}レ之。十月一日より一
期之検査を為し、同月末
迄ニ二期の検査を終り、稍ク一
人前の兵士と成り可^レ申候。然る
後ハ何時^{〔来リ〕}■出軍致^{〔す〕}やも
不^レ計候へバ、其迄ニ一度尊顔を
拝^レ度候。余ハ后報ニ讓^レる。

拝 具

二日前述之如くにハ候へ共、若
し野戦隊ニ対戦有^レ之、死傷
多分ニ候へハ、何時補充致^{〔す〕}も
不^レ知候へバ、大激戦を有^レ之バ、一

度御来駕を期し度候。

豊橋衛戍第二中隊七班

九月卅日 栗原好治

午后三時

市中ニ於テ

御両親様

本日ハ日曜日にて外出を許され候処、

第二中隊予備徴員中七人□

を□てられ独歩を許され候

処、小生も其一員にて候ハバ御安

神被_レ下度候。

(長溝、第三文書、縦 166mm×横 (572) mm)

一二四 明治二十七年（一八九四）十二月一日付け〔桑原太平宛て桑原好治書状〕（桑原晴雄家文書一二二―一五）

（封筒表）

静岡県遠江国山名郡

西浅羽村長溝（消印）

桑原太平様

至急要用

（消印）

〔遠江／袋井／廿七年十二月／二日／二便〕

（封筒裏）

（二錢切手）

広島県広島市

材木町百三十九番邸

松田魁輔宅ニテ

（消印）

桑原好治

封

（長溝、封筒、縦 189mm×68mm）

〔第一文書〕

小生^出發ノ際、今迄ノ教官第二中隊軍曹

森本伊勢男殿より菓一包(十匁)及^ヒ

戦友小寫栄八・小久保森助・

神倉要角・鈴木喜三郎諸氏

皆中隊廿班四十錢位ノ菓及ヒ金なり。餞別^ニ預^リ候間、何卒尊父よりも

礼はがき一枚御送^リ被^レ下度候。

軍曹二八別ニ

願度。

〔第二文書〕

拝啓陳ハ予定ノ如ク去ル廿九日午后八

時十分豊橋ヲ發車シ、是より或ハ去^リ、

或ハ止^リ、本日午前二時広島停車場ニ

着シ、全時四十分広島市材木町百三

十九番邸松田魁輔殿宅ニ舎營仕

候。道中ハ種々ノ奇觀も不^レ少候へ共、禿

筆ノ尽ス可キニ非ス。依省略候。当地

ニハ一周間位ハ滞在^(x)■^(x)致と被^レ察候。征途

身仕度ニ付てハ一点ノ不足も無^レ之候間、

御放念被^レ下度、余ハ后より御報可^レ仕候。

早と謹言

広島県広島市

材木百三十九番邸

(長溝、第一文書、豎紙、縦 180mm×113mm)

十二月一日未明

松田魁輔宅ニ於テ

栗原好治^拜

御両親様

汽車発着時間

廿九日午后八時十分豊橋発ノ汽車ニ乗ル。全
十一時名古屋ニ着。此時六及ヒ十九聯隊ノ
補充員も乗込ム。全十一時三十分発。三十日午
前〇時三十五分岐阜着。全一時に十分大垣
着。全五十分発。全五時十五分大津ニ着。
此所ニテ朝飯ヲ食ス。此時夜明ケカスカニ湖水
ヲ見ル。六時五分発。六時五十分京都ニ着。五時
右方ニ本願寺ヲ見ル。暫時下車ヲ許サル。七時
三十分発。七時四十二分山崎ニ着。八時発。
八時五十五分大坂ニ着。九時三十分発。十時四
十一分神戸ニ着。午后〇時四十五分発。此所
テ午食。湊川ノ神社ニ参拝ス。〇時五十五分兵
庫ニ着。一時五分発。暫クニシテ右^{平氏}アツ盛ノ
墓ヲ拝シ、左ハ舞子ノ浜ニシテ景色云シ方
ナシ。一時三十分赤石ニ着。即刻発。二時五十七分
姫路ニ着。右ニ天^守主閣ヲ見ル。七時三分岡山ニ着。
三十分程休み。夕食ス。十二月椎体午前四時広
島ニ着シ、夫より宿ニ附ク。

(長溝、第二文書、縦紙、縦 180mm×横 502mm)

一二五 明治二十八年（一九一五）六月二十七日〔桑原太平宛て桑原好治書状〕（桑原晴雄家文書二三―一〇）

（封筒表）

| |
|----------------------------------|
| 静岡県下山名郡 西浅羽村長溝 桑原太平殿 平信 |
|----------------------------------|

（二錢切手）

（消印2）

（消印1）

（消印1）

〔三河／豊橋／廿八年六月／二十八日／ホ便〕

（消印2）

〔□□／袋井／廿八年□□／二十□□／イ便〕

（封筒裏）

| |
|---|
| 歩兵第十八聯隊第四中隊 円通寺ニテ 糊 桑原好治拝 六月廿七日 |
|---|

（長溝、封筒、縦（200）mm×横72mm）

〔第一文書〕

拜啓向暑之氣節、御両親様初メ一同御

安泰ニ取涉候哉、奉レ伺候。陳者、我第一大隊

ハ、去ル五月十二日清国に付家屯ヲ出發シ、全十九日

金州府ニ着。翌日全地ヲ發シ大連灣ニ至リ、午前(×テ午)

八時ヨリ汽船和泉丸ニ乗込み、全十六時出帆。

海洋無事ニシテ廿二日午后九時馬関ニ着。

一夜碇泊シ、明廿三日未明、馬関海峡ヲ通過ス

時ニ、歡迎山口県ト書したる旗ヲ立タル。小汽

船烟色ヲ打揚げ凱旋軍ヲ迎へ、加フルニ

雅勝なる山水ハ緑ヲ含ミ、満船ノ人心悦充

チテ馬関海峡ニ溢ン計リニ御座候。全三十日午

后四時半、宇品港ニ着、似島ニテ徹夜檢疫

ヲ受ケ、翌廿四日午前四時三十分宇品ニ上陸。

全日午后二時汽車ニテ全地ヲ出發シ、到ル処

ノ停車場皆歡迎ヲ受ケ、車中殊ニ愉快

を感じたるハ備後尾の道及舞子浜、

すまの浦等其風景実ニ筆紙ニ尽シ

難く御座候。廿五日午前五時神戸ニテ朝食

をなし、湊川ノ神社ニ参拝シ、全日午后七時三十分

豊橋ニ着するや、山の如キ歡迎。人ノ内ヨリ

烟色を打揚ケ、其盛觀実ニ当市未

曾有と可レ申候。然して第十八聯隊萬歳

之声と共に目出度帰營仕、兵舎前ニテ■

天皇陛下ノ萬歳ヲ三唱シ、午后十時入舎、

休憩仕候。先ハ右報導迄。斯之如ニ御座候。

六月廿七日

早と謹言
〔史料原本では、日偏に幸と書かれている〕
倅 好治

御両親様
陛下

(長溝、第一文書、縦 184mm×横 400mm)

〔第二文書〕

追伸昨廿六日第四中隊ニ類似虎烈喇病
患者一名発生セシニ付、中隊長以下悉く豊橋
南在(凡一里半計リ処)円通寺ニ分遣いたし
候(兵舎ニ感染セシ病毒を避けん為)。然し
不肖事ハ無事健康ニ有レ之候間、御安神
被レ遊度候。〔嗣字マヤ〕又、不肖等予備徴員ハ予備
役・後備役と共に後備兵到着之后(後備
聯隊か当聯隊ノ後着兵力不レ判。然、后者ナレバ本日
ヨリ三日以内)三日以内ニ解散すとの事ニて候へ
バ、近々の内除隊相戻之期を得べくと奉
レ存候。謹言。
早速帰營御報知申べくノ処、右之次第ニ付
遅延仕候。

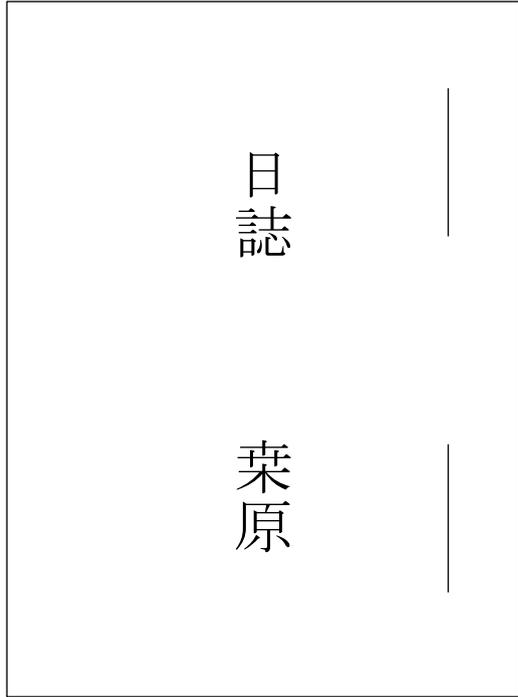
(長溝、第二文書、縦 185mm×横 210mm)

〔翻刻注〕

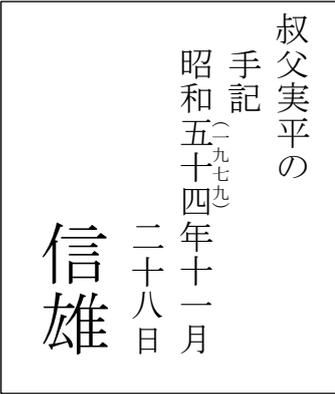
この文書は船旅だが、参考として収録した。

一二六 明治三十七年（一九〇二）『日誌』（桑原晴雄家文書二四）

（表紙）



（挟み込み文書）



（長溝、縦 124mm × 横 84mm）

(1カ)

日誌

予、征露之為め静岡之屯營を發せし日、即ち明
(一九〇四)
治三十七年三月廿六日より毎日誌し、戦地に至りても

日々之務として欠くなかりしも、さる八月昼日首山
(一九〇四年八月三十一日遼陽會戰首山堡爭奪)
堡にての戦斗に右脚の下腿に骨折の貫通砲創

をうけ、身体の自由ならざりしより、遂に背囊に入れあり

し日誌を紛失なしたり。されど引續きて誌さんものと

思ひしも、身の不自由、加ふるに紙筆のあらざれば、心に任

せず其まゝに已みき。

以來八月ノ十四日まで野戦病院にありしも、全日に至り、兵站
(九)首山堡の戦闘は八月三十一日。また、後文より日を計算すると、ここは九月十四日となる)

病院に後送さるゝこととなり、砂河鎮に二日間、鞍山站到

一日、此処までは衛生隊の担架卒及び支那苦力に担

送されしも、鞍山站より海城までハ戦利貨車に乗せ

られ支那苦力の後押し。海城に滞在する九日間尤

体屈〔退以下同〕を極めき。全月二十七日より日本汽車にて更に後送

せられしなり。

砂河鎮に至る迄ハ、創の痛みをおほへて、繃帯交換之際

には堪へ兼申候が、鞍山站海城に至りてハ、さることなかりし。

(2カ)

九月

九月二十七日 晴天なり。海上城病院にあり。体屈に堪兼、日々

口にせし。後送も漸く今日の午后に至り申渡されたり。

此の撰に預りし者のよるこびに引換て、取り残されたる

者こそ哀れなり。

夜の二時頃に至り停車場のブラットホームまで送られしが、汽

車の来るにハまた間のあるとのこと。三名に壺枚之毛布を

借りてふしたりしも、冷氣身にしてみても堪へやらず。待ツ数

(2ウ)

時我等を載す可き列車は至りぬ。車輛ハ皆無蓋の貨車。乗車の時の大混雑は記しかたき^{〔ほ〕}となりし。

九月二十八日 晴天なり。乗車終りしは早や夜明頃、多数

の車にて悉皆戦傷者をもて満されたり。列車の中央

なる三、四の車に服装の異りたる者あるハ^{〔ロシア〕}俄国兵にして、

共に内地に送らるゝもの。^{〔「原文ママ」以下同〕}「日本松山かへろうく」とて、元

氣よきとかや。茲に一話あり。或は我一兵捕虜兵に向

ひ「日本松山俄国兵多々有」と戯れしに、彼もすぐ

「俄国モスコ―日本兵多々有」と答へて打笑ひたるとかや。

捕虜兵の我皇徳に服し我兵に馴れしことかくの

ごとし。

汽車ハ発進し日は上り、今までの寒さ又うせて心地よし。

(3ウ)

大石橋蓋平熊嶽城徳利寺^{〔北〕}瓦堡店などす

きて午後四時ころ南瓦堡店に着し下車。一泊す。

汽車の行進中過る頃、行軍又ハ戦斗せし地点

を經過せし時ハ何となく慕はしき想ひ起りき。

病室に運はれたる時ハはや五時過ぎ。一室に只三名。いと

静なり。今日は昼食を携行せざり^{〔脱〕}により昼食す。はじめて

メンコ入りの飯。一時間を経て夕食す。共に美味。

今までは各病院共看護卒看病人^{〔稱〕}なりの横平

なるに苦みしも、此処ハさることなく、いと親切に我々を

よろこはしたり。車中の疲出、ねむりて前後しらず。

九月二十九日 晴なり。目のさめしころ、洗面にと枕辺に水を

運びくれたり。負傷以来手先を洗ふ始てとなす。

午前十時後送さるへく又も無蓋貨車に乗せられたり。

されど容易に発車せざるなり。此の日天間と曇りしも、風

和に大に我々に好都合を与へたり。まつこと久し。車

(4カ)

中で中食し午後三時半に至りて發す。汽車ハ昨日之如く走り走りて各停車場を過り、日暮南山附近を過る。我の嘗^而占領せし當時の苦戦を想へば、地形の如何をみまほしけれど、はや日暮れて見る能ざるを如何せん。只其の山の高からざるをみとむるのみ。十二時青泥窪の停車場に着す。こゝは電気灯などありて夜尚ひるの如し。午前一時第二分院の第十九号室に運ばれ、夕食して寢ス。

九月三十日 晴天なり。我々の病室にて五十人余りの戦^傷死と脚氣の患者相手せり。
午前十一時ごろ西本願寺の僧侶とて三人慰問の爲め来る。

(4ウ)

十月

十月一日 晴れなり。野戦衛生部長の巡視あるとて常にもなき掃除するもおかし。午前十一時ごろ巡視せらる。

はみがき楊子、全粉、ちり紙、巻紙などを寄贈せらる。

十月二日 晴天なり。午後繙帯の交換をなす。

支那苦力より生卵三個十錢にて求めし処、皆腐

敗しありて食する能はさりき。共に求めし数人^{みな}然り。

十月三日 晴天なり。体屈々々。看護卒に依頼して酒保よりかしを買ふて食す。

十月四日 晴れ、風はげし。数名の後送者ありしも、風あらくして乗りがたしとてたちかへる。

十月五日 晴天なり。伊藤侍従武官殿傷病兵の見

(5ウ)

舞にとて当地に寄られしも、内地の都合上とて当室には来られざりし。陛下より御菓子料として金五円を賜る。

午後繙帯交換す。負傷当時の戦況を書して父上に送る。

十月六日 晴天なれど昨夜来より降雨雷鳴せしも、七時頃に至り止む。今日も父上に昨日のつゞきを書して送る。

十月七日 晴天なり。元小隊長中野中尉殿に手紙を送る。

十月八日 晴天なり。旅順方面に当りて砲声聞ゆ。

田中理吉、平岡茂、小森君及郷友なる寺田、大須賀、仁科等に書^し収^まを送る。

十月九日 晴天^状なり。旅順方面に当りて又砲声を聞く。夜に至るも已ざりき。

これまで歩行出来る患者ハ毎日のように後送あり。

又入院するものありしが、今日ハ非常に入院患者多く、百八十名余に達し、室のせまきに苦みき。

日々入り来る者は概脚氣病なり。

十月十日 曇り。午後に至り又も旅順方面に砲声あり。

午後西本願寺の従軍布教師の慰問をうけ、説話を聞く。

十月十一日 曇り時々雨。今日は二回に百四、五十名後送されけり。

残されたるハ歩み能はざる我々の如きもののみ。実に体屈で体屈で、海城辺に居し時は、支那人の食物を売りに

来るありて、幾分か体屈しのきもなしたりしも、此処ハさる

ことなく、大に不都合なり。勞力^苦より直高き氷砂糖を、

日二日に買て慰むるのみ。

十月十二日 晴天なり。繙帯之交換をなす。

(6ウ)

十月十三日 晴天なり。体屈に堪へ兼、窓に上りて四方をながむ。心地よし。

十月十四日 晴れよし。内地に後送さるへき命をうく。うれし。

昼食后カタパン一食を携へて支那^苦勞力によりて停車場に送らる。しばらくにして乗車す。なか／＼の混雑。汽車ハ走する数十分にして青泥窪なる停車場に

着、戦時用品の山積しある。ダルテ港の建築の構

大なる、只目を驚すばかり。港にハ二、三の汽船の横付けになしあるあり。下車後安藝丸に乗船す。

十月十五日 晴天なり。午前六時出帆す。正午ごろすこしくゆれて心地悪し。

(7ウ)

十月十六日 晴天なり。朝鮮海通行之折は波静なり。

玄界灘ハ波あらしとき々しも今日はいと静なり。

十月十七日 曇り。午前七時門司着。上陸する者二百余人

あるとのこと。十時頃出帆し、日暮れごろ宇品着。一泊す。

午後繃帯の交換をなす。

十月十八日 晴天なり。午前九時小舟に乗せられ宇品にハ上

陸せず。広島二直行。午後の四時頃に至り漸く予備

第七分院第六号室に収容せられぬ。

室は五十余人を入れる得き広さあれど、現在の患者ハ二

十内外なり。数名の看護婦あり。問へば重傷室とのこと。

室に入るや、すぐ看護婦等にたすけられて病衣を替へ、

慕はしからし寝台に横はれり。

繃帯交換す。

十月十九日 晴天なり。枕辺に水運はれ、はじめて齒をみがき

洗面するを得たり。看護婦連仲々親切にも大小便之

為には必手洗水を持ち来るありて、我々も大に満足を覚ゆ。

(8ウ)

手紙を父上と補充大隊に居る内山君と出征之際
当市に滞在せし時の舎主たりし三好保之助氏に送る。

十月二十日 雨天といふまでのことなけれど時々ばら／＼と降来る。

本日第二旬分の^{〔棒以下同〕}棒給をうく。予備病院に入りてよりは

平時の棒給額とのよし。而二各病院にてうけざりし分は

中隊の証明方を有するもののみ支給するとの事なりし。

十月二十一日 晴天なり。下士官のしるしとて左腕の赤十字の上

に赤き△を附せられ、当第六号室の取締を依頼するとて、

其しるしにと又△の上部に桃色のリボンを附られり。そうと

上官之室に來りたる時ハ衆をして敬礼せしめよとのこと。

実に厄介々々。

一昨日出せし手紙が届きしと見へ、三好家より見舞と

して老母來られ、菓子沓折を頂戴す。予は全家の幾

子嬢とて嘗て滞在之時^{〔基〕}困^{〔基〕}の相手たりし人に見舞

は^{〔れ〕}し^{〔た〕}き^{〔の〕}を。

体屈^{〔素〕}凌^{〔以下同〕}きにと外史之古本を買ふて見。今日ハ平氏之

卷之疎^{〔素〕}読^{〔以下同〕}を終る。

十月廿二日 晴天なり。今日は源氏上之部をみおはる。

十月廿三日 晴天なり。手習の為め、外史を写したり。日誌の清

書なす。

午後三好氏見舞に來る。

十月廿四日 曇り。細雨降る。外史の疎読と細習字をなす。

午後三好氏の姉さんと幾子嬢との見舞をうけ、幾子

さんより日露戦争実記沓冊を贈らる。

夕飯前に至り、明日名古屋に転送との通知あり。

十月廿五日 曇り。正午頃細雨す。午前九時三十分、担架に

載せられて停車場に至り乗車。十一時半ごろ発車す。

(9ウ)

(8ウ)

或は伏し、或ハ起て窓外を眺む。至る処景佳なり。停車時間の長き場所にては、篤志看護婦会及有志者より茶など勧めらる。

十月二十六日 晴れ。昨日来汽車は休みなく行進せり。

今日も昨日の如く処々にて慰問をうけしも、其の度毎に、凱旋ならばよほど面白からんとハ胸中に浮みて已む時なかりき。

午後四時ころ名古屋に到着。下車す。例の担架

にて予備第三分院に收容され、一夜を明す。

十月廿七日 晴天なり。午前診断の結果、本院二行く

ことゝなり、昼食後送られて、第十番室に入る。全室は

二間に分れ、一間に八十八名を入れるべく、我々二人入室後は

満員せり。室にて聯隊の者多数を占め居たり。為めに

始めて一、二の知己に逢ふ。

繙帯の交換をなす。

十月二十八日 晴天なり。はかき三枚に手紙二本を出す。

横臥して外史を読む。

十月廿九日 晴天なり。午前繙帯の交換す。射出口は青泥窪

に入院中療へたりしも、射入口は爾来少しも変りなく、未だ

療へざりしが、今日軍医のいふ所によれば、二、三日の内に手術

せねは不可とのことなり。

外史の疎読と細習字をなす。

中野中尉殿と広島の三好氏とに手紙とはかきを出す。

十月卅日 晴天なり。繙帯の交換なす。

外史の疎読をなす。

十月三十一日 午前少し雨降る。後は曇り。

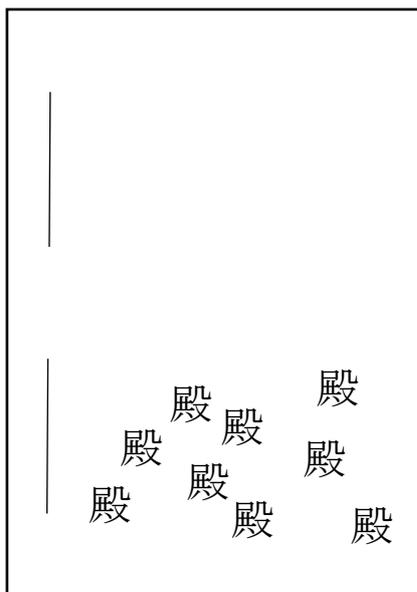
午前手術され、室に帰りても痛みみさらで終わる。苦む。又副

(107)

木をとり去られて不自由を覚ゆ。
午前、人より中学文壇を借りて読みしも、午後は痛に堪
でねむる。

(以下白紙)

(裏表紙)



(長溝、堅帳、縦 245mm×横 167mm×厚 2mm)

(1カ) (前欠)

〔(書外) 前の続き〕

岡ヨリ余程狭小なれど千有余年間の帝都ト想

へ〔(バカ) なんとなくなつかしき憾あり。曾テ聞く京都ハ婦

人の名産ト、実にさもありなん、見送の為メ停車場

何にあるものハ、衣服美麗に挙動静に、婦人と僧侶

とのみ。婦人ヨリ茶菓、僧侶ヨリ守り札等を贈られ

停車する。約二十分にして発車ス。

大坂〔(阪)以下同〕に至リ三時間の下車。夕食す。静岡を発車以來軍

隊の為メニ手を尽したる。又いとにぎやかなりしハ夫の大

坂を第一トなす。されど京都ニ比すれば人民之服装及ビ

動静などハ夫地の相違あり。大坂ヨリ 姫路間ハね

むりニ就き、神戸兵庫等ハうつゝに知リ居ルノミ。姫路にて

下車。朝食ス。時ニ天稍々明く。

(1ウ) 二十八日 兵士皆万歳に声かれて、あまりさげぶ事も出

来得ずなりしが、相変らず元氣ハよし。

今日ハ昨、一昨の両日に比すれば見送り殊に盛に、就中

婦人に万歳を呼らるゝことの多なりき。午前九時頃岡

山ニ着。昼食ス。茲にても下車時間ハ二時間余。俗歌に

わたしや備前の岡山育ち

米のなる木をまだしらぬ

と云へ、岡山附近にハ田地のなきものと想ひしハ〔(破損)によりこの部分の紙が欠けている〕案外

岡山附近にハ数里に亙る平坦水田よろしものを。尾の

道にて下車、休憩約二時間。なか／＼海の景色のよき処なり。

夕食を渡され、車中にて食ス。之ニ於可敷ハ、各兵の片手

(2才)

に飯、片手ニ箸を持ちながら、車窓ヨリ首出して万歳に和するにてありき。七時四十二分広島着。下車して九時頃八名の兵卒を連て宿舎に就ク。

日誌ハ大略こんなものに候へ共、日誌外之ことにて私の於可敷面白く憾憾しましたのは、

汽車ノ進行中、線路側の人民ガ紙ニテ作リたる国旗ハ勿論、菓子等を袋に入れて車中の我々にくれる

のでありき。然して兵卒ハ其を自分ガ持ツデモなく食するでもなく、もらうやすぐ線路側ニ万歳を呼

び居る女小供の連ニなげ込込し。笑ヒ興するにてありき。

又、共ニ大に憾憾したのハ、

各兵卒等の相互に語るを聞けば、一般人民のかく

迄我々の出発を勇ましく送て呉るとハ想はざりし

によく盛に人民の見送を受くるとハ愉快く。我々

軍人、一旦死ハ決しあるものゝ、尚更に死を厭はずなりし

とは：

又私ガ汽車行中気が付きましたのハ、

東海道線附近の人民ハ山陽鉄道附近の人民

の人民ニ比して冷淡にハあらざるかの様ニ覺覚候。

乍乍末筆末筆ながら横須賀の姉上さまも宜しく御

伝言之程御願申上候。

私ガ静岡出発之節、兄上ヨリ弍円之小遣を貰ふて

参りましたが、途中皆様ヨリ饞別も頂戴するし、

棒棒給等も沢山に貰ふて、金ガ余るにハ無無之候へとも、今

(3才)

之内にてハ不足にハ無無之候ニ付、返却仕り候まゝ何卒

兄上之許ニ御伝送被被下度、実ハ直ニ兄上之許ニ

送り申さんかとハ存し候ひしも、兄上にハ何時か近々の内召集せられ、其節ハ屹度帰省せらるべしと思ひ、かくハ致し申候。

若し兄上に於テ不用否^余必用ニあざる様ニ候へゞ、おつねトおせつとには、分配なし被^レ下度、是又御願申上候也。

又、隣家の衆にもよろしく御伝言被^レ下、度々

一寸のひまをぬすんで、先ハ右之如くに候。敬白

四月一日

実平拝

御両親様

(3ウ) 二伸

広島ニ滞在中ハ、演習等ハ無キモノト想ヒノ外、毎日演習ハ有^レ之候。

三伸

過日、私ハ静岡ニ居る当時御送り被^レ下候ひし御手紙ハ、確

に御父上様の御筆跡と覚江候へ共、其ノ封筒ハ左様

にも覚江られず候。重兄上にも御覧に入れ申候処、兄

上にも判然せずとのこと。私ハ今以テ疑ガ晴れず候ニ、失

敬とハ存しなから、其の封筒ヲ送テ御見方頼申上候。

何卒御便宜之節御教へ被^レ下度、御願申上候。

これハおせつに御願申上候議に付、迷惑にハ候らはんが、私ガ之れからの手紙ハ紛失せざるよう御願申上候也。

(長溝、綴、「博文堂」罫紙使用、前欠、縦半分に両断されている、縦(242) mm×横(164) mm×厚(1mm)

〔翻刻注〕

長溝の桑原實平が両親に宛てて出した手紙を綴ったもの。前半部が別にあつたようだが、そこらは残っていない。縦半分に裂けており、順番通りに並べて翻刻した。

〔第一紙〕

作文科第三学年甲 平野義司

修学旅行ノ記

私事家ヲ出デテ学校ニ至タリ其レヨリ生
徒ト共ニ中泉ニ至タリ八時五十一分ノ下リ
列車ニ乗り込ミテ中泉ヲ出デテ天竜川
ノ風景ヲ眺メツ、間モナク天龍ノ停車
場ヲ至タリ・キテ(汽笛)キト共ニ天龍ノ停車場
ヲ出デ間モナク■浜松ニ至タリ浜松ヲ出
デ、カブキザ等ヲ眺メツ、舞坂ニ至タリ
亦舞坂ヲ出デ間モナク濱名湖(湖)ノ風景ヲ
見ツ、鷺津ニ至タリ鷺津ヲ出デテ

〔第二紙〕

平野義司

立岩ヲ見ツ、間モナク二川ニ至タリ二川
ヲ出デテ岩屋ノ観音ヲ眺メツ、豊橋
停車場ニ至タリ御油ヲ出デテ間モナク隧
道ヲヌケテ蒲郡停車場ニ至タリ其レヨリ
居リテ濱ニ至タリ辨当ヲ食シ其レヨリ
塩津ノ塩田ヲ見、塩ヲ製スル所ヲ見、海水
ニ至リテ、カユノ類ヲヒロイツ、至タリシニ
アツマレノ合禮(号金)ニ乗ジテアツマリ其レヨリ

シバラク、アユミテ船ノアル所ニ至タリ

〔第三紙〕

平野義司

其レヨリ船ニ乗リテ竹島ニ至^リテ、シバラ^ク脱

遊ビ亦船ニ乗リテ、キシニ、ツキ、其レヨリ停車

場ニ至タリ六時二十四分ノ上り列車ニ乗リ込

ミテ夜^ノ景^色ヲ眺メツ、一時^間モ

乗リテ中泉ニ至タリテ出ムカイノ人ト

共ニ家ニ帰り湯ニ至リテ食ヲ食シ

■^{テツカレ}テツカレヲ、■^{安スメタリ}安スメタリ。

(豊沢か、綴、野紙使用、縦 250mm×横 171mm×厚 1mm)

中遠十二勝並名物料理

篩月莊主人新案

| 名所 | 古跡 新勝 | 課題 | 名物料理 各地 共通 |
|---|----------------|------------------------------------|------------------|
| 月正 秋葉 一位のみ山 県社秋葉神社 春 埜山 京丸 牡丹 | 初日 鶯 蘭 | 吹よせ淡雪 鶯餅 なまりの掛汁 あめの魚味噲むし | |
| 月二 福田 ふく出の海 遠州灘 大景 別珍コール天織場 養魚池 | 足袋 蛙 防風 | 芽のくきの三和酢 いな饅頭 茄子の鳴焼 鮫鱈甘煮 | |
| 月三 森 三木の里 国幣社 小國神社 県社 天宮神社 大洞院 | 春雨 新茶 鮎 | 梅ころも さばしり鮎 テイースケ（飲料） 椎茸めし | |
| 月四 可睡 ねむの花里 三尺坊大権現 可睡齋 護国塔 | 牡丹 煙火 競馬 | 座禅豆 百合牡丹 巻葉寿司 里芋音止め煮 | |
| 月五 法多 | | さゝなきすし | |

| | | | | | |
|---|--|---|---------------------------|--|--|
| <p>飯板高 田平 城築 趾橋</p> <p>月九 山梨 見里</p> | <p>松尾城趾</p> <p>西大谷觀音</p> <p>県社三熊野神社</p> <p>月八 横須賀 袖師の浦</p> | <p>るり 油山寺</p> <p>三重塔</p> <p>瑠璃光薬師</p> <p>まぐずの原</p> <p>月七 油山</p> | <p>名所 新勝 古跡</p> | <p>促成温室</p> <p>河口海水浴</p> <p>月六 豊浜 豊樂の浜</p> | <p>八十八ヶ所行道</p> <p>尊永寺</p> <p>厄除觀世音</p> <p>小笠の麓</p> |
| <p>稲の花</p> <p>月涼</p> <p>納涼</p> | <p>菊</p> <p>鈴虫</p> <p>清水</p> | <p>蝉</p> <p>葛の花</p> <p>日傘</p> | <p>課題</p> | <p>瓜</p> <p>初かつほ</p> <p>更衣</p> | <p>早松茸</p> <p>杜鵑</p> <p>五月雨</p> |
| <p>タカヒライス</p> <p>月見キャベツ</p> <p>蒲穂焼</p> <p>筏鮓</p> | <p>磯引のせごし鱈</p> <p>いかもどきの黄身酢</p> <p>蛸のうしほ</p> <p>木の芽松露</p> | <p>炒豆麦めし</p> <p>ジャガ芋三和酢</p> <p>豆腐のぐず煮</p> <p>瀧吸物</p> | <p>名物料理 各地 共通</p> | <p>いわし丼</p> <p>メロンスキー(飲料)</p> <p>沖なます</p> <p>青のりと煮干粉</p> | <p>串団子</p> <p>松茸焙烙むし</p> <p>ハツタトギス</p> |

月十 浅羽

あさぢふの田面
見渡すかぎりの

大耕地
延命院

鳴子
鴈穂
落穂

紫蘇めし
深山焼中和酢
鴨の骨たゝき
柚子みそ風呂吹

月一十 原川

背川の出合
かさ薬師

同心の橋
椎の木店

やな
茶立虫
木の实

嫁菜と姑干し浸物
卯の花コロツケ
鱈の背川鍋
甘さけ

月二十 袋井

斜陽駅
天理教山名大教会

桜ヶ丘
入る日の静橋

小春
掛乞
さくら

牛蒡のくるみ和へ
ドビーグラス(材料)
リボンフライ
四季のよせ鍋

詩歌俳句募集

第一回 (一九三二)
昭和六年七月末日
締切

後援

袋井駅長
静岡電気鐵道
中遠鐵道
秋葉自動車商会
中和銀行

選評は案者の外各大家へ依頼す
東海道袋井町月下園内
十二勝雅会事務所
首唱 戸塚貝山
袴田霞洲

入花不用、稿不戻
秀逸(粗品呈上)
料理を題とするも妨なし

本会は名所に光彩を添え来遊客の便利をはかると共に地方繁栄の一助たらしめんとす、奮つて出句を乞ふ
投稿には雅号の外住所実名を明記せられたく追て雅友名簿を作成す

(柴、豎紙、印刷、原文通りの文字組ではない、縦238mm×横331mm)

一三〇 昭和十九年（一九四四）十月付け

「隣組回覧板 米鬼撃滅のため一億防諜總武装!!」〔昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治会文書近代一七の内）

（野外上部印刷1）

〔^{（一九四四）}昭和十九年十月 日〕

（野外上部印刷2）

「号外」

（上部印刷）

「隣組回覧板」

米鬼撃滅のため

一億防諜總武装!!

名古屋通信局・名古屋憲兵隊・京都憲兵隊

愛知・岐阜・三重・静岡各県警察部

敵を撃滅するには

陸海空の戦ひだけではない。

私達の目に見えない敵——スパイと

デマ宣伝——にも勝たねばならぬ。

スパイは特に皆さんの通信を狙つてゐます!!

郵便・電報・電話で通信するときは

先づ防諜上差支ないかどうかを考へませう。

例へばこんな通信ははいせぬ

| | |
|---------------------------|---|
| ▲召集、入営 の状況 | 太郎も十五日中部第〇〇部隊（戦車隊）の約二千名に及ぶ召集者の一員に入り候私の徴用された〇〇工場は従業員約六千名で毎日飛行機〇〇台を作つてゐます |
| ▲軍需産業の 内容 | 今度大和村の南に飛行場が出来、格納庫も建築中です |
| ▲軍事施設の 状況 | ハナコニヒナガサキハツナンキンマルニテ二九ヒキチツク |
| ▲船舶、航空 機の動静 | モシモシ之ハ内緒ですがネ |
| ▲当局発表以 外の空襲被 害状況 | 死傷は五〇〇以上で有名な 〇〇工場も爆撃されました |
| ▲その他、流言蜚語の源、国民の士気を沮喪させるもの | よ |

これ等が

スパイの

手に入り

デマ宣伝の

手先となり

皇軍の

作戦を

妨げます。

(下部印刷)

「回覧始 月 日／(1番～15回覧認印)／ 月 日回覧終」

(野外印刷)

「静岡県上浅羽郵便局」

(堅紙、印刷、縦 151mm×横 210mm)

(西浅羽、堅帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能)

一三一 (年不明) 四月二十三日付け〔袋井町長戸倉完爾宛て遠州鐵道株式会社自動車部長小塚秀雄回答書〕(袋井町近代役場文書②八二六)

(印八点)

謹啓 陽春の砌益々御清栄の段大慶至極に存じます
平素当社事業につきましては公私共格別なる御高配を賜り厚く御礼申
上げます

偕て先般貴殿を初め関係各位より当社油山線の運転につきまして請願
書を頂き、三月二十四日取敢へず御挨拶申上げた次第であります但其
の后本路線につきましてあらゆる角度から慎重審議致した訳でありま
すが一方兼ねがね御話し申上げ御協力賜つて居ります新計画の関聯も
あり何分目下の実状と致しましては地元関係各位の御熱望や御趣旨に
ついて充分御尤とも存じますが現段階に於ては遺憾ながら御期待に副
い兼ねる状態にありますので此の点当社の苦裏を諒とせられ御了解下
さる様御願ひ申上げます
尚同線についても何等の対策を樹て御要望にも副うべく努力致す所存
で御座いますので今後共よろしく御指導御協力を賜り度御願ひ申上げ
ます

何卒関係各位にもよろしく御伝へ下さる様御願ひ申上げます

右略儀ながら御回答旁々御願ひ申上げます

敬 具

四月二十三日

(印〔遠州鐵道株式会社自動車部〕)

遠州鐵道株式会社

自動車部長 小塚 秀雄 (印)

袋井町長

戸倉完爾殿

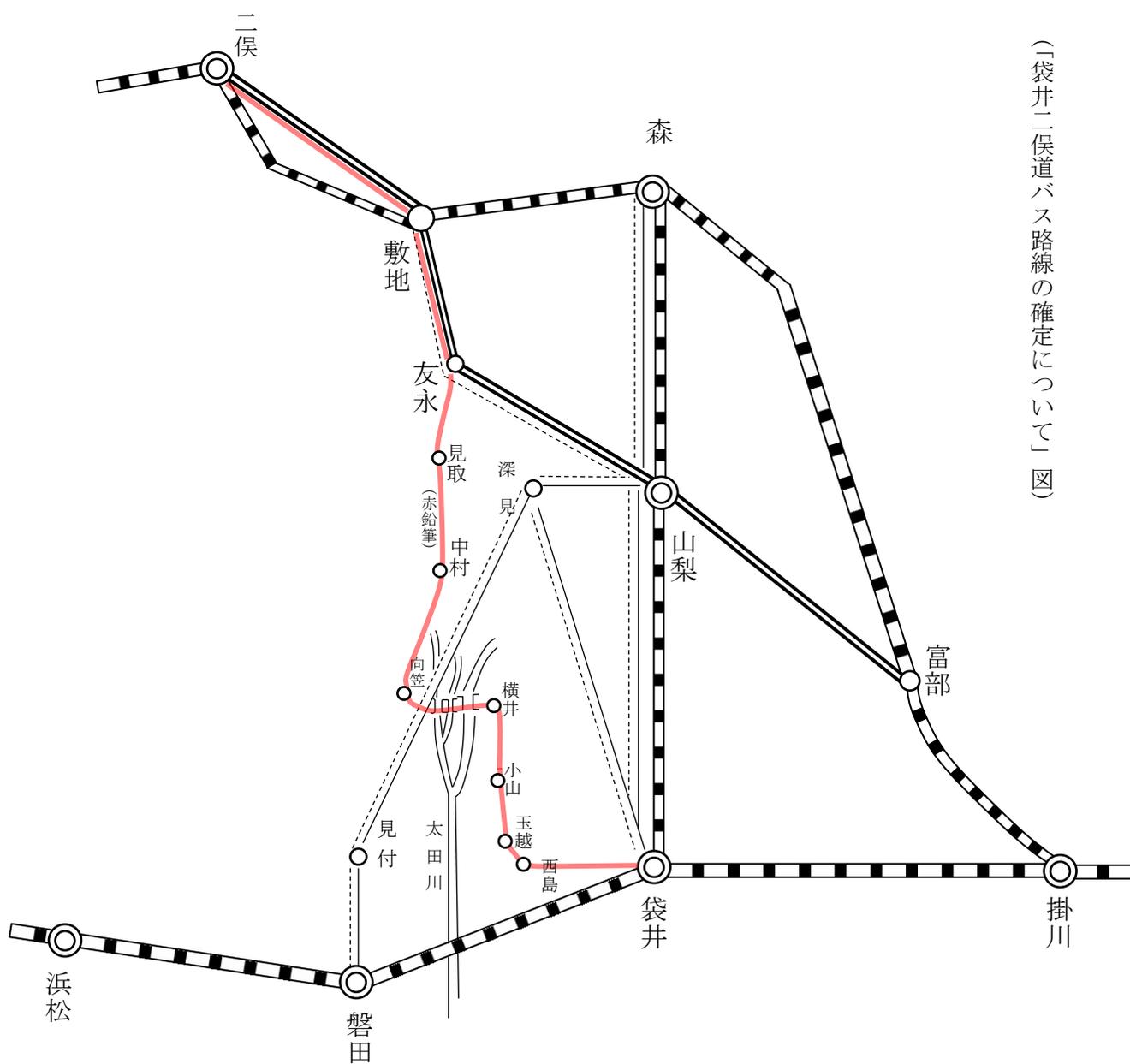
(遠州鐵道、袋井、豎紙、印刷、縦257mm×横364mm)

袋井二俣道バス路線の確定について

- 1、森) 袋井(静バス)
- 2、二俣) 富部(遠バス) =====
- 3、磐田) 森(静バス)
- 4、袋井) 敷地(静バス)
- 5、新設 袋井) 二俣 赤———

(路線図次ページ)

〔袋井二俣道バス路線の確定について〕図



(袋井、堅紙、印刷、縦 251mm×横 357mm)

解題

はじめに

本書には、袋井市歴史文化館所蔵史料から、軽便鉄道関係史料を翻刻し、収録しました。

展示や講座などでいくらか紹介したことはございますが、ほぼ全ての史料が、皆様にとつて初見のものかと思えますので、鉄道ごとに、簡単に史料の紹介をしたいと思います。

一 軽便鉄道について

軽便鉄道とは何でしょうか。

法的に正確な言い方をするのならば、「軽便鉄道法に基づいて敷設された鉄道」となるかと思えます。

時折、軌間（線路の幅）が七六二ミリメートル（二フィート六インチ）の鉄道が軽便鉄道だ、とする説明を目にしますが、それは誤りです。

「軽便鉄道補助法」（明治四十四年三月二十一日 法律第一七号）第二条には「補助ヲ為スヘキ軽便鉄道ハ二呎六吋以上ノ軌間ヲ有スルモノニ限ル」とあり、軌間七六二ミリメートル以上と定義されています。

実際に、軽便鉄道法に基づいて敷設された軽便鉄道には、日本の標準軌間一〇六七ミリメートルで建設されたものも多いようです。

では、なぜ軽便鉄道が造られたのでしょうか。

明治三十九年（一九〇六）の鉄道国有化^⑤によって、主要私鉄十七社が政府によって買収され^⑥、国有鉄道になりました。政府の考えでは、主要な鉄道を国有鉄道とし、地方の交通は私鉄に任せようとしていた^⑦

のですが、国有化により、残された私鉄は短小路線ばかり。路線延長五〇キロメートルをこえるものは、東武、中国、成田、南海の四鉄道のみでした。

これでは地方鉄道が供給できない。

また、鉄道国有化以降、なぜか新たな私鉄出願は極端に減少していました。

なぜ？

そして政府は気付きました。

私設鉄道法は、厳しすぎるのではないか。

私設鉄道法は全部で九十八条もあります。当然、試験も厳しい。

そこで、政府は、明治四十三年（一九一〇）四月に「軽便鉄道法」（明治四十三年四月二十一日 法律第五七号）を公布しました。どんどん鉄道を敷設してもらって、地方交通を充実させて、という訳です。「軽便」は「かんたんべんり」という意味で、「私設鉄道よりも簡単に敷設できる鉄道」の意味です。

軽便鉄道法はなんと全八条。これならなんとか合格できそうだ。こうして、明治末から大正初年にかけて、全国的に軽便鉄道ブームが起きました^⑧。

本書に収録している軽便鉄道の多くも、軽便鉄道ブームの中で計画されたものです。

二 駿甲鉄道

本書に関係史料を収録している鉄道の中でもかなり古い時期のものは、私鉄駿甲鉄道です。

明治六年（一八七三）六月に鉄道敷設法が公布され、全国の鉄道敷設予定線の完成時期について、重要なものほど早く、という序列化が行なわれました⁽¹⁴⁾。

そのとき、八王子または御殿場から甲府、下諏訪を通って名古屋に行く予定線（八王子―甲府線、御殿場―甲府線）と、甲府から岩淵（富士川）へ行く予定線（甲府―岩淵線）とがあったのですが、八王子―甲府線は第一期完成線となり、甲府―岩淵線は、第二期あるいは第三期完成線となりました⁽¹⁵⁾。

これに対して清水・静岡・岩淵・甲府の有志者は甲府―岩淵線を第一期線に変更昇格してもらおうと運動を開始しましたが、明治二十八年（一八九五）まで、めぼしい効果もなく時が過ぎていきました⁽¹⁶⁾。

この運動の中、官鉄御殿場―甲府線は技術困難のため中止となりましたが、明治二十七年（一八九四）から、八王子―甲府線は着工が現実味を帯びてきました。

そこで、甲府―岩淵線（官鉄駿甲鉄道）昇格運動の発起人たちは、明治二十八年（一八九五）から、私鉄駿甲鉄道の出願準備を開始しました⁽¹⁷⁾。

実は、既に東京の鉄道企業家たちが駿甲鉄道株式会社という名前で甲府―岩淵間の私鉄敷設を出願しており、発起人たちは、渋沢栄一らを介して東京の鉄道企業家と交渉し、事業を一本化、明治二十八年（一八九五）末に出願し、明治二十九年（一八九六）一月に建設が許可されました⁽¹⁸⁾。

私鉄駿甲鉄道株式会社は、株式の過半数を東京が持ち、創立委員長も東京の企業家、中野武営が務めるなど、中央色が強い地方鉄道計画となりました。なお、事務所は岩淵にありました⁽¹⁹⁾。

しかし、時は日清戦争後の不況期。事業は難航しました⁽²⁰⁾。

その後紆余曲折あり、明治三十九年（一九〇六）には先に述べた鉄道国有化。私鉄が見直されます⁽²¹⁾。

そうした時代の変化の中で、駿甲鉄道株式会社は鉄道建設がうまく進まなかったのですが、そんな中、富士身延軽便鉄道と駿甲軽便鉄道（後、甲駿軽便鉄道）の両計画が発足しました⁽²²⁾。

私鉄駿甲鉄道の進捗の緩慢さに堪えられなかった関係者は軽便鉄道計画に乗り換え、また、富士身延軽便鉄道と甲駿軽便鉄道は予定線がほぼいっしょだったので（同じような計画を乱立しすぎですね）、両社を合同して甲駿軽便鉄道株式会社としようとしたのですが、既に富士身延軽便鉄道に対して許可を出していたため、鉄道院は届出を却下。この時期、似たような名前の鉄道計画が山ほど出されましたが（悪夢のようです）、結局、富士身延軽便鉄道のみが残ることとなりました⁽²³⁾。

袋井市に残された関係史料は、芝の浅羽要衛武家文書に残されていたものです。

【史料二―①】

証

一、金拾参円五拾銭

但明治廿年九月分俸給

右、正ニ請取候也。

明治廿年十月五日

技手

村松仙太郎（印）

駿甲鉄道株式会社

御中（印）

【史料二―②】

証

一、金拾参円五拾銭

但明治廿年十月分俸給

右、正ニ請取候也。

明治廿年十月十八日

技手

村松仙太郎（印）

駿甲鉄道株式会社

御中 (18)

どちらにも駿甲鉄道株式会社からの給料を受け取ったよ、という受取証なのですが、なぜ浅羽要衛武家文書に含まれているのかがよく分かりません。

同文書群中の手紙を綴ったものを読んでいたところ、左の手紙が見つかりました。

【史料二―③】

拜啓、盛夏難レ凌候処、芳門益御壮栄奉拵賀候。爾来俗務ノ為メ御無音勝ニ御座候。何レ拜晤可ニ申述ニ候得共、暑中御窺申上候。御令息義、是迄本県庁ニ於テ測量技手御勤務被レ遊居候処、御辞任被レ成、今回駿甲鉄道測量方御担任相成候趣、新聞紙上ニテ一見仕候。就テハ該駿甲鉄道測量模様是非承知仕度存居候得共、其道無レ之。誠ニ困却仕居候間、何卒右之旨貴君ヨリ御令息へ御紙面相願度、尤昨今ハ測量ニ着手後間モ無キ様ニ存候得共、乍ニ御面倒ニ、測量中時ト小生へ直接御通報相願度、乍レ恐此段御依頼申上候。勿レ頓首。

七月廿八日 竹内健三郎

浅羽要衛茂君 (16)

さて、なんと書いてあるかと言うと……？

息子さん、県庁の測量技手をやめて、駿甲鉄道の測量方になられたそうですね。新聞で見ましたよ。

駿甲鉄道がどんなものなのか、知りたいと思っていたのですが、その機会もなく、困っておりました。

何卒、息子さんに、駿甲鉄道のことを教えてくださるよう、お願いしていただけないでしょうか。

あと、息子さんに私の住所もお伝えください。

意識ですが、このようになりまじょうか。

年は不明ですが、受取証に近い、明治三十年前後でしょうか。

浅羽要衛武の息子が、県庁の測量技手から駿甲鉄道の測量技手に転職したので、駿甲鉄道のことを息子さんに聞きたいのだけど、という内容です。手紙中の新聞については、まだ調べていません。私がいつ調べるか分からないので（もう次の史料集作りに取りかかっています）、興味がおありの方は各自調べてください。

ちなみに、手紙の宛先が「要衛茂」となっていますが、これも要衛武さんのことです。両方の表記、あるいは他の書き方が同時に用いられていました。

浅羽要衛武は、江戸時代には浅羽要右衛門でした(2)。

明治三年（一八七〇）十一月十九日布告「国名・旧官名使用禁止令（太政官布告第八四五号）」により、名前に「く右衛門」「く左衛門」といった官途名や、国名を使うことができなくなりました。

【史料二―④】

第八百四十五 十一月十九日（布）（太政官）

自今旧官人元諸大夫侍並元中大夫等位階總テ被廢候事

一 国名並ニ旧官名ヲ以テ通称ニ相用候儀被停候事 (3)

この太政官布告により、「〇左衛門」「△右衛門」といった名前が名乗

れなくなりました。

この布告を受けてか、袋井市域では、明治三年（一八七〇）頃を境に、「〇右衛門」という名前が、「〇衛茂」という表記に変化します。

浅羽要衛武は特殊で、「浅羽要右衛門」から「浅羽要衛武」両方の表記になり、最終的に「武」に落ち着きました。「武」字に落ち着いたのは、字面がかっこよかったからかもしれません。

どれも本当は「エモン」と発音していたのでは、とこっそり考えていますが、発音はよく分からないですね。

このように「右衛門」を「衛茂」と改めた名を、私は「エモ名」と勝手に読んでいます。

今回は簡単な紹介にとどめますが、このエモ名は、浅羽一帯、木原村、春岡村など、袋井市の様々な地域で確認できます。他の市町、地域でも同様なのか、もし、袋井周辺のみ現象なら、この地域の明治史の特徴と言えると思いますので、ちょっとだけ注目しています。

エモ名には、先ほどの地域性に加え、①明治元年頃にもエモ名を名乗っている人がいる、②左衛門が変化した例が圧倒的に少ない、などの課題があります。よければ皆様も注意してみてください。

脱線してしまいましたね。史料二③によって、浅羽要衛武と駿甲鉄道株式会社との関係がなんとなく分かりました。

しかし、よく考えてみると、浅羽要衛武の息子は測量技手です。村松仙太郎の給料受取証が浅羽要衛武家文書にあった理由は、やっぱりよく分からないのです。

三 遠江軽便鉄道・北遠軽便鉄道

時代順に並べるなら、秋葉か駿遠鉄道か、といったところでしょうが、秋葉馬車鉄道ほか、駿遠鉄道（一応言っておくと「静岡鉄道駿遠線」とは

全くの別物です）、中遠鉄道はまとめて説明した方が良いかと思えますので、この並び順とします。

さて、ここでご紹介するのは、遠江軽便鉄道と北遠軽便鉄道という鉄道計画です。一二字刈近代役場文書四九九(6)という番号に、三つの史料が含まれていました。

明治四十四年（一九一）十一月二十八日付け『遠江軽便鉄道出願書』（一二字刈近代役場文書四九九(1)）には、遠江軽便鉄道の敷設計画が書かれています。

【史料三—①】

軽便鉄道敷設計許可書

静岡県小笠郡掛川町南西郷字六ノ坪八十五番地ノ一ヲ起点ニシ、全郡西南郷村古池村・垂木村・原谷村・和田岡村、周智郡宇刈村・山梨町・園田村、磐田郡三川村・敷地村・野部村ヲ経テ、全郡二俣町二俣字河口千九百十八番へ至ル総延長十五哩四十七鎖間ニ□軽便鉄道ヲ敷設シ、蒸気機関車ニ依リ、一般運輸ノ業ヲ営シ度候間、御許可被ニ成下度、別紙起業目論見書・線路予測図・敷設費概算書・營業収支予算書相添、此如奉レ願候也。

（一九一）
明治四十四年十一月二十八日

静岡県小笠郡掛川町一百廿九番地

杉山銑三郎(6)

掛川の南西郷の、字「六ノ坪」の八十五番地の一を起点として、小笠郡郡西南郷村古池村・垂木村・原谷村・和田岡村、周智郡宇刈村・山梨町・園田村、磐田郡三川村・敷地村・野部村を經由し、磐田郡二俣町二俣字河口千九百十八番に至る計画です。同史料後ろの方の「起業目論見書」第四項にも経路が書かれています。

総延長は十五マイル四十七チェーン……「鎖」は、ヤード・ポンド法で「チェーン」(二チェーン＝六六フィート／二〇・一一六八メートル)という長さの単位です。

なので、一五マイル四十七チェーンは、メートル法にすると、九六九・六二四メートルでしょうか。検算は各自行なってください。

同史料の後ろの方の「起業目論見書」第五項「鉄道ノ種類及軌間」を見ると、「蒸気動力ニ依ル軽便鉄道。軌間二呎六吋」⁽²⁶⁾とのことで、蒸気動力、二フィート六インチ軌間(七六二ミリメートル軌間)が計画されていたようです。

七六二ミリメートル軌間は、軽便鉄道に多い軌間ですが、「軌条軌間二呎六吋ニ対スル理由書」が添付されています。

【史料三一②】

軌条軌間二呎六吋ニ対スル理由書

軌条軌間ハ御観定ニ基キ、三呎六吋ヲ以テ設計可レ致義ニ有レ之候モ、元来本軽便鉄道ハ一地方ノ開発ヲ以テ目的トスル小規模ノ交通機関ニシテ、随テ企画者モ一地方ノ有志団体ニシテ、当初ヨリ多大ノ経費ヲ投ジ、三呎六吋式鉄道ヲ敷設スルハ地方経済ニ甚タ困難ノ次第ニ付キ、軌条軌間ヲ二呎六吋ニ設計致シタル義ニ有レ之候。⁽²⁶⁾

「観定」は「鑑定」でしょうか？ 二フィート六インチ(約一〇六七ミリメートル)で設計するに言われたので、わざわざ「軌条軌間二呎六吋ニ対スル理由書」を添付したようです。

この理由書によれば、遠江軽便鉄道計画は、一地方の開発が目的の小規模の交通機関で、企画者の一地方の有志団体で、お金がないから、三フィート六インチ軌間は経済的に困難なので、二フィート六インチで設計した、とのことでした。

詳しくは本書一三号の史料を各自分析していただければと思いますが、概要は右にご紹介したとおりです。

一二字刈近代役場文書四九九には、大正二年(一九一三)「北遠鉄道期成同盟会規約書」(一二字刈近代役場文書四九九―三)という史料も含まれていました。

【史料三一③】

北遠鉄道期成同盟会規約書

^(一九一三) 大正元年拾月許可セラレタル北遠軽便鉄道ノ竣成ヲ期スル為メ、

本村長及村会議員及有志地主ハ一致共同シテ期成同盟会ヲ組織シ、左ノ規約ヲ厳守シ、起業者ノ便ニ供スル事。

一、本村区域内ノ用地買収ハ其何処タル

ヲ問ハス田地 畑

原野 山林 宅地

ヲ以テ壱坪代金トシテ買収ニ応スル事。

但事實高価ヲ要スル場合ハ、本会ニ於テ其余分ヲ負担シテ平均セシムル事。

一、家屋移転料等ハ本会ト会社員トノ間ニ協定シテ進捗ヲ図ル事。

一、株式ハ実力ノ許ス限り精々応募スル事。

以上本会ノ赤誠ヲ表スル為メ会員及ヒ地主ハ記名調印スルモノトス。

^(一九一三) 大正元年 月 日 ⁽²⁶⁾

大正元年(一九一三)に許可された北遠軽便鉄道とのことでした。

この軽便鉄道計画は、遠江軽便鉄道計画とどう関係するのでしょうか。調べたところ、森信勝『静岡県鉄道軌道史』(静岡新聞社、二〇一二年)「遠州軽便鉄道」の項を見つけました。

明治45（1912）年5月磐田鉄道と北遠電気鉄道とが強壯を避けるためという名目で合併することになった。新会社は遠州軽便鉄道株式会社と称し、資本金は100万円であった。計画路線は東海道本線の中泉駅（現JR磐田駅）から二俣を経て龍川村千草までとし、途中野部村で分岐して掛川までの2路線であった。こうして天竜川左岸の鉄道はすべて東京資本に押さえられることになった。北遠電気鉄道・磐田鉄道・遠州軽便鉄道の3社の資本金を比較すると、路線の長い遠州軽便鉄道の資本金が他の鉄道より少額なのは、鉄道を実際に敷設することよりも鉄道敷設利権だけを得ようとしたとも推察される。

大正元年（一九一〇）10月、北遠電気鉄道株式会社発起人福沢桃介と磐田鉄道株式会社発起人神谷惣吉ほか27名に対し、それぞれ鉄道敷設の免許が下付された。ただし北遠電気鉄道は電気鉄道として申請したが、北遠軽便鉄道の名称で許可がおりた。しかしそれ以降の両社の記録は見当たらず、結局鉄道はいずれも実現しなかったのである。⁽⁵¹⁾

北遠電気鉄道と磐田鉄道については、同書三六七―三六八頁に紹介があります（その次の項は「甲駿軽便鉄道」「甲駿鉄道」です）。

北遠軽便鉄道は、史料も少なく詳細不明のようですね。また、遠江軽便鉄道については記述がなく、全く分かりません。

一二字刈近代役場文書四九九にはもう一つ、明治二十六年（一八九三）十二月付け「上申書」（一二字刈近代役場文書四九九―一）という史料があつて、郵便の不便を訴えています⁽⁵²⁾が、これが、軽便鉄道計画発足に関係した、ということなのでしょう。

なんとも謎が多い軽便鉄道計画ですが、残された史料はこの三点のみなので、本当にこれ以上のが分かりません。

四 「秋葉線」

さて、この項目名は「秋葉馬車鉄道」にするべきか「秋葉鉄道」にするべきか、「秋葉線」にするべきか……。

悩みましたが、一般読者に馴染みがありそうな名称ということで、括弧付きの「秋葉線」としました。

明治三十五年（一九〇二）十二月二十八日 秋葉馬車鉄道、袋井駅―森町間が開通しました⁽⁵³⁾。

開業に至るまで、中遠水力電気鉄道、秋葉鉄道馬車の鉄道敷設計画がありました。が、なかなか進展せず、両者が協議の上合同して、秋葉馬車鉄道として、明治三十二年（一八九九）七月改めて馬車鉄道の敷設願を提出、同年十二月特許を得ました⁽⁵⁴⁾。

明治四十三年（一九一〇）には久努西村久能原字松原―可睡門前間の支線を計画。この計画は、明治四十四年（一九一一）十二月二十八日に可睡口―可睡間として実現しました⁽⁵⁵⁾。

全国からの可睡齋への参詣者輸送と、茶の集散に秋葉馬車鉄道は活躍しましたが、乗客や貨物の増加から、馬車鉄道では円滑な輸送が難しくなり、大正八年（一九一九）十二月、秋葉馬車鉄道は秋葉鉄道株式会社に合併という形でその姿を変えました⁽⁵⁶⁾。

このあたりの事情については、駿遠電気株式会社（本社静岡市）は、大正八年（一九一九）五月一日の会社創立に際して、秋葉馬車鉄道を引き継ぐことを決めていたのですが、いきなり合併を進めることができなかつたので、同社役員で別に秋葉鉄道株式会社という会社を設立し、秋葉馬車鉄道を買収してその事業を継承し、会社建設目的である沿線電化の準備に取りかかった、とのこと⁽⁵⁷⁾。

馬車から沿線電化のためにこのような動きをしたようですが、私は会

社経営に詳しくないので、背景にあった力学はよく分かりません。

その後、駿遠電気株式会社との合併が承認されたのは大正十二年（一九二二）三月十二日。このときには駿遠電気株式会社は静岡電気鉄道株式会社と社名変更されていました。そして秋葉鉄道株式会社は、静岡電気鉄道秋葉線となりました⁽³⁷⁾。

袋井・遠州森間の全線電化が完成したのは、大正十五年（一九二六）十二月二十五日です⁽³⁸⁾。

本書収録史料でその歩みをたどってみましょう。

前身となる水力電気鉄道計画は明治二十九年（一八九六）一月十一日付け「決議書」（山梨役場文書二九〇六）に記されています。

【史料四—①】

決議書

山名郡袋井停車場ヨリ本郡森町迄ノ間、水力電気鉄道架設ノ為メ、軌道条例ニ拠、里道使用ノ件本村ニ係ル分差仕無レ之候事。右本村会ニ於テ決議候也。

（後略）⁽³⁹⁾

水力電気鉄道計画は、袋井停車場（国鉄でしょう）―森町間の計画だったようです。

秋葉馬車鉄道発足を伝える史料は、明治三十二年（一八九九）五月三十日『約諾書』（山梨役場文書二九一一）です。

【史料四—②】

約諾書

今回拙者共発起ニ係ル馬車鉄道布設ニ付キ、貴町内森横須賀往還使用ニ就テハ、其使用スル道路ニ係ル修繕ハ当会社ニ於テ負担スル事ヲ

承諾仕候也。

秋葉馬車鉄道株式会社発起人物代

（一八九九）
明治三十二年五月三十日 足立孫六

福川五郎八

周智郡山梨町長村松幸吉殿⁽⁴⁰⁾

馬車鉄道敷設について、森横須賀往還（今は森街道などと呼ばれている道ですね）の使用については、道路の修繕は当会社で負担しますので、と書かれています。これに対して山梨町会で五月三十日に決議があり、承諾されました⁽⁴¹⁾。

ここでは道路の修繕のみが語られています。道路の使用については、直接的な申請の史料は見当たらなかったのですが、明治三十二年（一八九九）五月二十九日「決議書」（山梨役場文書二九〇九）が、道路使用申請に関する史料ではないかと思えます。

【史料四—③】

山梨町ニ係ル森横須賀往還道路使用権ニ係ル許可、足立孫六外式名ヨリ出願ニ付テ、本町会ノ決議左ノ如シ。

一、足立孫六外式名ヨリ出願ニ係ル里道使用権ハ相当之料金ヲ徴スル事。

一、使用権徴収ニ係ル調査ハ、委員式名ヲ議員中ヨリ互撰、調査ノ上本町会ノ議決ヲ経ルモノトス。

本町会ニ於テ議決候也。

（後略）⁽⁴²⁾

足立孫六たちが申請している森横須賀往還使用については相当の料金

を徴収する、とのこと。何で森横須賀往還を使用するかは書かれていませんが、秋葉馬車鉄道関係ではないかと思えます。

それで、道路使用については、道路修繕の申請の決議と同日、五月三十日に、次のように決議されました。

【史料四—④】

決議書

(二八九九)

明治三十二年五月三十日日本町会ニ於テ秋葉馬車鉄道株式会社發起人惣代足立孫六外一名ニ与タル森横須賀往還使用認諾決議ノ内、上山梨地内ニ係ル一部使用の取消シ、更ニ馬車鉄道線路ハ市街へ布設ノ事ニ本会之レヲ決定ス。

(後略) (三〇)

上山梨地内における一部使用の取り消しと、馬車鉄道を市街に布設するよう求める、とのこと。交通の便のため、市街地に布設するよう求めた、ということのようです。

この後、電化のための大正十二年(一九一三)の合併に関する史料は、長いので引用しませんが、本書六一号大正十一年(一九二二)十月二十六日付け『仮契約書』(足立順司氏寄贈史料四九)です。合併に際しての契約内容が書かれています。

おそらく、この合併のときに、秋葉馬車鉄道と秋葉軌道はこんな会社だ、と書き上げたのが、本書六二号『秋葉軌道調査』(足立順司氏寄贈史料四三)です。

大正十二年(一九一三)の合併までの秋葉馬車鉄道と秋葉軌道の歴史については、本書六二号を読み込んでいただくのが一番良いかもしれません。

昭和十八年(一九四三)五月十五日、静岡電気鉄道は、戦時下の国策に

伴い藤相鉄道・中遠鉄道・静岡乗合自動車・静岡交通自動車と合併し、静岡鉄道株式会社となりました。この合併に伴い、秋葉線は、静岡鉄道秋葉線となりました(三二)。

——本書では、廃線までは紹介しません。廃線に関する直接的な史料があるわけではないですからね。

五 駿遠鉄道株式会社

駿遠鉄道株式会社です。

静岡鉄道駿遠線ではありません。ほとんど関係のない別会社です。

駿遠鉄道は、実現しなかった軽便鉄道です。また、駿遠線と名前が似ていることもあってか、軽便鉄道関係書籍でもこれまであまり言及されてきませんでした。

静岡県内の自治体史などでは割と紹介されているのですが、藤相鉄道や中遠鉄道(後の静岡鉄道駿遠線)が開通する前に、何かと邪魔をしてきた目の上のタンコブ、というような扱いが多かったように思います(三三)。

しかし、駿遠鉄道は、他の軽便鉄道計画発足のきっかけでもあり、また地域との交渉の記録も残っていますから、紹介に値する歴史的影響力を持っています。

明治四十三年(一九一〇)四月二十一日に公布された軽便鉄道法をうけ、同年の十二月十五日に、「駿遠鉄道敷設許可願」が提出されました。当時、地方利益の実現として軽便鉄道設置を積極的に進めていたのは、農村を支持基盤としていた政友会でした(三四)。駿遠鉄道計画も、発起人の中に政友会会員がいました(三五)。

しかし、駿遠鉄道の線路敷設予定線が民有道路や河川、悪水路を分断するとして、地域住民から予定線変更の要求が出されました。また、中遠鉄道や藤相鉄道の予定線と並行する区間についても、どちらの線路を

残すかという問題で争いが起こっていました(58)。

実は、このようなトラブルはこの軽便鉄道でも起こっていることです。駿遠鉄道計画にとつて致命的だったのは、大正二年(一九一三)の「紛擾事件」です。

大正二年七月十五日、第三回株主総会において、駿遠鉄道株式会社重役の会計不正が発覚し、地元株主との間に「紛擾」が起こります。結果、工事が進まなくなった駿遠鉄道計画は、大正七年四月に視察に訪れた鉄道省技師小池駿一らによって失効が決定され、挫折しました(59)。

紛擾事件については、注42でも触れています。藤枝市郷土博物館編集・発行『懐かしの軽便鉄道いまむかし』(二〇〇一年)が最も詳細です。また、新聞紙上での藤相鉄道と駿遠鉄道の広告戦についても詳しく書かれています。

線路敷設予定地での史料は、各自治体史の資料編(史料編)に収録されていますし、『静岡県史 資料編18 近現代三』(一九九二年)にも関連史料が収録されています。興味がおありの方はそちらをご覧ください。

では、史料を見ながら、主に袋井から見た駿遠鉄道の歴史を追いかけてみましょう。

まずはその発端から。明治四十三年(一九一〇)十二月十五日付け「駿遠鉄道発起趣意書」には、以下のようにあります。

【史料五―①】

(前略) 今其ノ発起ノ趣意ヲ概説センニ、抑モ志太榛原小笠及磐田四郡ノ南部沿海ノ地方ハ、地勢平坦地味沃饒ニシテ、此間和田岬、吉田、川崎、相良、佐倉、池新田、横須賀、豊浜、福田等ノ名所大邑少カラズ。依テ人口稠密ヲ極メ常ニ海陸ノ産物ニ富ミ、貨物ノ出入旅客ノ往来頗ル頻繁ナリト雖モ、未ダ交通運輸ノ機関タル鉄道ノ設

備ヲ見ズ。殊ニ県下漁業地トシテ最モ有名ナル御前崎、白羽、地頭方等ノ如キハ、何レモ東海鉄道ヲ距ルコト六七里ニ及ビ、常ニ此交通不便ノ為ニ利得ヲ減殺セラル、コトノ多大ナルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ。(後略)(60)

この後には、明治四十一年(一九〇八)八月に交通機関新設が企画され、有志が調査、敷設計画を進めていたところ、明治四十三年(一九一〇)八月に軽便鉄道法施行催促が發布されたので、軽便鉄道として敷設した方が敷設しやすいのでは? と考えた、というようなことが書かれています。発起趣意書によると、海に近い地域と東海鉄道をつなぐことを主眼としていたようです。

同日付けの「駿遠鉄道敷設許可願」(『浅羽町史 資料編三 近現代』二二二号)には、敷設予定地が書かれています。

【史料五―②】

第五 鉄道敷設ノ線路ハ静岡県志太郡焼津町ヲ起点トシ同郡小川村、大富村、静浜村、吉永村、相川村ヲ経テ大井川ヲ横断シ榛原郡吉田村ニ至リ川崎町、相良町ヲ過キ、地頭方村ニ至リ小笠郡佐倉、池新田、千浜、三俣、三浜、大坂、大淵、大須賀、笠原ノ各村を経過シ、磐田郡東浅羽村、幸浦村、西浅羽村ニ至リ豊浜、福嶋、於保、天龍ノ四ヶ所ヲ過キ中泉町ニ至ル線路延長四拾五哩トス(61)

市内では、梅山の史料に駿遠鉄道に関するまとまった記録が残されています。なお、明治二十二年(一八八九)に、新堀村・梅山村・松原村・初越村が合併して東浅羽村になっています。

梅山常設委員『協議会議事録』(以下『協議会議事録』)に初めて駿遠鉄道が登場するのは明治四十三年(一九一〇)七月二十一日。同日条には

「駿遠鉄道経過報告及将来ノ手配決定ノ件」(55)とあります。これ以前から話があった、という書きぶりです。発起趣意書・敷設許可願を提出する五か月前には既に、線路敷設関係地域と交渉を始めていたようです。これは早いのでしょうか？ よく分かりません。

『協議会議事録』明治四十四年(一九一一年)十月十八日条には「駿遠鉄道本村通過二付、可成便宜ノ地ヲ通ル様、松原・初越・西ヶ崎・中野ト共同シテ手配シ、以テ目的ヲ達スルノ件」(56)とあり、決議されています。駿遠鉄道が、地域住民にとって可能な限り良いルートを通るよう、他の敷設予定地域と協力しよう、という訳です。

梅山には『鉄道関係日記』(以下『日記』)という史料も残されています。梅山常設委員と駿遠鉄道株式会社との交渉の記録ですが、これが入っていた封筒には、「明治44／中遠鉄道関係」(57)と赤ボールペンで書き込みがされていました。

内容を見ると交渉相手の名前は神谷社長。この人は駿遠鉄道の神谷惣吉ですから、明らかに中遠鉄道ではない。「44」という書き方、赤ボールペン使用という点から、封筒の書き込みは明らかについ最近のもの。察するに、当時のことをよく知らない後世の人が、適当な書き込みをしたのでしょう。恐らく、浅羽町史編纂者によるものだと思います。

さて、『日記』の起筆は明治四十四年(一九一一年)十月八日。関係地域で協力しようと決めた前後から書かれはじめたようです。十月八日の記事内容は関係者の会合です。

『協議会議事録』明治四十五年一月九日条には以下のようにあります。

【史料五―③】

一月九日

協議会

駿遠鉄道本村通過二付、希望貫徹ノ為メ、此迄常設委員ニテ手配シ

来レトモ、追々進捗二付、右ニテハ手配付兼二付、更ニ委員撰任ヲ要スルニ至リタルニ付、全撰定ノ件左ノ通り決ス。

岡本三治郎・岡本春吉・岡本節太郎・岡本磯吉・浅羽多一郎

右決定ス。岡本三治郎・全春吉・全太平・

全徳次郎欠席。(58)

ここで、鉄道専門の委員が選任されました。その後、二月二十二日には「鉄道運動ノ経過報告」(59)があり、三月二十三日条には「駿遠鉄道株式会社引受方申込二付、承否如何ニ付、右一時断リ申「二決ス」(60)とあります。一度断ることに決めた株引受ですが、四月五日にもう一度会議されています(61)。

『日記』を見ると、「三月二十二日。役場集会。株式募集。四月四日。役場集会。同」(62)とありますから、株式募集については、両日ともに常設委員会の前日に、役場で事前打ち合わせをしていたようです。

五月頃から話が動き出します。『協議会議事録』明治四十五年(一九一二年)五月九日条には「鉄道予定線決定ノ為メ、松丸技手・神谷社長来ル」(63)とあります。『日記』明治四十五年(一九一二年)五月九日条には「五月九日。技師及神谷氏検分ノ為来ル。予定二付朝ヨリ役場ニテ待受后、十一時頃来ル。浅羽・岡三・岡磯・村長」(64)とあり、『日記』明治四十五年(一九一二年)五月十日条・五月十五日条には以下のようにあります。

【史料五―④】

○五月十日。丸尾・近藤・浅羽三人ニテ横須賀へ技師二面会ノ為行。

夕食代丸尾取換。

○五月十五日。技師二面会ノ為、福田及豊浜行。

夕食代式円式拾五銭。

浅羽取換。(65)

浅羽・初越二人。
西ヶ崎二人。

この後、『協議会議事録』明治四十五年（一九一三）五月十六日条によると「鉄道線路決定ニ付報告」(66)。

明治四十五年（一九一三）六月一日には「鉄道線路へ排水個所設置ヲ決定」(67)したと報告がありました。

『協議会議事録』明治四十五年（一九一三）七月二十八日条には「駿遠鉄道線路模様説明之為メ、県吏員・会社技師・郡吏出張ス」(68)とあります。この文中の「模様」の箇所ですが、『日記』の記事もありましたので、『袋井と軽便鉄道』では「横ス賀へ」と判読したのですが、その後、『協議会議事録』の文字に慣れてきて、「模様」と読めました。今回一番大きな修正箇所です。

この後七月三十一日条には「鉄道線路説明ノ様子ヲ報告ス」(69)とあり、これ以降駿遠鉄道の記事は姿を消します。『日記』も、先に引用した五月十五日条で擱筆されていますから、梅山の方では、線路決定で一段落、と認識していたようです。

駿遠鉄道の結末は前述の通りなのですが、線路決定後の、明治四十五年（一九一三）八月二十日付け「土第八一六八ノ一〇」には、以下のようにあります。

【史料五—⑤】

一 磐田郡東浅羽村地内ハ地元村ニ於テハ、会社計画線ニテ強テ異議ナキモノ、如クナレトモ、磐田郡上浅羽村、西浅羽村及小笠郡笠原村ニ於テハ異議有之。畢竟地元村ト其他ノ町村トハ利害關係ヲ異ニスルタメ、地元民ハ可成北部ニ敷設シテ悪水防御ノ用ニ供セントシ、他町村ハ線路新設ノ為悪水ノ排除ヲ沮害セラレントスルヲ憂ヘ、可成南部ニ敷設スルヲ望メルモノ、如ク認めラレ候。同所附近ハ水害地タルタメ悪水排除ニ関シ屢紛議ヲ生シ、為メニ

堤防道路ノ如キモ其高サヲ規定シ定杭ヲ建設シタル個所モ有之。

且敷設免許申請当時ノ線路ハ南部ヲ通過スルモノナルヲ、今回北部ニ変更セントスルモノニ有之候ニ付、篤ト御調査相成度、若シ会社申請ノ線路ニテ御認可相成ルモノトセハ、該線路ハ定杭以下ノ高ト為シ、尚悪水排除ニ就テモ充分ノ設備ヲ講セシムヘキモノト存候。為参考関係村意見書写添付致候。(70)

「東浅羽村地内」は、これまで見てきた地域ですから、会社の交渉が功を奏したようです。他の異議がある村については、悪水問題だけではなく、明治四十四年（一九一三）十月十日に敷設許可願が提出されていた中遠鉄道計画も関係するかと思えます。東西にのびて中泉に至る駿遠鉄道と、南北にのびて東海道線袋井駅に至る中遠鉄道。どっちでもいい、という訳にはいきません。

六 中遠鉄道

明治四十四年（一九一三）十月十日、「中遠鉄道布設許可願」が提出されました。原本は鉄道省文書です。文面は『浅羽町史 資料編三 近現代』二一八号に収録されています。

【史料六—①】

中遠鉄道布設許可申請書

今般拙者等相謀リ、静岡県磐田郡笠西村高尾ヲ起点トシ同県小笠郡大須賀村横須賀ニ至ル軽便鉄道ヲ布設シ、鉄道院東海道線袋井駅ニ連絡スル旅客貨物ノ運輸營業仕度候間、特別ノ御詮議ヲ以テ御許可被成下度、別紙起業目論見書、敷設費用概算書、營業収支概算書、線路予測平面図、線路予測縦断面図及仮定款膳本相添、此段奉願候也。

明治四拾四年拾月拾日

(中略)

起業目論見書

一 目的

旅客貨物ノ運輸營業

二 名称及事務所

中遠鐵道株式會社ト称シ、静岡縣磐田郡笠

西村高尾千百九拾五番地ニ事務所ヲ置ク

三 資金額及出資方法

資本金拾万円ノ株式組織トシ、壹株ヲ金五

拾円トス

(後略) (8)

布設の目的として「旅客・貨物ノ運輸」が挙げられています。そりやそ
うだ。ですが、この当たり前の事実も、なかなか気になる論点です。

『中遠鐵道創業三十周年記念誌』という、一九四二年に出された社史
に、中遠鐵道開通前の交通事情が書かれています。

【史料六―②】

(前略) 当時の交通機関は馬車、人力車を以てしたが、其多
くは草鞋穿きの徒歩旅行で十五里や二十里は一日の行程であつた。

荷物運搬と言へば大八車が重用視されて居つて米三俵(約五十貫
目)を積めば重荷の部類であつた。斯かる時代の地方鐵道創設は、
地方の大問題であると共に其建設後の利便は亦た大に囑望されて居
つた。(9)

当時(輕便鐵道開通前)、旅客用の交通機関は馬車や人力車があつたが、
多くの人は草鞋履きでの徒歩旅行だつた。十五里や二十里(約五六〇七
五キロメートル)は一日の行程だつた、とのことだ。

大変な健脚です。それはそうと、当時の感覚として、旅行は徒歩が普

通だつた、とすると、もしかしたら、大正〳昭和初期、輕便鐵道の旅客運
搬は、参詣客等、遠隔地からのお客さんばかりだつたのかもしれない。

袋井の事例ではありませんが、昭和二、三年(一九二七、八)頃の御前
崎の輕便鐵道に関する証言として、「客車は三両あつた。客はバラバラと
しか乗つていなかった。昔の人は歩くのが普通だつた時代で、私は交通
の便がいいなと思つた」(10)というものもありますから、大正〳昭和初期
には、輕便鐵道は、地元住民には、特定の層以外、あまり利用されていな
かつた、という可能性もあると思います。

さて、こうして発足した中遠鐵道ですが、經營は随分苦しかつたよう
です。『中遠鐵道創業三十周年記念誌』に以下のような記述があります。

【史料六―③】

工事費其他に要した総額が十七萬九千余円で資本金総額十萬円を
全部払ひ込んでまだ九萬余円の借入金を残して居る、当初より建
設費の予算は樹てゝあつて資本金額では不足する事は覺悟の上であ
つた。

当時の經濟事情を見るに米一俵が金五円、製茶一貫目が一円五十
錢乃至二円位の低物価時代であつた、一回に二十萬円の株式を募集
するとすれば米四萬俵を供出させねばならぬ、之れは容易ならぬ問
題である、依つて普通株は総額十萬円、一株五十円で払込を五回、
一回払込金十円宛にして大正三年の後期迄に払込みを完了したので
ある。

大正三年八月五日に臨時株主總會を開き優先株の募集を決議し十
萬円の増資を決定した、常時役員が引受けた株式は全部の七割を占
めて居る、初めから營利的でない地方鐵道株を斯くしても責任を持
たねばならぬ当時の重役諸君の苦心を察せらるゝのである。(11)

特に三段落目、大正三年（一九一四）——開通の頃の株主募集の頃を振り返って、「初めから営利的でない地方鐵道株」と自虐的な回想をしています。

そもそも、全国的に、輕便鐵道は資金調達その他で多くの困難を抱えていたようで、実際の事例を調べると、株主の多くが沿線地域の在住者で、九株以下の零細株主だったケースもあると言います⁽⁶⁾。沿線地域社会にとつての輕便鐵道は、「収益を期待した投資ではなく、共同体内におけるある種の分担金ともいうべき性格を有していた」⁽⁷⁾とのことです。

中遠鐵道の場合は、『中遠鐵道創業三十周年記念誌』を見ると、笠原村と上浅羽村、笠西村の人たちが株式を購入したようです。

【史料六—④】

中遠鐵道会社の發起人が敷設の申請書を内閣總理大臣に提出したのが明治四十四年の十月十日で其許可が明治四十五年の三月九日である。会社が第一回の払込みが終了したのが其年の八月二十八日となつて居り、僅かの歳月で株式会社組織が出来て居る、資本金十萬円、株式数二千株、株主の総数が三百七十七名、其多数が笠原村と上浅羽村、笠西村の人達である。村のおもだった人達の全部と言つても良い熱心さである。斯くして大正二年四月七日に工事に掛り、其翌年大正三年一月十一日には開通式が挙げられ、新袋井と新横須賀間の運輸營業が開始された。⁽⁸⁾

それでも經營が苦しかったことは、史料六—③からうかがえます。

笠原村の株式購入関係史料は見つかりませんが、本書に収録した数多くの史料を見るに、村が大きく協力したことが察せられます。笠西村の株式購入は、明治四十五年（一九一三）六月二十七日付け「磐田郡笠西村會議事録」（笠西村役場文書一五一）の第三項にあります。

【史料六—⑤】

三 會議ニ附シタル事項

議第三号 本村基本財産積立金ノ内ヲ以テ、中遠鐵道株式式拾株応募ノ件。⁽⁹⁾

上浅羽村の場合は、例えば大正二年（一九一三）三月三十日付け『大正元年拾月一日より全武年三月三十日ニ至ル土木費決算明細簿』（浅羽自治會文書三六四）の大正元年（一九一三）十月一日の項に「輕便株申込ノトキ帖用印代」⁽¹⁰⁾とあります。

ところで、中遠鐵道の発足には、先にも見た駿遠鐵道計画が影響していたようです。

駿遠鐵道は、焼津を出発し、新横須賀を經由して中泉に接続する予定でした。駿遠鐵道と激しく対立した藤相鐵道の予定線は、駿遠鐵道の予定線とほぼ重なるのですが、細かな点で違いがあり、その差が、利害関係のある地域の差です。

中遠鐵道の場合は、新横須賀から先が大きく違って、駿遠鐵道が西へ伸びて中泉につながるのに対し、中遠鐵道は北に延びて袋井駅に接続します。

駿遠鐵道株式会社は、東京在住の守山某なる会社の大株主が、払込みをせず姿をくらます、會計の不正が見つかるなどの不祥事が相次ぎ、大正七年（一九一八）に輕便鐵道免許を失効してしまします⁽¹¹⁾。

ですが、注意すべきは、必ずしも駿遠鐵道がデタラメな会社では無かった、歴史の悪役ばかりではなかったらしい、ということ。計画が立ち上がり、敷設予定地と交渉をしていた頃は、地域の発展にも関わる重要な事業として存在していたようです。それは、先に見た、地域に残

る会社と村とのやりとりからうかがえます。

中遠鉄道に話を戻しましょう。

紆余曲折あり、中遠鉄道株式会社は、大正三年(一九一四)一月十一日に、中遠鉄道の開通式が行われ、翌日に営業開始、となりました^(a)。

このとき、実は、中遠鉄道は一回監査で不合格になっています。その理由は「土木、橋梁、溝渠等ハ全部竣工ヲ告ゲタリト雖、軌道停車場、通信設備ニ至ツテハ未ダ半成ノ状態ニアリテ、運輸営業ヲ開始スルニハ尚多少ノ日子「ママ」ヲ要スルモノト認メタリ」^(a)という状態で、細かく言うと、「停車場ハ、新袋井ノミハ兎ニ角営業開始ニ支障ナキ程度ニ於テ竣工シタリト雖、新岡崎、新横須賀良停車場ハ到底四、五日中午竣工ノ見込ナシ。停留場ハ諸井、芝ノミ竣工シ、他ハ全ク未着手トス。通信設備ハ電話ヲ採用スレド、電話機ノ取付ハ勿論、未タ電話線ノ架設ヲスラ了セス。僅モ電柱ノ樹込「ママ」ヲ終リタルノミナリ。要スルニ本船路ハ目下ノ状況ニ於テハ、到底竣功監査ヲ申請スルノ域ニ達セズ」^(a)というものでした。

とはいえ、「今後少ナクモ約一週日「ママ」ノ後ニ非ザレバ営業ヲ開始スルコト覚束ナキモノト信ズ。(中略)適当ノ時期ヲ俟ツテ厳密ナル再監査ヲ行ハル、ヲ至当ト認ム」^(a)とのことで、再監査のチャンスは貰えませんでした。

鉄道省技師小池駿一による、その再監査の復命書には、「停車場 前線停車場三ヶ所、停留所六ヶ所アリ。其ノ名称及位置左ノ如シ」として、以下のように書かれています。

【史料六一⑥】

(前略)

| 名称 | 位置 | 駅間哩 |
|----|----|-----|
| 哩 | 鎖 | 節 |
| 哩 | 鎖 | 節 |

| | | |
|---------|--------------|--------------|
| 新袋井停車場 | 〇. 一. 〇 | 〇. 五〇. 五八. 〇 |
| 柳原 停留所 | 〇. 五一. 五八. 〇 | 〇. 五三. 七五. 〇 |
| 諸井 | 一. 二五. 三三. 〇 | 〇. 五七. 五〇. 〇 |
| 芝 | 二. 二. 八三. 〇 | 〇. 四〇. 五〇. 〇 |
| 浅名 | 二. 四三. 三三. 〇 | 一. 二三. 一一. 五 |
| 新岡崎停車場 | 三. 六六. 四四. 五 | 〇. 三九. 五〇. 〇 |
| 新三輪停留場 | 四. 二五. 九四. 五 | 一. 一二. 二五. 五 |
| 七軒町 | 五. 三八. 二〇. 〇 | 〇. 六四. 〇〇. 〇 |
| 新横須賀停車場 | 六. 二二. 二〇. 〇 | |

新袋井及新横須賀両停車場ニハ、本屋、貨物上屋、機関車庫、客車庫、石炭台、給水槽等ノ設備アリ。尚場内信号機一ヶヲ有ス。

新岡崎停車場ニハ、目下何等ノ建家ヲ有セズト雖、近々ノ中ニ本屋、貨物上屋などヲ建造スル由ナリ。尚遠方、場内信号機各二ヶヲ有ス。停留所ニハ乗降場ノ外何等ノ設備ヲ有セズ。

(後略)^(a)

ここからは、中遠鉄道が開通した当初、三つの停車場と六つの停留所があったことが分かります。そして、今回はこの停車場に注目してほしいのですが、その中に、芝停留所もあります。

地名は「芝」で、停留所名、停車場名も「芝」です。今、その跡地に建っている「柴停車場記」の「柴」表記は、字面がかつこよかったのでその字を使っただけのことだと思えます。

また、この復命書の記述から、停留所は乗降場があるのみでその他の設備がなく、停車場には、貨物の運び込みに関わる設備があったことが分かります。

中遠鉄道の開通後、上浅羽村の有志が、芝停留場を拡大して、停車場にしてもらおうという運動を展開しました。

浅羽常設委員の『議事録』に残されています。『議事録』大正三年（一九一四）二月十日条には「一、軽便鉄道停車場設置スルヲ会社ニ向テ請求スルヲ」とあります。中遠鉄道の開通式が一月十一日ですから、その一ヶ月後までには活動を開始していたようです。

同『議事録』大正三年（一九一四）二月十八日条には「芝停車場設置ニ付、大字浅羽ヨリ金壹百五拾円寄附スル事ヲ承認ス」とあり、芝停車場設置に向けて、大字浅羽からも一五〇円を寄附することになった、と言っています。

実際、「柴停車場記」の裏面には、寄附金額の最高額ではありませんが、寄附者筆頭の位置に「金壹百五拾円大字浅羽」とあります。

この芝停車場設置の経緯は、芝停車場設置を記念して建てられた「柴停車場記」に書かれています。

【史料六一⑦】

柴 停車場 記

晨観^ニ墨江之花^一、暮^ニ賞嵐山之芳^一。昨探^ニ東奥之勝^一、今醉^ニ南薩之巷^一。遠則^ニ数時^一而到、近則^ニ瞬間^一而達。載^ニ人蓄^一輸^ニ貨物^一、運^ニ搬四^一方^ニ者、則為^ニ鐵路汽車之便^一今也。設^ニ於都鄙^一行^ニ於各国^一、地上殆如^ニ棋局之面^一。如^ニ我中遠之地^一、固不^レ漏^ニ斯大局^一、時勢進運促

レ之。大正三年初春、自^ニ袋井^一到^ニ横須賀^一設^ニ置鐵路汽車^一、以便^ニ民庶^一。而其間浅羽之地、沃壤豊富、桑茶菓蔬之産特為^ニ夥够^一。既有^ニ郵便局及銀行等備^一、而無^ニ停車場設^一、甚懷^ニ不便之感^一。於^レ是有志諸氏相謀釀金得^レ設^ニ置停車場於柴^一。爾来浅羽繁榮倍^レ旧、為^ニ二百貨輻湊之区^一而、四隣近郷潤沢年加増焉。顧^ニ区区^一一条車路不^ニ特謀^一全郡贏利^一迨^ニ萬人便益^一。可^レ謂^ニ其功德偉且大^一矣。茲勒^ニ貞珉^一聊記^ニ其由^一。乃作^レ頌曰、

維時大正三年春 通^ニ鐵路^一兮拓^ニ葳蕤^一 袋与^レ横兮徑^ニ一線^一 南北繫兮如^ニ邇隣^一 中程設^ニ此停車場^一 往復運搬便^ニ人民^一 更喜文
化迨^ニ辺陬^一 知識日進事皆新 大正四年四月 八十三翁鴻齋
石川英撰^{併書}

〔現代語訳〕

柴 停車場 記

朝に墨江（大阪の住江か）の花を観て、暮に嵐山（京都）の芳（芳）も「花」や「花の香」の意を愛でる。昨日は東北地方の名勝を探索し、今は鹿児島町の酔っ払っている。遠いところへは数時間で到着し、近いところへは一瞬で到達する。人畜を載せて貨物を輸送し、四方に運搬する。鉄道汽車の便利さはまさにこれだ（遠隔地をつないで人畜や貨物の輸送を行うことだ）。鉄道を都鄙間に設置し各国に行く、地上はほとんど碁盤の目のように鉄道網が張り巡らされている。我が中遠の地のごときは、当然この大局に漏れず、時代の波がこの鉄道敷設を促した。大正三年初春、袋井から横須賀に到るまで、鉄道汽車を設置し、これによって人々の暮らしは便利になった。ところで袋井と横須賀の間にある浅羽の地は、豊かな土地で、桑・茶・果実・野菜の生産が特に多い。既に郵便局及び銀行などの施設があるが、しかし停車場が無いことは、はなはだ不便だと思われていた。

浅羽史談会がとつた拓本を元に読みました。

【史料六—⑧】

(上部)

「中遠碑／五島慶太」

道路之通塞則国運隆替^レ、関、軍備・經濟・産業等諸般文化盛衰職由^レ之。鉄道敷設之緊要^一亦不^レ俟^レ論也。中遠鐵道株式会社置^二本社於磐田郡袋井町^一、資本金五十万円。擁從^二東海道本線袋井駅^一、經^二小笠原横須賀町^一、至^二同郡睦濱村^一、鐵路延長約十八軒。為^二地方^一雖^二重要交通機關^一、抑中遠南部之地也、北負^二小笠原山^一、南臨^二遠州洋長汀^一、財物不通、産業不振、民以為^レ患。明治四十四年見^二地方鉄道補助法制定^一也、有志胥謀^二組織^一、当会社大正三年始見^二袋井横須賀間鉄路開通宿望^一。漸達^二當時藤相鉄道会社有^レ開^二藤枝相良間鉄路^一而、南遠海岸線之貫通者、是兩者共通目的而、亦鉄道本來使命也。於^レ是東西相呼応、当其企画昭和二年本社先開^二横須賀三俣間鉄路^一。雖^レ然歐洲戦乱以後世界的經濟不況、澎湃如^二潮來^一。加之自動車会社所在簇出、鉄道会社之倒産者相次、遭^二廢業解散之厄^一者不^レ可^二勝算^一。当社長芝田庫太郎君創立以來在^二其職^一、拮据黽勉当經營克猷^二一身^一、處^二百難^一嘗^二千辛^一喫^二萬苦^一、滅私奉公終始不^レ渝為^レ勉、内外信望、上下輯睦、戮力協和、遂^レ善^二處此難局^一者、洵可^レ謂^二至誠通^レ神也。在職二十有二年、昭和九年一月遺^二不朽偉業^一溘焉長逝。遠近知与不^レ和無^レ不^二痛惜^一矣。次創立以來之常務取締役鹽谷桑平君為^二社長^一、新任常務取締役芝田佐平次君与^二支配人村瀬莊三郎君^一同心一体、經營愈努、社運益昌、将来之發展可^二期而待^一也。昭和十七年七月迎^二創業三十周年^一、挙^二記念祝典^一並祭^二關係物故者靈^一。亦出^二於報本反始之意^一也。遮回於^二東泉偶^一有^レ欲^二整備拡充交

そこで、有志諸氏が相談し、寄付を募り、停車場を柴に設置することができた。それ以来浅羽の繁栄はかつての倍になった。百貨が集まる場所となって、近隣の地域も豊かになって利益は年々増えた。一つ一つ考えてみるに、一本の鉄道は、特に全郡の利益を考えただけではないが、万人の便益となっている。その功德は偉大と言うべきであろう。ここに石碑を彫って、わずかながらその由緒を記す。そこで、頌を作ってみたが、その文面は以下のとおり。

これ時に大正三年春 鉄道を通し、草木の茂る土地を拓き、袋井と横須賀とは一本の道 南北は繋がり近所のようになった。その中程にこの停車場を設置した 鉄道は往復運搬し人民の生活を便利にした 更に喜ばしいことは、文化が辺境にまで及び 知識日進、万事が皆新しくなっていくことだ。 大正四年四月 八十三翁鴻斎石川英撰併書

内容は現代語訳のとおりですが、「中遠鉄道の開通後に、「柴停車場記」に書かれた「有志諸氏」が、停車場を造ってもらおうと活動していた理由が、ここから分かります。

「柴停車場記」にあったとおり、浅羽の農作物を運搬したい。そこで、開通時の停留所を拡大し、貨物の運び込みができる停車場にしてほしい、というわけです。

開通後の大正と昭和初期のことは、『浅羽町史 資料編三 近現代』(前掲注46参照)なども参照していただくとして、中遠鉄道は、「秋葉線」の項で先述のごとく、昭和十八年(一九四三)五月十五日に、諸社と合併して静岡鉄道株式会社となりました。

この合併のときに建てられた、「中遠碑」という石碑があります。この碑文については、収録している史料集が見当たらないので、「袋井市郷土資料館 昭和100年企画展 昭和ふくろい途中下車」でお借りした、

通機関統制強化^一、其運営之議当社率先贊^レ之。昭和十八年五月中旬交通機関統合^二併合^一改^三称静岡鉄道株式会社^一。将愈^レ擴^レ張業務^一、益寄^レ与於地方交通發達^一。蓋所^レ以充^レ實軍備振興經濟開發産業並啓^レ培諸般文化^一而、抑亦当社創設之本旨也。頃者欲^レ建^レ碑叙事^一之。於^レ後昆請^レ文、於^レ余余^一与^レ前社長^一有^レ姻、且通^レ前後事情^一故、以^レ不^レ文^一不^レ敢辞^一、尚謀^レ之於尾崎楠馬先生略録梗概^一云爾。

昭和十八年八月 井浪茂三郎撰 小林岳陽書

〔現代語訳〕

道路が通っているかどうかは、国運の浮き沈みに関わる問題で、軍備・経済・産業など諸般の文化の盛衰は、主に交通の便にかかっている。鉄道敷設が緊要であることは論を待たない。中／遠鉄道株式会社は本社を磐田郡袋井町に置き、資本金は五十万円。その範囲は、東海道本線袋井駅から、小笠郡横須賀／町を経て、同郡睦濱村三俣に至る、鉄道敷延長約十八キロメートルである。地方にとつての大重要交通機関ではあるが、そもそも、中遠南部の地は、北に小笠連／山があり、南に遠州灘の長い汀が広がっている。物資を運ぶのに不便で、産業は振るわず、民はそのことを憂いていた。明治四十四年（一九一三）、地方鉄道補助法の制定を知り、有志は皆／組織を作ることを計画し、当会社（中遠鉄道株式会社）を、大正三年（一九一四）に始め、袋井―横須賀間に缺路を開通させるという宿望を実現した。それからしばらくして知ったことだが、当時藤相鉄道会社が藤枝―相良間に開通していたのだが、南遠の海岸線を通るその鉄道は、中遠鉄道と共通目的を持っているものだった。また、その共通目的は、鉄道本来の使命である。これにおいて、東西（藤相鉄道と中遠鉄道）は呼応すべく、まさにその企画として、昭和二／年（一九二七）に、本社（中遠鉄道）は先に横須賀―三俣間の鉄路を開通し

た。しかし、そんなときに、歐洲戦乱（第一次世界大戦）以後、世界的經濟不況が大波のごとく襲いかかってきた。それだけではなく、自動車会社も／地域に次々登場し、鉄道会社で倒産するものが相次いだ。廢業解散の危機に遭遇したものは数え切れないほどだ。当社（中遠鉄道）社長芝田庫太郎君は、創立以来その職（社長）に在り、常に励み、中遠鉄道の經營のためにその身を捧げ、百難を処理し、千辛を舐め、万苦を喫し、滅私奉公の心で、終始努力する姿勢を変えなかつた。内外からは信頼を集め、上下は仲良くなり、皆で力を出し合い協力し、／善処をとげ、この難局を乗り越えたのは、まことに、至誠が神に通じた、と言うべきことであろう。芝田庫太郎は在職二十二年、昭和九年（一九三四）一月に、不朽の偉業を残し急死した。各地でその死を知った／者は、親しくなくとも、その死を惜しまないことは無かつた。芝田庫太郎を継いで、創立以来常務取締役を務めていた塩谷桑平君が社長となり、新任常務取締役の芝田佐平次君は／支配人の村瀬莊三郎君と協力し、經營にいいよ努力し、社運は高まり、将来の發展を期待すべき状態になった。昭和十七年（一九四二）七月に創業／三十周年の記念祝典を挙式し、関係物故者の靈を祀り、また、創業当時の初心にかえって感謝の念を捧げた。このたびは、東にある県の隅（中遠の地）で交通機関の拡充整備と統制強化が求められ、／その運営について、当社（中遠鉄道）が率先して主導した。昭和十八年（一九四三）五月、中部交通機関の統合が行なわれ、鉄道会社は併合して静岡鉄道／株式会社と改称した。ここでいよいよ業務は拡張し、その利益は地方交通の發達に寄与した。考えるに、軍備振興、經濟開發、産業と、諸般文／化の振興は、そもそも当社（中遠鉄道）創設の本旨である。このごろ、碑を建ててこれらのことを後世に伝えたいということになった。そこで、全体の文章を依頼するのに、色々なことについて、前社長と姻戚關係にあり、

かつ、前後の事情に通じている／＼のことで、つたない文章ではあるが、敢えて辞せず、記すことにした。なお、尾崎楠馬先生にこれらの話の概要をうかがった。

昭和十八年八月 井浪茂三郎撰 小林岳陽書

戦後の中遠鉄道——静岡鉄道駿遠線については、廃線の頃の史料が『浅羽町史 資料編三 近現代』（前掲注46参照）に収録されています。駿遠線については、阿形昭『歴史に残す静岡鉄道駿遠線 日本一の軽便鉄道』（静岡新聞社、二〇一五年）という文献が重要で、数々の史料写真が掲載されています。同書の「柴停車場記」「中遠碑」の読みには首肯できませんが、掲載されている史料には、例えば駿遠鉄道株式会社の株券^⑧や、中遠鉄道の年賀はがきなど、面白いものが多くあります。年賀はがきは、同書中で文字起こしがされていないので、左に紹介しましょう。

【史料六—⑨】

拝啓酷暑耐え難き折柄、貴堂益々御多祥之段大慶至極に上存候。扨て、桜ヶ池例祭に際しては毎年多大の御臈貢に預り候段、一偏に奉深謝候。尚ほ本年も大奉仕的割引を以て年末の御愛顧に報ひ度く候につき、よつて当駅御利用方御決定被下度此段一偏に御願申上候。

敬具

桜ヶ池参拝ハ (図省略)

袋井下車

中遠線ニテ^⑩

本書に収録した史料は、この解題に紹介したもの以外にも沢山ありま

す。皆さんも是非読んでみてください。

(7) 小島栄次郎編『新鉄道法令集 上巻 第35版』（鉄道時報局、一九一六年）二六六頁。

(8) 岡本憲之『全国軽便鉄道 失われたナローゲージ物語300選』（JTB、一九九九年）四頁。

(9) 「鉄道国有法」（明治二十九年三月三十一日 法律第一七号）。

(10) 「鉄道国有法」（明治二十九年三月三十一日 法律第一七号）第二条によれば、政府が買収したのは①北海道炭礦鉄道株式会社・②北海道鉄道株式会社・③日本鉄道株式会社・④岩越鉄道株式会社・⑤北越鉄道株式会社・⑥甲武鉄道株式会社・⑦総武鉄道株式会社・⑧房総鉄道株式会社・⑨七尾鉄道株式会社・⑩関西鉄道株式会社・⑪参宮鉄道株式会社・⑫京都鉄道株式会社・⑬西成鉄道株式会社・⑭阪鶴鉄道株式会社・⑮山陽鉄道株式会社・⑯徳島鉄道株式会社・⑰九州鉄道株式会社の十七社。野田正徳・原田勝正・青木栄一・老川慶喜編『日本の鉄道——成立と展開』（日本経済評論社、一九八六年）二七三—二七四頁。

(11) 「鉄道国有法」（明治二十九年三月三十一日 法律第一七号）第一条には「一般運送ノ用ニ供スル鉄道ハ総テ国ノ所有トス但シ一地方ノ交通ヲ目的トスル鉄道ハ此ノ限ニ在ラス」とある。野田正徳・原田勝正・青木栄一・老川慶喜編『日本の鉄道——成立と展開』（前掲注4 参照）三三三頁。

(12) 野田正徳・原田勝正・青木栄一・老川慶喜編『日本の鉄道——成立と展開』（前掲注4 参照）一四八—一四九頁。

(13) 浅香幸雄「明治後期における駿甲連絡鉄道の建設運動」（『東京教育大学地理学研究報告』九、一九六五年）二三頁。浅香論文は、鉄道名が書いてある場所によってコロコロ変わり、違う名前前で書かれているので正直言って読みにくい。他に駿甲鉄道に関するまとまった研究が見つからなかったため、「(11)と(12)の鉄道は同じ計画かな」と勘で読んだ。誤っていたら申し訳ない。

(14) 浅香幸雄「明治後期における駿甲連絡鉄道の建設運動」（前掲注7 参照）二三頁。

(15) 浅香幸雄「明治後期における駿甲連絡鉄道の建設運動」（前掲注7 参照）一一三—一一五頁。

(16) 浅香幸雄「明治後期における駿甲連絡鉄道の建設運動」（前掲注7

参照）一五五頁。

(17) 浅香幸雄「明治後期における駿甲連絡鉄道の建設運動」（前掲注7 参照）一五五頁。

(18) 浅香幸雄「明治後期における駿甲連絡鉄道の建設運動」（前掲注7 参照）一五五頁。

(19) 浅香幸雄「明治後期における駿甲連絡鉄道の建設運動」（前掲注7 参照）一五五頁。

(20) 浅香幸雄「明治後期における駿甲連絡鉄道の建設運動」（前掲注7 参照）一五五—一五七頁。

(21) 浅香幸雄「明治後期における駿甲連絡鉄道の建設運動」（前掲注7 参照）一八頁。

(22) 浅香幸雄「明治後期における駿甲連絡鉄道の建設運動」（前掲注7 参照）二八—二九頁。

(23) 明治三十年（一八九七）十月五日付け「証」（諸井平記家文書〈浅羽要衛武家文書〉近代一五八—一）本書三号。

浅羽要衛武が住んでいた家に、浅羽要衛武が転居した後に住んだ人物が諸井平記。諸井平記から、家に残された浅羽要衛武関係の文書の寄贈を受けたため、文書群名が少々複雑になっている。レファレンスの際はどちらで呼んでいただけでも構わない。

(24) 明治三十年（一八九七）十月十八日付け「証」（諸井平記家文書〈浅羽要衛武家文書〉近代一五八—一）本書四号。

(25) （年不明）七月二十八日付け「浅羽要衛武宛竹内健三郎書状」（書状綴）諸井平記家文書（浅羽要衛武家文書）（近・現代）八四所収）本書五号。

(26) 申十月「浅羽要右衛門苗字帯刀許可証」（諸井平記家文書／浅羽要衛武家文書近世一六一）。縦紙、縦209mm×横364mm。本書には収録せず。

(27) 「国名・旧官名使用禁止令（太政官布告第八四五号）」『法令全書 明治三年』五一—五五頁。

(28) 宇刈の役場文書の前に付いている数字については、拙編著『宇刈・春岡 神社関係史料』（二〇二六年、歴史文化館ホームページに公開／<http://fukuroi-rekisho.com/siryoi/2026/01/post-330.html>）の凡例（三一—四頁）を参照のこと。

(23) 明治四十四年(一九一〇)十一月二十八日付け『遠江輕便鐵道出願書』(一二字刈近代役場文書四九九―一) 本書一三三頁。

(24) 明治四十四年(一九一〇)十一月二十八日付け『遠江輕便鐵道出願書』(一二字刈近代役場文書四九九―二) 本書一三三頁。

(25) 明治四十四年(一九一〇)十一月二十八日付け『遠江輕便鐵道出願書』(一二字刈近代役場文書四九九―三) 本書一三三頁。

(26) 大正二年(一九一三)「北遠鐵道期成同盟會規約書」(一二字刈近代役場文書四九九―四) 本書四六頁。

(27) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(静岡新聞社、二〇二二年)三七〇頁。

(28) 明治二十六年(一八九三)十二月付け「上申書」(一二字刈近代役場文書四九九―一) 本書一頁。

(29) 吉川文夫・花上嘉成『静岡鐵道秋葉線——石松電車始末記——』(ネコ・パブリッシング、二〇〇一年)二四頁。

(30) 吉川文夫・花上嘉成『静岡鐵道秋葉線——石松電車始末記——』(前掲注29参照)二四頁。

(31) 吉川文夫・花上嘉成『静岡鐵道秋葉線——石松電車始末記——』(前掲注29参照)二四―二五頁。

(32) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(静岡新聞社、二〇二二年)二二四頁。

(33) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)三〇〇頁。

(34) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)三〇〇頁。

(35) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)三〇一頁。

(36) 明治二十九年(一八九六)一月十一日付け「決議書」(山梨役場文書二九〇六) 本書二頁。

(37) 明治三十二年(一八九九)五月三十日『約諾書』(山梨役場文書二九一一) 本書八頁。

(38) 明治三十二年(一八九九)五月二十九日「決議書」(山梨役場文書二九〇九) 本書七頁。

(39) 明治三十四年(一九〇一)五月九日「決議書」(山梨役場文書二九一四) 本書一〇頁。

(40) 駿遠鐵道株式会社については、浅羽町史編さん委員会編『浅羽町史 通史編』(浅羽町、二〇〇〇年)は節を設けているが、実質三頁(八二九―八三二頁)の簡単な紹介に留まる。森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)は藤相鐵道の記述の中で触れる程度の断片的な記述に留まる。なお、森信勝『静岡縣鐵道軌道史』は三七一頁に簡単な駿遠鐵道株式会社の紹介がある。岡本憲之『全国輕便鐵道 失われたナローゲージ物語300選』(JTB、パブリッシング、一九九九年)は、静岡鐵道駿遠線の項目の中で簡単に触れる程度。藤枝市史編さん委員会編『藤枝市史 通史編下 近世・近現代』(藤枝市、二〇一一年)は駿遠鐵道と藤相鐵道間の熾烈な競争があったことを紹介し、「なお、藤相鐵道の建設と歴史は、藤枝市郷土博物館刊行の『懐かしの輕便鐵道 いまむかし』(二〇〇一年)に、多くの写真と、丁寧で親しみやすい記述がある。両社間の競争と駿遠鐵道の消滅についてはこれに譲る」(五六八―五六九頁)とある。実際に、藤枝市郷土博物館編集・発行『懐かしの輕便鐵道 いまむかし』(二〇〇一年)が、最も詳しく、優れた駿遠鐵道株式会社の解説書である。

(41) 野田正徳・原田勝正・青木栄一・老川慶喜編『日本の鐵道——成立と展開』(前掲注4参照)一五〇―一五一頁。

(42) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)三七一頁。

(43) 藤枝市郷土博物館編集・発行『懐かしの輕便鐵道 いまむかし』(前掲注42参照)四二頁。

(44) 藤枝市郷土博物館編集・発行『懐かしの輕便鐵道 いまむかし』(前掲注42参照)四二―四三頁。大正七年(一九一八)四月三十日付け「復命書」(浅羽町史編さん委員会編『浅羽町史 資料編三 近現代』浅羽町、一九九七年、二七号、三五九―三六二頁)など。

(45) 明治四十三年(一九一〇)十二月十五日付け「駿遠鐵道發起趣意書」(鐵道省文書、『浅羽町史 資料編三 近現代』(前掲注46参照)二二二―二二九頁、三四九頁。

(46) 明治四十三年(一九一〇)十二月十五日付け「駿遠鐵道敷設許可願」第五項。『浅羽町史 資料編三 近現代』(前掲注46参照)二二二―二二九頁、三五二頁。

(47) 『協議會議事録』明治四十三年(一九一〇)七月三十一日条(梅山自治会文書近代三七) 本書一頁。

(48) 『協議會議事録』明治四十四年(一九一〇)十月十八日条(梅山自治会文書近代三七) 本書一頁。

(49) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)三〇二頁。

(50) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)三〇二頁。

(51) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)三〇二頁。

(52) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)三〇二頁。

(53) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)三〇二頁。

(54) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)三〇二頁。

(55) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)三〇二頁。

(56) 森信勝『静岡縣鐵道軌道史』(前掲注27参照)三〇二頁。

自治会文書近代三七) 本書一四号。

⁵¹⁾ 『明治四十四年(一九一〇)』 『鉄道関係日記』(梅山自治会文書近代二八五五) 本書一四号。

⁵²⁾ 『協議会議事録』明治四十五年(一九二二) 一月九日条(梅山自治会文書近代三七) 本書一五号。

⁵³⁾ 『協議会議事録』明治四十五年(一九二二) 二月二十二日条(梅山自治会文書近代三七) 本書一六号。

⁵⁴⁾ 『協議会議事録』明治四十五年(一九二二) 三月二十三日条(梅山自治会文書近代三七) 本書一七号。

⁵⁵⁾ 『協議会議事録』明治四十五年(一九二二) 四月五日条(梅山自治会文書(近・現代) 三七) 本書一九号。

⁵⁶⁾ 『明治四十四年(一九一〇)』 『鉄道関係日記』(梅山自治会文書近代二八五五) 本書一四号。

⁵⁷⁾ 『協議会議事録』明治四十五年(一九二二) 五月九日条(梅山自治会文書(近・現代) 三七) 本書二二号。

⁵⁸⁾ 『明治四十四年(一九一〇)』 『鉄道関係日記』(梅山自治会文書近代二八五五) 本書一四号。

⁵⁹⁾ 『明治四十四年(一九一〇)』 『鉄道関係日記』(梅山自治会文書近代二八五五) 本書一四号。

⁶⁰⁾ 『協議会議事録』明治四十五年(一九二二) 五月十六日条(梅山自治会文書(近・現代) 三七) 本書二二号。

⁶¹⁾ 『協議会議事録』明治四十五年(一九二二) 六月一日条(梅山自治会文書近代三七) 本書二四号。

⁶²⁾ 『協議会議事録』明治四十五年(一九二二) 七月二十八日条(梅山自治会文書近代三七) 本書二六号。

⁶³⁾ 『協議会議事録』明治四十五年(一九二二) 七月三十一日条(梅山自治会文書(近・現代) 三七) 本書一七号。

⁶⁴⁾ 『明治四十五年(一九二二) 八月二十日付』 『土第八一六八ノ一〇』 『浅羽町史 資料編三 近現代』(前掲注46参照) 二二三号、三五二―二五五頁。

⁶⁵⁾ 『明治四十四年(一九一〇) 十月十日』 『中遠鉄道布設許可願』。鉄道省文書。『浅羽町史 資料編三 近現代』(前掲注46参照) 二二八号、三六三―三六四頁。

⁶⁶⁾ 『中遠鐵道創業三十周年記念誌』(柴田佐平次代表発行・編集、非

売品、一九四二年) 三頁。

⁶⁷⁾ 杉本とき「新野の軽便停留所」(浜岡町史編さん委員会編『浜岡町史資料編別冊 四 証言集町民が語る近現代の歩み』御前崎市、二〇〇五年所収)。杉本氏は大正二年(一九一三)生まれ。

⁶⁸⁾ 『中遠鐵道創業三十周年記念誌』(前掲注66参照) 三一―四頁。

⁶⁹⁾ 野田正穂・原田勝正・青木栄一・老川慶喜編『日本の鐵道——成立と展開』(前掲注4参照) 一五一―一五四頁。

⁷⁰⁾ 野田正穂・原田勝正・青木栄一・老川慶喜編『日本の鐵道——成立と展開』(前掲注4参照) 一五四頁。

⁷¹⁾ 『中遠鐵道創業三十周年記念誌』(前掲注66参照) 三頁。

⁷²⁾ 『明治四十五年(一九二二) 六月二十七日付』 『磐田郡笠西村會議事録』(笠西村役場文書一五二) 本書二五号。

⁷³⁾ 『大正二年(一九一三) 三月三十日付』 『大正元年拾月一日より全式年二月三十日乃至ル土木費決算明細簿』(浅羽自治会文書三六四) 本書一九号。

⁷⁴⁾ 藤枝市郷土博物館編『懐かしの軽便鐵道 いまむかし』(前掲注42参照) 四二―四三頁。

⁷⁵⁾ 森信勝『静岡県鐵道軌道史』(前掲注27参照) 二六六頁など。なお、森信勝『静岡県鐵道軌道史』の「中遠鐵道」の項を見ると、森は、返り点の「レ点」が返り点だと分からず、全て大きな片仮名の「レ」として引用していることが分かる。返り点を下付きにする方法が分からなかったという可能性もあるが、それなら「レ」など振らず、白文で引用すべきだったろう。森著書は、史料引用に難があると

言える。

⁷⁶⁾ 『大正二年(一九一三) 十二月二十五日付』 『復命書』。『浅羽町史 資料編三 近現代』(前掲注46参照) 二二五号、三三七頁。

⁷⁷⁾ 『大正二年(一九一三) 十二月二十五日付』 『復命書』。『浅羽町史 資料編三 近現代』(前掲注46参照) 二二五号、三三四頁。

⁷⁸⁾ 『大正二年(一九一三) 十二月二十五日付』 『復命書』。『浅羽町史 資料編三 近現代』(前掲注46参照) 二二五号、三三四頁。

⁷⁹⁾ 『大正三年(一九一四) 一月九日付』 『復命書』。『浅羽町史 資料編三 近現代』(前掲注46参照) 二二六号、三七五―三七六頁。

⁸⁰⁾ 『議事録』大正三年(一九一四) 二月十日条(浅羽自治会文書五)。 本書五〇号。

(8) 大正三年(一九一四)二月十八日『議事録』大正三年(一九一四)二月十八日条(浅羽自治会文書五) 本書五一号。

(9) 浅羽町郷土資料館編『浅羽町郷土資料館報告 第三集 碑文等調査報告書 記念碑・墓碑・頌徳碑・句碑など 附 梵鐘銘文』(浅羽町教育委員会、二〇〇三年) 七頁。

(10) 大正四年(一九一五)四月「柴停車場記」。石碑。原文どおりの改行ではないが、碑文は浅羽町郷土資料館編『浅羽町郷土資料館報告 第三集 碑文等調査報告書 記念碑・墓碑・頌徳碑・句碑など 附 梵鐘銘文』(浅羽町教育委員会、二〇〇三年) 六一―七頁に収録されて

いる。表面は六頁に収録されている。なお、同報告書によれば、「柴停車場記」は碑高一八一センチメートル、碑幅八二センチメートルとのこと(六頁)。

(11) 明治四十五年(一九二二)「駿遠鉄道 株券」(阿形昭『歴史に残す静岡鉄道駿遠線 日本一の軽便鉄道』静岡新聞社、二〇一五年) 九五頁。

(12) 年不明「中遠鉄道 年賀はがき」(阿形昭『歴史に残す静岡鉄道駿遠線 日本一の軽便鉄道』静岡新聞社、二〇一五年) 九四頁。

付録

石碑の読み

袋井を走っていた軽便鉄道、中遠鉄道については、「柴停車場記」、「中遠碑」という、二つの石碑が残っている。しかし、この二つの石碑の碑文は、あまりアクセスしやすいものではなかった。

「柴停車場記」は、原文の紹介はあるものの、その漢文の読みをしっかりと解説したものが無い。また、「中遠碑」は、原文を収録した史料集が見当たらない。

そこで、本書では付録として、私が様々な機会で紹介した、二つの石碑の碑文の解説を収録することとした。

「柴停車場記」については、私がかつて行なっていた「予習不要の古文書講座」の漢文読解講座で、「柴停車場記」を紹介した回の、碑文読解部分のみを抄出したものを収録した。

「中遠碑」については、「袋井市郷土資料館 昭和100年企画展 昭和ふくろい途中下車」で、袋井市社会科補助資料集、デジタル版に解説を載せ、QRコードで解説を見てもらう、という新しい試みに挑戦するというので、そのための解説として、展示準備をしている脇で書いた、社会科補助資料集デジタル版掲載内容の下書きを収録した。

大正四年（一九一五）四月付け「柴停車場記」

〔原文〕

1 柴 停 車 場 記

- 1 晨觀_二墨江之花_一、暮賞嵐山之芳_一。昨探_二東奥之勝_一、今醉_二南薩之巷_一。遠則數時而到、近則瞬間而達。載_二人蓄_一、輸_二貨物_一、運_二搬四方_一者、則為_二鐵路汽車之便_一今也。設_二於都鄙_一行_二於各国_一、地上殆如_二棋局之面_一。如_二我中遠之地_一、固不_レ漏_二斯大局_一、時勢進運促_レ之。大正三年初春、自_二袋井_一到_二横須賀_一、設_二置鐵路汽車_一、以便_二民庶_一。而其間淺羽之地、沃壤豐富、桑茶菓蔬之産特為_二夥够_一。既有_二郵便局及銀行等備_一、而無_二停車場設_一、甚懷_二不便之感_一。於_レ是有志諸氏相謀、釀金得_レ設_二置停車場於柴_一。爾來淺羽繁榮倍_レ旧、為_二百貨輻湊之区_一而、四隣近郷潤沢年加増焉。顧_二区區_一一条車路不_レ特謀_二全郡贏利_一、迨_二萬人便益_一。可_レ謂_二其功德偉且大_一矣。茲勒_二貞珉_一聊記_二其由_一。乃作_レ頌曰、
- 2 維時大正三年春 通_二鐵路_一、分拓_二葦藜_一、袋与_レ横兮徑一線 南北繫兮如_二邇隣_一、中程設_二此停車場_一、往復運搬便_二人民_一、更喜文化迨_二辺陬_一、知識日進
- 3 事皆新 大正四年四月 八十三翁鴻齋石川英撰_{併書}

〔読み下し文〕※おおよそ原文どおりの改行にした

1 柴 停 車 場 記

- 1 晨に墨江の花を觀て、暮に嵐山の芳を賞す。昨は東奥の勝を探り、今は南薩の巷に酔ふ。遠きは則ち數時にして到り、近きは則ち瞬間にして達す。人畜を載せ貨物を輸り、四方に運搬するは、則ち鐵路汽車の便たるは今なり。都鄙に設け
- 2 各国に行く、地上殆ど棋局の面の如し。我が中遠の地のごときは、固より斯の大局に漏れず、時勢の進運これを促す。大正三年初春、袋井より横須賀に到り、鐵路汽車を設置し、以て民庶を便す。而るに其の間淺羽の地、沃壤豐富、桑茶菓蔬の産特に夥够たり。既に郵便局及び銀行などの備へ有れども、しかるに停車場の設けの無きは、甚だ不便の感を懷く。是に於て有志諸氏相謀りて釀金し、停車場を柴に設置すを得。爾來淺羽の繁榮旧に倍す。百貨
- 3 輻湊の区と為りて、四隣近郷の潤沢は年に加増すなり。区區を顧みるに、一条の車路は、特に全郡の贏利を謀らずとも、萬人の便益に迫ぶ。其の功德、偉、且つ大なるかなと謂ふべし。茲に貞珉を勒し聊か其の由を記す。乃ち頌を作りて曰く、

- 10 維れ時に大正三年春 鉄路を通し葦藪を拓き 袋と横と径は一線 南北繋がり邇
- 11 隣の如し 中程此の停車場を設く 往復運搬人民を便しくす 更に喜ばしきは文化の辺陬に迫り 知識日進
- 12 事皆新たにならんことを 大正四年四月 八十三翁鴻齋石川英撰併びに書す

〔現代語訳〕※改行は原文どおりでない

柴 停 車 場 記

朝に墨江（大阪の住江か）の花を觀て、暮に嵐山（京都）の芳（「芳」も「花」や「花の香」の意）を愛でる。昨日は東北地方の名勝を探索し、今は鹿兒島の町で酔っ払っている。遠いところへは数時間で到着し、近いところへは一瞬で到達する。人畜を載せて貨物を輸送し、四方に運搬する。鉄道汽車の便利さはまさにこれだ（遠隔地をつないで人畜や貨物の輸送を行うことだ）。鉄道を都鄙間に設置し各国に行く、地上はほとんど碁盤の目のように鉄道網が張り巡らされている。我が中遠の地のごときは、当然この大局に漏れず、時代の波がこの鉄道敷設を促した。大正三年初春、袋井から横須賀に到るまで、鉄道汽車を設置し、これによって人々の暮らしは便利になった。ところで袋井と横須賀の間にある浅羽の地は、豊かな土地で、桑・茶・果実・野菜の生産が特に多い。既に郵便局及び銀行などの施設があるが、しかし停車場が無いことは、はなはだ不便だと思われていた。そこで、有志諸氏が相談し、寄付を募り、停車場を柴に設置することができた。それ以来浅羽の繁栄はかつての倍になった。百貨が集まる場所となって、近隣の地域も豊かになって利益は年々増えた。一つ一つ考えてみるに、一本の鉄道は、特に全郡の利益を考えた訳ではないが、万人の便益となっている。その功德は偉大と言ふべきであろう。ここに石碑を彫つて、わずかながらその由緒を記す。そこで、頌を作つてみたが、その文面は以下のとおり。

これ時に大正三年春 鉄道を通し、草木の茂る土地を拓き、 袋井と横須賀とは一本の道 南北は繋がり近所のようなになった その中程にこの停車場を設置した 鉄道は往復運搬し人民の生活を便利にした 更に喜ばしいことは、文化が辺境にまで及び 知識日進、万事が皆新しくなつていくことだ。 大正四年四月 八十三翁鴻齋石川英撰併書

予習不要の古文書講座 第二回 「漢文を読む」

大正四年（一九一五）「柴停車場記」（抄）

一 今回は石碑です

今回取り上げるのは「柴停車場記」という史料です。

一目瞭然ですが、石碑です。

文献史学の対象は、紙に書いた文字だけではありません。金属器や石碑などに書かれた文字を扱うこともあります。金属器や石碑に書かれた文字を金石文（きんせきぶん）と言います。

この他、木に書かれた史料もあります。看板のように掲示した御触書とか、そのものずばり看板とか、あるいは荷札とか。そのように、木に書かれた史料を木簡と言います。

今回は木簡についての回ではないので、そこについて詳しくは触れません（木に書いた史料は十回目で扱う予定です）。

さて、石や木に書いたものでも、古文書や古記録の範疇に入ります。

例えば、先ほど例に挙げた、看板の形で掲示した御触書——これを「高札（こうさつ）」と言います——などは、不特定多数の人が見て、そこに書いてある禁制や通知、指名手配犯などを知るわけですから、古文書の一種と言えます。

木簡も、荷札などは古文書の役割を果たしたものと言えるでしょう。

高札の場合、耐久性が高く、継続的に内容を表示しつづけられる、という特徴と同時に、（多少の手間は必要でも）引き抜いて取り換えることができる、という可変性を持っています。

古文書のように、見た人に、禁制や通知など、実地的な意味を持つ情報を伝える効果を期待した媒体の場合、同じものがずっとそこにあるよりは、最新の情報に常に更新されている方が良いということは、自明か

と思います。

そう考えると、多くの人に、ある程度の期間効力を發揮する、御触などの内容を周知する方法としては、頑丈でいながら交換可能な高札は優秀と言えます。

一方、高札と同じように耐久性の高い掲示方法でありながら、作成はもとより、移動や取り換えに、（不可能ではないです）、最近では石碑の移動も多くありますが、高札よりも多くの労力を必要とする石碑は、常に更新されつづける宿命にある古文書の用法とは相性が悪いようです。

石碑は、多くの場合、何らかの事業に対して功績のあった人の名前や、災害の犠牲者、戦死者の名前など、多くの人名を後世にとどめるためや、事業の経緯や災害の情報を後世に残すために建てられます。

今回の「柴停車場記」も同様で、柴停車場という、軽便鉄道の停車場が建設された経緯と、そのために寄附金を出した人たちの名前が、記念として彫られています。とすると、「柴停車場記」の場合は、「古記録」に分類されるべき内容でしょうか。

石碑の機能については、現在考えているところもありますが、講座の中で紹介するには時間を取りすぎてしまいますから、今回はここまでにします。気になる方は質問カードに書いていただければと思います。

一一 静岡鉄道駿遠線の廃線路を歩く

「柴停車場記」は、かつて浅羽を走っていた、中遠鉄道という軽便鉄道の、柴停車場という停車場（現在は跡地／痕跡はほとんどなし）に建てられています。

中遠鉄道は、後、いくつかの鉄道会社と合併し、静岡鉄道駿遠線となりました。昭和四十二年（一九六七）八月二十七日に、静岡鉄道駿遠線の、旧中遠鉄道だった袋井〜新三俣間が廃線となるまで、中遠鉄道Ⅱ静



【写真2】軽便鉄道をモチーフにしたオブジェ

ります。高架の脚を見ると、「駿遠線架道橋」と書かれたプレートが脚の両側に貼り付けられていることが分かります【写真5】〜【写真8】。このプレートが、現在に残る（おそらく）唯一の駿遠線の名残です。ちなみに、このプレートのところにたどり着いたのは午前十一時十六分。浅羽図書館からは徒歩一時間強です（かなりのんびり歩い



【写真1】駿遠線廃線路跡への入り口

岡鉄道駿遠線は、多くの人物を運びました。用語の説明や、中遠鉄道の詳しい歴史は後ほどご紹介します（本書では省略／「解題」参照）ので、今は「ふーん」という感じで聞いていただければ結構です。今回の講座のために、令和五年（二〇二三）八月二十七日、静岡鉄道駿遠線の廃線路を歩いて、柴停車場の写真を撮影してきました。日付が廃線の日と同じにな

ったのは偶然ですが、今年（二〇二四）は日曜日でちょうど良いタイミングでした。静岡鉄道駿遠線の廃線路跡は、現在遊歩道になっています。浅羽図書館の北、浜松いわた信用金庫の脇の道が、廃線路跡への入り口です【写真1】。廃線路跡には、軽便鉄道をモチーフにしたオブジェ【写真2】やマイル【写真3】などが並んでいます。廃線路跡は道なりにまっすぐ進めば良いので、とにかくどンドン歩いていきます。途中で横断歩道があつて不安になるかもしれませんが、どンドン歩きましょう。すると、「柴停車場」が見えてきます【写真4】。浅羽図書館を出発したのが午前十時十三分。石碑に到着したのは午前十時三十四分です。オブジェなどの写真を撮りながらのんびり歩きましたが、それでも二十分くらいで石碑に到着しました。石碑をこえて、そのままずっと歩いて行くと、新幹線の高架にぶつか



【写真5】「駿遠線架道橋」プレート（南から）



【写真3】軽便鉄道をモチーフにしたタイル



【写真6】「駿遠線架道橋」プレート（北から）



【写真4】「柴停車場記」



【写真8】「駿遠線架道橋」プレート（北）

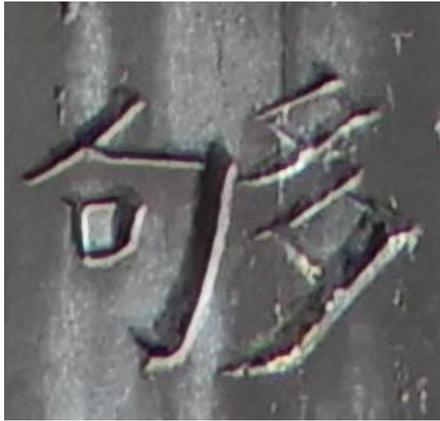


【写真7】「駿遠線架道橋」プレート（南）

たので、スタスタ歩けばもつと早く着くはず。

三 「柴停車場記」——まずは漢詩から

では、「柴停車場記」の本文を読んでいきましょう。裏面にはお金を寄附した方の名前がずらっと書かれています。そちらは読みません。原文は冒頭にあります。



難読漢字「够」(ク)

今後の説明の便のために、原文の各行の上に番号を振りましたが、この番号は杉山によるものです。

6行目の「夥够」(「カク」と読み、「多い」の意味です)がワードで出ないことを除けば、他の文字は、珍しいものもありますが、一応ワードで書けます。

今回の「柴停車場記」は、長くて漢字も難しいので、文法的な説明がそれほど必要ではないかな、と思う箇所については、簡単に済ませていきます。

読むのも、順番どおりではなく、読みやすいように読んでいきますのでご了承ください。

まず、10〜12行目を見てみましょう。

末尾の「大正四年四月」、「八十三翁鴻齋石川英撰併書」という部分はあまり悩みませんね。

石川鴻齋(一八三三—一九一八)は、三河国に生まれた詩作家、漢学者です。「英」というのは鴻齋の本名です。「八十三翁」というのは、「八十

三歳」ということで、大正四年(一九一五)には、教えて八十三歳ですから、計算は合います。

石川鴻齋は文筆家で、作品もいくらか残っていますから、研究もいくばくかありますが、彼がなぜ「柴停車場記」を書いたのか、つまり、どういう経路で依頼されたのかはよく分かりません。

市内にいくらか石川鴻齋の漢文が残されていますから、何らかの縁があったのだと思います。

それはさておき、10〜12行目の一字下げの箇所は、七文字ごとに一字空けがあり、八つの部分に分かれています。これは「律詩」という漢詩の形式に見えます。

ええと、二回連続で漢詩の紹介をしていますが、もうちょっとだけお付き合ってください。漢詩は今回で最後です。

幕末〜明治〜昭和戦前期の史料を片っ端から調べていますと、村の、庄屋さんを務めたような家では、おそらく御当主とみられる方が書いた、自作の漢詩集を見付けることが多々あります。

漢詩作成の広がりを見ると、近代の日本人は、漢文や漢詩で表現をしていた、と考えるのも良いと思います。和文ももちろん多く作成されているのですが、同時に、数多くある日本人の漢詩にも目を向けると、少しだけ豊かな村の歴史空間が見えてきます。

漢詩部分を、句ごとに改行して抜き出してみます。

維時大正三年春

通鐵路兮拓葳蕤

袋与横兮徑一線

南北繫兮如邇隣

中程設此停車場

往復運般便人民

漢詩（近体詩）では、一首中に同じ文字を使つてはいけません。しかし、「兮」（ケイ）字が三回も登場しています。

だから、これは近体詩ではないかもしれませんが。わざわざ七文字ずつ八つに分けているのですが、古詩という形式に分類するべきでしょうか。

古詩とは、本来は昔昔の自由な詩歌のことですが、近体詩ができて以降の作例で古詩と言つた場合には、要するに、絶句でも律詩でもないものを指します。

さらに言うと「兮」は文のリズムを整える言葉で、詠嘆や疑問を薄ら言葉にのせる役割がありますが、その詠嘆の度合いもあまり強くなく、日本語に対応する言葉もあまりないので、漢文訓読では読まず、日本語訳にもほとんど反映されない文字です。

そういう文字を三回も登場させる、というのも妙な話ですが、さらに不思議なことに、文字や文法構造を揃えて、二句目から四句目までを対句のようにしています。しかしなぜ？

今回のものは古詩（もしくは失敗した律詩）でしょうけれども、古詩だと説明することもないので、形式の確認も兼ねて、ひとまず律詩の解説をしておきます。

一行一行を「句」（く）と言います。そして、頭から二句ずつを「聯」（れん）と言います。聯は、頭から順に首聯（あるいは起聯）・頷聯・頸聯・尾聯と言います。

律詩の場合、中央の二聯＝頷聯と頸聯は対句にしななければいけません。なお、首聯と尾聯は対句にする必要はありませんが、対句にしても構いません。

対句とは、字数が全く同じで、文法上の構成も全く同じで、何文字目

が主語、何文字目が述語、というところまで揃えたものです。また、対応する語句も、意味を対にする必要があります。

首聯だなんだと言つても分かりにくいと思いますから、今回の詩を例に図示します。

| | |
|----|--------------------|
| 首聯 | 維時大正三年春 通鐵路兮拓葳蕤 |
| 頷聯 | 袋与横兮徑一線 南北繫兮如邇隣 |
| 頸聯 | 中程設此停車場 往復運般便人民 |
| 尾聯 | 更喜文化追辺陬 知識日進事皆新 |

この内、頷聯と頸聯とがそれぞれ対句によって構成されていないといけない訳ですが、ぱっと見た感じだと、対句になっていないかもしれませぬ。

漢詩で最も重要な規則は、平仄です。平仄とはアクセントのことで、平声（ひようしよう）・上声（じようしよう）・去声（きよしよう）・入声（にっしよう）の四つです（四声）。上声・去声・入声の三つをあわせて仄というので、これと平声とをあわせて平仄です。

また、韻の規則もあって、同じ韻＝母音の文字を置かなければならぬ位置も決まっています。同じ韻を揃えることを「韻を踏む」と言い、偶数番目の句の最後の文字で韻を踏みます。七言詩に限り、一句目の最後で韻を踏んでも良いことになっています。三句目以降の奇数番目の句の最後の文字は、韻を踏んだ文字と四声を変えなければいけません。

何を言っているのか、と思うかもしれませんが、まあ、ここはひっか

からずに、「そういうものか、漢詩は、どのアクセントの文字をどこに置くのが決まっているんだな」とだけ思ってください。

漢詩は、形式が決まった歌やラップみたいなもので、声に出した時に調子が良いように、アクセントの置き方が決まっていたのです。

こうした決まりは、中国の方が「それが良い」と思って決めていたので、納得がいなくても、我々がどう言う筋合いの問題ではありません。

あまりに納得がいけない場合は——まあ、普通の和文を書けば良いのではないのでしょうか。

そのあたりの善し悪しの感覚は、日本の俳句が五七五、歌が五七五七、五七調、七五調が日本語では調子が良い、と言ったあたりと同じような問題だと思います。理屈より感覚。と、いうことで、納得がいなくても、釈然としない顔で分かった振りをしながら進みましょう。

で、律詩の平仄の配置は、二文字目の平仄で決まります。今回の場合、二文字目「時」は「平」声なので、「平起り式」と呼ばれる平仄配置となります。規則どおりの平仄配置を左に図示します。平声は○、仄声は●、どちらでも良い文字は×、韻を◎で表します。今回の韻は平声のようなので、奇数番目の句の最後の文字は仄声になります。

1 × ○ × ● × ○ ◎
 2 × ● × ○ × ● ◎
 3 × ● × ○ × ● ◎
 4 × ○ × ● × ○ ◎
 5 × ○ × ● × ○ ◎
 6 × ● × ○ × ● ◎
 7 × ● × ○ × ● ◎
 8 × ○ × ● × ○ ◎
 ㊦

今回の詩の平仄配置は以下のとおり。

1 維 ○ ○ ● ● ○ ○ ○ ○ ◎
 2 通 ○ ● ● ○ ● ○ ○ ◎
 3 袋 ● ● ○ ○ ● ● ◎
 4 南 ○ ● ● ○ ○ ○ ○ ◎
 5 中 ○ ○ ● ● ○ ○ ◎
 6 往 ● ● ● ○ ○ ○ ◎
 7 更 ● ● ● ○ ○ ○ ◎
 8 知 ○ ● ● ● ○ ○ ◎
 知識日進事皆新

一目瞭然。この詩は平仄の規則に則っていません。

ここまで来ると律詩ではないことは明らかです。古詩ですね。ここからは、少しか古詩の解説をします。

韻は、この詩で踏まれている韻は、ちよつと専門的な言い方をすると、広く使われている平水韻なら、上平十一真韻という韻で、韻だけはなんとか踏んでいます。

で、古詩の場合、はじめから終りまで同じ韻を使う詩を「一韻到底格」と言い、偶数番目の句の最後の文字で韻を踏みます。このとき、奇数番目の句の最後の文字は、韻とは異なる四声の文字を使わないといけません。◎。

奇数句の最後の文字で韻を外すことを、日本語で「ふみおとし」と言いますが、それはうまくいっていません。

韻を踏むところだけは辞書を引いたものの、他のところはテキトーと
いったところでしょうか。

随分手を抜いた詩作です。そうでなければ、石川鴻斎は、実は漢詩の
知識が怪しかった、ということになりましょうか。手抜きという評価か、
実はポンコツの漢文知識という評価か、石川鴻斎にとつては、どちらの
方が良いのでしょうかね。私はポンコツに一票。

ま、ひとまず、漢詩の中身を読んでみましょう。

まずは、一句目を見てみましょう。

「維」は、下に「時」「大正三年春」とあることに御注目。時間を表す
句の前に「維」が来る時、「維」は助詞で、「こ・れ」と読みます。文のリ
ズムを整える言葉で、実質的な意味はありません。「維れ時に大正三年春」。
「時に大正三年春のこと……」などと言うときの「時に」と同じような
もので、「まさにそのとき」と強調している、と思ってください。読みも
意味もそのままですね。

二句目は、「通」が「トホス」という動詞で、「拓」が「ひらく」とい
う動詞です。三文字ずつで対のように作っているような……秀困気では
よいか。

「鐵路」は鉄道のことです。「葳」(イ)は「草木が茂り枝葉が下に垂れ
たさま」、「藜」(シン)もまた「草木が茂るさま」です。

「兮」は訓読には反映されませんから、二句目は、「鐵路を通し葳藜を
拓き」と読み、「鉄道と開通させ、草木の茂る土地を拓き」という意味に
なります。

三句目。「袋与横」という表現ですが、この「与」は少し重要です。

「与」は接続詞で、ここでは並列の関係を示します。「と」と訓読し、
「A与B (AトBと)」の形で、「AおよびB」の意味です。

「袋」は袋井。「横」は、中遠鉄道の線路を考えると、横須賀のことだ
と思います。「袋と横と」で、「袋井と横須賀」となります。

「兮」はさておき、「徑」は少し悩むどころです。名詞なら「こみち」
「みち」、形容詞なら「ハヤシ」(はやい)、副詞なら「ただちに」。これ
らの意味のときは去声です。平声なら動詞で「ゆ・く」。

下の「一線」とどうつながるべきか。

名詞で「徑は一線」とするか、動詞で「一線を径く」とするか、そのあ
たりが妥当なところだと思います。

普通の律詩なら、三句目と四句目とは対句なので、構造を比較して判
断できるのですが、三句目が「袋与横」(「袋と横と」)で始まるのに対
し、四句目は「南北繋」(「南北繋がり」と、明らかに異なる構造のかた
まりで始まっています。

やはり、石川鴻斎は手を抜いているようです。あるいは、石川鴻斎は、
実は漢詩が下手だった……？

仕方が無い。対句は無視して考えましょう。今回は、二句目から続け
ることを考えて、「徑」を名詞で「袋と横と径は一線」と読み、「袋井と横
須賀と、道は一本になった」と訳すことにします。

四句目は、「南北繋がり」で「兮」、その下、「如」は下から返って「こ
とし」と読むのが妥当でしょう。「邇」(ジ)は形容詞でチカシ(近い)、
名詞で「ちかき」としても良いと思います。「隣」は、言わずと知れた「と
なり」。ここでは「邇隣」とまとめて「ジリン」とでも読み、近所の意に
解しましょう。そうすると「邇隣の如し」で、上からつなげて、「南北は
つながり、近所のようになった」となります。

意味の上では、三句目と四句目(領聯)は対になっていますが、構造は
必ずしも対になっていません。

五句目は迷わないと思います。「設」のみが動詞で「もうける」です。
「中程設二此停車場」と返って「中程に此の停車場を設く」と読みます。

ほぼ日本語的発想で書いているように思います。「設」は、停車場よりも
もっと小規模なものの設置に使用するような気がします。

六句目は「往復運般」はそのまま読めば良いと思います。「便人民」ですが、「便」はもともと形容詞で、「都合が良い」といった意味ですが、ここではその形容詞の動詞化が起きていて、「よろシクス」と読み、「人民を便しくす」＝「人民の生活を便利にした」と解しましょう。

ちなみに、手紙（たより）や、交通機関の運行を数える「便」、運送手段の意味の「便」（宅急便 など）は日本語的用法です。

七句目の「喜」は名詞「よろこび」ですが、下に続けることを考えると、「更に喜ばしきは」と読むのが妥当でしょう。

「迨」は動詞「およぶ」、「辺陬」（ヘンスウ）は「遠い国境」や「はし」「はて」「きわ」という意味なので、「更に喜ばしきは文化の辺陬に迨び」と読みましょう。この漢詩（？）は対句もなにもないですけど、一応尾聯で対と考え、対応させて読みたいと思います。

八句目は、七句目に続けて「知識日進事皆新た」——そのままですが、そう読もうと思います。今回は、七句目で、「更に喜ばしきは」と始めたので、それに対応させて、「事皆新たにならんことを」と読みますが、「おそらく対句を意識したのではないか」と（比較的好意的に）解釈した結果を反映したものです。

読み方には、どのように読んだか、という解釈が反映されます。とりあえず、漢詩部分の読みを示します。

〔原文〕

維時大正三年春

通_二鐵路_一兮拓_二葳蕤_一

袋与_レ横兮径_一一線

南北繋兮如_二邇隣_一

中程設_二此停車場_一

往復運搬便_二人民_一

更喜文化迨_二辺陬_一
知識日進事皆新

〔読み下し〕

維れ時に大正三年春

鐵路を通し葳蕤を拓き

袋と横と径は一線

南北繋がり邇隣の如し

中程此の停車場を設く

往復運搬人民を便しくす

更に喜ばしきは文化の辺陬に迨び

知識日進事皆新たにならんことを

〔現代語訳〕

これ時に大正三年春

鉄道を通し、草木の茂る土地を拓き、

袋井と横須賀とは一本の道

南北は繋がり近所のようになった

その中程にこの停車場を設置した

鉄道は往復運搬し人民の生活を便利にした

更に喜ばしいことは、文化が辺境にまで及び

知識日進、万事が皆新しくなっていくことだ。

四 「柴停車場記」本文

では、「柴停車場記」の本文を読んでみましょう。

1 行目を眺めるだけでも、なにやら対応しそうな文字が見えてきます。

例えば「晨」(あした)と「朝」と「暮」、「墨江之花」と「嵐山之芳」。「昨」と「今」、「東奥之勝」と「南薩之巷」などです。この他、「遠」と「近」、「則数時」と「則瞬間」なども対応が見えます。

今言った、対応する句を並べてみると、左のようになります。文の構造は簡単なので、返り点も振って、読み下し、現代語訳もしてしましましょう。

晨観_二墨江之花_一 晨に墨江の花を観て、

暮賞_二嵐山之芳_一 暮に嵐山の芳を賞す。

朝に墨江(大阪の住江か)の花を観て、暮に嵐山(京都)の芳(「芳」も「花」や「花の香」の意)を愛でる。

昨探_二東奥之勝_一 昨は東奥の勝を探り

今酔_二南薩之巷_一 今は南薩の巷に酔ふ

昨日は東北地方の名勝を探索し、今は鹿児島町の町で酔っ払っている。

遠則数時而到 遠きは則ち数時にして到り、

近則瞬間而達 近きは則ち瞬間にして達す。

遠いところへは数時間で到着し、近いところへは一瞬で到達する。

「墨江」を「隅田川」と解する説もありますが(三)、私は、大阪の地名ではないかと思えます。東成郡墨江村という村があり、現大阪府大阪市住吉区です。ここは解釈の差ということで、皆さんは自分が思うところを主張してください。

さて、右に見たように、「柴停車場記」本文は、対句の連続のような形で文が進行していきます。また、各句は六文字です。

一句が四字または六字を中心として構成されていて、また、全体が対

句で構成されている文を駢文、駢儷文、あるいは四六駢儷文と言います。「駢」は二頭だての馬の意で、儷は二人並んだ人、すなわち夫婦のことです。「駢儷」は、対句による文という意味を表しています。

駢儷文だと、4-4-6-6とか、4-6-4-6とか、四文字と六文字とを組み合わせてリズムを作ります。六字句は長いので3-3に分けることもあります。「柴停車場記」だと、右に読んだ部分に続く「載人畜輸貨物」が、「載二人畜輸貨物」(人畜を載せ貨物を輸り(おくり))と、3-3になっています。

なお、四六駢儷文といっても、ずっと四字句と六字句だけでは単調になるので、薄らとした意味しかない文字を一字足す、などの操作をして、リズムを調えます。基本的に、声に出して読むものなので、歌やラップで調子を調えるような操作をします。

ラップで言う「I say,」とか「Yo,」とか「Check it out,」とか(最近ではあまり聞かなくなりましたが)のようなものだと思います。

「柴停車場記」の場合は——漢詩の確認で、「柴停車場記」が下手くそな漢文だと言うことは分かったので、「柴停車場記」は下手な漢文だと思っただけで、先ほどの3-3句に続く「運搬四方二者」(四方に運搬するは)は五字句ですが、(4+1)字句(三)として解しても、この句に対応する句が見当たらず、続く「則為_二鐵路汽車之便_一今也」(則ち鐵路汽車の便たるは今なり)も、十文字で、4+6が想定されますが、句の構造を見ると、十字句か、もしくは八字句十二文字(「今也」を+2と解す)となりますので、4、6のリズムとその派生の中には括れません。なら駢文ではなく、散文かと言うと、冒頭部分がそうだったように、六字の対句表現を、「柴停車場記」文中では比較的多用していますから、駢文風味で書いていることは明らかです。

全体的に、「柴停車場記」は漢文の構造が中途半端です。駢文なら駢文で、きちんとそう書けば良いのですが、部分的に駢文では、「あれ? 失

敗したのかな？」と読者に思われるだけなので、ちよつぴりダサイです。

石川鴻斎は、漢文が下手なかもしれませぬ。

石川鴻斎の漢文の腕前はともかくとして、先ほどの十字句ですが、「為」は「……のため」ではなく、「……たるは」と読みました。「便」は「便利さ」の意です。少し難しいかもしれないのは「今」で、今回は代名詞「これ」。続く「也」と合わせて、「……たるはこれなり」と、強調の意味を表しています。

現代語訳するなら、「鉄道汽車の便利さはまさにこれだ（遠隔地をつないで人畜や貨物の輸送を行うことだ）」となります。

続く部分、3行目末から4行目頭までで「設_二於都鄙_一行_二於各国_一、地上殆如_二棋局之面_一」と返り、「都鄙に設け各国に行く、地上殆ど棋局の面の如し」と読みます。意味は、「鉄道を都鄙間に設置し各国に行く、地上はほとんど碁盤の目のように鉄道網が張り巡らされている」と訳せます。「棋」は、漢文では囲碁のことですね。碁盤の目の想像がつくでしょうか。我が家の碁盤は先日のお祭りで片付けてしまい、すぐに出る場所になかったので、撮影してこられませんでした。

この部分を見ると(4+4)字句+八字句という関係になっています。

対句

設_二於都鄙_一行_二於各国_一、地上殆如_二棋局之面_一

上の(4+4)字句の内容を受けて

下の八字句の内容が導かれている。

リズムは不定の、駢文風味の文、というところでしょうか。

八字句も多いですが、六字句も多いですね。言うなれば六八駢儷文でしょうか(もちろんそんな言葉は無い)。

4行目の半ばくらいから5行目の半ばくらいまで行ってみましょう。

如_二我中遠之地_一、固不_レ漏_二斯大局_一、時勢進運促_レ之。大正三年初春、自_二袋井_一到_二横須賀_一、設_一置_二鐵路汽車_一、以便_二民庶_一。

我が中遠の地のごときは、固より斯の大局に漏れず、時勢の進運これを促す。大正三年初春、袋井より横須賀に到り、鐵路汽車を設置し、以て民庶を便す。

我が中遠の地のごときは、当然この大局に漏れず、時代の波がこの鉄道敷設を促した。大正三年初春、袋井から横須賀に到るまで、鉄道汽車を設置し、これによって人々の暮らしは便利になった。

「固」は副詞「もとより」。「もともと」の意味もありますが、ここは「当然」の意味です。

「自」は前置詞「より」。時間や場所の起点を示し、「自_レA」で「Aより」と訓読し、「Aから」の意です。「從」字が「自」と同じ意味、用法です。

大正三年(一九一四)初春。「初春」は正月(一月)のことです。中遠鉄道は、大正三年(一九一八)一月十日に総理大臣から営業開始の許可が下り、同年一月十一日に開通式、翌一月十二日から運輸営業が開始されました(2)。

この辺りは末尾の漢詩の内容に近いですね。
6行目の半ばまで行きます。

而其間淺羽之地、沃壤豊富、桑茶菓蔬之産特為_二夥够_一。

而るに其の間淺羽の地、沃壤豊富、桑茶菓蔬の産特に夥够たり。

ところで袋井と横須賀の間にある浅羽の地は、豊かな土地で、桑・茶・果実・野菜の生産が特に多い。

「而」は接続詞です。日本語の候文だと「……して」の「て」に相当する使い方をされることも多いですが、漢文では語と語、句と句、文と文など、幅広く接続します。また、順接、逆接、累加、条件なんでもござれなので、どう訳すかは文意によります。

今回は薄ら逆接風味なので「しかるに」と逆接で読みましたが、迷ったら、これまたなんにでも使える「しこうして」「しかして」と読めば良いと思います。

文意は良いでしょう。鉄道が通った。さてその沿線浅羽の地は作物が豊かで……という訳です。

続く6行目半ばから7行目半ばまでが、「柴停車場記」の本題です。

既有_二郵便局及銀行等備_一、而無_二停車場設_一、甚懷_二不便之感_一。於_レ是有志諸氏相謀釀金得_レ設_二置停車場於柴_一。

既に郵便局及び銀行などの備へ有れども、しかるに停車場の設けの無きは、甚だ不便の感を懷く。是に於て有志諸氏相謀りて釀金し、停車場を柴に設置すを得。

既に郵便局及び銀行などの施設があるが、しかし停車場が無いことは、はなはだ不便だと思われていた。そこで、有志諸氏が相談し、寄付を募り、停車場を柴に設置することができた。

「釀金」はお金を集めることです。文意は明らかです。浅羽の地は農作

物が特産だが、それを運ぶための停車場がないのは不便なので、有志が寄附金を募って、柴に停車場を設置してもらった、とのこと。ここ、後で詳しく説明します。

後はしばらく良いでしょうか。9行目の半ばくらいまで読んでしましましょう。

爾来浅羽の繁栄倍_レ旧。為_二百貨輻湊之区_一而、四隣近郷潤沢年加増焉。

顧_二一区_一一条車路不_三特謀_二全郡贏利_一迨_二萬人便益_一。可_レ謂_二其功德偉且_一。

大_一矣。

爾来浅羽の繁栄旧に倍す。百貨輻湊の区と為りて、四隣近郷の潤沢は年に加増すなり。区を顧みるに、一条の車路は、特に全郡の贏利を謀らずとも、萬人の便益に迨ぶ。其の功德、偉、且つ大なるかなと謂ふべし。

それ以来浅羽の繁栄はかつての倍になった。百貨が集まる場所となって、近隣の地域も豊かになって利益は年々増えた。一つ一つ考えてみるに、一本の鉄道は、特に全郡の利益を考えた訳ではないが、万人の便益となっている。その功德は偉大と言うべきであろう。

少し難しい語があります。「輻湊」(フクソウ)は、「人や物などが一箇所に集まること」、「贏利」(エイリ)は利益のことです。

句末の表現について少し説明します。

助詞「焉」は句末に置いて色々な意味を表しますが、今回は、肯定的な意味を強調する役割だと思えます。そういう場合には「なり」などと読みます。

「矣」は漢文頻出です。意味は「也」と同様ですが、話し手の感情ないし主観的な判断が込められた「なり」です^(註)。力強く「そうなんだ！」という雰囲気です。

9行目の残る部分を読みましょう。

茲勒_レ貞珉_一聊記_二其由_一。乃作_レ頌曰、

茲に貞珉を勒し聊か其の由を記す。乃ち頌を作りて曰く、

ここに石碑を彫って、わずかながらその由緒を記す。そこで、頌を作ってみたが、その文面は以下のとおり。

「貞珉」は石碑のことです。「頌」は、先に読んだ漢詩のことですね。

- (c) 大正四年(一九一五)四月「柴停車場記」。石碑。原文どおりの改行ではないが、碑文は浅羽町郷土資料館編『浅羽町郷土資料館報告第三集 碑文等調査報告書 記念碑・墓碑・頌徳碑・句碑など 附 梵鐘銘文』(浅羽町教育委員会、二〇〇三年)六―七頁に収録されている。今回読解する表面は六頁に収録されている。なお、本報告書によれば、「柴停車場記」は碑高一八センチメートル、碑幅八二センチメートルとのこと(六頁)。
- (d) 前野直彬『精講 漢文』(ちくま学芸文庫、二〇一八年、初出一九六六年)一九五頁。
- (e) 前野直彬『精講 漢文』(前掲注2参照)二〇〇頁。
- (f) 前野直彬『精講 漢文』(前掲注2参照)一九一―一九三頁。
- (g) 前野直彬『精講 漢文』(前掲注2参照)六六―六七頁。
- (h) 前野直彬『精講 漢文』(前掲注2参照)一九八頁。
- (i) 前野直彬『精講 漢文』(前掲注2参照)一九九頁。

- (ii) 「大正三年春」は日本語なので、意味による発音の違いを判断しにくい。漢和辞典ではじめに挙げられている意味(最も頻度が高いとみられるもの)で解釈した。
- (iii) 前野直彬『精講 漢文』(前掲注2参照)
- (iv) 阿形昭『歴史に残す静岡鉄道駿遠線―日本一の軽便鉄道―』(静岡新聞社、二〇一五年)四三頁。
- (v) その場合「者」が調子を調えるための文字であろう。助詞「者」は、名詞や名詞句の後に置き、主語を提示する役割を果たす。「……は」と訓読し、日本語で言えば、テニヲハの「ハ」の役割を果たす。
- (vi) 森信勝『静岡県鉄道興亡史』(静岡新聞社、一九九七年)一八六頁、森信勝『静岡県鉄道軌道史』(静岡新聞社、二〇一二年)二六六頁。両者ほぼ同文。
- (vii) 前野直彬『精講 漢文』(前掲注2参照)一一六頁。

昭和十八年（一九四三）八月付け「中遠碑」

〔原文〕

（上部）

「中遠碑／五島慶太」

- 1 道路之通塞則國運隆替_レ、軍備・經濟・產業等諸般文化盛衰職由_レ之。缺道敷設之緊要_一亦不_レ俟_レ論也。中
- 2 遠鐵道株式會社置_二本社於磐田郡袋井町_一、資本金五十万円。擁從_二東海道本線袋井駅_一、經_二小笠郡橫須賀
- 3 町_一、至_二同郡睦濱村_一、鐵路延長約十八軒。為_二地方_一雖_二一重要交通機關_一、抑中遠南部之地也、北負_二小笠連
- 4 山_一、南臨_二遠州洋長汀_一、財物不通、產業不振、民以為_レ患。明治四十四年見_二地方缺道補助法制定_一也、有志胥謀_二
- 5 組織_一、當會社大正三年始見_二袋井橫須賀間缺路開通宿望_一。漸達當時藤相缺道會社有_レ開_二藤枝相良間缺
- 6 路_一而、南遠海岸線之貫通者、是兩者共通目的而、亦缺道本來使命也。於是東西相呼応、當其企画昭和_二
- 7 年本社先開_二橫須賀_一俣間缺路_一。雖_レ然歐洲戰亂以後世界的經濟不況、澎湃如_二潮來_一。加之自動車會社所
- 8 在簇出、缺道會社之倒産者相次、遭_二廢業解散之厄_一者不_レ可_二勝算_一。當社長芝田庫太郎君創立以來在_二其職_一、
- 9 拮据艱勉當經營克獻_二一身_一、處_二百難_一嘗_二千辛_一喫_二萬苦_一、滅私奉公終始不_レ渝為_レ勉、內外信望、上下輯睦、戮力協
- 10 和、遂_レ善_二此難局_一者、洵可_レ謂_二至誠通_レ神也。在職_二二十有二年、昭和九年一月遺_二不朽偉業_一、溢焉長逝。遠近知
- 11 与_レ和無_レ不_レ痛惜_一矣。次創立以來之常務取締役鹽谷桑平君為_二社長_一、新任常務取締役芝田佐平次君与_二
- 12 支配人村瀬莊三郎君_一同心一体、經營愈努、社運益昌、將來之發展可_二期而待_一也。昭和十七年七月迎_二創業_一
- 13 三十周年_一、挙_二記念祝典_一並祭_二關係物故者靈_一。亦出_二於報本反始之意_一也。遮回於_二東泉偶_一有_レ欲_二整備擴充交通
- 14 機關統制強化_一、其運營之議當社率先贊_レ之。昭和十八年五月中部交通機關統合成_二併合_一改_二稱靜岡鐵道
- 15 株式會社_一。將愈擴_二張業務_一、益寄_二与於地方交通發達_一。蓋所_二以充_二實軍備振興經濟開發產業_一並啓_二培諸般文
- 16 化_一而、抑亦當社創設之本旨也。頃者欲_二建_レ碑叙事_一傳_レ之。於_レ後昆請_レ文、於_二余余_一与_二前社長_一有_レ姻、且通_二前後事情_一
- 17 故、以_二不文_一不_レ敢辭_一、尚謀_二之於尾崎楠馬先生略録梗概_一云爾。
- 18 昭和十八年八月

井浪茂三郎撰

小林岳陽書

小林岳陽書

「現代語訳」(原文改行箇所を「」で表した/本文のみ)

道路が通っているかどうかは、国運の浮き沈みに関わる問題で、軍備・経済・産業など諸般の文化の盛衰は、主に交通の便にかかっている。鉄道敷設が緊要であることは論を待たない。中ノ遠鉄道株式会社は本社を磐田郡袋井町に置き、資本金は五十万円。その範囲は、東海道本線袋井駅から、小笠郡横須賀ノ町を経て、同郡睦濱村三俣に至る、鉄道敷延長約十八キロメートルである。地方にとつての一大重要交通機関ではあるが、そもそも、中遠南部の地は、北に小笠連ノ山があり、南に遠州灘の長い汀が広がっている。物資を運ぶのに不便で、産業は振るわず、民はそのことを憂いていた。明治四十四年(一九一三)、地方鉄道補助法の制定を知り、有志は皆ノ組織を作ること計画し、当会社(中遠鉄道株式会社)を、大正三年(一九一四)に始め、袋井―横須賀間に鉄路を開通させるという宿望を実現した。それからしばらくして知ったことだが、当時藤相鉄道会社が藤枝―相良間に開通していたのだが、南遠の海岸線を通るその鉄道は、中遠鉄道と共通目的を持つていたものだった。また、その共通目的は、鉄道本来の使命である。これにおいて、東西(藤相鉄道と中遠鉄道)は呼応すべく、まさにその企画として、昭和二ノ年(一九二七)に、本社(中遠鉄道)は先に横須賀―三俣間の鉄路を開通した。しかし、そんなときに、欧州戦乱(第一次世界大戦)以後、世界的経済不況が大波のごとく襲いかかってきた。それだけではなく、自動車会社もノ地域に次々登場し、鉄道会社で倒産するものが相次いだ。廃業解散の危機に遭遇したものは数え切れないほどだ。当社(中遠鉄道)社長芝田庫太郎君は、創立以来その職(社長)に在り、ノ常に励み、中遠鉄道の経営のためにその身を捧げ、百難を処理し、千辛を舐め、万苦を喫し、滅私奉公の心で、終始努力する姿勢を変えなかった。内外からは信頼を集め、上下は仲良くなり、皆で力を出し合い協力し、ノ善処をとげ、この難局を乗り越えたのは、まことに、至誠が神に通じた、と言ふべきことであろう。芝田庫太郎は在職二十二年、昭和九年(一九三四)一月に、不朽の偉業を残し急死した。各地でその死を知ったノ者は、親しくなくとも、その死を惜しまないことは無かった。芝田庫太郎を継いで、創立以来常務取締役を務めていた塩谷桑平君が社長となり、新任常務取締役の芝田佐平次君はノ支配人の村瀬莊三郎君と協力し、経営にいいよ努力し、社運は高まり、将来の発展を期待すべき状態になった。昭和十七年(一九四二)七月に創業ノ三十周年の記念祝典を挙式し、関係物故者の霊を祀り、また、創業当時の初心にかえって感謝の念を捧げた。このたびは、東にある県の隅(中遠の地)で交通機関の拡充整備と統制強化が求められ、ノその運営について、当社(中遠鉄道)が率先して主導した。昭和十八年(一九四三)五月、中部交通機関の統合が行なわれ、鉄道会社は併合して静岡鉄道ノ株式会社と改称した。ここでいよいよ業務は拡張し、その利益は地方交通の発達に寄与した。考えるに、軍備振興、経済開発、産業と、諸般文ノ化の振興は、そもそも当社(中遠鉄道)創設の本旨である。このごろ、碑を建ててこれらのことを後世に伝えたいということになった。そこで、全体の文章を依頼するのに、色々なことについて、前社長と姻戚関係にあり、かつ、前後の事情に通じているノとのことで、つたない文章ではあるが、敢えて辞せず、記すことにした。なお、尾崎楠馬先生にこれらの話の概要をうかがった。

昭和十八年八月

井浪茂三郎撰

小林岳陽書

読みの説明

中遠碑文については、阿形昭『歴史に残す静岡鉄道駿遠線 日本一の軽便鉄道』（静岡新聞社、二〇一五年）が、四四ページに原文、四五ページに「中遠碑の訳」を載せています。同書において、人名などは調べられているのですが、漢文全体の意味をとることは難しかったらしく、「中遠碑の訳」は読み下し文のようなものになっていて、現代語訳になっていません。また、返り点や、漢字の意味もうまく取れていません。

この他、漢字が読めていないところもあります。碑文は基本的に楷書体で書かれています。一箇所、十六行目下から八文字目は「メ月」というように書かれています。この文字は「有」の古い字形のようです。

中遠碑の碑文の原文を紹介した史料集などが見当たらないため、ここに原文と現代語訳を紹介し、私がどう読んだか、という、読みの説明を載せておこうと思います。

一行目冒頭は以下のようにあります。

道路之通塞則国運隆替処関

道路が通っているかどうかは、国運の浮き沈みに関係する、と言っています。「隆替」は「運命が浮き沈みするさま」です。「処関」は、日本語的用法で「関するところ」と読むのだろうと思います。同じく一行目の下の方に、以下の文字列があります。

……職由之鑛道敷設之緊要……

この「職」は「主として」の意味です。「職由」二〇〇二で、「シヨクとして〇〇ニヨル」と読み「主として〇〇に由来する」の意です。

ここでは前の「軍備・経済・産業等諸般文化盛衰」が主語で、「軍備・経済・産業等諸般の文化の盛衰は、主に〇〇に由来する」と言いたいようにです。

で、問題は「〇〇」の中身です。一見、後ろの「鑛道敷設之緊要」が「〇〇」に当たるように思われますが、この文字列は更に後ろに続き、文となっているので、「〇〇」に当たるのは「之」です。

この「之」は「これ」と読んで「之」のように使っているようです。この前の部分で「之」が指している部分は「道路之通塞」なので、「軍備・経済・産業等諸般の文化の盛衰は、主に道路が通っているかどうかに由来する」となります。

二行目〜三行目に、長い塊があります。

擁従東海道本線袋井駅經小笠郡横須賀町至同郡睦濱村三俣鐵路延長約十八軒

「擁」は「いだく」。「従」は「より」、「經」は「へる」、「至」は「いたる」で、「従」「經」「至」で返る対句表現の連続なので、「擁」は今引用した塊の末尾から上下点で返っても良いと思います。ですが、返る部分が遠くなるので、読みやすさを考えると、「擁」ところは東海道本線袋井駅より小笠郡横須賀長を経、同軍睦濱村三俣に至る、鐵路延長約十八キロメートル」とした方が良いでしょう。「軒」は「キロメートル」。「米」がメートルで、その横に「キロ」(一〇〇〇)を表す「千」を付けています。これが「グラム」だと「瓦」、「リットル」だと「立」です。暇などに漢和辞典を引いてみてください。

三行目には悩ましい塊があります。

為地方雖一重要交通機關

これは悩ましい。「為」と「雖」があるので、「〜たりと雖も」としたところですが（それも随分日本語的用法のように思いますが）、語順がそれを許しません。ひとまず「地方として一重要交通機関と雖も」と読みました。同じ三行目に次のような箇所があります。

抑中遠南部之地也

「也」は文末が多いですが、ここでは、主語や副詞の後に置き、強調の語気を表す用法で、「そもそも中遠南部の地や」と読みます。副詞の後ろに付く場合は、「必ずや」の「や」がその用法に当たります。「必也」は漢文読み下しの語が由来となった表現です。

三行目〜四行目には、対になっているような表現があります。

北負小笠連山南臨遠州洋長汀

これは対句表現ですが、横に並べてみると左のようになる。

北負小笠連山

南臨遠州洋長汀

文字数が合わないので、対句表現としては破調となっています。漢文の対句は、文字数をびったりあわせ、何文字目の漢字同士が同じ文法上の働きをしている、など、完全に対になっていないといけません。「長」と「汀」で分ける読み方は思い浮かばないので、誤ったのだろうかと思えます。

四行目に左のような表現があります。

明治四十四年見地方鉄道補助法制定也

ここは、明治四十四年に地方鉄道補助法の制定を知る（「見ゆ」）や、と解します。地方鉄道補助法の制定を知り、有志はみな（胥）組織を作ることを計画し、「当会社」（中遠鉄道）を大正三年（一九一四）に始めて、袋井―横須賀間に鉄道を開通する宿望を実現した、というわけです。五行目〜六行目も少し悩んだところです。

漸達当時藤相鉄道会社有開藤枝相良間鉄路而

「漸達」は、「そうこうしている内にこちらに届いてきた話だ」というような意味で解せば良いと思います。

六行目〜七行目にも日本語漢文（日本語を漢文風に書いたもの）のような文があります。

於是東西相呼応当其企画昭和二年本社先開横須賀三俣間鉄路

文意としては、藤相鉄道の開業を知り、中遠鉄道と藤相鉄道とは、競合することなく、同一目的で事業をともに行えることが分かったので、東西（藤相鉄道と中遠鉄道）とで呼応することにし、その企画として、昭和二年（一九二七）に、まずは中遠鉄道が横須賀―三俣間の鉄道を開いた、と言っています。

ここで「当」は「まさに」と読ませたいようです。「まさにその企画は、昭和二年本社が先ず横須賀三俣間鉄路を開き」としたいようですが、「当」は述語の前に置かれることが多いように思うので、日本語的用法かもしれません。

七行目「澎湃」は波が激しくぶつかるさま。つまり、第一次世界大戦の後、世界的大不況が大波のように押し寄せた、と言っています。

同じく七行目「加之」は、漢文学の人は「これにくわふ」と読むようですが、日本史学（というか古文書学）では「しかのみならず」と読みます。意味は分かるので、どちらで読んでも良いと思います。

九行目冒頭に難しい表現があります。

拮据黽勉

「拮据」は口と足を忙しく動かし疲れること、「黽勉」は勉め励むこと。さらにその下方には見たことの無い文字が登場します。

滅私奉公終始不渝為勉

「渝」は「か・はる」（変）なので、「不渝」で「変わらず」の意。「勉」字は使用が稀な文字で有効な意味が見つからないですが、「勉」だとすれば「変わらず勉め」といった意味になるでしょう。一応「勉」のつもりで書いたと解します。

九行目と十行目の「内外信望、上下輯睦、戮力協和」は、どれも同じ様な意味で、内外の信望を集め、上下は仲良くし、皆で力を出し合って協力した、と言っています。

十行目「溘焉長逝」、「溘焉」は急死、「長逝」は亡くなること。

十行目と十一行目も少し難しい一文です。

遠近知与不和無不痛惜矣

文意は、芝田庫太郎の死を知って、親しくなくとも、その死を惜しま

ない者はいなかった、といったところでしょうか。

十三行目に「亦出於報本反始之意也」とあります。「報本反始」は、天地や祖先など、根本の恩にたかえって謝意を表すことです。

ここまでで文章は一度切れます。同じく十三行目「遮回」から別の文になりますが、「遮回」の「遮」は「這」に通じ、「この」という意味です。つまり「遮回」は「このたび」という意味です。「這回」という表現は、明治の頃の周智郡役所からの文書に頻出です。その文書の筆跡（足立孫六の筆跡に見えます）から考えるに、周智郡長の足立孫六が好んで使った表現だったのでしよう。

十四行目に「当社率先贊之」とありますが、この「贊」は「みちびく」の意で、この事業を主導した、という意味だと思います。

十五行目「啓培」という表現は辞書に見当たらないのですが、「始めて、育てる」といった意味でしょう。

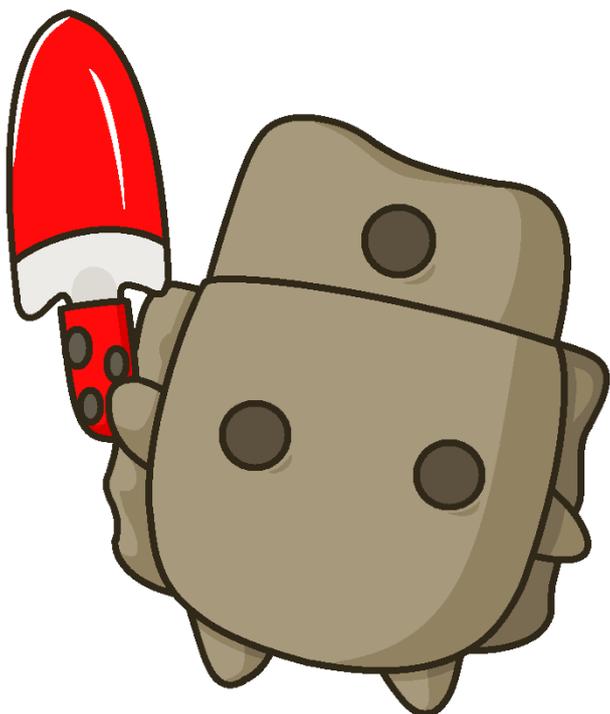
十六行目の「昆」は「ことごとく」の意。「有姻」の「姻」は、結婚によつてできた親戚関係のこと。

十七行目「謀」は「求める」の意で取るのが良かろうと思います。同じく十七行目「云爾」は、音読みで「うんじ」、訓読みで「しかいう」。

「く」というわけである」の意。

全体的には、前の方に記した現代語訳のようになるかと思えます。

なお、阿形昭氏によると、「中遠碑」の題字を揮毫した五島慶太は東急の人物、著者の井浪茂三郎は磐田郡御厨村出身の県議会議員、尾崎楠馬は旧見付中学校の初代校長とのことです（『歴史に残す静岡鉄道駿遠線 日本一の軽便鉄道』四五頁）。



袋井市交通史関係史料集

軽便鉄道編

令和八年（二〇二六）一月六日 初版

編著 杉山侑暉（袋井市教育委員会生涯学習課文化財係）

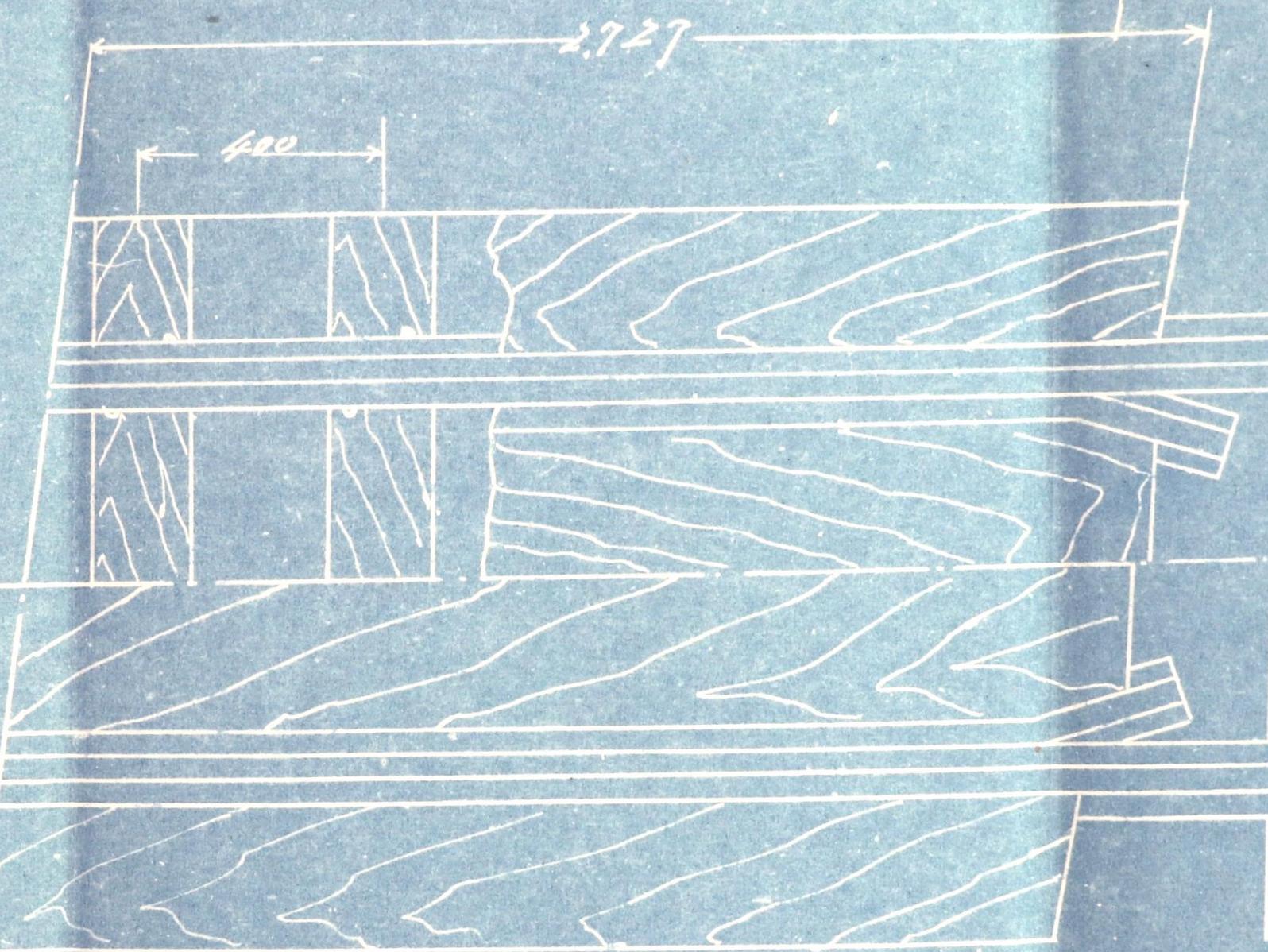
袋井市歴史文化館

④

⑤

2.727

400



⑤

枕 (踏) 踏 踏 踏 踏



日一月一年九正大

表間時發井袋

横須賀行

(干)

長電話二十六番

振替東京三三七一番

發電符(〇イ又六イ)號

森町行